

2004年度

認証評価報告書

立教大学

RIKKYO UNIVERSITY



立教大学

## 認証評価報告書発行によせて

本学は、認証評価制度の初年度にあたる 2004 年度に、財団法人大学基準協会の認証評価を受け、「適合」の評価を得た。当初は相互評価申請として準備が開始されたが、大学基準協会が認証評価機関となったのにもない、認証評価申請に切り替えられた。

大学基準協会への評価申請にそなえて本学が自己点検・評価を実施した 2003 年度は、アカデミックプランによる教学の大改革（7 学部 23 学科の体制から 9 学部 25 学科 8 専修の体制への改編）の具体案を策定している時期にあたり、この時期に、既存の学部、さらに研究科の自己点検・評価を全学的に実施したことは大変意義のあることであったと考えている。調書の「終章」にもあるように、自己点検・評価の過程で明らかになった問題点については、さっそく改善の取組みを始めることができた。それでも、認証評価で本学はいくつかの助言と勧告を受けることとなった。実際、認証評価を申請するにあたって、勧告を受ける可能性も想定されていたが、本学は自らの改善にむけて主体的に認証評価を求めることを選択したのである。

本報告書には、本学が認証評価のために大学基準協会に提出した調書および大学基礎データ（ただし、紙面の都合で表 20、24、25 については割愛）、その評価結果、現時点での本学の改善目標がおさめられている。また、認証評価の実施体制とスケジュールおよび提出資料についても記載してある。本報告書の公開が、本学さらには広く日本の大学の改善に役立つことを祈念している。

本報告書は、本学構成員のより良い大学を求める真摯な姿勢が生み出したものである。本報告書の発行を機に、あらためて認証評価申請にご尽力いただいた関係者各位に感謝の意を表するとともに、大学改革の意思を確認する。

2005 年 7 月 30 日  
立 教 大 学  
総長 押見 輝男

# 『立教大学認証評価報告書 2004 年度』

## 目 次

2004 年度認証評価報告書によせて

### I 認証評価調書

#### 1 自己点検・評価報告書 (2003 年度)

##### <序章>

I 立教大学の歴史と特色	p. 1
--------------	------

##### <本章>

#### II 全学に関する事項

1 大学・学部等の理念・目的・教育目標	p. 8
2 大学院研究科の理念・目的・教育目標	p. 14
3 ヒューマン・ムーブメント構想を支える諸組織	p. 15
4 施設・設備等	p. 35
5 図書館及び図書等の資料、学術情報	p. 57
6 社会貢献	p. 68
7 学生生活への配慮	p. 74
8 管理運営	p. 94
9 財政	p.100
10 事務組織	p.119
11 自己点検・評価	p.135
12 個人情報保護	p.140

#### III 全学的な教育研究への取組み

1 大学・学部等	p.142
(1) 教育研究組織	p.142
(2) 教育研究の内容・方法と条件整備	p.144
(3) 学生の受け入れ	p.150
(4) 教育研究のための人的体制	p.156
2 大学院	p.161
(1) 学生の受け入れ	p.161
(2) 教育・研究のための人的体制	p.165
3 総合研究センター	p.167

#### IV 学部・研究科に関する事項

1	全学共通カリキュラム運営センター	p.176
2	文学部・文学研究科 —学校・社会教育講座—	p.186
	(1) 文学部	p.186
	(2) 文学研究科	p.216
3	経済学部・経済学研究科	p.233
	(1) 経済学部	p.233
	(2) 経済学研究科	p.254
4	理学部・理学研究科	p.270
	(1) 理学部	p.270
	(2) 理学研究科	p.299
5	社会学部・社会学研究科	p.324
	(1) 社会学部	p.324
	(2) 社会学研究科	p.343
6	法学部・法学研究科	p.359
	(1) 法学部	p.359
	(2) 法学研究科	p.377
7	観光学部・観光学研究科	p.387
	(1) 観光学部	p.387
	(2) 観光学研究科	p.401
8	コミュニティ福祉学部・コミュニティ福祉学研究科	p.417
	(1) コミュニティ福祉学部	p.417
	(2) コミュニティ福祉学研究科	p.433
9	独立研究科	p.443
	(1) ビジネスデザイン研究科	p.443
	(2) 異文化コミュニケーション研究科	p.461
	(3) 21世紀社会デザイン研究科	p.473

#### <終章>

終わりに	p.491
------	-------

## 2 大学基礎データ (2003 年度)

### I 教育研究組織

- 1 全学の設置学部・学科・大学院研究科等 . . . . . p.497
- 2 開設予定学部・学科・大学院研究科等 . . . . . p.499

### II 教育研究の内容・方法と条件整備

- 1 開設授業科目における専兼比率 . . . . . p.500
- 2 単位互換協定に基づく単位認定の状況 . . . . . p.506
- 3 単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況 . . . . . p.507
- 4 卒業判定 . . . . . p.508
- 5 大学院における学位授与状況 . . . . . p.509
- 6 就職・大学院進学状況 . . . . . p.511
- 7 国家試験合格率 . . . . . p.512
- 8 公開講座の開設状況 . . . . . p.513
- 9 国別国際交流協定締結先機関 . . . . . p.514
- 10 人的国際学術研究交流 . . . . . p.515

### III 学生の受け入れ

- 1 学部・学科の志願者・合格者・入学者の推移 . . . . . p.516
- 2 学部・学科の学生定員及び在籍学生数 . . . . . p.529
- 3 学部の入学者の構成 . . . . . p.530
- 4 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数 . . . . . p.533
- 5 学部・学科の退学者数 . . . . . p.534
- 6 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数 . . . . . p.535

### IV 教育研究のための人的体制

- 1 全学の教員組織 . . . . . p.537
- 2 専任教員個別表 . . . . . 略
- 3 専任教員年齢構成 . . . . . p.539
- 4 専任教員の担当授業時間 . . . . . p.546
- 5 専任教員の給与 . . . . . p.548

### V 研究活動と研究体制の整備

- 1 専任教員の教育・研究業績 . . . . . 略
- 2 専任教員の教育・研究業績 (芸術分野や体育実技等の分野を担当する教員) . . . . . 略
- 3 学術賞の受賞状況 . . . . . p.549
- 4 特許申請・承認状況 . . . . . p.549
- 5 産学官連携による研究活動状況 . . . . . p.550

6	専任教員に配分される研究費	p.550
7	専任教員の研究旅費	p.551
8	学内共同研究費	p.551
9	教員研究費内訳	p.552
10	科学研究費の採択状況	p.552
11	学外からの研究費の総額と一人当たりの額	p.553
12	教員研究室	p.554
VI 施設・設備等		
1	校地、校舎、講義室・演習室等の面積	p.554
2	学部・大学院研究科等ごとの講義室、演習室等の面積・規模	p.555
3	学部の学生用実験・実習室の面積・規模	p.555
4	大学院研究科の学生用実験・実習室の面積・規模	p.556
5	規模別講義室・演習室使用状況一覧表	p.557
VII 図書館及び図書等の資料、学術情報		
1	図書、資料の所蔵数	p.559
2	過去3年間の図書の受け入れ状況	p.559
3	学生閲覧室等	p.560
VIII 学生生活への配慮		
1	奨学金給付・貸与状況	p.561
2	生活相談室利用状況	p.563
IX 財政		
1-1	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	p.563
1-2	消費収支計算書関係比率（大学単独）	p.564
2	貸借対照表関係比率（私立大学のみ）	p.564
3	財政公開状況について（私立大学のみ）	p.565

## II 認証評価結果

I 評価結果		
II 総評		
1	理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢	p.567
2	自己点検・評価の体制	p.568
3	長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み	p.568
III 大学に対する提言		
一、	長所として特記すべき事項	p.573

1	教育研究組織	p.573
2	教育内容・方法	p.573
3	学生の受け入れ	p.577
4	学生生活	p.577
5	研究環境	p.577
6	社会貢献	p.577
7	教員組織	p.578
8	施設・設備等	p.578
9	図書・電子媒体等	p.579
10	財務	p.579
二、助言		p.580
1	教育内容・方法	p.580
2	学生の受け入れ	p.582
3	学生生活	p.583
4	研究環境	p.584
5	教員組織	p.584
6	施設・設備	p.585
7	図書・電子媒体等	p.585
8	管理運営	p.585
三、勧告		p.585
1	学生の受け入れ	p.585

### III 認証評価結果への対応

認証評価結果への対応	p.587
[資料1] 大学基準協会の相互評価ならびに認証評価結果を受けて	p.588
[資料2] 相互評価および認証評価結果への対応	p.589
[資料3] 2005年度全学教務委員会の課題	p.590
[資料4] 全カリならびに各学部・研究科2004～2005年度短期目標	p.592

### IV 付属資料

1	認証評価申請体制	p.601
2	認証評価実施スケジュール	p.602
3	追加提出資料一覧(1)	p.604
4	追加提出資料一覧(2)	p.605



RIKKYO UNIVERSITY

I

認証評価調書



# 自己点検・評価報告書（2003年度）

## <序 章>

# I. 立教大学の歴史と特色

### 草創期 — 立教学校から立教大学校へ

学校法人立教学院の歴史は、アメリカ聖公会の伝道主教チャニング・ムーア・ウィリアムズが1874（明治7）年、東京で開いた私塾にその淵源を求めることができる。塾が開かれたのは1874年2月3日。生徒は5名とも8名とも言われている。塾の所在地、いわゆる立教発祥の地は、いまだに特定できていないが、築地居留地またはその近辺の雑居地であったと考えられる。

開設当初は、ウィリアムズ自身の日本語によるキリスト教教理と、ブランシェーによる英語の授業が行われ、開設から2ヵ月を経た4月には、生徒数も30名近くに達したという。同年12月には、塾とミッション本部は内外人雑居地の入舟町に移っている。

このころの立教学校では、算術、英国史、地形学、物理学、心理学、修身学、経済学、文明史などが講じられていたが、ウィリアムズ主教の教育の主眼はあくまでも宗教教育にあった。米国へ宛てた書簡の中で、主教は、当時日本で流行していた反宗教的思想の駆逐が急務であり、それこそが教育事業の意義であると訴え、また、ことあるごとに日本人の信徒、聖職者養成の必要性を説いている。

こうして軌道に乗った立教学校だが、1876年11月には、東京市中一万戸を焼いたという大火により校舎などが消失、閉校を余儀なくされてしまった。学校が再興したのは2年後の1878年、大阪から上京した宣教師J. H. クインビーによる小さな塾としてであった。クインビーの塾が再び本格的な学校として認められたのは、翌1879年6月、貫元介名義の土地（京橋区築地1丁目）で「私学開業願い」を東京府知事宛に提出した後のことである。

1880年10月には、クインビーに替わって、信徒宣教師J. M. ガーディナーが来日。建築家でもあるこの校長のもとで、立教学校は築地居留地37番に本格的なレンガ校舎を建築、1882年12月に移転した。この地はウィリアムズが私財を投じてガーディナーとの共同名義で購入したものである。立教学校がセント・ポールズ・スクールと呼ばれたのもこの頃からである。新校舎には「立教大学校」（St. Paul's College）の名が掲げられ、高等教育を目指す姿勢を世に示した。1883年1月には、立教学校の閉業届けが府知事あてに提出されている。

### 教育課程の改革 — 立教学校の復活

しかし、当時の立教大学校を取り巻く状況は厳しく、米国聖公会は、ウィリアムズやガーディナーの再三にわたる教師派遣と資金援助の要請に応えようとせず、また、英国国教会系のミッション（SPG, CMS）も、米国聖公会系の事業である立教の運営に対して、全く協働の姿勢を示さなかった。

加えて、不平等条約改正の失敗を背景に、日本の欧化主義の流行が終焉し、国粹的な排外主義、儒教的な教育が台頭してきたことなど、不利な要因が重なって、立教大学校の校勢は徐々に停滞してゆく。1890年度までに立教の学生数はほぼ半減し、人手不足と資金難から、ガーディナーは一時立教の廃校まで考えたという。

このような状況の中で、1890年、立教では外国人教師による西洋式カリキュラムを不満とする生徒の間から独自の改革要求が出され、大幅な教育制度の改革が行われた。その結果、早乙女豊秋を主監とし、木村駿吉、浅越金次郎、久保田富次郎などの日本人教師が招聘され、校名も元の「立教学校」に戻ることになった（尋常中学校3年、高等中学校2年）。

明治期の反キリスト教的思潮が一世を風靡していた中で、立教学校は、この改革の成果を踏み台にして再び名実共に専門教育を実施しようという機運が高まっていたのである。1891年に辞任したガーディナー校長に替わって就任したティング校長も、キリスト教教育によって聖職者や信徒を養成し、学力を向上させうる、教学水準の高い、整備された専門学校（セントポールカレッジ）設立の必要性を伝道局に強く訴えている。

1893年には、ウィリアムズ主教の後継主教としてジョン・マキムが任ぜられ、構造上の危険性を持つ校舎を新築するための「校舎新築費義捐金募集」趣意書がアメリカの関係各方面に配布され、募金活動が始められた。

1894年には、さらなる教育制度改革と日本人教師の採用が行われ、久米邦武、高橋五郎、松本文三郎、松本亦太郎、やや遅れて内村達三郎（鑑三の弟）、塩井雨江など錚々たる新任教員（専修科）を迎えた。同年9月の新学期から実施を予定された学課課程は、補充科（1年）、普通科（5年）、専修科（3年）、専修科は学部制はとらないものの、大学相当の教育を施すことを目指し、史学、論理学、心理学、道義学、英学、独逸（ドイツ）語、希臘（ギリシャ）語、国文学、漢文学、仏語、拉典（ラテン）語、希伯来（ヘブライ）語、哲学史、哲学、社会学など、大学なみの科目が準備されていた。

### 大地震、新校舎建設、訓令12号

しかし、新たな校舎建設と本格的な専門学校に向けて動き始めた矢先の1894年6月、東京を中心とする大地震により、懸念されていた校舎の3階と塔が倒壊（この時、書記兼舎監が死亡）。アメリカに校舎新築費募金のため出張中だったティング校長は急遽帰国し、万難を排して9月の新学期から専修科を開設する方針を再確認し、7月には「立教学校教育の趣旨」を発表。「時代の国粹的反動的風潮の中で人の『靈能（宗教的人間性）』を見失い、『器械的（世俗社会の動き）』に流されている教育を否定し、精神性の涵養と身体錬磨によって自立した良心的市民を育て、同時に深い学識を備えた先覚者を養成するのが立教学校の目的であり理想である」旨の宣言をしている。

立教が専修科を設けて学校の飛躍を図っていた一方で、国家的には官僚政治が強化され、官学重視の風潮が徐々に高まりつつあった。1894年6月には高等学校令が制定され、従来的高等中学校が高等学校と改められ、国立の5高等学校（専門学部）、大学予科が設置され、帝国大学進学者はその修了生のみとされるようになった。高等学校への進学も、中学校令による学校の卒業者に限定されるなど、高等専門教育は国家権力により制限され、各種学校としての私学出身者には門戸が閉ざされてしまった。

これに対し、立教学校は1896年から、学年暦を4月始業とし、学校を立教尋常中学校と立教専修学校の2校に分ける方針を打ち出した。尋常中学校はすぐに文部省の認可を得ることはできなかったが、1897年9月には、本科3年・高等（師範）科2年の英語専修学校が設置された。続いて1897年11月、ティングに替わってアーサー・ロイドが立教学院総理に就任。翌年4月、懸案の尋常中学校の認可も得られた。これで立教も高等学校・帝国

大学への進学之路と徴兵猶予の特典を確保することができるようになった。その結果、生徒数は飛躍的に増加、130名を数えるまでになった。すでに建築を進めていた新校舎も1899年7月には竣工、先の地震で一部が破壊した校舎から移転した（「六角塔」で有名な校舎）。このような過程を経て、立教はキリスト教主義学校の中でも1、2を争う学生数を回復した。

しかし、1899年8月、認可校でのキリスト教教育や儀式を禁じる文部省訓令第12号が出されると、立教を始め多くのキリスト教主義学校はきびしい選択を迫られることになった。中学校の認可を取り下げてキリスト教教育を続けられれば、徴兵猶予と高等学校受験資格（および大学入学資格）を失うことになるからである。

だが、このときの立教の対応は、他のミッションスクールと比べ、際立ったものであった。当時の立教学院総理アーサー・ロイドは、宗教教育を継続するための打開策として、東京府教育局に次のような打診をした。「立教中学校、立教専修学校、東京英語専修学校、寄宿舎の4部門からなる学校を立教学院として登録し、認可校である中学校では宗教教育を行わず、専修学校、東京英語専修学校、寄宿舎の3部門のみ宗教教育を行い、寄宿舎は他校からの学生も受け入れ、寄宿舎、三一教会への平日礼拝出席を義務付けたい。この内容で『立教学院』を登録すれば中学校の認可は継続されるか、また中学校長は寄宿舎長も兼務できるか」という内容である。

当局はこれを認め、立教は、寄宿舎は中学校長でなく立教学院総理の名義で登録したい旨返答し、東京府当局の許可を得た。しかし、一方で米国聖公会は、1899年6月「キリスト教が学校全体で一様に教えられない学校への経常費計上は辞退する」ことを決めており（6月決議）、立教は母教会の反応いかんによっては経営資金を断たれ、存続が危うくなる状況に追い込まれた。

マキム主教は、本国に対し「今回の措置によって、350人の学生に宗教教育が行われるほか、100人の通学生には、始業前と放課後に大聖堂で行われる平日礼拝の出席を勧める。それは6月決議の精神に合致するかどうか」を問いただし、あわせて、徴兵猶予と高等学校受験資格という特典がなければ、日本で最大のキリスト教系学校である立教の学生は大幅に減少するであろうと訴えた。

これに対して米国側は、認可問題の処理は当面マキム主教らに委ねる、と回答。10月、マキム主教は樺山文部大臣から、キリスト教教育を校舎内で始業前と放課後に行ってもよいとの回答を取り付け、米当局へ報告した。米国聖公会伝道協会監督局は、12月「訓令認可のもとで学校経営を続行し、宗教的妥協をせず、放課後のキリスト教教育を断念する意図がないことを日本語で（主教らが）宣言すること」を条件に、この措置を最終的に認めたのである。

この結果、立教においては、寄宿舎での自発的な宗教教育が慣例であったそれまで以上の宗教教育が実施されることになった。また、認可校である中学校の校長（元田作之進）とは別に、全体を統括する立教学院総理（ロイド）の職が制定された。立教中学校はその後、高等学校入試で受験者全員が合格した唯一の学校となり、大きな注目を浴びることになる。

### 「大学」への道

立教の「大学昇格運動」を進めたのは、ロイドの後を受けて1903年学院総理に就任した

ヘンリー・セント・ジョージ・タッカーであった。文部省は、1年半程度の予科を持つ私立学校ならば、専門学校として申請するさいに「大学」と称してもよいという方針を取っていたが、1903年に専門学校令を發布し、中学校卒業者を受け入れ、専門の学芸を教授する学校を専門学校と称することを定めた。しかし、この認可申請にあわせて、校名を「大学」と改称したいという私立学校が続出。ついに「専門学校令による大学」という一種の法制度外的な改称が容認されるようになった。

立教学院もこれを利用し、1907年、専門学校に認可されると同時に私立立教学院立教大学と称することが認められた。当時の学長は元田作之進。この時の「立教大学」は、1年半の予科、3年の本科（文科、商科）および選科をもって、同年9月に開校。大学は、専任教員数14名（うち外国人4名）、選科生27名、予科生8名（本科生は翌年から入学）という小さな規模のものであった。

大学とは称したものの、内実は専門学校のままである。卒業生が社会で認められるひとつの条件として「学士」の称号を持つ「本来の大学」への昇格は、立教関係者の切実な願いであった。タッカー総理は、本国に対して、いずれ独立するであろう日本聖公会を、教育的にも経済的にも支え得る充実した教育機関が不可欠だと進言し、本格的な大学の必要性を訴えた。

そして、自ら渡米して資金を募り、1909年、東京郊外の北豊島郡西巢鴨村大字池袋に1万7000坪の土地を大学用地として購入した。当時の池袋は、一面の畑で、農家が点在する武蔵野原であったが、やがて鉄道の発展とともに、池袋に駅と車庫が設けられた。タッカーはこの地と大学の発展を確信し、立教大学のキャンパスをここに定めたあと、1912年、京都地方部（教区）の主教に選出され、立教を去ることになる。

その後、タッカーに替わってC. S. ライフスナイダーが後任総理に就任、元田学長とともに大学の建設計画が始められ、校舎は1916年に着工。本館、図書館、寄宿舎（現2、3号館）などが次々に完成し、1919年5月には盛大な落成式が挙行されたのである。

勢い付く立教学院は「立教大学設立の趣意書」を公表、その教育の趣旨を世に問うた。ここでは「立教大学は、学生に専門的知識と精神的修養を施し、社会にも信頼される人物を育て、国運と社会の進展、精神界の進歩に資する青年を世に送り出すことを目的とし、そのために文学部と商学部を設置すること、また、国家の庇護のもとにある帝国大学とも、多数の学生を擁する私立の大規模校とも異なる大学として、真摯な抱負と熱意を持ち『学生をして宗教的雰囲気中に呼吸せしめ、かつその得たる知識を聖化して、国家の発展を補成する健全分子たらしむ』ことを誇りとする大学を目指すこと」が高唱されている。

一方政府も、1890年代末から盛んになった学制改革論議を受け、益々拡大する中・高等教育の再編策として大学令（1918年）などを制定。これにより道府県および財団法人にも大学設立が認められることになった。立教も早速この勅令に沿って、1年に短縮されていた予科を2年に拡大、大学に学部制を敷いて文学部、商学部を置き、大学令による正式の大学として1922年5月、文部省の認可を得た。2年の予科と、3年の文学部（英文学科、哲学科、宗教学科、史学科）・商学部の2学部、研究科からなる大学であった。この認可は、慶應義塾、早稲田、法政、明治、同志社などの第一陣に次ぐ第二陣で、キリスト教主義大学としては同志社に次ぐ2番目の認可であった。

ところが翌年9月1日、首都圏に壊滅的な打撃を与える関東大震災が発生。これにより

築地の中学校は全焼、池袋の大学も相当な被害を受けた。大学は崩壊を免れた校舎で授業を再開、中学校は池袋の大学に一時「間借り」していたが、その後池袋の大学敷地を割譲されて校舎（旧 12 号館）を建設、1926 年落成式を挙行了。これによって立教築地時代は完全に幕を閉じることになる。

### 戦時体制

まだ震災後の混乱が残る 1924 年、大学は商学部を商学科と経済学科を設置。翌年にはチャペルの再建によって復興工事が終了した。さらに 1931 年には財団法人立教学院が成立、立教学院の経営が聖公会教育財団から分離独立した。

しかしその間、1925 年には陸軍現役将校学校配属令が公布され、配属将校らの指導のもと中等学校以上の男子校における軍事教練が義務化された。やがて配属将校は教練のみならず、学校行事・式典にまで容喙し始める。満州事変後の軍国化の嵐の中で、軍部の意を体した彼らは学校の皇国主義化に向けて策動、立教学院は組織改変などでこれに対応した。

1936 年には木村重治学長が天長節祝賀礼拝の後で教育勅語をチャペル祭壇の下で読んだことを「不敬」と非難され、7 月辞任に追い込まれるという事件も起きた。こうした混乱のなか、外国人教師は次々と姿を消し、ライフスナイダーも 1940 年に学院理事長・総長を退任、翌年帰国した。その年、立教学院の理事は全員が邦人となった。

1942 年 9 月、学院は、学校設置の根幹を定めた寄附行為の、学院設置の目的に関する条項を「基督教主義ニヨル教育ヲ行フ」から「皇国ノ道ニヨル教育ヲ行フ」に変更することを決定。同年 10 月にはチャペルを閉鎖。日米開戦後の状況の中で、立教学院はついに「建学の精神」を捨てざるを得なくなったのである。

1943 年には、理工科系および教員養成学校の学生を除く一般学生の徴兵猶予が停止され、立教大学も多くの学生を戦地に送り出した。政府は学校の整理統合と修業年限の短縮を進めた。理系の学部を持たない立教は、存続の危機に立たされた。これに対し理事会は、文学部を実質上「閉鎖」とするとともに、立教理科専門学校の設置を決定、1944 年 3 月、認可を得て 4 月に開校した。同年 2 月には「決戦非常措置要綱」が閣議決定され、学生・生徒は通年で勤労働員されることになる。立教でも、大学生と 3 年生以上の中学生は学業を離れ、工場等に動員された。

### 戦後の復興

1945 年 8 月の敗戦後、連合国軍総司令部（GHQ）は、立教におけるチャペル閉鎖や寄附行為変更を「信教の自由に対する侵害」として、三辺金蔵大学総長以下幹部 11 名の追放を指令した。建学の精神に基づく復興を求められた立教学院は、学校の根幹である寄附行為の学院設置目的条項を「基督教主義ニヨル教育ヲ行フ」に回復することを同年 11 月に理事会で決定。1946 年には佐々木順三を迎えて大学再建を推進していくことになった。

佐々木総長は就任後間もなく小冊子『建学の精神』を発行し、「立教大学建学の精神は、一貫して創造主たる神を畏れ、キリストの聖言に聴くことをもって『知識の本』となす根本的信仰に基づくものであり、あらゆる学問の研究は自然と歴史の中に啓示された神の智慧を謙遜なる心を以って探求し、全ての真理と善の源を神の中に見出すとともに、神の限りなき智慧によって人間に与えられた永遠の道を会得し、人類の平和と福祉に貢献するこ

とである。立教の標語『神と国との為』は、正にこの建学の精神の端的な表現である。宗教的精神の欠如は学問の府を偏狭、銜学に墮落せしめるものであり、大学に於ける宗教的感化は、当然力強くなければならない」との考えを示し、戦後の復興に際し、キリスト教主義による教育の理念を改めて宣言した。

1948年、立教学院は新制の中学校、高等学校を発足させ、新たに小学校も設置した。大学の新制化は翌1949年で、文学部（キリスト教学科、英米文学科、社会学科、史学科、心理教育学科）、経済学部（経済学科、経営学科）、理学部（数学科、物理学科、化学科）の構成であった。

1951年、立教学院は、教育法制の改変にともない、法人組織を財団法人から学校法人へ改組、佐々木大学総長は学院院長を兼ねた。小学校から高等学校までの校長も兼任する佐々木総長のもと、立教学院16年の一貫教育体制がここに整った。復興につれて学生数も増加し、大学事務業務の主なものと一部の研究室を収容する大講堂タッカーホールが、1954年に建設されている。

続く松下正寿総長・院長時代には経済成長と高等教育の普及・拡大の波に乗り、学部・学科の増設、大学院の整備、校舎や諸研究機関の設置などが相次いだ。1959年には5号館、6号館、1960年には図書館新館などが建設され、学部教育では、日本文学科（1956年）、心理学科、教育学科（1962年）、ドイツ文学科、フランス文学科（1963年）、社会学部・社会学科（1958年）、産業関係学科（1964年）、観光学科（1967年）、法学部・法学科（1959年）などが設置され、これらに付随して大学院各研究科の多くもこの時期に整備された。また一般教育部（1955年）、教職課程（1951年）、博物館講座（1952年）、学校・社会教育講座（1967年）なども設置された。こうして立教大学は、名実ともに総合大学の陣容を整えていった。なお、大学総長が校長を兼務していた小・中・高の各校にも、1958年には専任校長が置かれるようになった。

### 大学紛争から現在まで

1960年代末、世界的規模で大学紛争が吹き荒れる中、立教大学も学生の厳しい問いかけに直面した。大須賀潔総長、佃正晃総長の時代、大学はこれらの運動に誠実に対応し、独自の解決をはかった。大幅な選択制を導入したカリキュラム改革は、この遺産のひとつである。

大学の規模拡大は大衆化・世俗化を促進し、「大学総長は聖公会の聖職又は信徒でなければならない」という、寄附行為のいわゆるクリスチャン・コードには、1971年より「第1条の目的（基督教に基づく教育）を支持するものをこれに加える」との文言が追加された。

最初の非信徒総長である尾形典男総長の時代は、紛争後の大学再建に向けて堅実な財政基盤の確立を目指すとともに、入試制度、校地利用などの教学改善、国際交流の拡大などが着々と推進された。昼間部総合大学としては初の社会人入試（法学部、1979年度入試）、論文と外国語のみによる文学部B入試（1980年度入試）などは、社会に開かれた大学として、受験界のみならず広く社会の注目を集めた。

教室棟としては1978年に9号館が完成、1982年には、図書館書庫の狭隘化解決策として新座保存書庫が、新座校地利用計画に先鞭をつける形で完成した。また校友会の協力も

あって学院財政基盤も着々と安定し、濱田陽太郎総長のもと、1988年には法学部に国際・比較法学科が開設され、1990年には新座キャンパスに新校舎が完成した。新座キャンパスは各学部(当初は経済学部を除く)の1年次生が週1日通う形で利用が開始され、ここに、70年以上続いた立教大学の池袋時代は終わり、池袋・新座の新時代が始まった。

1990年代になると、大幅な規制緩和の流れが大学を直撃し、1991年の大学設置基準大綱化は、各大学が自己決定能力を試される試金石ともなった。立教大学では1995年、それまで40年間独立した教授会を構成してきた一般教育部が解散。一般教育部の一部の教員は専門学部に移籍し、他は新設の大学教育研究部に属する期間を経て、1998年全員が専門学部にも所属(分属)することになった。そして、一般教育課程に替わる新たな教養教育として、1997年全学共通カリキュラムが始動。「専門性を持った教養人」を育てる教育を全学で担当するという構想の具現化は、このころ塚田理総長のもとで、立教が自らを規定して盛んに用いた言葉「リベラル・アーツ」教育のひとつの具体例でもある。

その後、1996年には法学部に政治学科が設置され、1998年には武蔵野新座キャンパスに、39年ぶりの新学部である観光学部とコミュニティ福祉学部が開設された。また、2002年には社会人学生に重点を置いた独立研究科として21世紀社会デザイン研究科、ビジネスデザイン研究科、異文化コミュニケーション研究科が昼夜開講の形で授業を開始した。さらにコミュニティ福祉学部には同研究科が、経済学部には会計ファイナンス学科が、理学部には生命理学科、社会学部には現代文化学科が開設された。

その間、施設面では、学生関係施設としてウィリアムズホール(1992年)、教室棟7号館(1994年)、大学本部・太刀川記念館、大学院施設16号館(1996年)、体育施設17号館(1998年)など、池袋校地の刷新も進んだ。さらに新座の本格的な利用開始を受けて「池袋キャンパス再開発計画」が進められ、大学本部は、2001年、太刀川記念館から、同年新設された12号館(社会科学系の研究室・図書館)に移転。また、教室棟8号館(2000年)、理学部の研究・実験の拠点13号館(2002年)が相次いで建設された。また、人文科学系の研究室・図書館を収容する6号館・16号館、旧社会学部・経済学部研究室2、3号館、タッカーホール、第一食堂の大規模な改修も行われた。

### 立教大学アカデミック・プランと今後の展開

立教大学は2006年度に向けて、武蔵野新座キャンパスの活性化とともに、時代と社会の要請に対応するため、学内のリソースを有効に活用し、新たな知の再編を目指す教学の大幅改革の検討が行われている。この計画は通称「立教大学アカデミック・プラン」と呼ばれ、総長の下に全学的な組織として設置された「将来計画推進本部・および同推進室」を中心に精力的な検討が続けられている。立教大学はさらなる発展を目指して、法務研究科(法科大学院)開設(2004年)や新しい課題を徐々に具体化させながら、キリスト教に基づく大学の21世紀像の実現に向かって着実な歩みを進めている。



## <本 章>

# Ⅱ. 全学に関する事項

## 1 大学・学部等の理念・目的・教育目標

(理念・目的等)

A群 ・大学・学部等の理念・目的・教育目標等とそれに伴う人材育成等の目的の適切性

本学の建学精神については、序章の「立教大学の特色と歴史」にも詳述されているが、要約すれば、立教学校創設者ウィリアムズ主教以来目指されてきた「キリスト教に基づく教育」の実践、ということに尽きると言ってよい。その内容が130年におよぶ本学の長い歴史の中で微妙に異なる意味合いで受け取られてきたことは事実である。しかし、その原点は、やはりウィリアムズ主教が目指した「日本におけるキリスト教の宗教教育とそれに基づく人間教育実践」であった。

キリスト教教育を日本近代社会の中で行うということは、単に聖職者や信徒を増やすという狭い意味の宗教活動にとどまらない、より広い人間教育を切りひらく可能性を内包している。それは、近代日本がその発展の過程において追求した功利主義、立身出世主義等の世俗性を排し、人間としての精神性、倫理性の重さをその教理に即して気づかせてくれる普遍性をキリスト教自身が持っていたからである。

知性と徳性を兼ね備えた人材、社会の要請に応えられる良心的市民の育成が、宗教性の涵養と並んで常に説かれてきた本学の歴史を見れば、立教大学が、いわゆる全人教育を標榜するリベラル・アーツを大学教育の理念型として持ち続けてきたことがよく分かる。多彩な教育による幅広い教養の追究、人間としての使命感の喚起、自由な真理の探究、それらが、学ぶ者の「知」の広さと奥行き、正しい思考力、そして開かれた実践性に結びつくとき、本学の建学の精神は本当に生きた力と意味を持つであろう。

これまでの長い歴史の中で、本学はさまざまな紆余曲折を経つつも、絶えずその原点に立ち返り、本学独自の教育・研究活動を模索し、その精神を守ろうとしてきた。戦後の学制改革、1960年代の大学紛争という二度の大きな変革の波を乗り越え、いま、日本の大学は第三の変革期を迎えようとしているが、本学の理念・目的・教育目標それ自体の意味は、何ら変わることなく今後も引き継がれて行くべきものである。時代を超えたこの理念型の継承こそ、本学の最も重要な使命である。

その精神は、近年に例を取れば、例えば1997年から実施された新しい教養教育「全学共通カリキュラム」にもよく現れている。全学教員によって教養教育を担い、「専門性を持った教養人」を育てることを目標にしたこの試みは、専門知に偏ることなく、「知」の意味を問い、そのバックグラウンドを求め、また、外国語や日本語の教育方法の革新を通じて、言語運用能力の向上と異文化理解を目指そうとするもので、本学の教育目標の端的な具現化である。それは、今日の大学教育に求められている、豊かで活力があり、国際感覚を持ったリベラルな人間教育のモデルとも言える。

また、1998年に、新座キャンパスに開設された観光学部とコミュニティ福祉学部も、それぞれ独自の専門学理念と教育研究目標を掲げているが、基本的には人間生活に欠くこと

のできない「連帯の絆」を求め、社会全体の幸福を考えた福祉の実現と、他者を歓待し友好的交流によって共生の可能性を探ろうとする精神を、その背景に持っている。さらに2004年度開講の法務研究科の教育目標も、広い視野に立って市民社会における適正な法の運用を実践できる人材の育成を求めることにある。

ところで、ここ10年来の日本社会の変貌は目まぐるしく、少子化や長引く経済不況、また企業や地域の大学への期待の増大、人々のライフスタイルの変化など、大学が対応を迫られている課題は極めて多い。一方で、グローバル化した世界における大学の質が厳しく問われており、私立大学は、いま、それぞれの個性を保ちながら、この競争状況をどう乗り切ってゆくか、深刻な試練の時期を迎えている。

その中で、本学は、従来の理念・精神をあくまでも活かしながら、たえず自らの自己点検を行い、変化する社会に即応した「知」の探究と、学生を他者との関係に目覚めさせるべく、さらなる「理念の深化」を目指している。

学問組織としては、社会人の再教育、高度職業人養成をめざした3つの大学院独立研究科（ビジネスデザイン研究科、21世紀社会デザイン研究科、異文化コミュニケーション研究科）を、2002年4月に立ち上げ、社会のニーズに応えるための新しい教育・研究システムを、他大学に先駆けて世に問うた。また、同年、経済学研究科経済学専攻に夜間主開講の国際企業環境コースを開講、さらに、経済学部には会計ファイナンス学科、社会学部に現代文化学科を設置した。時代が求める「知」を敏感に察知し、既成の教育とは違った学問的枠組みを提示したこれらの試みは、本学の理念の深化を具体的な形で実現しようとする果敢な挑戦であり、学内外から大きな注目を集めている。

また、産業界や官界、あるいは地域との連携を目指して、2003年4月に「知的資源活用センター」を立ち上げ、工学部系の産・学・官連携とはひと味違った、本学の「知的資源」の公開と外部・地域連携を集約する部局として精力的な活動を開始した。さらに、学外（官・私）との共同研究や外部資金導入を積極的に進めるなど、開かれた研究機関としての大学をアピールし、学外とのコラボレーションによって内部を活性化する大学作りが、急ピッチで進んでいる。これも、社会の要請に応えるという本学の理念、目標をいっそう深化させるための試みと言えよう。

一方、教育内容やそのあり方についても、学生・社会のニーズが以前と大きく変わって来ており、伝統的な学問や技術の紹介・訓練に終始するだけでは、もはや時代の要請に応えられなくなっている。これまでの学問領域を総点検し、新たな「知」の再編を学部や学科再編という形で模索し、魅力的なカリキュラム開発を考えてゆくことは焦眉の問題である。2003年度末に、すべての学部の再編を「立教大学アカデミックプラン」として提案したのも、この動向に沿ったものである。現在その作業は本学の総力をあげて進行中である。

また、同時に教員の「教育方法」に対する意識改革も強く要請されて来ている。学生の知識・教養の相対的低下と関心の多様化という現実に対し、教員もそれを柔軟に受け止め、さまざまな教育方法上の工夫をして行かなければならない。2002年度に決定した本学の「Faculty Development (FD)」は、学問や技術をいかに学生によく伝えることが出来るかを、学生の授業評価を参考にして点検してゆくことを目指す試みである。2003年度の試行を経て、2004年度からすべての教員に対して行われるこの取り組みを、大学教育発展のために最大限活かしていきたい。

さらに、大学教育の中で、学生にキャリア意識を強く持たせ、現実の企業社会と大学との距離を埋めようとする試みとしての「インターンシップ」活動が、本学でもここ数年急速に活発化しており、現在、正課では経済学部、社会学部産業関係学科で実施している。今後は、全学的に取り組んでいくことが、すでに大学内で認められている。また、図書館では学生の正課教育の一環として「情報検索オリエンテーション」を行っており、学生の情報リテラシー獲得への全学的規模での支援を準備中である。

本学の理念の一つである「時代や社会の要請への対応」は、こうして新たな装いをこらして、教育現場においても教員・学生によって着々と進められている。

ところで、本学に在学する若者に限らず、現代の若者たちを個々に眺めてみると、その多くは、自分以外の他者や「歴史」との連続性の意識が薄く、ヴァーチャルな日常世界の中で「生」のリアリティーを見失いがちな傾向を強く持っている。自己の中に閉じてしまう彼らの心身を他者世界に開くことによって、生き生きとした時間を回復する方法を探ろうと、2002年度、本学では「ヒューマン・ムーブメント<sup>注1</sup>」構想を提唱した。人権問題、障害者問題等を真正面から見つめ、人々の心身のケア、環境問題への多様な取り組み等、アクチュアルな問題との関わりを通じて、生きることの本当の意味を探そうとする運動を、学生・教職員一体となって実践してゆこうという呼びかけである。

その運動の出発点として、2003年6月に「立教大学ボランティアセンター」が開設された。学院全体を巻き込み、社会にも開かれた組織として作られたこのセンターの「ボランティアリズム」は、困難な状況に対する自発的支援を学生に促すとともに、硬直した日常世界の中で生きる現代人の意識の殻を破る契機を作り、深い精神性としなやかな倫理性、そして具体的な知識の習得と積極的な行動力の涵養を目指しており、まさに本学の伝統的理念を現代に活かし、さらにそれを深めようとするものである。

実質1988年以来行われてきた身体しょうがいしゃ支援ネットワークの活動に加え、1999年からは人権問題、セクシュアルハラスメント問題等に関する委員会が組織され、活動を行い、実績をあげている。今後、それらは「ヒューマン・ムーブメント」構想の一環として、緊密な連携が図られることになる。これまで脈々と続いて来た運動を一つの大きな「ムーブメント」に繋げ、全学でその意味を共有することによって、運動は、これから質・量ともにますます豊かなものになってゆくであろう。

最後に、研究機関としての大学の質に関して言えば、時代とともに高度化する学問状況に対し、どのような施策を立ててこれに対応して行くか、研究者の組織環境をどう整備して行くかが喫緊の問題として存在する。個々の研究の成果を大きなプロジェクト研究に結びつけ、外から見てもはっきり分かるように、本学の研究成果をアピールし、また、今後研究者として独り立ちして行く大学院博士課程の学生を、有意義で先進的な研究に向けてどう誘導するか、組織論だけでなく、大学全体の理念・目標にからめて、学問の高度化と独自性の追求に全学の英知を結集しなければならない。

---

注1 2005年度現在は「ヒューマン・コラボレーション」運動に発展している。

## B群 大学・学部等の理念・目的・教育目標とその達成状況

上述した本学の理念、目的、教育目標については、一定程度の達成をしているもの、達成途上のもの、まだ始まったばかりのもの、と達成状況は様々である。

リベラル・アーツの精神を具体化した「全学共通カリキュラム」や新学部の発足等は、それを支える理念において「キリスト教に基づく」教育・研究実践を目指しながら、現実社会においても極めて有用な、さまざまな教育・研究上の成果を上げており、本学を特色づける中心的試みとして一定の評価を得ていると言ってよい。もちろん、これらの試みが具体的にどのような果実を産んでいるかは、今後正確に調査し、さらに実践に磨きをかけてゆかなければならないことは言うまでもない。

しかし、例えば「英語に強い立教生」のイメージは、おおむね一昔前に比べて好転・回復してきているように見えるし、「全学共通カリキュラム」の英語が目指している異文化理解に関しても、以前よりはるかに敏感な学生が増えて来ているように思う。教育の達成状況は、必ずしも数字で計りがたいこともある。まして、時代の不安に直面している現代の若者が自己の内面を見つめ、意識を世界に開いてゆく訓練を通じて、人間や社会に対する感性を磨いてゆくことを目指す教育が、将来、学生達にどんな力として生きるかについては、私たちはその可能性を信じている。

社会とのコラボレーションを強く意識した独立研究科や、知的資源活用センター、その他の実践活動は、ここ数年の間に急速にその実をあげ、企業や地域からの強い支持を得ているが、活動はまだ、ようやくその緒に着いたばかりである。これまでにない密度で大学と社会が結びつくとき、最も大切なことは、両者の節度や良心の共有であろう。おそらく学院規模で行われることになる産学官・地域連携に関する様々な試みは、本学の理念に照らして確実に成功させなければならない。

本学存立の根幹である教育改革に関する多くの試みの中で、学部・学科再編については、2006年度を目処に、全教職員一丸となってそのプラン作りと実現に向けて、精力的な取り組みが続けられている。また、「Faculty Development (FD)」や「インターンシップ」なども、むしろ担当部局からの強い要請に押されるようにして、その実現と、あるべき形と機能を模索している。

また、現代に生きる私たちを「生」の方向に牽引しようとする「ヒューマン・ムーブメント」の試みのそれぞれは、本学で古くから行われている動きを源流とするが、それらを一つの大きなうねりとして盛り上げてゆくことが今後の大きな課題である。目標を掲げることと、着実にそれを実践してゆくこととの間にある厳しい試練を、私たちは耐えていかなければならない。しかし、ここでも「達成」という言葉は必ずしもふさわしくないように思う。私たちは失敗を恐れない勇気を持って、すでに動き出したのである。

本学の研究の組織化、研究体制の整備については、上述したように、やや遅れを取っている面があるように見える。学問自体もさることながら、横断的な共同研究を実りあらしめるためには、やはり学問に携わる一人ひとりが、謙虚に互いの意見を聞き、学びあう姿勢と余裕が不可欠である。組織や制度は、その後に付いてくるものと言ってもいい。制度と精神の両面から、研究環境を整備していくことが、何よりも肝要であることを確認しておきたい。但し、あえて本学の理念・目的・教育目標の達成状況を確認できるとすれば、本学が輩出している卒業生が企業からどのように評価されているかによってであろう。学

生・卒業生・企業と密接な連携を持つキャリアセンターによれば、本学卒業生は「大手私立大学に比較して数では圧倒的に少ないが、存在感があり、有能で組織人としての能力を遺憾なく発揮している」と高く評価されており、その評価はまさに本学が建学以来、目指すところと一致しており、目標は達成されていると評価できる。

#### （理念・目的等の検証）

C群 ・大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況

・大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況

##### <学内での検証>

大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みとしては、自己点検・評価運営委員会の活動が挙げられる。大学全体について、また学部ごとの点検評価を行い、毎年活動報告としてまとめている。そしてそれを大学部長会に報告し全学での議論に付している。

現在、新学部構想の具体化に向けて準備を進めているが、同時に既存学部・学科の再編を含めた見直しを行っている。2003年度に学部・学科再編の方向性が出されたが、この動き自体が学内検証の最たるものとなっている。学部・学科再編は全学規模で行われ、本学にとってはこれまでにない規模のものとなった。本学では学部の自治を尊重しつつ大学全体での検証を行うシステムとなっている。検証の重要な役割を担うのが大学部長会である。

##### <社会との関わりの中での検証>

社会との関わりの中での見直しとしては、まず校友会との関わりが挙げられる。年に数度の校友会幹部と大学幹部との会合は大学・学部等の理念・目的・教育目標の再確認の場となっている。すなわち、大学の教学政策を提示しそれに対する様々な角度からの意見と支持を仰ぐ場として定着している。課題はこの会合の開催回数をさらに増やすことである。

また、地域行政との繋がりには従来から深いものがあるが、この関係が検証の場ともなっている。本学は豊島区、埼玉県新座市との関係が従来から深い。まずは双方トップの定期的な会合が検証の場として挙げられる。さらに大学の提案に、行政、例えば生涯学習課を始めとした各部局から意見をいただいている。そしてそれが大学・地域行政との連携に発展している。2002年度の豊島区70周年行事のひとつである「大学サミット」（豊島区内4大学学長・総長・区長による討論会）などはその「成果物」である。

社会との関わりの中での見直しとして2004年度から実施予定の「アカデミックアドバイザリー」を取り上げたい。地域、行政のみならず広く民間から大学の諸政策に意見をいただく場を設ける予定である。民間からは業種を選ばずメンバーに入っていただくことになっている。そこでの積極的提言、意見が大学・学部等の理念・目的・教育目標の見直しに寄与することは間違いないと考えている。

また、2003年度に2回行った豊島区在住者を中心とした地域経営者と総長の懇談会も特筆できるのではないかと。そこでは地域産業界と大学の連携、大学への提言などが主な話題となるが、同時に検証の機会ともなっている。

(健全性、モラル等)

### C群 ・大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための 綱領等の策定状況

大学としての健全性・誠実性を高め、教職員及び学生のモラルを向上することは大学の使命に関わることであり、全ての活動がそのためにあるということもできようが、本学での特筆すべき活動として人権センター、セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会の活動を挙げることができる。本学ではこれらの活動が積極的に展開するために委員会を設置するとともに、専従の職員を3名配置している。以下、情報倫理教育についても触れるが、前者2組織についての詳細は後述を参照されたい。

#### <人権センター>

人権センターは、本学構成員の人権意識・問題を喚起、支援し、万一、人権侵害が発生した場合には主体的に問題解決にあたることを目的に活動を行っている。人権センターの役割は大別すると、啓発、点検、支援、問題解決の4点からなっている。

大学の全構成員に対して人権に関する啓発プログラムの企画・運営、人権問題に関する各種研修の開催や資料収集、各学部・事務部局が行う啓発プログラムなどへの協力および連絡・調整を行い、各学部や事務部局の運営や業務を人権という観点から点検し、必要に応じて提言を行っている。また、本学の全構成員に対して、人権に関する相談・支援・協力を行い、人権侵害問題が発生した場合は本学における責任団体として積極的に問題解決に向けて活動するといった役割を負っている。

啓発活動としては、2003年度は春季と秋季に人権週間を設け講演会やと場の見学会、学習会などのプログラムを行った。

また、人権センターでは1993年度から各学部に働きかけ、「人権に関連のある授業科目」のリストを作成し、学生に配布している。ちなみに2003年度は250科目以上をリストアップした。

#### <セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会>

セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会は、セクシュアル・ハラスメント防止宣言(セクシュアル・ハラスメントに対し、断固たる態度でこれを排除し、防止することをうたっている)に基づき、本学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止とその対策を推進し、かつ、特に女性の人権を擁護することを目的として活動を行っている。

ジェンダーバランスの考慮された委員からなる委員会は月1回の定例委員会を開催している。委員会は主に啓発活動に取り組んでいるが、セクシュアル・ハラスメントに関する相談への対応のため、セクシュアル・ハラスメント相談窓口も設置している。また、委員会は、セクシュアル・ハラスメントに関する調査のため、セクシュアル・ハラスメント調査委員会を設置することもできるようになっている。さらに、調査が必要と判断した場合は調査委員会を設置し、調査を行うことになっている。その場合は調査報告書が作成され、総長に勧告が行われることになる。

また、広く学生の意見を聞き、当委員会がよりよい啓発活動を行っていくことを目的として、学生サポーターを公募している。学生サポーターはセクシュアル・ハラスメント防

止対策委員会主催の学生サポーター連絡会（年数回）に出席し、委員会の啓発活動について意見を述べる役割を担っている。

#### <情報倫理教育>

情報機器を使用する際の悪質なハラスメント、人権侵害は増加傾向にあるというのが現状であろう。本学では、情報機器を使用する場合に学生、教職員に対して必ず倫理要項の確認をしている。また、正課の中で情報倫理科目（例えば、インターネットにおけるプライバシー）を設け啓発に努めており、これからは科目数も増やす予定である。

## 2 大学院研究科の理念・目的・教育目標

（理念・目的等）

A群：大学院研究科の理念・目的・教育目標

B群：大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

本学は、学部を基礎とする大学院研究科に加え、学部を基礎としない3つの独立研究科を開設している。学部を基礎とする研究科、学部を基礎としない独立研究科いずれも、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。キリスト教に基づく全人教育を標榜する本学においては、学部教育後の高度な専門性を培い、社会に貢献できる人材の育成を行う大学院教育にあってもヒューマンティリーの涵養にあたっている。高学歴化する社会のニーズに応えるため、1999年度には大学院研究科の充実を重要政策として掲げ、大学院生と学位授与数を拡充してきた。さらに2002年度には学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とした独立研究科を開設した。独立研究科と経済学研究科国際企業環境コースは社会人の再教育をも可能にする昼夜開講あるいは夜間主大学院とし、最新の知見を持った人材を教員として配置するために、特別任用教員制度を整備し、有期の教員任用を行ってきた。2004年には法務研究科を開設、さらに社会貢献できる人材育成の目的に向かって進んでいくことになる。

研究者養成を主たる目的としている大学院研究科は、各研究科の理念のもとに個別指導がなされ、教育研究職への就職も多数あり、人材養成の目的は達成されていると言える。

### 3 ヒューマン・ムーブメント構想を支える諸組織

#### (1) はじめに

立教大学は、従来から、個々人の人格と人権を尊重し、各々の能力を最大限に発揮していけるような、自由な学問と教育の場であることを目指してきた。ところで、前述したように、近年の在学生の中には、自分以外の他者との連続性の薄い者が少なからず存在している。個々の人格と人権を尊重するためには、まず、他者との関わりの中での自己を自覚することが必要である。そこで、自己の中に閉じてしまう彼らの心身を他者世界に開くべく、本学では、2002年度、ヒューマン・ムーブメント構想を提唱した（10頁参照）。以下で述べる諸組織は、このヒューマン・ムーブメント構想を支える諸組織である。

#### (2) チャペルにおけるキリスト教教育活動

キリスト教教育は知識や経験の次元にとどまらず、全人格的な営みを支える人生の根本に関わるものであり、それは一個人の人生観、道徳観を超えた人類社会全体に影響を与える共生の知恵、公共善の形成に寄与することを目標とした働きだといえる。キリスト教の精神に基づいて立てられた本学の教育は、科目の専門性を超えてそれ自身がキリスト教教育として行われること、すなわちキリスト教に基づく教養教育を目標に出発した。草創期においてそれは、個々の科目を超えキャンパスライフ全体に広く浸透していた。創立者チャニング・ムーア・ウィリアムズは学生との共同生活を重んじていたが、それは欧米の伝統校における学寮の模倣としてではなく、学問や礼拝にとどまらず生活そのものとしてキリスト教の精神を体得させることを目指していたからであり、これは本学の母体である聖公会の伝統、すなわち日常の中でキリスト教の実践を行うことを重視する英国教会の特徴と深く繋がっていた。その意味で、創立当初のキリスト教教育はキャンパス全体の営み、立教におけるライフそのものの中に息づいていたといえるだろう。

#### 礼拝

キリスト者の生活を支えるのは祈りの共同体であり、本学においてはチャペルがその中心地となり学生と教職員にキリスト教の精神に基づく指針と励ましを与えてきた。現在本学における礼拝は以下の通りである。なおすべての礼拝に出席の義務は課していない。

##### ・定期的礼拝

聖餐式（学院全体の礼拝として毎朝7時に行われている）

昼の聖餐式（毎月1回昼休み、教会の祝日に行われている）

主日礼拝（東京教区所属の礼拝堂としての性格も併せ持つ本学チャペルは、毎日曜日の礼拝を行い、聖歌隊など礼拝奉仕団体が活動の拠点としている）

##### ・学年暦、学校行事に関わる礼拝

始業礼拝（学期中毎朝8時半から行われている）

木曜礼拝（学期中毎週木曜日に聖歌隊を中心として行われている）

新入教職員歓迎礼拝、創立記念礼拝、ウィリアムズ主教日礼拝、卒業礼拝、教職員退職感謝礼拝、学部・学科等創立記念礼拝（チャペルで行われる）

入学式、卒業式、学位授与式（講堂などを使って礼拝形式で行われる）



その他に、起工式、竣工式などの諸式が行われる

- ・学生の課外活動に関する礼拝

ユニフォーム推戴式、合宿・遠征出発礼拝、優勝感謝礼拝、各種任命式・結団式、進水式、祝福式などが行われる

- ・校友に関する礼拝

結婚式、逝去記念式、卒業記念礼拝などが行われる

## キリスト教教育のプログラム化

チャペルを中心とした一体感、あるいは礼拝を通じて醸成される精神的な繋がりは、まだ大学全体が小規模であり、キリスト者の割合が高い時代において十分生きていたものの、学生や教職員が増加し、構成員の大部分を非キリスト者が占めるようになる流れの中で、キリスト教教育は従来の「環境型」によってではなく、知識教育、また個別のプログラムとして展開されることになる。1970年まで「キリスト教倫理」は必修科目であり、宗教教育の責任者であるチャプレンやキリスト者教員たちがそれを講じていた。一方チャプレンはそれと並行する形でチャペルを中心とする学生団体（学生キリスト教団体）を指導することで、正課と正課外教育両方に渡るキリスト教教育が実践されていた。しかし、大学の大規模化に伴って、次第に正課におけるキリスト教教育と正課外におけるキリスト教教育の分離が進み、チャプレン室は様々なプログラムを通して正課外の領域におけるキリスト教教育を担当するようになる。

## チャペルキャンプ

1954年、学生部のプログラムとして始まった「立教キャンプ」は、その後本学における正課外教育の中心を担ってきたが、この背景には長年にわたるチャペル活動の経験がある。立教においてキャンプは、「野営」という意味を超えて奉仕活動、体験学習、共同生活、グループワークなどを総合するプログラムとして発展してきた。宣教者でもあったポール・ラッシュは、自ら組織した学生キリスト教団体BSAの活動の中心にキャンプを置き、キャンプを中心としたキリスト教教育の拠点として山梨県の清里を開拓した。1964年、チャペルによる独自のキャンプが開始されることで、立教の特徴的教育プログラムとしてのキャンプはさらに多彩に展開されることになった。これは教室を離れたフィールドエデュケーションのさきがけとして、現在の正課教育における現場重視、体験重視の流れを先取りするものであったと言えるだろう。現在キャンプは、チャペルにおけるキリスト教教育活動の中心として位置付けられており、キリスト教教育において欠くことのできないテーマ、すなわち奉仕、体験、共同生活、人間的出会いといったものを重要視するプログラムが展開されている。

現在行われている3つのキャンプは定員15名、チャプレンと職員スタッフ（全学の職員から選任）が付き、聖公会の教会、関連施設の受入れによって行われる。1980年以降のチャペルキャンプの推移は以下の通りである。

フィリピン（1980～1998）…フィリピン山岳州での human relation camp

奥中山（1982～）……………8日間、精神発達遅滞者施設でのワークキャンプ

沖 縄 (1982～1997) …元ハンセン病患者施設でのボランティア+human relation camp  
 榛 名 (1987～) …… 1 週間、老人福祉施設でのボランティアキャンプ  
 水 俣 (1999～2001) …ワーク+human relation camp  
 日 韓 (2000～) …… 10 日間、聖公会大学 (韓国) との共同キャンプ (両校の学生がひとつのチームを作りワーク、学習、ホームステイなどを行う)。2004 年度から第二期。

### 学生キリスト教団体

1970 年のカリキュラム改革以降、必修科目としての「キリスト教倫理」が廃止されることによってチャプレンの役割は正課外活動に限定されていった。その中心であるチャペルキャンプは全学生を対象に募集され、準備期間を含めてチャプレンや職員スタッフとの密度の高い関係が構築される。しかし、チャペルにとって日常的に深く関わっているのは学生キリスト教団体である。学生キリスト教団体とは、オーガニストギルド、アコライトギルド、聖歌隊、ハンドベルクワイヤー、日曜学校さゆり会、アジア寺子屋、立教ローバース、GFS、BSA の 9 団体で、礼拝奉仕団体と聖公会の世界組織の支部である団体、聖公会教会や関連施設を拠点として活動する団体で構成されている。キリスト教団体の学生のほとんどは、キリスト教ではなく個々の活動を目指して参加している。こうした学生たちと接しながら個別の活動の背後にあるキリスト教の精神を語り、自らへの問いと他者との共生、そして危機的な社会においてより良く生きることの指針を見出すよう促すことがチャプレンの大きな働きである。

### 学生との接点拡大の必要

学生キリスト教団体の指導、また一般学生を対象としたキャンプを通して行われてきた諸活動を踏まえながらも、1 万 5 千人に及ぶ学生全体に対するキリスト教教育活動として不十分であることは言うまでもない。チャペルキャンプの適正規模は 15 人程度であり、現在 3 箇所で行われているキャンプの総参加者数は 40 人前後でしかない。これに学生キリスト教団体に属する二百数十人を加えても、これらのプログラムがカバーできるのは全学生の約 2% にしか過ぎない。かつて、キャンパス全体がチャプレンの現場であった時代とは異なり、現在の立教大学においてキリスト教教育活動を再活性化するためには、チャプレンと学生との具体的接点を拡大する必要がある。

### 正課教育との協働

こうしたチャペルによるキリスト教教育活動の現状を踏まえ、2004 年度からチャプレン室は全学共通カリキュラムの 1 科目として授業を立ち上げることになった。これは、正課教育とチャペルとの協働の回復であり、これまでチャペル周辺に限定されてきた学生との接点を広げることを意図している。もちろん、授業を通してのキリスト教教育はキリスト教学科、全学共通カリキュラムなどによって様々な形で行われてきたが、チャプレン室が企画するこの授業は、そこから礼拝、キャンプ、学生活動など、多彩な現場に学生たちの意識を向けることを目指している。これは、従来正課外教育を主な現場としてきたチャペルが、正課教育との協働によって新たな次元を開こうとする試みである。もとより、キリスト教教育は人格的な関わりなくして成立しない性質を持っており、その意味で、大人数

を対象とした授業の形態はキリスト教教育において導入とはなりえても、限界があることを認めなければならない。正課と正課外両領域におけるキリスト教教育の充実こそが必要であり、そのために両者の連携を深める第一歩としてチャプレン室による授業の提案は重要な意味を持っている。

### 課題と今後の目標

これまでチャペルは、礼拝や諸行事といった立教の日常性の中でキリスト教のメッセージを発信し続け、また、キャンプなどのプログラムや学生たちとの直接的な出会いを通してキリスト教教育を行ってきた。しかし、世俗化、また巨大化した大学の現状において、チャペルが行ってきたキリスト教教育が全学的により正しく認知され、正課と正課外の枠組みを超えた立教大学全体におけるキリスト教教育活動全体の再活性化の視点から再検討される必要があることは言うまでもない。チャペルのキリスト教教育活動における課題の第一はコミュニケーションである。これは、授業における学生とのコミュニケーションはもとより、チャペルから全学に向けての課題の発信、プログラムを共に推進する関係部局との協働関係が重要となる。さらに、学内のニーズを的確に捉えるための双方向のコミュニケーションが重要となる。そのために、キリスト教教育の方向性や課題について、教員、職員、教会関係者を含めて相互に聞き合うことのできる場、既存のチャプレン室委員会のほかにより政策的な課題を検討しうる場を設ける必要があるだろう。

第二の課題は母体である聖公会・教会との協働関係である。これは具体的には人材の養成とも関連している。立教のチャプレンは日本聖公会からの派遣によるが、チャプレンとしての働き、キャンパスミニストリーに対する情熱を持ち必要な訓練を受けた人材の養成を、ただ派遣する側である教会に一任しているだけでは不十分である。また、聖公会の教会には多くの卒業生が信徒として、また聖職者として加わっており、聖公会との協働を広い意味での生涯教育の視点から再検討することも必要である。かつて立教は、米国聖公会によって人的、経済的な援助を受けてきたが、今後はキリスト教教育の協働者として日本聖公会、海外聖公会との関係を再構築する必要がある。世界第三のキリスト教教派である聖公会のネットワークを、教育や研究、特に実習やインターンシップの現場として広く活用する上で、チャペルが架橋的役割を果たすことは大きな課題である。

## (3) 学生部における正課外教育プログラム

### (正課外教育)

#### C群 ・ 正課外教育の充実度

本学では、各学部・学科、全学共通カリキュラムなどの正課教育とは別に、学生の成長・発達を促進することを目的として、チャプレン室や学生部を中心に正課外教育が活発に展開されてきている。

学生部では、1950年代の後半から学内においては講演会、映画会、夕食会など、学外においては体験教室や、教員と学生が数日間宿泊を共にしながら語り合うキャンプなどを開催してきた。このキャンプは新生を対象としたものと2~4年次生を対象としたものとを開催し、新生を対象としたキャンプは現在も続けられている。同キャンプは、「自己を知り、他者を知る」ことをねらいとして実施されている。上級生の学生アドバイザーの協

力も得て運営されており、参加した新入生からは、大学生活を始める上で貴重な機会となった、と好評を得ている。80年代の後半からの約10年間にわたっては、環境問題に焦点をあてた学生部セミナーを展開した。この企画は、「環境と生命」をテーマに、映画会、講演会、フィールドワークなどを組み合わせ、環境問題を通して、「自分の生き方や社会のあり方について考える」ことをねらいとしたものであった。特にフィールドワークでは、地域ぐるみで有機農業に取り組んでいる山形県の高島町で、夏休みを利用し1週間の農業体験を行ってきた。この経験を引き継ぎ、2003年度からは岩手県陸前高田市において「林業体験―陸前高田の森に学ぶ―」を新たにスタートさせた。この企画は、植林などの作業を通じて環境問題の視点から森を育てることの意義や、豊かな海を守るために森創りに取り組む地元の人たちの生き方について学ぶことをねらいとしている。

こうしたプログラムは、参加した学生が自分以外の人や地域に出会うことで、自分の生き方や社会のあり方について考える貴重な機会を提供している。また、都市型大学として日頃経験できない農業や林業を通して、地域の方々と交流を持つ体験型の企画は、大学、地域双方にとって意義は大きく、今後も継続していくことが大切であると考えられる。

#### <キャンプ>

学生部は学生たちの成長発達支援を目的として、1954年から様々なキャンプを実施してきた。現在は、「自己を知り、他者を知り、社会を知る」をねらいとして「新入生キャンプ in 清里」（4月1～3日）と「林業体験―陸前高田の森に学ぶ―」（9月1～6日）を実施している。

前者は上級生の学生アドバイザーの協力を得て運営しているが、大学生活の多様な意義を知ったと参加者の96%から好評を得ている。スタッフには教職員・カウンセラーが同行し、コミュニケーション実習なども含めて主にグループワーク・全体会での発表など語り合いを重視した構成となっている。

後者は、2003年度から実施した新規キャンプである。これは、①自分の生き方について考える ②集団体験を通じての他者理解・自己発見 ③知的関心を喚起する ④社会的な問題に関心を持つ ⑤社会に生きる人から学ぶ ことをねらいとし、14年間継続した「農業体験 in 山形県高島町」（1989-2002）が基礎となっている。岩手県陸前高田市の森で、地元の協力を得て、植林などの作業を通じて環境問題の視点から森を育てること、自分の生き方や人生について考えることがねらいである。

キャンプの課題は、双方ともスタッフや宿泊施設などの関係で、参加者が100人と20人と限定されていることである。しかし、「農業体験」は14年間で参加者は延べ約250人になり、高島へ移住した卒業生も4人いる他、在学中や卒業後にクラスの友人達と農作業を手伝いに行くケースは日常的にあることから、キャンプ参加者が周囲の学生に及ぼす効果はあると認められる。都会型の大学として日頃経験できない農業や林業を通して、地域の方々と交流を持つ体験型のプログラムの意義は大きく、今後も継続していくことが大切だと考える。

#### <正課との連携>

2002年度より全学共通カリキュラム総合B「自己理解・他者理解」を事務局提案授業

として展開している。これまで学生部がキャンプなどでのねらいとしてきた「自分の生き方について、他者との関わりから真剣に考えること」を、授業で展開することにより、多人数への提供が可能となった。授業は、家族・自己・性格テスト・友人・人生の意味から構成され、性格テストや討論会もあり参加型の授業となっている。

コーディネーターの教員との打合せ、講師の依頼と準備を進め、講義の最終段階では学生部からのコメントも述べるなど積極的に関わっている。この授業のサブタイトルは「自分探しの旅」となっているが、学生のニーズもあり、受講者数も137人から二年目は174人と増えた。100人を超える講義でも学生の関心が高いせいか、受講態度も真面目である。

#### (4) 人権センター

##### 人権センター設立の経緯

1999年10月1日、立教大学は新たに人権センターを開設した。その前身は、1991年に作られた全学で組織する人権問題委員会である。この委員会は、本学において発生した「差別落書事件」を契機として発足した組織であったが、シンポジウムの開催や冊子を製作し全学に配布するなど、主に啓発活動を中心に、人権問題に取り組んできた。それは一方で、多くの学生及び教職員に人権の尊さを喚起することはできたが、他方で1996年、学生部主催のセミナーにおいて発生した講師による、と場及びと場労働者に対する差別発言事件について、この委員会は主体的な関わりを持つことができなかった。こうした限界を持つ人権問題委員会をよりよい組織とするため、発展的に改編して出来上がったのが、人権センターである。人権センターは、センター設立までの本学における人権問題に対する取り組みを踏まえるとともに、その反省の上に立って以下の任務と役割を果たすものとした。

人権センターの役割は大別すると、①啓発、②点検、③支援、④問題解決の4つからなっている。①啓発とは、大学の全構成員に対して人権に関する啓発プログラムの企画・運営、人権問題に関する各種研修の開催や資料収集、各学部・事務部局が行う啓発プログラムなどへの協力及び連絡・調整を行うことを意味している。②点検とは、現在学内に存在している自己点検・評価委員会とも連絡を取りながら、各学部や事務部局の普段の運営や業務を人権という観点から点検し、必要に応じて提言をするということである。③支援とは、本学の全構成員に対して、人権に関する相談・支援・協力をを行う。そして、④問題解決とは人権センター内に人権問題に関する支援・相談窓口を常設し、全構成員への人権に関する活動の支援や相談に対応するとともに、人権侵害問題発生時には本学における責任主体として積極的に問題解決に向けて活動する。また、その問題が学外の個人や団体にまで及んだ場合、大学を代表して問題解決のための必要な活動を行うことを意味する。

##### 組織

人権センターの構成は以下の通りである。

- (1) 人権センター長（以下「センター長」という。）1名
- (2) 人権センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）5名
- (3) 人権センター委員会（以下「センター委員会」という。）

部長会、チャプレン、各学部、全学共通カリキュラム（本学の教養科目の名称、以下「全カリ」という。）、事務部局から各1名

- (4) 人権センター専門委員（以下「専門委員」という）若干名
- (5) 事務局 若干名

#### ①センター長

センター長は本学専任教職員の中から総長が任命する。人権センターを代表し、その運営を統括する。また、運営委員会の委員長を兼務するとともに運営委員会およびセンター委員会を招集し、その議長となる。センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。センター長は、事務局を統括する。

#### ②運営委員会

運営委員会はセンター長と運営委員5名によって構成されている。その任務・役割は2点あり、(1)人権センターの活動に対する政策・方針を立案し、センターの運営にあたること、および、(2)運営委員会は本学全構成員の人権に関する相談に応じるとともに協力支援を行い、人権問題が発生した際にこれに対応することである。運営委員は本学専任教職員の中から総長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### ③センター委員会

センター委員会は以下の委員等によって構成されている。(1)センター長、(2)運営委員5名、(3)センター委員（部長会、チャプレン、及び各学部、全カリ運営センター、各事務部局から各1名選出）

センター委員会はセンター長が招集し、センターの活動に必要な諸事項について検討し、決定・実行する。センター委員会は必要に応じて開催する。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。運営委員はセンター委員を兼ねることが出来る。

#### ④専門委員

専門委員は、本学の顧問弁護士、カウンセラー、及び診療所の医師・保健師等から、必要に応じ総長が任命する。

### 現状

人権センターは、人権問題の基本は、私たち一人ひとりが人権の大切さを理解しお互いの人権を尊重することにあるとの認識に立ち、その主たる活動を本学の構成員の人権意識が高まるよう様々な取り組みを後ろから支え、支援することに置いている。つまり、人権問題の主体はあくまでも本学の構成員一人ひとりであり、その活動が円滑に進むよう支援するところに人権センターの役割がある。

以上の観点に立ち、1999年度から毎年春秋の人権プログラム及びいくつかのセミナーを開催してきており、これからも、春秋のプログラムを中心に、人権センターとして啓発活動を続けていく予定である。セミナーのいくつかを紹介すると、「部落問題を考える」〈講師 田光 信幸（日本聖公会東京教区司祭）〉、「大学と人権—歴史教育と人権—」〈講師 山田 昭次（立教大学名誉教授）〉、「と場の歴史と差別—と場労働者の立場から—」〈講師 栃木 裕（全芝浦屠場労働組合書記長）〉、「就職活動に際して生じる人権問題について考える」〈講師 中島 通子（弁護士）、山極 清子（株資生堂 人事部人材育成グループジェンダーフリー推進事務局）〉がある。

以上のほかにも、日常活動として、本学学生・教職員からの「人権侵害」等に関わる相

談・申し入れなどを受け付け、人権センター独自でもしくは本学のセクシュアル・ハラスメント防止対策委員会との協同で、関係学部および関係部局とともに問題解決にあたっている。こうした相談内容は、相談者本人及びその問題行動等の「加害者」のプライバシーなどの人権を配慮する必要性から、きわめて慎重な対応が求められる。そのため、事務局担当者をはじめセンター長、運営委員のきめの細かい対応の必要性から、長時間の聞き取りを多数回行うことになる。

人権センターは、これまで人権侵害問題発生時には本学における責任主体として積極的に問題解決に向けて活動してきた。また、その問題が学外の個人や団体にまで及んだ場合、大学を代表して問題解決のための必要な活動を学内各関係部局との協力の上、行ってきた。

学生処分などの教学上の処置については、学部もしくは研究科に一任されており、人権センターは事実の解明を行い、その結果として当事者間での問題解決のため、「加害者」に対し、人権センターの判断を口頭等で伝えてきた。あわせて、事案によっては総長への提言、あるいは関係部局への提言を行ってきた。

## 課題

相談処理の過程で、守秘すべき事項が第三者に伝わるといった、プライバシー侵害はあってはならない。これは、そうした第三者への漏洩が新たな人権侵害を引き起こし、相談者の本学に対する信頼を著しく損なう結果を招くことになる。そのため、人権センターはセクシュアル・ハラスメント防止対策委員会とともに関係部局の担当者には十分に守秘義務等の徹底を図っているが、今後も具体的問題事案が発生するたびに繰り返し、守秘義務の周知徹底を努めなければならない。

つぎに、相談される内容が、セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会との協同・協調が必要となる場合が少なくないことから、今後、両組織の関係についての見直しが必要である。

## 今後の改善に向けての方策

「課題」の項に記したように、関係者による守秘義務の遵守、そして人権センターとセクシュアル・ハラスメント防止対策委員会の関係の見直しは速やかに図られるべきだと考える。

守秘義務の遵守は、本学の学生教職員個々の人権意識に委ねられている問題であり、人権センターとしては、今後も人権啓発のプログラム等の展開を通して、その大切さを周知していくが、そのほかに、総長が全学に対し「総長見解」を表明することも必要である。

2点目の、組織の関係の見直しは全学での検討問題である。人権センターは「設立の経緯」に記したように、本学における問題事案発生を契機にしている。一方のセクシュアル・ハラスメント防止対策委員会は多くの大学に同様の組織が設置されていることから、その名称は本学としても外部に対して公開しなければならないものである。しかしながら、「課題」の項で記したように、相談される内容が、セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会との協同・強調が必要となる場合が少なくないことから、ふたつの組織の間で、どちらが事案を所掌するか決定したりする時間が必要になるため、事案の迅速な解決が妨げられているからである。そこで、この問題を回避するためには、たとえば、新「人権セン

ター（仮称）」に既存の「セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会」と、新たに現在人権センターが所掌している任務を行う「人権委員会（仮称）」を併置し、それぞれの委員会は相談受付、問題処理を行い、新「人権センター」はそれぞれを監督し、センター長は両委員会の委員長とともに総長・各部局等への提言ないし勧告を行う、といった方策も考えられる。

## （５）セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会

### 基本理念

（１）で述べたように本学が自由な学問と教育の場であるためには、前提として本学の構成員である学生及び教職員が、勉学、教育をはじめとする大学における諸活動を相互信頼のもとに進めていけるように、大学生活の環境を整え、充実させていくことが必要である。この前提を阻むものの中で、かなり大きなもののひとつとして、セクシュアル・ハラスメントが挙げられよう。

セクシュアル・ハラスメントとは、相手が望まないのに、性的な意味合いを含む行為や言葉によって相手の人格を傷つけたり、利益あるいは不利益を条件もしくは結果とするような性的な言動や掲示によってなされる、大学の研究・教育・労働・生活環境の悪化などの行為を指す。現状では特に男性から女性へのセクシュアル・ハラスメントが圧倒的に多く発生している。その背景には、様々な力関係、性的な役割分業に関する固定的な観念、さらにはセクシュアリティに関する差別的な通念の作用がある。大学においては、こうした一般社会における通念や力関係のほか、研究や成績の評価に関わる力関係などが加わり、特有のセクシュアル・ハラスメントが発生している。これらは、大学の拠って立つ学問と教育の自由そのものへの侵害と考えられる。

セクシュアル・ハラスメントは、個人の人格的尊厳を傷つけるだけでなく、大学の教育・研究を支える環境を損なう行為である。そこで、大学には、このような行為を許さない、生じさせない環境を作り上げ、そして、このような環境を保持する責任およびセクシュアル・ハラスメントが生じた場合には、個人の尊厳と人権を擁護するために厳正かつ適切な対応をもってその解決に努めなければならない責任がある。

### 設立の経緯と構成

1999年3月、立教大学ではこのような基本的考えに基づき、セクシュアル・ハラスメントに対して断固たる態度でこれを排除し、防止することを宣言した。また同年4月にはセクシュアル・ハラスメントの防止とその対策を推進し、特に女性の人権を擁護することを目的として「セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会」が設立されるとともに、「セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会規程」が定められた。本規程2条は、セクシュアル・ハラスメントを、教育、研究、就業ならびに課外活動等における関係を利用してなされる（１）本人の意図とは関係なく相手側に性的と認められる言動を繰り返し、傷つける行為、（２）利益もしくは不利益を条件または結果として相手方に性的な要求をしたり、誘いかける行為、（３）性的な言動や掲示によって研究、教育、就業および課外活動等における環境を悪化させる行為と規定している。

そして、同3条は、委員会の任務について、（１）セクシュアル・ハラスメントに関す



る相談への対応、(2) セクシュアル・ハラスメント問題の対処に関する総長への勧告、(3) セクシュアル・ハラスメント問題における被害者の救済、(4) セクシュアル・ハラスメント防止に関する情報収集、研修および啓発活動等と規定している。委員会の委員は、総長指名により部長会の構成員1名、各学部および全学共通カリキュラム運営センター各1名、カウンセラー2名そして職員若干名が選ばれるが、委員の性差比率は、原則として20%を超えないようになっている。委員会はセクシュアル・ハラスメントに関する相談に対応するために相談窓口を設置しており、また相談内容を調査するため必要に応じて調査委員会を設置することができる。相談窓口および調査委員会についてはそれぞれ規程が設けられ、それに基づき運営されており、これらの任務遂行にあたる委員会は、相談者及び関係者のプライバシーを尊重することが義務付けられている。

### 委員会活動

本委員会は、セクシュアル・ハラスメントの防止を第一の目的として様々な活動を行っている。万一被害が起きた場合、セクシュアル・ハラスメントの被害者は、長期にわたり想像を越える精神的、肉体的苦痛を受け続けることも多いためである(時には二次被害を受ける場合もある)。そのため、予防に力を入れるとともに、委員会にとっては被害者の救済も大きな課題となっており、被害者のケアにも深い配慮を払っている。

啓発活動としては、毎年、学内の構成員を対象としたセクシュアル・ハラスメントに関する講演会を、外部の専門家(弁護士、警察官、カウンセラーなど)を招いて実施している。講演会では参加者と講師との間で熱心な質疑応答が行われ、セクシュアル・ハラスメント防止の啓発活動として一定の役割を果たしていると考えられる。特に2001年度に行われた講演会の議論の中から「学生サポーター制度」が提案された。「学生サポーター制度」は、学生の意見をセクシュアル・ハラスメント防止活動に反映し、啓発活動をより効果的に行うことを目的とするものであり、2002年度から導入されている。また参加者にはアンケート調査を行い、その結果を防止活動に生かすよう努力している。4月には新入生及び新任教職員を対象にした各オリエンテーションの中でセクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発活動を行い、兼任講師に対してもセクシュアル・ハラスメント防止に関する文書を適時配布している。また教職員一般、特に教員や窓口対応を行っている職員に対しては、セクシュアル・ハラスメントの相談を受けた場合には内容に深入りすることをできるだけ避け、セクシュアル・ハラスメント委員会の相談員(委員および事務局職員)に相談することを勧める文書を配布している。さらに学内各部局の管理運営責任者である部長に対しても、研修会を実施し、大学キャンパスにおけるその実態や問題点等を説明し、理解を求めている。

課外活動として多くの体育会運動部やサークルがあるが、これらの活動においても先輩と後輩等の間でセクシュアル・ハラスメントが起こる可能性があるために、委員会は学生団体各部の部長及び体育会監督、学生責任者に対して防止を呼びかける文書を配布している。また、体育会リーダーズ・キャンプの場等を利用して運動部の幹部学生に対しセクシュアル・ハラスメントに関する講演を行い、この問題に関する認識と理解を促している。

これらの講演会や研修会に加えて、学生および教職員に対しては、セクシュアル・ハラスメント防止宣言、委員会規程、セクシュアル・ハラスメント相談ガイドや相談員リスト

## 3 ヒューマン・ムーブメント構想を支える諸組織

を学内に配置するとともに、防止活動のアピールあるいは注意喚起の目的で学内にポスターの掲示を行っている。これらの委員会に関する事項や活動はセクシュアル・ハラスメント防止対策委員会のホームページによっても広報し、全構成員に周知を図っている。

さらに、委員会活動の一環としてセクシュアル・ハラスメントの問題に関する実態調査及び大学構成員の意識調査を目的として、教員（兼任講師も含む）、職員そして学生に対して全学的アンケート調査を実施した。現在、その分析を続けており、2003年度中に報告書として刊行する予定である。さらに、2004年度より、全学共通カリキュラムの授業の中に、「セクシュアル・ハラスメント概論」が開講されるが、この委員会の働きと連動させることで、一層の効果が期待できよう。

委員会としては学生や教職員に対し上記のような様々な啓発活動を実施しているが、それと同時に委員自身のセクシュアル・ハラスメント問題に対する専門性を高めるための内部研修も実施している。そのために専門家による研修、相談窓口の実務的訓練を積むロールプレイ等を行い、知識と対応技術の修得に心がけている。さらに委員は、学外で行われる多くのセクシュアル・ハラスメント研修会等にも可能な限り参加し、様々な事例やその対応方法等に関し幅広く学び、委員としてのスキルの向上を目指している。また全委員にはキャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワークから提供される多くの有効な情報や新聞掲載記事等も配信され、その実態の把握や問題点の理解を深めている。委員会は概ね毎月1回の割合で開催され、啓蒙活動や相談事例への対応（固有名詞は伏せて議論する）をはじめ多くの必要事項を協議、決定し、その結果をセクシュアル・ハラスメントの防止対策に生かしている。委員会報告はその都度、部長会に報告され、その結果は各学部教授会や各部局職員にも報告される。

さて、セクシュアル・ハラスメントの相談や訴えの中には、その内容が法的措置なども含め、複雑多岐にわたり、その対応のためには相当高度な専門的知識を必要とする場合もある。このようなケースに対処するために大学は、2002年度からリーガル・アドバイザー（弁護士事務所）と契約し、セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会が個別問題について専門家と相談しながら対応することができるようになった。またリーガル・アドバイザーは委員会の定例会に年2回程度出席して助言を与えたり、委員会主催の研修会の講師を務めたりする。このリーガル・アドバイザー制度の発足により、委員会は適宜、専門家の助言を受けられるようになり、本制度はきわめて有効に機能している。

### 今後の課題と展望

前述したように、本学では1999年度にセクシュアル・ハラスメント防止対策委員会がつけられ、以来5年が経過しようとしている。この間に委員会は相談や防止対策について様々な経験を積み、その活動の成果も少しずつではあるが実を結びはじめていると思われる。しかし、毎年、その内容は多様ではあるがセクシュアル・ハラスメントの相談は変わらず（2003年度は5件を越える相談があった）、また、委員会に事例が報告される以前の初期対応に問題がある事例も散見され、委員会の広報活動に対する学内の理解がまだ十分とは言えないことも確かである。委員会としては被害者が一人で悩まず、勇気をもって解決に向けて委員会に相談に来るように、そして委員会は相談者のプライバシーを守り、人権を守るということを訴えてきており、最近、学生からの相談が増えているのはこの委

員会の姿勢が学内に伝わりつつある結果であるとも思われる。しかし実際に相談にやってくる相談者は被害者の中のほんの一部で、実際にはその何倍もの被害者がいるのではないだろうか。

いずれにしてもセクシュアル・ハラスメントの相談が後を絶たず起こっており、防止宣言に謳っている良好な教育・研究環境が実現されていないことはきわめて残念である。この度のアンケート調査でも表われていたが、相談の内容は、学生が教員から受ける被害の例が多く、一部の教員がセクシュアル・ハラスメントに対し高い意識をもたないために様々な訴えが起こっているのが現実である。単なる冗談・からかい、親しさの表現、個人的好意等が動機であったとしても、それが相手側の意に反したものであれば、それはセクシュアル・ハラスメントになりうるという基本的な理解が教員に欠けている実態があり、2004年度には、アンケート報告書を用いながら、教員対象の研修を教授会を通じて実施していく予定である。また本学では課外活動の中で先輩と後輩の間でもセクシュアル・ハラスメント行為が発生しており、相談に来る例も複数ある。学生サポーターなどを活用し、学生を対象とした啓発活動のさらなる工夫が本委員会の今後の課題である。

本学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策はその端緒についたばかりである。委員会としては、有益な講演会等に可能な限り多数の教職員や学生が参加できるように計画し、セクシュアル・ハラスメントのないキャンパス作りを目指さねばならない。また学生には本委員会によるセクシュアル・ハラスメントの防止活動が遠く感じられるという声を聞く。学生に対してより直接的な啓発活動として、セクシュアル・ハラスメントに関する授業をいっそう増やしていくことも今後の検討課題であろう。セクシュアル・ハラスメントの内容によっては被害者と委員会が長期にわたり、その解決に多大な労力を払っていることは学内に余り認識されていない。しかし、事後の対処に比して、事前の予防こそが効率的な対処である。従って、セクシュアル・ハラスメントは防止が最も重要であることを認識し、人権問題やセクシュアル・ハラスメント問題のないキャンパス環境を作り上げていくことが何よりも必要である。その際、セクシュアル・ハラスメントの問題が、単に孤立して現われるのでは決してなく、他の人権の問題と密接不離であることを常に念頭に置くべきであろう。最近、全国の大学でセクシュアル・ハラスメント問題が大きな検討課題となっているが、セクシュアル・ハラスメントをはじめ人権を貶めることのないキャンパスを形成できているかどうか、努めているかどうか、大学の点検・評価にも結びつく時代になってきていると思われる。

## **(6) 立教大学ボランティアセンター**

### **ボランティアセンター設置の趣旨**

ボランティアセンターは、前述したヒューマン・ムーブメント（10頁参照）のひとつの活動拠点として、2003年6月1日、設立された。ここでは、大学の構成員の一人ひとりがかけがえのない存在として世に送り出されていることを確かめながら、その思いの中に潜んでいる、人のために役立ちたい、人の手助けになることを行ってみたいという願いを形にし、具体化するための足掛かりの場となることが企図されている。

これを学校という組織の問題として言い換えれば、学校内部の構成員の一人ひとりに呼び掛けて真の生き方や学び方に対する問いを深めるとともに、学校がその存在する地域社

会や国際社会に門戸を開き、そこへの働きかけを強めると同時に、逆にそこから多くのことを学び取ってゆくという、今日の大学が直面している課題に応えようとするものである。そこで、本ボランティアセンターは、学生・教職員のボランティア活動への取り組みを促進するだけでなく、立教大学勤務員、立教学院勤務員、学生、校友、保証人、並びに賛同者に広く開かれた活動を行うことを目的とする。

### センター設立の背景

ボランティア活動の意義と必要性が広く社会一般や学校教育内部で認識され、活動が活発化している今日の状況のもとで、本学におけるボランティアセンターの設立は、むしろ遅きに失したとの印象が無きにしも非ずである。しかし、本学におけるボランティア活動そのものの歩みは、むしろ他に先駆けて活発に行われてきている。

一例を挙げれば、学院草創期の卒業生であった石井亮一氏が、濃美大地震（1891・明治24年）の被災地をいち早く訪ね、被災者の中でも特に悲惨な状況に追い込まれていた家族を亡くした少女たちのためにその救済に立ち上がった行為は、今でいう災害ボランティアの先鞭をつけるものであった。また特に、アメリカ聖公会の宣教師であり本学の教授でもあったポール・ラッシュ博士の働き（太平洋戦争以前からのキリスト教青年活動のための組織作り、活動拠点の建設、戦後における高冷地実験農場（財団法人KEEP協会の前身）の設立運営とそれによる農村の生活改善支援など）は特筆すべきものであり、今日なおボランティア活動に関わる者にとっての指針やモデルとして意味を持っていると考えられる。学生の働きとしては、多くのキリスト教学生団体、セツルメント、各種こども会、ボランティアグループ、フィリピンなどの外国に目を向けた活動などが展開されてきたし、現在も続けられている。

また立教学院内の小学校、中学校、高等学校の各学校でもそれぞれの教育活動の一環としてボランティア活動や奉仕活動が行われてきている。また、立教大学卒業生によって組織されている校友会のうち、レディース・クラブでは、身体にしょうがいを持った学生への通学支援などの活動を長く続けてきている。

学内の組織としては、チャペルに、阪神・淡路大震災での救援活動を契機としてボランティアセンターが設置され、活動情報の紹介などがなされてきたが、ハード、ソフトの両面で条件が揃っていなかったために十分な機能を果たせないままに時を経過してきたという事情がある。

本ボランティアセンターの設置は、これらの活動や組織の前歴を踏まえながら、その活動を継承・発展させるとともに、現代の社会や教育の新しい課題に対応することを意図して行われたものである。

### 本センターの特色

本ボランティアセンターの特色は、以下の通りである。

- (1) キリスト教の精神に基づくヒューマン・ムーブメントの一環であることを、活動の精神的な支柱として据える。
- (2) 大学をはじめ、立教学院全体の運動として推進を図る。
- (3) ポール・ラッシュをはじめとした立教学院関係者のこれまでのボランティア活動成

果と精神に学びながらその継承と新しい視点からの発展を模索する。

- (4) 学内、学院内、地域での活動グループ、外部団体などとのネットワークの構築を図り、相互協力のもとでの活動の展開を進める。
- (5) 活動の中心的な担い手として学生の活動歴、企画提言、発想などを尊重する。
- (6) 活動者が自己を点検しつつ日常を顧み、かつ明日への意欲を生み出せる場、未経験者が気軽に立ち寄り相談や助言を受けることのできる場、そのような場である「ホーム」となることを目指す。

## 初年度の活動

ボランティアセンターは、2003年10月から、本格的な活動を開始した。同年の6月1日に設立さればかりのセンターであり、活動はまだ端緒を開いたばかりである。しかし、学内外の関係者の協力のもとで、これまで順調な滑り出しをすることができ、いくつかのプログラムも計画通り実施することができた。

すなわち、まず、10月から11月初旬までを、センター開設行事期間として設定し、開設記念講演会「立教大学とボランティアの可能性」（講師：立教大学名誉教授・日本ボランティア学会代表 栗原彬氏）、同シンポジウム「ポール・ラッシュのボランティアに学ぶ」（シンポジスト：財団法人KEEP協会 正木実氏ほか）等を開催した。さらに、それに加えて、2003年12月までに、①学生ボランティアスタッフ合宿検討会へのオブザーバーに参加するとともに、②立教大学、立教学院関係ボランティア活動パネル展示「カラダで感じる池袋 車いすから見たバリアフリー」（車いすを使用しての体験学習プログラム、大学院ゼミ有志主催行事への協力参加）、③講演会「まずは自分から あなたにもできるボランティア」（学生部との共同開催）、④映画会「107+1 天国はつくるもの」（学生推進委員による企画プログラム）を開催した。また、⑤12月から1月にかけて、新座市との連携のもとで手話講習会を行う準備を進めている。また、NHK厚生文化事業団から「学生ボランティアは地域防災にどのように取り組むか（仮）」というテーマのもと、60万円の助成を受けることになった。

## 今後の課題

今後の課題として特に意識されている事項は、次の諸点である。

- (1) 学内構成員、特に学生諸君にセンターの活動への関心を喚起し、協力を呼び掛ける方策の検討。
- (2) 当センターが充実を目指しているネットワークの構築は、センター発足後、日の浅いこともあり、まだまだこれからの仕事である。今後1年くらいの間によりよいものを整備できるよう仕事を進める予定である。
- (3) 地域の方や校友からの関心は高く、協力申し出も既に寄せられている。そのような声をどのように集約し、要望に応えられるかを早急に検討する必要がある。
- (4) センター主催諸プログラムの実施にあたっては、学（院）内教職員のセンター推進委員が責任を持つこととなっはいるが、より多くの教職員の方々による協力が不可欠である。
- (5) 地域との連携プログラムの企画・推進も今後の課題であり、差しあたっては地域代

表の方に推進委員就任を依頼する必要がある。

- (6) 今後の活動を進めていく上で、これまでの立教大学、立教学院でのボランティア活動の歩みの点検と評価は不可欠である。2004年度は、そのための基礎的資料収集を中心とした調査期間としても位置付けている。

## (7) 身体しょうがい者（学生・教職員）支援ネットワーク

### 設立の経緯

本学では古くは戦前に障害者を受け入れた記録があるが、実質的に組織だって支援を考えたのは、1988年7月、教務部部長に宛てて「教務部に身体障害学生に関する委員会〔準備会〕（仮称）を設置することについて」を提出したのが始まりである。

提案の骨子は、1. 教務部常設委員会とし、全学組織の設置後は改組、2. 身体障害学生への対応の検討、実行と全学組織設置へ向けての学習および調査、部員への啓蒙、等であった。構成員は主に学生生活で直接学生と触れる機会の多い教務部、学生部、図書館の職員であった。実際に在学している視覚障害学生が学年末試験を受験する準備や学年が進むにつれて必要となる支援を、どう組織的に予算化していくか、また関係する部署の職員に求められる障害者に対する理解、支援の実際を学ぶ学習会が委員会の活動の中心となっていた。

その後、1991年に全学的組織である「人権問題委員会」が発足し、同委員会から同じ人権を扱う者同士、横の連絡を強化することで、今後の課題を浮き彫りにできるのではないかという呼び掛けがあり、1994年3月に第1回身障学生・教職員支援ネットワーク準備会が人権問題委員会座長からの召集で開催された。しかし身体障害学生の学業支援を活動の柱とする教務部の委員会と、広く「人権」を扱う全学委員会とではおのずと活動の範囲が違い、結局両者歩み寄ることはできなかった。その結果、日常業務上の関連部局での組織として、「大学内の身体障害者（学生・教職員）の学業上・職業上及びキャンパスライフを送る上での不便を軽減するため、これに関連する大学内の調整・連絡を図り、障害者にとってより開かれた大学のあり方を検討・提言する」ことを目的として関連事務部局で構成された「立教大学身体しょうがいしゃ（学生・教職員）支援ネットワーク」（以下、ネットワークと記す）が1995年10月によく発足した。教務部が主導してきた組織との大きな違いは、より広範囲の部局の職員が参加したことである。

### 現状

上記の経緯で発足したネットワークは、チャプレン室事務課、総長室、人事課、管財部、教務部、学生部、キャリアセンター、図書館、診療所（保健室を含む）、メディアセンター、武蔵野新座キャンパス事務部から各1名で構成されている。この他2001年度より教員のアドバイザー2名が参加している。なお長年の活動の積み重ねにより、下記のように一定の支援システムは整ってきている。以下、主な部局の役割を記す。

#### ① 入学センター

受験問い合わせから入学手続きまでを受け持ち、就学上の問題点、特別措置について学部・

学科と協議をする。受験許可・合否・入学手続き等の各段階でネットワークに報告する。

## ② 保健室

障害学生の状態把握。入学試験特別措置を希望しない学生でも、入学後の定期健康診断により障害を把握することがあり、必要と認められた場合はネットワークへ連絡をする。

## ③ 教務部・武蔵野新座キャンパス事務部（教務係）

正課授業に関する特別措置について、学科あるいは科目担当教員と調整を図る。具体的には、入学決定後本人との面談で支援・特別措置の概要説明と言語必修科目の打ち合わせ（特に聴覚障害学生の場合）や、履修科目決定後の教室配当の適・不適の検証、科目担当者への授業配慮のお願い、などを行う。聴覚障害学生には必要に応じてノートテイクのアルバイトも申請する。その他視覚障害学生在学時には、期末試験の点訳・墨訳手配が日常的に行われる。また支援機器の使用・導入調査なども随時行うことになる。在籍学生の障害の種類によりその年度の活動に変化が起こることは当然である。

まれに学生本人が教務部窓口で支援の依頼を求めに来ることもあり、そうした場合は面談の末、ネットワークに報告し、正式支援の対象者とする。

## ④ 事務局

2001年4月より、学生部および総務部の職員が人権センター事務局兼務となり、同時にネットワーク事務局も兼務し、教務部の負担が飛躍的に減少した。つまり実質的予算管理、支援アルバイト申請・募集・出勤管理がすべて事務局に移行したわけである。その後2002年4月より人権センターに課長が着任、2003年6月からは兼務ではない課員も配属され、さらに安定した運営が期待できる状態になった。

障害学生が在籍する場合、通常ネットワークではどのような支援が必要かを検討し、必要とされる予算執行、次年度の予算策定などを行う。しかし、3年前に四肢障害で車いす使用の学生が入学したが、いままでに経験のない障害の支援を考えることになり、大幅な支援体制の見直しを迫られた。その結果、次のような制度を発足させたことはネットワークにとって大きな転換となった。池袋駅から大学間の送り迎え、教室間移動等の支援に「ボラバイト」（精神はボランティア、しかし責任を強く持ってもらうために有償の、学生を中心とした介助ボランティア）の制度を作り、チームとして支援を行っている。

またここ数年は、バリアフリーが叫ばれる社会情勢を考え、キャンパス内の施設・設備が障害者にどの程度配慮されているか実地検証し、大学に報告書を提出した。また、新しい施設の建築計画に対して、「建設計画を行うにあたっての身障者対応について(案)」（1999年4月）などを参考に要望を提出した。この他、教職員に対する支援として、教壇へ乗降のための手すりの設置、段差解消機の配備、配当教室の配慮、新教室の教壇へのスロープ設置の要請などを行ってきた。

## 課題

障害者が在籍する場合、その都度必要な支援を協議してきたが、実は障害者受入れの大原則があって、それを実施に移しているわけではないことが、下記にあげる問題を生じさせている。

### ① 支援対象・範囲・予算措置

支援の方法はこれまでの経験の蓄積により確立してきているが、支援の対象者（正規

学生・科目等履修生)、支援の範囲(正課授業・研究所の講座・課外活動・就職活動)、支援の程度(関わり方、経費)等の検討にあたって、大学としてどの程度の支援が適切なものか、また可能なものか等、具体的事例について判断するにあたり苦慮するが多い。これは障害学生の受け入れ後の支援について、大学としての基本姿勢や政策が必ずしも明確でないことによっていると思われる。

## ② 受け入れ後の全学的統一性の欠如

受け入れ後の初期段階の学生との面談に、障害の程度により学部教員が同席しない場合、ネットワークの活動を教員が知らないままになる場合がある。そうした場合、障害学生と学部との関わりに差が生じ、障害学生支援に関して学部間に対応の差が生じるといった立教大学総体としての統一性の欠如が起こりうる。

ネットワークメンバーに教員の参加がないことで、教育の現場で教員あるいは障害学生が感じる問題点等がネットワークに届きにくく、支援のあり方等を検討する際にも現場の視点を取り込みにくい状況を生み出していると言える。

## ③ 啓発活動の必要性

学生の大学での生活は正課授業だけではなく、広く課外活動や就職活動など多岐にわたるものであるが、ある程度保障されている正課授業以外の支援については、共に学ぶキャンパスの学生の自発的支援が欠かせないと言えよう。ところが実際は車いす学生が通っても道をあけない学生、目の不自由な先生がドアの先を杖で探っているのに声もかけられない学生等を目にする。無関心というよりどうしていいかわからない、というのが実情であろう。誰もが手を貸すことができ、共に交わり合うことを学ぶ啓発活動の必要性を感じる。

また、2003年6月にボランティアセンターが設置された。啓発活動とともに障害学生支援の強化の面から同センターとの連携が今後の課題である。

## 今後の改善に向けての方策

事務部局の連絡・調整組織であるネットワークでは、到底上記の課題を解決するには限界がある。そこで障害学生受け入れの主たる責任は当該学部・学科・研究科にあることを確認し、学部・学科等の支援体制を確立することが必要である。また授業担当者の協力が不可欠なことは言うまでもなく、全学的見地から支援全般について検討する、教員を加えた委員会組織を設置して支援体制を強化し、支援システムの拡充を図ることが望まれる。また立教大学として障害者を受け入れる姿勢を明確にするため、身体障害者支援に関する理念、支援体制、組織の審議内容等が明文化された規程等の設置が望ましいと考える。

## (8) 立教大学ジェンダーフォーラム

### 設立の経緯

立教大学ジェンダーフォーラム(以下フォーラムと略す)は1998年4月1日に設立され、同年9月に事務室が開室し、本格的な活動を開始した。フォーラムは、「立教大学ジェンダーフォーラム規程」(以下「規程」と略す)第1条にあるように、「共同生活により女子学生の人的成長を図るというミッチェル館の理念の発展的継承」という目的を有している。立教大学の女子学生のための教育寮であったミッチェル館は、1998年3月末をもつ



て、39年間の歴史の幕を閉じたが、その際、ミッチェル館の特定財産(約4,000万円)は、フォーラムが引き継ぐことになった。

## 主な活動

フォーラムは、「規程」第1条の後半で「固定的な性別役割分業観にとらわれないジェンダーフリーの視点に立った人材の育成を通して、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とし」と述べ、フォーラム設立の目的を明記した後、第2条で前条の目的を達成するために、所管事項として以下の項目を挙げている。

- (1) ジェンダーに関する講演会及びシンポジウム等の企画・実施
- (2) ジェンダーに関する調査・研究
- (3) ジェンダーに関する情報の提供
- (4) ミッチェル館同窓会及び校友会との交流
- (5) ミッチェル記念奨学金の運営
- (6) その他前条の目的達成に必要な活動

ここでは、上記の項目に関わる主な活動を紹介する。ただし、以下の記述は上記の項目にそのまま対応するものではないことをあらかじめお断りしておく。

### (1) ジェンダーに関する講演会及びシンポジウム

講演会及びシンポジウムはフォーラムの1年間の活動の中で最大のプログラムとして位置付け、学内外を問わず広く一般に公開する方式を取っている。

第1回の公開講演会は1998年11月24日にジェンダーフォーラム設立記念公開講演会として実施した。講師には東京学芸大学教授の村松泰子氏を迎え、「CMに描かれる『女』と『男』～セックス vs ジェンダーを探る～」と題する基調講演を池袋キャンパス太刀川記念館多目的ホールを会場として開催した。それ以後も、学外の著名人を招いて公開講演会を開催してきた。主な講師は辛淑玉氏(人材育成コンサルタント)、鹿嶋敬氏(日本経済新聞論説委員)、福島瑞穂氏(参議院議員、弁護士、学習院女子大学客員教授)、上野千鶴子氏(東京大学教授)、大澤真理氏(東京大学教授)などである。

### (2) ジェンダーセッション

講演会及びシンポジウムと並んで、フォーラムでは「ジェンダーセッション」(以下セッションと略す)を開催してきた。これはジェンダーに関する勉強会という性格を持つもので、毎回ひとつのテーマを決めて、学内外の報告者に発表してもらい、その発表をもとに参加者と報告者が気軽に意見を交換しあうという形態を取っている。このセッションは公開講演会や授業等とは異なり、少人数でアットホームな雰囲気の中でジェンダーに関わる話題を考えようとするところに特徴を持っている。学内だけではなく、学外からも参加者が多数いることも、このセッションの特徴である。

### (3) ジェンダーに関する調査・研究

東京ウィメンズプラザの2002年度「民間活動助成事業」による助成金250万円およびミッチェル記念基金(後述のミッチェル記念奨学金の項参照)の中の「特別活動のための資金」からの250万円の支出をあわせて、「女子学生の就職活動をめぐる諸困難に関する調

「調査研究～キャリアデザインとライフデザインの視点から～」を行った。研究代表者には元治恵子氏（社会学部助手）が就任し、立教大学の男女学生 1200 名を対象にアンケート調査を実施した。この調査・研究は、2003 年 3 月に終了し、「女子学生の就職活動をめぐる諸困難に関する調査研究～キャリアデザインとライフデザインの視点から～」という報告書にまとめられ、東京ウィメンズプラザへ提出した。この調査結果は第 24 回ジェンダーセッションで報告されたほか、東京ウィメンズプラザ主催の報告会でも報告され、注目を浴びた。さらに元治氏は内閣府男女共同参画局主催の会合にも代表者として参加するなど、この調査研究は学内外で注目されている。

#### （４） ミッチェル記念奨学金

前述したように、ミッチェル館の閉館にあたり、フォーラムが引き継いだミッチェル館の特定財産（約 4000 万円）は、それに伴い制定された立教大学「ロザリー・レナード・ミッチェル記念基金」規程にしたがい、フォーラムが、この財産を基金とする「ロザリー・レナード・ミッチェル記念奨学金」（基金約 3000 万円）及び「特別活動のための資金」（約 1000 万円。これは使い切りとする）の二本立てで運用していくことになった。このうち、「ロザリー・レナード・ミッチェル記念奨学金」は、ジェンダーの視点に立ち、男女共同参画社会の実現を目指した研究・活動の奨励を目的として、本学の学部学生及び大学院生を対象に、2000 年度より募集を開始した。

#### （５） 全カリ総合 B へのエントリー

2000 年度から、全学共通カリキュラム総合教育科目総合 B 群（全カリ総合 B と略す）に、学内の各研究所や事務部局からもエントリーできることになり、フォーラムでもエントリーすることになった。

#### （６） ジェンダーに関する情報の提供

フォーラムでは、広報活動の一環として、ニューズレター「G e m」（Gender encounter in Michell の頭文字を取ったもの）を年 2 回刊行している。また、研究紀要として年 1 回「立教大学ジェンダーフォーラム年報」を刊行している。現在、第 4 号まで刊行しており、第 5 号（2004 年 3 月刊行）は「立教大学ジェンダーフォーラム設立 5 周年記念特集号」となる予定である。

### ジェンダーフォーラムの組織について

#### 運営委員会

フォーラムは基本的には運営委員会がその運営にあたることになった。ところで、フォーラムの特徴は、フォーラムが運動体の機能を持たせた組織であることから、運営委員会の構成もいわゆる研究所のように教員だけが委員となり、職員は事務として加わるという形はとらず、職員も正規の委員として参加することにある。

運営委員会は原則として、月 1 回開催され、公開講演会をはじめとする各種活動の企画・立案等を協議している。さらに、それぞれの委員が以下のような役割を分担することになっている。

すなわち、公開講演会の企画・実施、特別活動資金運営委員、奨学金選考委員、広報・年報編集委員、図書選定委員、全カリ総合Bコーディネーター、調査・研究プロジェクト等である。なお、運営委員のほかに、直接フォーラムの運営には関われないが、いろいろな形で協力はできるという「協力委員」を設けている（「規程」外）。現在、約40名を超える人たちが協力委員として名を連ねている。

## 課題と展望

フォーラムは運営委員会を中心にその運営を担っているが、その核となる運営委員の選出方法が改めて問われている。すなわち、設立当初は、公募制でスタートをしたが、現在はむしろ指名制に近い方法を取っている。公募制にしる、指名制にしる、いずれも一長一短あって、一概に決めがたい面を持っている。早急に結論は出せないが、フォーラムの基本的な性格とも関わっている課題だと思われる。当面、両者のバランスを取りながら進めていくことになると思われる。

さらに、フォーラムはその所管事項に「ジェンダーに関する調査・研究」が入っているように、今後は、ジェンダーに関する調査・研究を実施するための体制を作る必要がある。そのために、「ジェンダーフォーラム調査・研究プロジェクト研究員（仮称）」構想の実現を図りたいと思う。たとえば、一案として立教大学学院史資料センターに配置されている学術調査員制度に準じた制度をフォーラムにも取り入れたいと考えている。

## 4 施設・設備等

### 1 学部における施設・設備等

(施設・設備等の整備)

2004年に創立130周年を迎えた立教大学は1918年に築地から池袋に移転し、以後、池袋キャンパスにおいて教育研究活動を展開してきた。ミッションアーキテクトのグランドデザインによる大学黎明期のレンガ造校舎群を中心に、高度成長期(1955～1965年代)には大学も成長期を迎え教育研究諸施設の建設・整備を進めてきた。

しかし、21世紀を目前にさらなる発展を期するため、過密で老朽化が進んだキャンパス全体の長期的な整備計画の策定・実施が大きな課題となり、財政計画を含めた「長期計画」について大学部長会を中心に長期にわたる協議を重ね、1980年代後半に「立教大学総合発展計画」としてとりまとめ、継続的に推進してきた。

1990年には長年の課題であった武蔵野新座キャンパスの開発整備に着手し、池袋キャンパスの過密解消を目的とした教室群、学生食堂の建設、また、正課体育および課外体育の拠点としての総合体育館を建設し、教育研究環境の基盤整備を行った。また、それと同時に池袋キャンパスにおいては学生の課外活動施設として体育会・文化団体の部室や練習室、スタジオ、学生ラウンジ・食堂を配したウィリアムズホールの建設(1992年)、教育研究環境整備の面では、老朽化の進んだ旧7号館を解体撤去して、高度情報化に対応した教室及びコンピュータ教室を有する新7号館の建設(1994年)、資料室、読書室、大学院関係施設などを配した16号館の建設(1996年)などの整備も行った。

しかし、図書館閲覧席・教員の研究室の不足、大学院の充実のためのスペース確保、全学共通カリキュラム施行(1997年)や専門課程のカリキュラムの改革と展開に必要な教室の整備などの新たな課題が加わったため、教育研究の中心となる諸施設の整備(具体的には後段の教室・設備等の整備で記載)を最優先課題として、池袋キャンパスにおける教室棟・研究棟の建設を中心とした教育研究環境整備を進めることになった。

1998年には「新学部設置および池袋校地再開発計画」を策定し、以降は図1、2および表1に示す通り「新学部設置に係る武蔵野新座キャンパス整備計画」「池袋キャンパス整備計画」など「立教大学総合発展計画」を継続的に推進・実現し、2002年度にはその第一期整備を終えた。

現在、立教学院では、これまで構成各校(大学、中学校・高等学校、小学校)が個別に実施を進めてきた計画を真の一貫連携教育の実現を柱に新たな発展のための教学計画、財政計画、施設計画の検討を行い、学院全体で調整を図り「立教学院総合発展計画(グランドデザイン21)」を策定し、理事会のもとに「企画本部」を設置、大学においては「推進本部」を設置し、「アカデミックプラン」(大学の歴史と特色を参照)の計画を推進している。

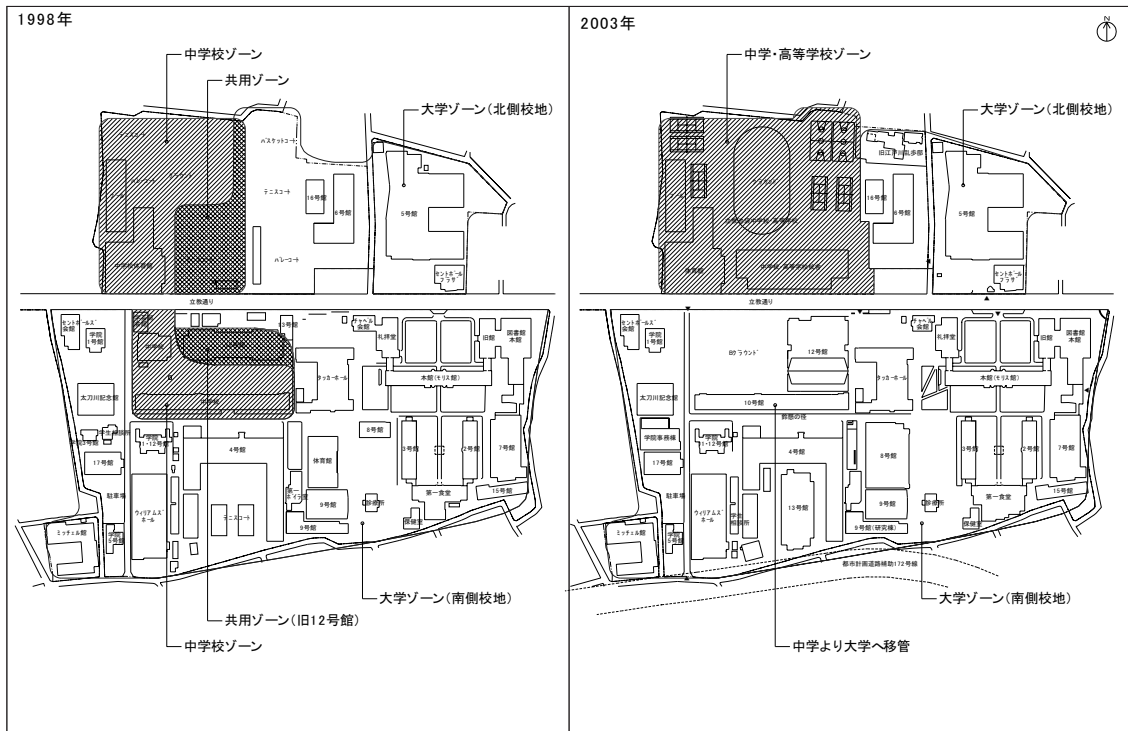
#### キャンパス・ゾーニングの再構築

池袋キャンパスは大学と中学校の諸施設が混在し、建物も共用を余儀なくされていたが、「立教学院総合発展計画」によって、中学校の高等学校設置を機にキャンパスを縦断する立教通りを中心に中学校施設群を北側校地に移転・集約し、中学—大学間の校地入れ替え、

校舎の再配置(入れ替え)によるゾーニングを整えることが実現した。

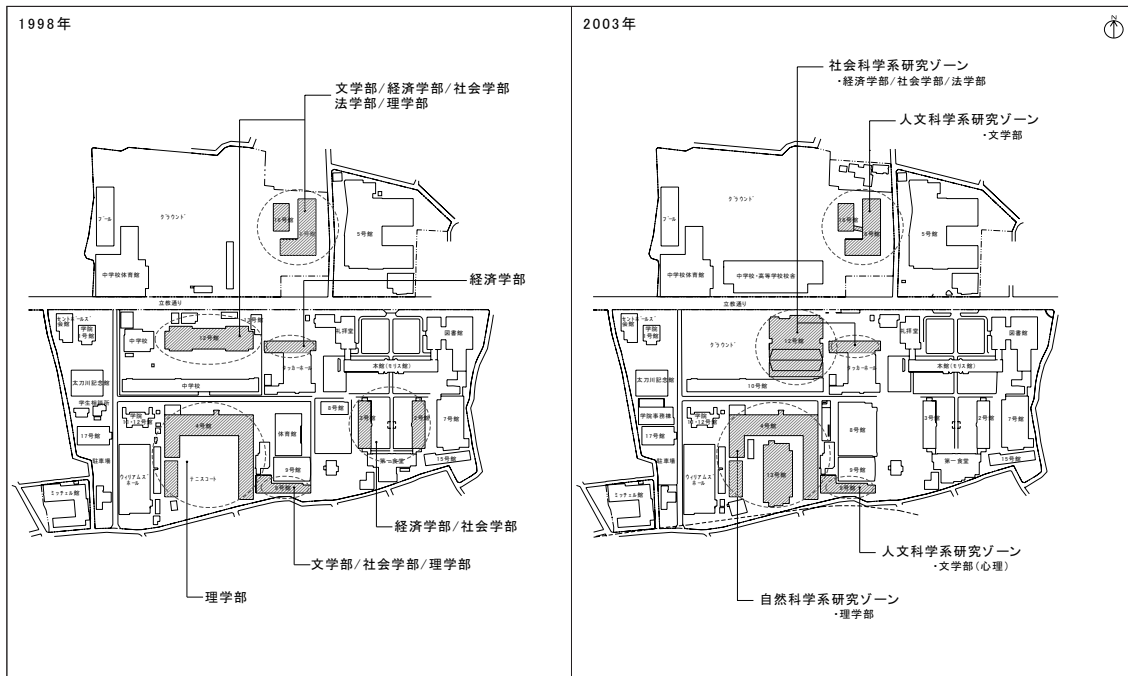
■大学及び池袋中学・高等学校ゾーニング整備

(施設 図1)



■学部ゾーニング整備

(施設 図2)



この敷地を有効利用し、限られた予算の中で総合的な建設計画を策定するために、まず、既存建物の再配置計画の検討を行うこととした。既存建物の耐震調査の実施および補強案の策定、設備の老朽化診断と更新計画を行い、解体建物の峻別と再利用の用途を確定し、その上でソフト面・管理面などのゾーニングの見直しを行い、三学系（人文科学系・・・文学部、社会科学系・・・経済学部、社会学部、法学部、自然科学系・・・理学部）ごと

の研究教育施設、図書館、教室機能の配置など総合整備を図ることとした。

2002年度に終了した第一期整備計画では、これまで各学部の集約・整備が不十分であった研究関連施設、大学院施設、図書館を隣接学系ごとに統合整備することができた。

総合発展計画 施設整備

建物名	構造・階数	延床面積(m <sup>2</sup> )	整備年月	新築	改修	整備内容
17号館	S 3F	1,232	1998. 9.	○		老朽ロッカールームの建替、体育館解体に伴うトレーニング場の代替
ミッチェル館	RC 4F	1,839	1999. 1.		○	学校・社会教育講座施設の代替、狭隘な研究所の統合・整備
池袋中高	RC B1F+4F	9,355	1999. 8.	○		高等学校新設に伴うゾーニング整備、中高一貫連携教育施設の建替、グラウンド整備
8号館	RC 6F	5,351	2000. 1.	○		大・中規模教室、情報・語学系教室の充実
10号館	RC 3F	3,665	2000. 1.		○	小規模教室の充実(中学校から大学に移管)
12号館	SRC B2F+8F	12,462	2001. 7.	○		社会科学系研究室の充実整備、学系図書館の統合整備(社、経、法)
学院事務	RC B2F+3F	1,900	2001. 12.	○		事務室の統合
13号館	S B1F+6F	6,775	2002. 2.	○		自然科学系研究・実験室、学生実験室の建設
6号館	RC B1F+5F	5,041	2002. 2.		○	人文科学系研究室の充実整備、学系図書室の整備
16号館	RC 3F	813	2002. 2.		○	人文科学系書庫の充実、閲覧室の充実
新座中高	RC 4F	7,997	2002. 7.	○		中学校新設に伴う中高一貫連携教育施設の建設
2号館	組積 2F	823	2002. 9.		○	学校・社会教育講座施設の整備、講座関係実習室の拡張整備
3号館	組積 2F	823	2002. 9.		○	独立研究科研究室の設置整備、ランゲージセンターの充実
4号館	RC 3F	5,043	2002. 12.		○	自然科学系研究・実験室の整備、学系図書館の充実

(施設 表1)

### 教室・設備等の整備

先に記述したように、新しい学部の設置、全学共通カリキュラムの展開、専門課程のカリキュラム改革などに対応した教学環境の充実整備、新しい教育方法の展開、中規模教室の整備、語学を中心とした少人数教室の充実・整備、過密な教室配当の解消、高度情報化に対応した施設整備など教室整備が最優先的な課題となったが、このため、新たに武蔵野新座キャンパス開発計画を策定し、3棟の教室棟を建設(1990年)し、1998年には新学部設置にあわせて教室棟の増築を行った。

池袋キャンパスは木造の老朽化した教室の建て替えが喫緊の課題であり、キャンパスの過密解消とあわせ、中規模教室の充実(7号館、1994年)及び特別教室の充実(8号館、2000年)、中学校校舎の転用による過密教室の解消(10号館、2000年)、学生実験室の充実整備(13号館、2002年)を行ってきた。

22コマ/週での平均教室利用率は表2のように改善されているが、新たな教育プログラムの展開に必要な教室整備、また、利用時間(10:00~16:00の時間帯)においては依然、集中・過密な状況となっており、教室整備は継続した課題である。

現在、教学条件(履修単位制限、各学部等の展開コマ数の目安設定など)、教室配当方法などの見直しとともに、2006年度以降の新たなカリキュラム展開に対応した教室整備計画を策定している。

教室規模別使用状況表

建物名	規模別(人)	室数	調査年度	平均使用率	備考
普通教室	45～82	50	1997	68.1 %	0.9㎡/在籍学生1人当たり面積
大教室	105～1160	28	1997	71.4 %	
演習室	1～36	41	1997	77.2 %	0.20㎡/在籍学生1人当たり面積

建物名	規模別(人)	室数	調査年度	平均使用率	備考
普通教室	31～80	68	2002	57 %	0.93㎡/在籍学生1人当たり面積
大教室	81～500	33	2002	50 %	
演習室	1～30	36	2002	37.8 %	0.21㎡/在籍学生1人当たり面積
AV・LL、コンピュータ		12	2002	37.1 %	

(施設 表 2)

現在、教室と法科大学院施設と独立大学院施設の複合施設を 2005 年度からの利用に向けて建設中であるが、「アカデミックプラン」に基づく、カリキュラム展開に必要な教室を武蔵野新座キャンパスでは 2005 年竣工、池袋キャンパスは 2007 年竣工を目途に新教室計画を策定している。

また、既存教室の整備として、新築とともに既存教室の机・イスの入れ替え、内装改修、設備更新（照明、空調）、AV機器の設置、LANの敷設など改修工事を年次計画で整備してきた。

教室のAV機器設置率は 55%（1997 年度）、87%（2001 年度）、92%（2003 年度）と整備してきた。

既存教室整備状況

建物名	整備年度	内装	照明	AV	LAN	備品	整備内容
本館	1998			○	○		教学改善(マルチメディア対応、情報教育)
本館	2003	○	○				老朽・汚損教室改修
4号館	1998			○			教学改善(マルチメディア対応、年次計画)
4号館	1999			○			教学改善(マルチメディア対応、年次計画)
4号館	2001				○		教学改善3階教室LAN設置(情報教育、年次計画)
4号館	2002				○		教学改善3階教室LAN設置(情報教育、年次計画)
4号館	2003			○			教学改善(マルチメディア対応、年次計画)
5号館	1997	○			○	○	教学改善(固定机・イス→スタッキングチェア、情報教育用LAN設置)
5号館	1998			○			教学改善(マルチメディア対応、年次計画)
5号館	2001			○			教学改善(5121、5122、5123教室マルチメディア対応、年次計画)
5号館	2002			○			教学改善(マルチメディア対応、年次計画)
5号館	2003	○	○				老朽・汚損教室改修(A棟2階 年次計画)
5号館	2003			○			教学改善(マルチメディア対応、年次計画)
9号館	2002			○			教学改善(マルチメディア対応)
10号館	1999	○	○			○	中学校校舎を大学教室として改修
10号館	2000			○			教学改善3階(マルチメディア対応)
10号館	2001				○		教学改善(情報教育)

(施設 表 3)

## 研究図書施設の整備

図書館施設についての詳細は図書館での記述に譲るが、閲覧席・図書収容能力不足、開架・閉架書庫の比率・仕様、メディアライブラリーの充実、図書管理上の機能を学系ごとに統合し、一元管理することなどが課題であったが、これまでの第一期整備計画における 12 号館の建設、既存施設の再配置・リニューアルにより、学生数の 10%を目途とした閲覧席の確保、学系ごとの統合および 10 年間の蔵書に対応した書庫の整備が実現した。各学系

図書館の閲覧席改善状況は、次に示す通りである。

図書館 閲覧席数表		2003年3月時点				
キャンパス	建物名	閲覧数(席)	整備年月	新築	改修	整備内容
池袋	本館・参考室	486	2002. 8.		○	平机、キャレルデスク
	メディアライブラリー	54	2000. 3.		○	平机
	12号館	194	2001. 9.	○		平机、キャレルデスク
	6・16号館	257	2002. 4.		○	平机、キャレルデスク
	4号館	48	2001. 4.		○	平机
新座	図書館	240	1998. 4.	○		平机、キャレルデスク
	保存書庫	25	1982. 3.	○		平机

(施設 表4)

合計閲覧席数は1,304席(2003年3月時点)となり、収容定員分の平机を整備している大学院博士課程の学生を除く学生収容定員に対し10.1%となる。

### 教育に用いる情報処理機器などの配備状況

#### ①現状の説明

ネットワーク基盤については、1999年4月にスタートした立教V-Campus（ネットワーク基盤を中心とした総合情報サービス）によって整備統合を推進している。スタート時、インターネット接続10Mbps・キャンパス間ATM12Mbpsであった回線帯域も、2002年4月には、立教V-Campus2ndステージとして、インターネット接続回線が100Mbps、キャンパス間ATMは15Mbpsとした。この時、併せて、セキュリティ装置の導入、及び、武蔵野新座キャンパスの構内ネットワークの整備拡充を行った。2004年4月には立教V-Campus3rdステージがスタートした。

全学共用PC教室については、武蔵野新座キャンパスの利用形態が全学部1年次1日利用から新学部である観光学部・コミュニティ福祉学部の学部利用になったことを受け、2000年4月に竣工した池袋8号館にあわせて池袋キャンパスと武蔵野新座キャンパスのPC教室の更新と拡充が行われ、池袋キャンパスのPC教室は8教室442台、武蔵野新座キャンパスのPC教室は5教室230台となった。2003年5月には、武蔵野新座キャンパスにおいて、30台のマルチメディア対応PCの更新と20台のノートPCが設置された教室改修を行った。その後、2004年4月にスタートした立教V-Campus3rdステージに合わせて、PC教室の更新も行われている。

これらの整備にあたっては、「立教大学情報企画委員会」が学内の要求を集約して仕様を作成し、メディアセンターと武蔵野新座キャンパス事務部（メディア事務室）が導入・運用管理を行っている。機器などの配備状況は以下の通りである。

- ・ インターネット接続100Mbps
- ・ キャンパス間接続ATM15Mbps
- ・ PC教室（池袋キャンパスPC70台5室、PC32台1室、ノートPC30台2室、武蔵野新座キャンパスPC70台1室、PC60台1室、PC50台1室、PC40台1室、ノートPC20台1室）
- ・ 全席へ情報コンセントを設置した教室（池袋キャンパスLL教室5室、武蔵野新座キャンパスLL教室2室）



- ・ 教師卓へ情報コンセントを設置した教室（池袋キャンパス一般教室60室、武蔵野新座キャンパス全教室45室）

## ②点検・評価

情報環境に関する点検・評価は、その企画を担当する「情報企画委員会」が行うとともに、「情報監査委員会」がその成果を評価することになるが、十分に機能しているとは言えない。点検・評価に至る前段階としての明確な点検項目、評価指標の確立が急がれる。

しかしながら、3年から5年の期間で、定期的かつ学内環境の変化に応じたタイミングで、情報システム基盤は更新されてきており、各更新時における提案要求書作成時にヒヤリングやアンケートなども行われていて、概ね教育要件に応えた整備がなされている結果となっている。

## ③長所と問題点

インターネットへの取り組みが早く、学内構成員全員へのインターネット環境の提供を立教 V-Campus にて実現できた点は長所と言える。進取と自由の精神で実現された立教モバイル V-Campus や立教 Cyber Learning などネットワーク環境を利用した企画も一応の成果を上げている。しかしながら、近年、利用者の偏り、自由に使える PC などのアクセス端末の不足などが指摘されるようになり、次期システムへの課題となっている。

本学の情報システム基盤整備にあたっては、コスト意識を十分に持って構築している。特に、インターネット接続回線やキャンパス間回線接続については、当時、経費がかかる部分であったので、武蔵野新座キャンパスは池袋キャンパスに付属するトポロジーが選択された。拡張されつつある武蔵野新座キャンパスに対応するため、池袋キャンパスから独立したネットワークトポロジーが急務である。

学生部アンケートで指摘がなされた自習用 PC の不足は、池袋キャンパスにおける重要課題である。都市型であるが故の敷地面積の狭さや教室稼働率の高さが、PC を自由に使える環境の提供の障害になっている。学生数の 1 割の PC 台数を目途に整備を進めているが、池袋キャンパスは実現されていない。

利便性とセキュリティは相反するところがあり、兼ね合いが難しい。ネットワーク上の自由を提供しようとするネットワーク上のトラブルを持ち込むことになり、多くの場所に PC を設置したり貸し出しサービスをすると盗難・破損対策に頭を悩ませることになる。提供する情報環境の中で、本学の特色である進取と自由の精神をどこまで堅持できるかは大きな課題である。

## ④将来の改善・改革に向けての方策

2004 年 4 月にスタートする立教 V-Campus 3rd ステージにおいては、活用者の増大とコンテンツの充実に主眼を置いているが、ネットワーク基盤については、武蔵野新座キャンパスの池袋キャンパス従属トポロジーを廃し、対象型とする方向で検討が進んでいる。近年の回線コストの低価格化の恩恵に預かった。キャンパス間は 1Gbps とする予定である。

池袋キャンパスの自習用 PC 不足については、タブレット型 PC の普及を期待したいところではあるが、現状では、何らかの対策を講じなければならない。現在検討している案

は、学内オープンスペースの活用と、PC貸し出し制度の導入である。いずれもセキュリティ上の運用の問題があり難題ではあるが、実施に踏み切っている先進大学もあり、前向きに検討中である。

今後のキャンパス情報基盤はユビキタスがキーワードになると予想している。池袋キャンパス7号館、武蔵野新座キャンパス2号館などでの無線LANの実験的導入も進んでおり、セキュリティ面での問題もユーザ認証による解決に目途が立ってきた。ユビキタスには程遠いが、着実にその方向に情報環境を整備している。

#### アカデミックプランに基づくキャンパス整備（課題）

21世紀に向けた新たな発展を目指し策定された「アカデミックプラン」に基づき将来計画の検討が進められている。2006年度開設を目途に武蔵野新座・池袋両キャンパスにそれぞれ新学部を設置し、併せて各学部の再編を行う予定である。

文部科学省の大学設置基準の緩和・抑制方針の撤廃を受け、新学部の開設と定員増を含む学部・学科の改編を行い、広範な教学改革を推進するこのプランは、学生数の適正規模を定め、財政計画に基づき武蔵野新座キャンパスに新たな学部（表現・心理学部）を設置し、池袋キャンパスにおいては経営系学部を開設し、併せて既存学部の再編を行う。

このため、両キャンパスのさらなる発展のため施設整備の充実が不可欠である。

「学生生活実態調査」（財団法人 日本私立大学連盟）での施設・設備の満足度に対するアンケートでは、日本私立大学連盟加盟校全体データと立教独自データの比較を行っている。池袋校地再開発計画前との対比は下表の様になり、1996年度は日本私立大学連盟加盟校全体の施設・設備の満足度より下回っていたが、現在は高い評価を得ている。この間の大学の施設整備方針が単に機能的・物理的な改善にとどまらず、きめの細かい整備が学生の評価を得たと考えている。

施設・設備の満足度(1996年度学生調査)

建物名	大変満足	満足	調査年月	満足度	備考
私大連平均	6.2	28.6	1996. 1.	34.8 %	満足度（大変満足+満足）
立教平均	2.8	19.9	1996. 1.	22.7 %	

施設・設備の満足度(2003年度学生調査)

建物名	大変満足	満足	調査年月	満足度	備考
私大連平均	9.0	38.2	2003. 10.	47.2 %	満足度（大変満足+満足）
立教平均	8.6	49.4	2003. 10.	58.0 %	池袋47.2%~60.2%、新座56.3%~74.6%

(施設 表5)

池袋キャンパスにおいては、2006年度の経営系新学部の開設ならびに既存学部の改編計画を進めている。各学部・学科ごとに新たなカリキュラム、学生授業評価、FDを行うため、きめの細かい教育システムを実施する方針を定め、教室、研究室等の施設の充実・整備が新たな課題となる。

武蔵野新座キャンパスにおいては、表現・心理学部（仮称）の開設と既存観光学部・コミュニティ福祉学部改編のための施設整備、また、キャンパスの再整備・活性化のためのランドスケープ計画を充実することとしている。

2005年度完成に向け、研究・教育・図書館施設、事務棟及び学生関係施設の計画調整を

行っており、2004年6月に着工予定<sup>注2</sup>で計画を進めている。

アカデミックプラン(建物一覧)

キャンパス	建物名	主要用途	構造	階数	建築面積(m <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )
池袋	14号館	研究室・教室	SRC	B1F+6F	720	5,017
新座	新研究・教育・図書館棟	研究室・教室・図書館	SRC	8F	2,250	9,020
新座	事務棟	事務室	RC	B1F+3F	1,200	4,100
新座	学生関係施設棟	部室	RC	3F	1,000	2,400

(施設 表6)

## 耐震対策

池袋キャンパスには大正時代竣工のレンガ造建物群をはじめ、50余棟を超える建物が存在し、その構造種別は鉄筋コンクリート造、鉄骨造、レンガ造、コンクリートブロック造そして木造と多岐にわたっている。

本学では1995年度より新耐震法施行(1981年)以前の29棟全建物について悉皆調査を行い、工学的判断等による予備調査を実施し、高次診断・詳細調査及び対策を講じる必要性のある建物の抽出と順位付けを行った。また、策定中であった池袋キャンパス再開発計画における解体・建て替え建物の峻別を行うこととした。

1996年度より圧壊などの恐れのある建物の部分的な応急補強工事を実施し、並行して高次診断、補強案の策定、補強設計、補強工事など順次対策を講じてきた。(施設 表7)

地震時の耐久度として鉄筋コンクリート造等は構造耐震指標 $I_s$ (建物の耐震性能値)を新築では0.7、改修補強0.6~0.7を本学の基準目標値に定め補強対策を進めてきており、対策不要と判断した3棟を除いた26棟のうち2003年度までに耐震補強完了15棟、診断・補強案策定まで2棟、解体・建て替え建物4棟となっており、未施工の建物はレンガ造建物2棟と比較的耐震性能が良好なRC造建物3棟となっている。

立教大学における耐震対策は単に構造的な耐震補強にとどまるものではなく、池袋キャンパス再開発計画における既存施設の再配置整備計画と整合させ、計画段階から建物利用部局を中心とした学内検討グループ等を設置し、改修設計と構造的補強計画を両立させ策定する必要があった。

本学のシンボルゾーンを形成するレンガ造建物については我国では診断方法が確立されておらず、また、礼拝堂・食堂などホールの内観意匠の保存など課題が多いため、1996年から、財団法人日本建築防災協会内に「立教大学組積造検討委員会」を設置し、この分野での高名な委員構成により、診断方法の検討・保全の可能性・その方法を検討し進めてきた。

建物の竣工図面および関東大震災後の1925(大正14)年までの修復図面が現存せず、建物実測調査・現状構造調査などの日時を要するため、緊急性が高い大空間を持ち学生利用の多い礼拝堂・第1食堂より耐震対策を進めてきました。

また、構造上、躯体の老朽・脆弱が著しく進み、補強が困難である1棟(旧体育館)は解体撤去することとし、現時点ではレンガ造建物6棟のうち、優先度が高かった礼拝堂、食堂棟、2・3号館(事務研究棟)の4棟について耐震補強を完了させた。

残る2棟のうち図書館は診断・補強案策定まで終了し、本館(教室棟)は診断前の構造

注2 2004年10月に着工した。

調査まで実施しており、今後「池袋キャンパス再開整備計画」の一環として改修工事を併せ継続して耐震補強工事を進めていくことになっている。

シンボルゾーンを形成するレンガ造建物の補強方策については極力、内外観意匠の保存を前提に計画を進めてきた。各建物はレンガ造ではあるが、それぞれの構造形式が異なっているため、対応する補強方法について、委員会で検討をしてきた。ホールを持つ礼拝堂では免震工法を採用し、食堂棟は増築建物（厨房・コンクリート造）に地震力を伝達させ、ホール内部は張弦梁を採用するなど、我が国としても、新しい試みを採択することになった。研究関連施設・事務関係施設の用途として再利用する別の2棟についての外観は保存し、内部はその用途・機能に合わせた改修としている。

これらの取り組みが評価され、2001年に立教学院諸聖徒礼拝堂が社団法人「建築・設備維持保全推進協会」の優良建築物表彰制度第11回BELCA賞ロングライフ部門に選定された。

今後の課題としては、残るレンガ造建物の対策と池袋キャンパス以外の他校地建物、とりわけ、課外活動施設の耐震対策が急務であり、2004年度以降の年次計画で改修していくことになっている。

#### 耐震整備建物状況

建物名	建設年度	構造	規模	整備年度	整備内容
図書館新館	1960	RC	B1F/3F	1997	柱の増し打ち耐震補強
ミッチェル館旧館	1959	RC	3F	1998	内部改修に合わせた耐震補強
〃 新館	1967	RC	3F	1998	内部改修に合わせた耐震補強
礼拝堂	1920	組積	1F(一部3F)	1998	免震工法による耐震補強、内外観保全
5号館A棟	1959	RC	B1F/5F	1998・1999	耐震壁増設による耐震補強
11号館	1953	木造	2F	2000	内部改修に合わせた耐震補強
〃 西館	1955	RC	4F	2000	外付け鉄骨フレームによる耐震補強
6号館	1959	RC	B1F/5F	1998・2001	1998極脆性柱解消、全面改修に合わせた耐震補強
9号館研究棟	1978	RC	B1F/4F	2001	1階ピロティ柱補強と耐震壁増設
第1食堂	1918	組積	B1F/2F	2001	増築建物に地震力を伝達、妻壁には張弦梁設置
4号館旧館	1937・1950	RC+S	4F	2002	極脆性柱の解消
〃 物理棟	1958・1975	RC+S	3F	2002	極脆性柱の解消
〃 化学棟	1958・1975	RC+S	3F	2002	3階鉄骨造ブレース及び柱脚部補強
2号館	1918	組積	2F	2002	改修に合わせた耐震補強
3号館	1918	組積	2F	2002	改修に合わせた耐震補強

#### 今後の耐震整備計画建物

建物名	建設年度	構造	規模	計画年度	整備内容
図書館旧館	1918	組積	2F	2012	2000年診断・補強案策定
本館	1918	組積	B1F/2F	2010	2003年構造調査、2004年診断・補強案予定
9号館大教室棟	1978	RC+SRC	3F	未定	
タッカーホール	1954	SRC	5F	未定	
武蔵野新座キャンパス野球部合宿所	1966	RC	3F	2004	改修に合わせた耐震補強を予定
〃 水泳部合宿所	1966	RC	2F	2004	改修に合わせた耐震補強を予定

(施設 表7)

#### 社会へ開放される施設・設備の整備

池袋・武蔵野新座キャンパスとも、社会・地域に開かれたキャンパスとして、また地域のアメニティ形成の核として地域と共に連携を図りながら整備計画を進めている。

池袋キャンパスの主要前面道路の立教通りでは周辺商店街・町会・東京都・豊島区・関連企業（電気・ガス・水道）などとの連携により補助金を獲得、歩道の整備（レンガ敷歩

道、オリジナルの街路灯・ボラード設置、電柱の地中化)を行った。

それに続く整備として、正門周辺の道路拡張とコーナークを設置するとともに、地域から要請が高かった立教通り沿いのコンクリート塀を撤去し開放的で緑豊かな塀に改修し、大学の建物群が街並みに顔を出すデザインで開かれた大学としての変貌を遂げることができた。(写真参照)

こうした景観は周辺地域にも波及し、歩道や建物外観及び外構などレンガを基調とした町並み整備が形成されている。これらの整備は社会的にも評価を受け、第17回「公共の色彩賞」を受賞するに至った。

計画が進んでいるキャンパス南側の都市計画道路は周辺都市環境を一変させる一大事業である。用途地域の変更・建物の不燃化・避難及び生活道路・緑化・都市景観づくりなど多くの課題があるが、本学では民官学合同で設立した「立教大学地区まちづくり協議会」に参画し、キャンパス再整備計画と周辺街づくりを連携・協力のもとに検討を進めている。

### 広域避難場所としての整備

東京都の広域避難場所に指定された池袋キャンパスは1991年まで学生団体の部室など木造建物が多く存在し、木造建物の撤去、不燃化のための空地確保が求められており、自治体においても本キャンパスを中心に周囲200Mを不燃化促進地域に指定し、全面的な整備を図ってきた。そこで、本学では、木造の学生団体部室棟群の建て替え(1992年)をはじめとして、順次、木造建物の撤去・建て替えを進め、施設の不燃化を進めてきた。

また、池袋キャンパスの周辺道路は幅員4M未満の狭隘道路となっており、動線・治安上もその解消が課題となっていた。そこで、接道緑化とともにシースルー化した塀を敷地内にセットバックし、併せて、近隣のゴミ集積所を敷地内に取り込むなど都市型キャンパスとしての整備を進めた。

武蔵野新座キャンパスで近隣住民に開放している施設としては、図書館、屋外プールとコミュニティ臨床心理相談室などがある。図書館は22時まで地域にも開放し、地域住民、学生、教職員の共同利用としている。2006年を目途に新学部関連の施設整備を検討しているが、図書館の全面改修と増築を行うことにより、さらに社会に開放した施設として整備することを予定している。また屋外プールについては夏季期間において地元住民を対象とした水泳教室・一般公開などを行っているが、利用期間延長を目的に温水化を検討している。

教室と体育館については現在、期間と貸出先限定での開放にとどまっているが、3つのアリーナを持つ大体育館を中心とした地域のウェルネスキャンパスとしての開放を視野に整備の検討を進めている。

### 旧江戸川乱歩邸の整備

池袋キャンパスでは2002年に隣接地の旧江戸川乱歩邸の土地・建物(土蔵・洋館)・建物内調度品並びに江戸川乱歩蒐集資料の譲渡を受けた。土蔵については、2003年に豊島区指定有形文化財に指定された。本学では、乱歩関連施設を本学のみならず、地域の文化資産としても位置付け、保存・文化的活用を通して社会貢献を行うべく、土蔵の保存修復工事を2003年に実施した。

乱歩蒐集近世資料は、武蔵野新座キャンパス保存書庫の貴重書庫に移送し、現在、寄贈台帳及び調書の作成を完了している。また、乱歩近・現代資料は2003年より池袋キャンパス図書館において収蔵図書整理と寄贈品台帳を作成しているが、これらの資料は現存する個人蔵の近世出版物コレクションとして最大規模のものである。資料整理後、本学130周年を迎える2004年秋には、乱歩研究を主軸とするシンポジウムとともに、乱歩所蔵資料の展示、乱歩邸及び土蔵の公開などを予定している。

### (キャンパス・アメニティ等)

21世紀は環境の世紀と言われ、キャンパスも教学環境整備とともに、アメニティ環境の認識と確立が求められているが、本学でも「アメニティデザインキャンパス」、すなわち、環境安全性に優れ、歴史・文化が感じられ、環境負荷が少なく、すべての人に優しいキャンパスを目指している。

現在、進められている池袋・武蔵野新座の両キャンパス整備計画においては、教学面に対応しての施設整備はもとより、キャンパス利用者の生活の場としての整備、ランドスケープの整備などキャンパス全体を見直しての再整備、活性化を図り計画を進めている。

### 歴史と伝統あるキャンパスづくり

池袋キャンパスの赤レンガ校舎は大正期に建設された低層でヒューマンスケールの施設群で、本学の歴史と伝統の象徴として、また、地域のアメニティ形成として重点的に整備を行っている。これらの建物はキャンパス整備計画の中で積極的に保存再生活用を図り、東京都景観意匠保存事業の指定・助成を受けての外観意匠保存事業、耐震対策においても免震工法を採用するなど、多額の費用を投じつつ、新たに機能を付加し、再生活用を図っている。

また、低層のレンガ建物のクアドアングル（四角い中庭を持った空間）に囲まれたシンボリックゾーンを中心としたランドスケープの再整備を進めている。近年の建設では建物周囲の外構整備を行ってきたが、キャンパスの再配置が確定した現在、ランドスケープ憲章（基本的なデザイン要素の緑・舗装・ストリートファニチャー・照明を取り入れた計画）を定め、全面的な整備を進めている。

グリーンアメニティのキャンパスとしては緑豊かな景観を保つため、ランドスケープの専門家、樹木医の協力を得ながら、環境の保全を図っている。キャンパスモールとして鈴懸けの径が東西の軸線を形成しているが、樹木がやや老木となっていることから、植え替えを順次行っている。

このようなキャンパスを彩る樹木には鳥類をはじめとして種々の生物が生息しており、都市化が進む地域の中でサンクチュアリとしてのアメニティ形成を図っている。

一方、武蔵野新座キャンパスでは、池袋キャンパスの囲み型建物配置、学生動線の豊かな空間として回廊のある建物、レンガの外壁などの伝統と歴史を継承しつつも、武蔵野新座キャンパス独自の特色である、武蔵野の緑豊かなキャンパス、ビオトープ（小動物を含めた生育環境を創出する実験的な自然生態園）など地域の特性を生かした整備を目指し、緑豊かな活気あふれるキャンパス再整備を実現する「武蔵野新座キャンパス（MNC）再開発計画」を進めている。

### (正門及び塀の改修)

閉鎖的なコンクリート塀を開放的なフェンスへ改修。併せて正門付近をセットバックさせ、空間の確保と歩行動線の整備など地域に開いたキャンパスづくりを実現した。



(改修前)



(改修後)



(立教通りコーナー部をポケットパークに整備)



(回廊を持つ建物 8号館)

### 食堂の整備

学生の生活の場として食堂環境は重要なアメニティ要素である。都市型キャンパスの学生食堂のあり方について、検証を行い、整備を進めている。

これまでも短時間の集中利用を解消するためのフレキシブルな対応が必要となってくることから、コモンルームに食堂機能を付加するなどの整備を行ってきた。

池袋キャンパスにおいては、シンボルゾーンのレンガ造建物である第一食堂は全体的なリニューアルを図り、テーブル・いすをコンペにより選定した特注木製家具を配置し、内装・照明などクラシカルな意匠で整備を行うなどの工夫を凝らし、伝統と歴史感に満ちた食堂環境とした。また耐震補強に合わせて趣のある特別食堂（パーティールーム）を併設し学生及び卒業生などのパーティー利用に提供しているが、大変好評で、その利用は年間230回にも及ぶ結果となった。

**(第一食堂整備)**

食堂内に配置されていた空調機械室を、食堂外へ移設。

内装改修のほか照明器具の取り替え、家具の取り替えを実施した。



(改修前)



(改修後)

**エコ・キャンパスへ向けて**

21世紀の都市型大学としてエコ・キャンパスへの積極的な取り組みを行っている。具体的には、深夜電力を利用した蓄熱空調システム、タイマー・人感照明センサーの採用、低公害化（硫黄酸化物排出量低減）燃料への切り替え、また設備更新計画に沿ってクリーンエネルギー化を進め、ボイラーの撤去・廃止やボイラー用燃料の見直しを行っている。従来蒸気暖房用としてボイラーを使用していたが、年次計画により新規冷暖房システムの導入とともに蒸気暖房廃止を進め、2005年には蒸気暖房は全廃予定である。同時に省エネルギー、節電・冷暖房の適正運転制御など全学的に取り組み、大きな成果を得ている。

**トイレの整備**

衛生的で快適なトイレを目指し、防犯ブザー、シャワートイレ（各トイレ1カ所）、ブース内も含めバッグ等を置く棚、ドアレスのトラップした入口、人感センサー照明、擬音装置、節水装置（センサーによる制御）などの整備を行っており、新築及び既存建物改修ともに、同程度の仕様で次の表の通り年次的に整備を実施している。

なお女子学生数の増加に伴い、女子トイレ数の不足が課題となっていたが、既存建物の改修では、増設がスペース上困難なため、新築時においてはできる限り女子トイレ数を多く確保するなどして、対応している。

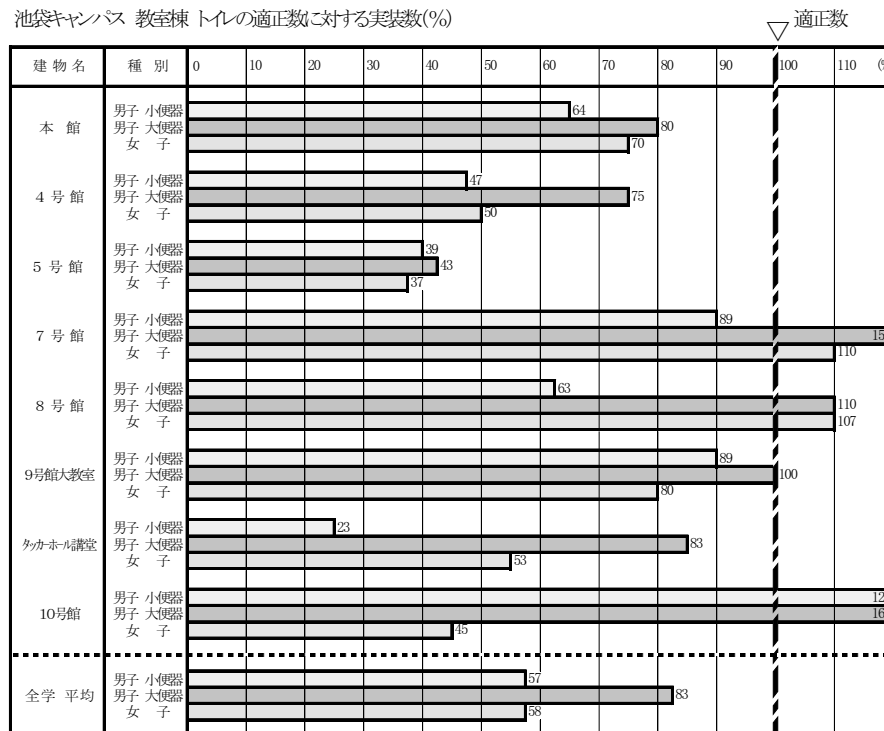


既存建物 トイレ改修年次計画

改修年度	建 物 ・ 場 所	
1996年	2号館	狭隘のため隣室部分の一部拡張
1997年	3号館	〃
1998年	ミッチェル館	女子寮閉鎖による全面改修時に実施
1999年	10号館	中学校から大学へ移管時に実施
2000年	タッカーホール 2階講堂用	講堂改修時に実施
2001年	タッカーホール 1階事務室用	1階事務室改修時に実施
	5号館 A棟・B棟1階	5号館トイレ改修計画の第1段階として実施
	6号館 1階～5階	6号館全館改修時に実施
	図書館 2階閲覧室	図書館トイレ改修計画の第1段階として実施
チャペル会館 1階	1階改修時に実施	
2002年	4号館 1階、別棟中2階	全館改修に併せて実施
2003年	5号館 A棟2階～5階	5号館トイレ改修計画の第2段階として実施
2004年(予定)	5号館 B棟2階・3階他	5号館トイレ改修計画の第3段階として実施予定
	図書館 旧館1階	耐震補強工事と併せて実施予定
2005年(予定)	4号館 1階、3階、中3階	4号館トイレ改修計画の第2段階として実施予定
2006年(予定)	本館 1階	耐震補強工事と併せて実施予定

(施設 表8)

池袋キャンパス 教室棟 トイレの適正数に対する実装数(%)



※適正数は空調和衛生工学会算定法により算出

(施設 図2)

## 喫煙対策

現在、学内にプロジェクトチームを設置し、具体策を策定・実施している。近隣地域も含めキャンパス内歩行喫煙の禁止、喫煙場所は屋外・屋内の特定箇所限定する予定である。教職員の喫煙場所は、教育上の観点より学生動線・視線のある場所、特に動線上の建物出入口付近、キャンパスモールには設けないことにしている。また、建物内は喫煙場所の整備を行い受動喫煙の防止を図り、節煙に向けて2004年度には全面的な整備工事を行う。

## 照明環境の整備

安全で快適、伝統と雰囲気のあるキャンパスは計画的な照明整備が不可欠であり、教室・図書館の照度改善は年次計画で整備している。

外構照明は社会人の夜間利用、地域への夜間開放等を考慮すると整備が不十分であり、室内照明と合わせて年次計画で改修を進めていくことにしている。また池袋キャンパスは、シンボルゾーンの煉瓦外壁に合わせた光源で統一し、外壁のライトアップも検討している。

なお照度は平均で、教室 500lx、研究室・事務室 700lx、廊下 200lx、外部は歩行動線部分 5lx を基準として、整備を図っている。

## 廃棄物の処理

紙の廃棄物は学内各所に分別収集ボックスを設け、古紙再生利用の徹底を図っている。回収状況は委託業者より報告を受け、2002 年度実績の 97.1%を 2003 年度は再利用率を 100%に引き上げることを目標とし、ペットボトルに関しては再利用率 2002 年度 80%をビン・缶類と同様に 100%にする予定である。

また、プラタナス・ユリノキ・イチョウなどの落葉する高木の多い本学では落ち葉の肥料などへの転換、加えて、生ゴミについても再利用の検討を行っている。

### (利用上の配慮)

本学では“ノーマライゼーション”の理念に基づき、「バリアフリーキャンパス」から「ユニバーサルキャンパス」を目指し、「誰もが目的の教室・研究室・事務室等に到達でき、利用できる」ということを目標に、出入口、廊下、階段、傾斜路、エレベーター、トイレ、敷地内通路を中心に整備を進めてきた。学内には、教職員から構成される組織（「身体しょうがい者支援ネットワーク」）があるが、ネットワークと、学生団体が協働で行った「キャンパスバリアフリーチェック」による改善箇所の指摘に基づいて整備計画を立てている。

施設の整備計画は、「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、「東京都福祉のまちづくり条例」を指針として、新築計画及び既存建物改修においてキャンパスバリアフリー整備を推進している。

新築建物については、車いす利用者などが円滑な利用ができるよう段差解消、主出入口の自動扉化、廊下幅確保、通路壁面からの突出物排除、教室内における車いすスペース確保、エレベーター設置、四肢障害者対応のトイレ設置、及び点字表示の設置など可能な限り整備してきた。

既存建物については、初期段階の整備として各建物出入口の段差解消整備を年次的に進めている。出入口の段差解消についてはスロープ設置と同時に自動扉化を図っている。その他には教壇の段差解消及び手摺りの設置、四肢障害者対応のトイレ設置、点字表示の設置などを計画的に進めている。また整備する上では建物構造及び法規上の制約も多く、エレベーターについては設置困難な建物もあるが、エレベーターを有する隣接建物とを連絡通路で接続する（7号館～図書館）か、階段に昇降リフトを設置する（4号館）ことなどによりバリアフリーを図っている。

しかし、池袋キャンパス 9 号館大教室及びタッカーホール講堂は、多人数が利用し、利

用頻度も高く、エレベーターが不可欠であるが、隣接する建物との接続が相互の建物構造上困難なため、何らかの整備が急務である。また、池袋キャンパスの煉瓦造建物はバリアフリー整備と外観意匠との調和が課題となっている。

煉瓦造建物は立教大学のシンボルであり、またキャンパス・アメニティ上重要な建物でもある。現在でも教室、図書館閲覧室（参考室）として利用しつつ、建設当初（1918年）の外観意匠を保存してきた。今後、耐震補強工事等の大規模改修と併せて整備を行っていく。

また、外構整備では、段差のない敷地内通路の整備、夜間でも安心して移動ができるような外構照明設備の整備などランドスケープについても整備を進めている。

今後は、都市型キャンパスとして公開講座の開催、社会人向け大学院の充実など地域社会に開かれた都市施設としての利用がさらに多くなる。また国際化に適合するキャンパスとして、留学生に対するサイン・インフォメーションなどの整備も併せて行い、不特定多数の人々が円滑に利用できる「ユニバーサルキャンパス」を標榜して整備を進めていくことにしている。

バリアフリー整備経緯

年度	校地	建物名	改修内容
2000年度	池袋	8号館	自動扉・車いす利用可能トイレ・エレベーター・点字表示等設置
	池袋	6・16号館	正面出入口自動扉・スロープ・点字表示・車いす利用可能トイレ設置
2001年度	〃	12号館	自動扉・車いす利用可能トイレ・エレベーター・点字表示等設置
	新座	3号館	車いす対応エレベーター改修
	〃	構内道路	車いす対応通路改修
	池袋	2・3号館	出入口スロープ及び呼び出しインターホン設置
	〃	4号館	正面出入口自動扉設置及びスロープ設置
	〃	〃	中央階段(1階～2階)に段差解消昇降機設置
2002年度	〃	〃	車いす利用可能トイレ設置
	〃	4号館～13号館	2階渡り廊下階段に段差解消昇降機設置
	〃	13号館	自動扉・車いす利用可能トイレ・エレベーター・点字表示等設置
	〃	第一食堂	東西出入口スロープ及びエレベーター設置
	新座	1号館	車いす利用可能トイレ設置
	池袋	5号館	西側出入口自動扉設置及びスロープ改修
	〃	ボランティアセンター	東側出入口自動扉及びスロープ設置
2003年度	〃	ミツエル館	正面出入口自動扉及びスロープ設置
	新座	3号館	北側出入口自動扉設置
	〃	礼拝堂	正面南側出入口スロープ設置

(施設 表9)

### (組織・管理体制)

立教学院では、理事会のもと学院構成各校（学院、大学、新座中学校・高等学校、池袋中学校・高等学校、小学校）の教学・財政・施設計画である「立教ランドデザイン21」を策定し計画を推進している。主要な計画レベルでは各校の事業計画、経常的な管財業務の連絡調整を事務管理者の管財担当者で定期的実施している。

施設・設備等の維持・管理について「学校法人立教学院固定資産及び物品調達・管理実施要領」に規程を定め、大学では総長の所管責任のもと、管財部（用度課、施設課、整備課及び管財課）の4課が統括管理している。用度課は機器備品等の調達・保守・管理、施設課は新築・改修、施設・設備の保守管理、整備課は小規模な修繕・造園・清掃、管財課は資産管理を担っている。これらの部署は池袋キャンパスに配置され、武蔵野新座キャンパスでは事務部にこれらの機能の一部を置き、池袋キャンパスとの連携により施設・設備の維持・管理を行っている。このため場合によって管理の責任所在が不明確となることがあり、武蔵野新座キャンパス再開発計画が完成する2006年に向けて、事務・管理体制を策

定する。また、管財部内では週1回連絡調整会議を開催し、施設・設備等の維持・管理（省エネルギー、省資源、ゴミ問題、緑化対策等）の問題点、解決策、対処方法等について打ち合せ、対応している。

### 特殊設備

コンピュータや研究用特殊施設・設備については、専門部局または主として使用する教員が管理を行っている。コンピュータ、AV・LL設備は、教育用システムについてはメディアセンター、事務用システムは事務システムセンターで管理しているが、研究用コンピュータシステムは各学部委ねられている。また、研究用施設（放射線管理区域、実験用危険物倉庫、動物飼育室等）については、日常的に使用する教員等が管理を行い、それらの修理・保守については前述の所管部局で対応している。

これらの施設・設備等の管理・運営、安全対策等については、それぞれの施設に関連する部局で構成する委員会をそれぞれ組織し、定期的に課題検討・管理状況の確認を行っている。

### 業務の外部委託

施設・設備の高度なシステムへの対応と、学生、教職員に対し教育・研究をする上で最適な環境を確保、提供するため、それぞれの所管部局のもとに専門性を有した外部委託者を常駐させている。外部委託者については、技術及びサービスの低下を防ぐため一部業務を競合させている。

管財部では、保守管理、造園、清掃業務の外部委託を実施している。施設については、1990年に開設した武蔵野新座キャンパスは、開設当初から外部委託の中央監視員が管理を行っている。池袋キャンパスは2001年の12号館竣工と同時に、武蔵野新座キャンパスと同様の管理体制を確立し、建物、施設・設備の維持管理を実施している。

コンピュータ、AV・LL設備は、外部委託のシステムエンジニアとサービスエンジニアが常駐し授業への対応、教材作成補助、トラブル時の適切な対応を行っている。また、研究用特殊施設については適宜、業者へ点検・修理等を依頼している。

### 施設・設備の安全確保

衛生・安全を確保するため「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）」、「建築基準法」、「消防法」等の関係法令に準拠した施設・設備の整備を行っている。また、環境測定については法令で定められていないが、自主的に調査・測定を行い確認している。

特定建築物の定期調査、電気設備自主点検（法定点検含む）は、点検資格者と施設課によるデュアルサポート体制を実施し、施設・設備の安全を確保している。

また、身体しょうがい者支援ネットワーク、放射線安全委員会、体育施設委員会等学内各種委員会、学生部の学生モニターからの意見・要望を取り入れる方向で検討するなど、学内各部署と広く連携をとっている。

中央監視業務については、武蔵野新座キャンパスでは1990年、池袋キャンパスでは2001年よりビル管理専門会社と契約し、高度な技術を有する監視員による、監視・制御体制を

確立し、キャンパス全体の施設の監視・制御・管理を実施している。また、施設に係わる種々のデータ分析を行い安全で快適なキャンパス、経営的な視点から良好な整備を行っている。省エネルギー対策、資源の有効活用、LCC（ライフサイクルコスト）の低減化等のシステム化が必要だが、各種システムへの投資、また、歴史あるキャンパスの新旧各施設を安全で良好な状態に維持管理するためには、多額の資金が必要となり、経営的観点から、施設の企画・管理・活用する概念（ファシリティーマネジメント）を本格的に導入し、建物、施設・設備の延命と維持管理費の低減化及び資金確保を行う必要がある。

## 2 大学院における施設・設備及び情報インフラ

### (1) 施設・設備

#### (施設・設備等)

大学院の施設・設備の充実・整備は大学のさらなる発展のため、長い間の課題であった。そこで、池袋キャンパスにおいては、1996年に16号館を建設し、文学研究科・社会学研究科・法学研究科の各大学院施設を整備した。その後、2001年には学部研究施設の整備と平行して、社会科学、人文科学、自然科学の三学系研究施設を大学院施設と統合し、その整備と充実を図った。

一方、武蔵野新座キャンパス新学部建設計画においては、1998年に観光学部及びコミュニティ福祉学部の施設整備及び学部の開設を行い、あわせて、観光学研究科、コミュニティ福祉学研究科の設置と施設整備を行った。

池袋キャンパスでは、その後、2002年度から、社会人を対象とした大学院独立研究科(現在3研究科)の開設に際して、既存2号館及び10号館の全面改修を行い整備した。しかし、独立研究科については、夜間での授業展開となり、課外活動時間帯と重なるため、騒音等の問題があるため、教室の内装仕様・配置については検討を進めている。また、一部の教室では機器などが備え付けでないため、利用しにくいものとなっている。社会人大学院の授業は、質疑応答やディスカッションなどが中心となるため、これに適した教室を設計しなければならないが、現状の教室環境では授業の質を担保することが必ずしも容易ではない。また、専門職大学院の法科大学院施設の整備は2004年度については既存10号館の改修利用とし、2005年度からは独立研究科とともに建設中の教室・大学院棟(14号館)において展開することになっている。

大学院施設の整備は、一般研究科、独立研究科、専門職研究科に分類し、それぞれの特色を考慮した施設整備の基準を定めている。

一般研究科の算出基礎・整備基準として、前期課程大学院生室は収容定員に対し登校率60%、利用率50%を前提に、1人当たり2.0㎡のスペースを確保し、机・いす・ロッカーを装備した。また、後期課程大学院生室は収容定員に対し、1人当たり2.5㎡のスペース及び1人1席のキャレルデスク・ロッカーを装備した。さらに後期課程大学院生の共同研究スペースとして、各研究科に40㎡の共同院生室を配置した。独立研究科については、現在、教室を改修し大学院施設として使用しているが、前述したように2005年4月竣工予定の教室・大学院棟(14号館)へ移転することになっている。スペース及び装備は一般研究科と同等の仕様としているが、夜間の集中利用を考慮し、120㎡のラウンジを併設し、アメニティ空間として整備している。なお、独立大学院においては、大学院学生用の実習室等の利用状況は、昼と夜では全く異なる。昼の稼働率は極端に低く、社会人が利用するのは土曜日と平日の授業終了後21時40分に集中する。集中時には施設・設備条件は不十分であるが、限られた時間帯のために一定の空間を占有することは資源の無駄である。したがって、専用施設ではなく、利用状況に応じた工夫が必要になっている。空き教室などの利用は可能な選択範囲である。しかし、大学の管理運営上23時という利用時間制限があるため、折角の施設も十分利用できない状況にある。将来的には24時間オープン型の大学を構想する必要がある。

図書館は大学院施設及び各学部・大学院の連携を考慮し、各学系研究図書館棟と隣接し

た位置に配置した。密度の高い図書・雑誌等をより近くに整備することにより、関連領域の教育・研究の便宜を図り、良好な研究環境を生み出している。なお、理学研究科は2002年に4号館（理学部棟）の全面改修を行った上で理論物理研究科と数学研究科を整備し、物理・化学・生命理学の各実験系大学院生については、大学院生室を単独には設けず、各研究実験室内に院生用スペースを設け、学部学生と共に研究教育課題に取り組む環境を整備している。

また2004年度から法務研究科が開設予定であるが、当面、2004年度については既存教室を改修し大学院施設として使用し、2005年4月には建設中の教室・大学院棟(14号館)へ移転することになっている。法務研究科は資格取得を目標としているため、高い利用率が想定されるので、長時間の利用などを考慮し、収容定員1人当たり2.5㎡のスペース及び1人1席のキャレルデスク、ロッカーを装備することとしている。

なお、独立研究科の教員は池袋キャンパス内社会科学系学部所属、武蔵野新座キャンパス学部所属、そして特任教員で構成しているが、武蔵野新座キャンパス学部所属教員は、池袋キャンパスに研究室がないため、学生への演習指導等を展開する部屋の確保が必要となっている。

#### （維持・管理体制）

施設・設備等の維持・管理については管財部を中心とした体制を整えており、施設維持・管理・修理・清掃については施設課・整備課、設備は用度課で管理している。また各学部・研究科内に委員会を設け、大学院生関係諸室の利用方法及び利用状況の変化に対する意見・要望を取りまとめ、各委員会と管財部で協議・検討を行っている。

大学院施設の利用については、特に夜間・休日に安心して使用できるよう出入口扉に電気錠を設置し、学生証による入室管理を行っている。また、緊急時の対応としては室内に防犯ブザーを設置し、警備室へ移報するシステムを採用している。

夜間21時30分まで授業を行う独立研究科は、事務室を22時まで開室して学生への対応を行っている。また施設的には中央監視員が22時30分まで監視・制御・管理を行い、施設のトラブル時は早期に対応できる体制をとっている。しかし、社会人は、大学も企業と同様に管理された閉鎖的空間であるかのように考える傾向があり、ドアの開閉や施錠、窓の開け閉めなどについての管理意識に欠けている。基本的に大学はオープンな空間であり、外部者の侵入が容易な構造になっている。この点は、学生に十分注意を呼びかけている。

現在、大学院施設は23時まで利用可能としているが、学生からは利用時間延長の要望が多く、警備を含めた施設の維持・管理体制の充実及び大学院の研究に不可欠な図書館の開館時間延長（現在、平日22:30まで開館）などの課題とさらなる研究教育施設的环境整備とサービス向上を目指し検討を進めている。

#### （夜間大学院などの施設・設備等）

C群 ・夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

独立研究科は、夜間に主として教育研究指導を行う大学院であるため、これまでの昼間

の施設利用やサービス提供についての配慮では必ずしも適切ではない。教室・演習室等の利用でも施錠管理が必要な場合があり、これが利用時間を制約することに繋がっている。簡単な飲食の場所も時間的な利用制限があり、文具や図書の購入も夜間では難しい。

しかし、夜間学生のために外灯を整備するなど配慮をしている。

## (2) 情報インフラ

### 1 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

学術資料の記録・保管については、「Ⅱ. 4 図書館及び図書等の資料、学術情報 (p. 57)」で触れていない学術資料 (情報) を対象として述べる。すなわち、文書・史料等の非流通系の学術資料及び本学の大学・学部・大学院ないしは教員が発信する学術資料である。

広く流通する学術資料の記録・保管については、OPACを提供することと図書資料の保管施設としての図書館の整備のために、図書館が中心になって取り組んでいるところである。一方、非流通系の学術資料の記録については、例えば、新座保存書庫に保管する地方文書や江戸川乱歩収集の近世古文書の書誌データベース化に取り組んでいるところである。

本学の学部・大学院ないしは教員が発信する学術資料の記録として、以下のものが想定され、それぞれ保管部局が異なる。

- a. 本学に係るアーカイブス資料 (立教学院史資料センター)
- b. 研究紀要 (図書館)
- c. 修士・博士論文 (修士論文は学系事務室、博士論文は図書館)
- d. シラバス (教務部)
- e. 科学研究費補助金等による研究成果 (図書館)
- f. ソフトウェア (教員個人)
- g. 大学・学部・研究科・教員ホームページ (広報課、学部、教員)
- h. 公開講演会・講座の記録 (主催した部局)

非流通系の学術資料は、本学がその記録・保管に社会的な責任を持つものである。現在、書誌データベース化に取り組んでいるところである。

大学発信系の学術資料については、まず、研究紀要の紙媒体での発信は、その事務経費・保管スペースに資源を取られることを考慮すれば、図書館の電子図書館事業として組み込むことが望ましい。

総体として大学発信系の学術資料の公開・広報・利用については、2003年度に発足した立教大学知的資源活用センターが窓口機能を持つよう期待されている。

非流通系及び大学発信系の学術資料については、書誌データベース化するものと全文データベース化するものとに切り分け、統合的に公開する方法について検討したい。図書館の電子図書館事業に統合することが、現時点では適当と考えられる。

### 2 国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

国内外の大学との相互利用のための条件整備の現状は、「2. 2 国内外の他大学との



協力の状況」(66頁)を参照のこと。山手線私立大学図書館コンソーシアムは、対象を学部生に限定した相互協力機構ではないので、大学院について条件整備は可能である。

国内の大学院については、研究科あるいは専攻によっては国内の他大学院と単位互換を行っているところ(経済学研究科、理学研究科等)もあり、また、国立の研究所等との連携大学院を組織しているところもあるので、他大学院や他研究機関との学術情報・資料の相互利用のための条件整備が今後の課題である。

## 5 図書館及び図書等の資料、学術情報

### 1. 図書、図書館の整備

立教大学図書館は、表1のように各図書館がその機能を果たしつつ相互に補完する図書館群として構成されている（「大学基礎データ」表41をも参照）。池袋キャンパスにおいては2年前まで学部図書室や学科読書室（文学部）が分散していたので、教育研究を支援する3つの分野別図書館（以下、「学系図書館」とする）が新築ないしは改修によって整備されたことは本学図書館史において画期となるものである。なお、武蔵野新座キャンパスにある武蔵野新座図書館は、学習支援、2学部の教育研究支援及び地域公開の3つの機能を備えた総合型の図書館として開設当初から運用されている。また、同キャンパスにある新座保存書庫は、我が国の大学図書館で初めて設置された独立棟の保存書庫であり、全学の図書資料の保存機能を有し、貴重書や特別コレクション等も所蔵している。

表1 図書館施設の構成

キャンパス 学部・研究科		図書館機能	本館	人文科学 系図書館	社会科学 系図書館	自然科学 系図書館	武蔵野新 座図書館	新座保存 書庫
池袋	・5学部・研究科 (文・経済・ 理・社会・法)	中央館	◎				/	/
		学習支援	◎	○	○	○		
		メディア支援	◎					
	・3独立研究科	教育研究支援		◎	◎	◎		
武蔵野 新座	・2学部・研究科 (観光・コミュニ ティ福祉)	学習支援	/	/	/	/	◎	
		メディア支援					◎	
		教育研究支援					◎	
		地域公開					◎	
		共同保存書庫					◎	

注：上記の他に、学校・社会教育講座閲覧室及び6つの研究所を統合する総合研究センターの図書室がある。

#### 1. 1 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

図書資料の収集整備のために、図書館本館（以下、「本館」とする）には中央館・学習支援・メディア支援機能の関連予算が、また、学系図書館には教育研究支援機能の関連予算がつけられている。なお、学部・研究科の図書予算は、学部が管轄する予算から図書費への配分額を決定しているが、年度による偏差は少ない。2003年度当初の全学の図書整備予算は、表2の通りである。学習支援用に運用されている予算は、全体の24.4%である。図書予算の有効活用に関しては、立教大学学術情報システム（RISM）により図書館の全蔵書へのアクセスが可能となっていること、また、ここ数年、池袋キャンパスの学部（学科）の図書室が3つの学系図書館に統合再編されて学部間の収書調整が図られるようになった結果、本館を含む各図書館において、重複図書資料の収集が回避され、実効が上がりつつある。

##### (1)体系的整備

<学習支援のための図書資料の整備>

主に本館と武蔵野新座図書館で実施しており、図書資料の選書は、本館の情報管理課受入担当を事務局とし、図書館各部署から選出される選書委員から構成される選書委員会が全学的調整を図りながら行っている。選書にあたっては「立教大学図書館（本館）収集方針」に従って整備している。

授業支援の一環として、学期が始まる前に教務部と連携して履修要項（シラバス）に記載された図書を事前に収集している。また、兼任講師を含む全教員を対象に、教員が授業に出席する学生に薦める図書の推薦制度も運用している。このように、授業に関連する資料（推薦図書、シラバス掲載教科書・参考文献の整備）を教員や学部等の協力を得て整備している点は評価できる。ただし、教員の推薦図書推薦率が13.6%（2002年度）と低いので、その有効性について検証すべきである。また、図書館がシラバス掲載図書を学期開始前に収集整備することで教員の実際の授業運営に効果が上がっているかどうか、教員が学生の情報リテラシーを向上させるために教室で適切な指導を行い図書館の活用を促しているかどうか、また、授業運営上で教員の情報ニーズに応える図書館サービスとなっているかについて、ファカルティ・ディベロップメントの観点からも分析が必要である。

表2 図書整備予算（2003年度）

用途	予算名	2003年度当初図書整備予算		備考
学習支援系	本館・武蔵野新座図書館	83,512,000	19.1%	視聴覚資料費含む
	全学共通カリキュラム	1,975,447	0.5%	
	本館（全学共用図書資料）	10,157,000	2.3%	注1）
	本館・学部の学生用図書強化	6,000,000	1.4%	
	特別図書（学生用参考図書等）	5,000,000	1.1%	1組50万円以上の高額資料
	小計	106,644,447	24.4%	
オンライン系	オンラインデータベース・ジャーナル	12,356,648	2.8%	全学共用（委託費により整備）
教育研究支援系	学部・研究科等	242,148,225	55.3%	注2）
	独立大学院	13,073,700	3.0%	法科大学院設置整備予算含む
	特別図書（学部共用図書資料）	35,000,000	8.0%	1組50万円以上の高額資料
	研究設備整備費補助金	10,556,028	2.4%	
	ハイテクリサーチセンター等	18,000,000	4.1%	学術フロンティア含む
	小計	318,777,953	72.8%	
	計	437,779,048	100.0%	

注1：推薦図書、学生リクエスト図書、留学生用日本関係洋図書、人権問題資料、AV・CD-ROM資料。

注2：学部・研究科のほかに、言語教育用、学校・社会教育講座、判例法令資料、総合研究センターの図書整備費含む。

<教育研究支援のための図書資料の整備>

3つの学系図書館、武蔵野新座図書館、学校・社会教育講座及び総合研究センターがそれぞれ収集整備している。国内の大学等の紀要については、本館が集中的に整備しており、

学系図書館等と調整して収集保管している。また、海外の学術雑誌については、高騰の一途をたどっているため、この数年、購入タイトル数が徐々に減少している。ベンダーと契約して複数の電子ジャーナルにアクセスできる措置を講じているものもあるが、今後も継続あるいは購入中止をめぐって様々な角度からの判断が求められている。今後もデータベース・電子ジャーナルの活用や、図書館コンソーシアムによる分担収集・保管を推進する方向で取り組んでいく。

#### <学習支援及び教育研究支援図書資料の収集調整>

図書資料は学習にも研究にも共用されるものが少なくない。本学のすべての図書館が全学共同利用施設として開かれているので、利用者は各図書館の利用規程（貸出冊数・期間等）に従って各館ごとに貸出を受けることができる。したがって、院生や学生が学系図書館の図書資料を利用して授業の準備をすることも日常化している。しかし、本館や武蔵野新座図書館等の学習支援系図書館の図書予算では、必ずしも十分な図書資料を収集できないため、教員の教育研究支援を目的とする学系図書館においても、学習用図書資料も収集するよう取り組んでいる。他方、本学では書庫スペースの有効利用のためにも「1 キャンパス1タイトル保管」で臨んでいるので、教員や院生が本館で先行収集した図書資料を本館で利用することも必然的に起きている。

#### <電子媒体・AV資料>

学生を含めて全学で利用度の高いデータベースに特別予算をつけ、図書館運営委員会で選定し、イントラネットで56種のデータベースや電子ジャーナルを提供している。また、学生の利用度の高い約20点のCD/DVD-ROMをサーバにより提供している。本館以外の学部等でもCD/DVD-ROMを収集し、学系図書館等で提供している。

今後、データベースや電子ジャーナルはますます利用が増えていくため、補助金の獲得も目指しつつ、図書予算の増額ないしは再配分を検討していくことになる。

本館が管理するメディアライブラリー及び武蔵野新座図書館内のメディア利用スペースにおいて、ビデオ資料を中心とするAV(Audio-Visual)資料を整備している。メディアライブラリーにはクラシック音楽のCDもあり、その充実ぶりは本学の特色ともなっている。

#### <学生の多様なニーズへの対応>

現在の図書館は、一般に流通し、将来も保存する可能性の高い図書資料の整備が中心になっている。語学ビデオ等のメディア教材はメディアセンターに、進路・就職資料はキャリアセンターにそれぞれ設置されているが、学生の多様な情報ニーズ（教材、資格取得資料、就職関連資料の整備状況）に即応するためには、一般の図書資料とともに、この種の資料を図書館で集中的に整備することも検討すべきである。教務部やキャリアセンター等の部局と協議し、現状の評価と今後の協力あるいは役割分担についての方向性を探る。

#### <分担収集・保管>

2002年度から、近郊の8私立大学図書館（青山学院・学習院・國學院・東洋・法政・明治・明治学院・立教）による図書館コンソーシアム（山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム）により、逐次刊行物の分担収集・保存について、紀要を皮切りに開始している。今後もこの種の協力事業の拡大を予定している。

#### <Books on Japanの設置>

留学生を対象に、外国語で書かれた日本関係の図書を本館に整備している。

#### <高額図書資料の整備>

各図書館では購入が困難な1点50万円以上の図書資料のために、「特別図書」に年間4,000万円をあて、学部委員を含む図書館運営委員会で選書を行っている。

高騰を続けている海外の学術雑誌と同様、高額図書についても、他大学図書館との分担収集・保存による協力も可能な環境になり始めた。既に実効を上げつつある図書館コンソーシアム等を含め、外部との協力関係の強化・構築を図っていく。

#### <社会に開かれた図書資料の整備>

2001年度に大学に隣接する江戸川乱歩邸と近世資料の貴重書を含む乱歩収集資料を購入し、本学を代表する特別コレクションとなった。目下、公開に向けて整備中である。

#### (2) 量的整備

過去3年間の図書資料の受入状況（「大学基礎データ」表42）によれば、受入数が減少傾向にある。図書予算は減っていないので、受入数減少の主な理由は、海外の学術雑誌高騰による受入タイトルの減と寄贈図書資料の減である。

#### <学習支援用図書資料の整備>

学生用図書資料の整備のため、2003年度に750万円の図書予算を増額した。しかし、学習支援を目的とする図書予算は、在籍する学部学生1人あたりにして約7千円にとどまっております。2004年度以降も増額を図る計画である。具体的な指標としては、大学院生を含む学生が納付する年間授業料の1%（約1.2億円）に相当する図書予算を目標にしている。

本館や武蔵野新座図書館が中心に行う学習支援用図書資料の整備は、2館の予算の制約もあるので学部図書予算でも可能な範囲で収集することが要請されている。しかし、学部図書予算は専門性の高い図書資料の購入にあてられることが多いので、その調整が必ずしも順調にいとていえる。図書予算の使途・配分について、学生用図書資料の整備を念頭に置いた検討を重ねていく。

#### <蔵書構築>

全学の蔵書収容能力は、新座保存書庫の活用を前提としても余裕がなくなっているため、蔵書の量的管理について下記に示すいくつかの方策を講じている。

- 1) 図書管理規程を改定し、資産計上される図書の比率を下げ、除籍の手続きをせずに簡便な事務処理で廃棄できる手続きを用意した。特に、消耗の著しい学習支援用図書資料がこの手続きで廃棄できるようになった。
- 2) 学内で重複している図書資料や永久保存をしない図書資料については、年次計画で除籍・廃棄している。
- 3) 図書予算を有効利用し、できるだけ多くの資料点数を整備するため、同一キャンパス内で図書資料が重複しないよう選書している。（「1キャンパス1タイトル保管」を可能にするため、毎日、宅急便が両キャンパス間を往復し、即日もしくは翌日までに利用者にデリバリーされている。）

#### 1. 2 図書館施設の規模、機器、備品の整備状況とその適切性、有効性

図書館施設は、自然科学系図書館（改修）が2001年4月に、社会科学系図書館（新築）が同年10月に、人文科学系図書館（改修）が2002年4月に、また、これに前後して人文

科学系図書館心理学科分室や学校・社会教育講座図書室、総合研究センター図書室も改修されて開室し、研究系図書館の整備が大きく進展した。反面、書庫等のスペースが狭隘もしくは老朽化している本館の建設が課題となっている。表3は、各図書館の施設規模等をまとめたものである。

表3 図書館施設規模・機器（注1）

	建物形状	耐震・免震 工事	総面積 (㎡)	所蔵可能 冊数(注2)	2002年度 末蔵書	OPAC PC数	バリア フリー	その他の機器
本館	独立2棟の 連結	工事済み 別棟参考 室は未	3,658	319,138	325,128	14	EV無	CD/DVD-ROM サーバ、館 内貸出PC10 マイクロリーダ2
メディア ライブラリー	教室棟付置	初期設定	180	4,111	8,098		フリー	Network 接続PC 30、ビデオブース 20、 館内貸出PC1
人文科学系図書館	研究棟付置	工事済み	1,941	241,719	236,575	10	フリー	館内貸出PC6 マイクロリーダ1
社会科学系図書館	研究棟付置	初期設定	3,200	368,250	277,904	11	フリー	館内貸出PC5 マイクロリーダ1
自然科学系図書館	研究棟付置	工事済み	584	102,944	70,529	2	EV無	
武蔵野新座図書館	研究棟付置	初期設定	2,062	144,780	88,412	12	フリー	ネットワーク接続PC8、 館内貸出PC4、ビデオブ ース 25、マイクロリー ダ1、対面朗読室
新座保存書庫	独立棟	初期設定	2,757	719,360	483,494	1	フリー	マイクロリーダ1
計			14,382	1,900,302	1,490,140	50		

注1：上記の表では、学校・社会教育講座図書室と総合研究センター図書室を除いている。

注2：棚板90cm当り25冊で計算。

#### <図書の収容>

本学では、池袋キャンパスの3つの学系図書館施設整備にあたり、建物の竣工もしくは改修後の蔵書収容耐用年数を10年としてきた。従って、整備を終えたばかりの3学系図書館は、書架スペースにまだ余裕がある。また、竣工後6年を経過した武蔵野新座図書館も同様である。しかし、本館は図書が溢れており、毎年受け入れる約1.8万冊を収容するために、日常的に書架調整をしつつ同規模の冊数を新座保存書庫へ移管することで書架スペースを確保している。

学系図書館の将来の図書収容対策として、社会科学系図書館に配備されている将来対応書庫スペース（集密書架10万冊分）を活用することになっている。しかし、学系図書館は2008年頃に、また2010年度末には全学の書庫スペースが限界に達する見通しである。図書資料利用環境の改善と書庫スペース確保の点から、2010年度末を目標に池袋キャンパスに新中央図書館を整備することが望まれる。それまでの間は、利用者の図書館利用環境を

低下させないよう配慮しつつ、データベースや電子ジャーナルの有効活用、図書資料の学内デリバリー環境の整備、山手線私立大学図書館コンソーシアム等による他大学図書館との図書資料の分担収集・保管の推進、などの諸施策を講じることになる。

#### <開架図書の比率>

「大学基礎データ」表 41 の開架図書の冊数から計算すると、開架図書の比率は全学で 29.8%である。各図書館別に見ると、

- ・ 本館 18.4%
- ・ 人文科学系図書館 79.7%
- ・ 社会科学系図書館 18.6%
- ・ 自然科学系図書館 73.2%
- ・ 武蔵野新座図書館 86.3%

となっている。本館の比率が低いのは、1960 年建設当時、閉架書庫を多く配置したためである。

図書館利用において、開架書架でのブラウジングが有効なことは認められているところである。学系図書館の整備が終了し、新たな環境でスタートした 2002 年度の本館の利用動態によると、貸出冊数は 1 日平均で 40 冊減の 237 冊、入館者数は 1 日平均で 364 名減の 845 名であった。学系図書館が整備されたことにより、利用者が本館から学系図書館にどの程度流出しているかは、2003 年度の利用統計の対前年度比で確認することになるが、大きな要因として新しい施設・設備の快適さのほかに開架図書の比率がある。本館が多くの蔵書を持ちながら、対前年度比で利用率を下げているのは、やはりブラウジングできる図書が少ないためと思われる。したがって、学習用図書館の機能を上げるためにも本館施設の抜本的改善が望まれるところである。

新築して間もない社会科学系図書館の比率が低いのは、設計当初から蔵書収容能力を高めるため閉架書庫・集密書架を採用したためである。

#### <機器の整備>

OPAC 用及び情報検索用パソコンは、館内貸し出し用パソコンを含め、現状の図書館施設の条件の中で可能な台数をほぼ整備できている。ほとんどの図書館で館内貸し出し用パソコンを管理しているが、台数が不足している状況ではない。インターネットの普及及び学生・教職員向けイントラネットの整備により利用者のアクセス環境が激変しているので、本学の教育研究用情報機器を管理運用しているメディアセンターの整備方針との調整が必要である。

ビデオ資料等の視聴覚用の機器は、メディアライブラリーと武蔵野新座図書館に集中配備しており、課題は機器の台数というより、この種の資料の保管スペースの確保とビデオ資料の著作権問題への対応である。

#### <バリアフリー>

本館は、7 号館エレベータを利用して入館が可能であるが、別棟の参考室と繋ぐ部分は階段のみであり、バリアフリーに改修するには限界もある。その他の図書館は、エレベータのない自然科学系図書館と心理学科分室を除いて、概ねバリアフリーを実現している。

### 1. 3 学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性

#### (1) 学生閲覧室の座席数

学生閲覧室の座席数は個人の机を整備している博士課程学生を除いた、学生収容定員の10.1%である（「大学基礎データ」表 43）。これをキャンパス別に見れば、池袋キャンパスの図書館（本館と3学系図書館）では9.3%、武蔵野新座キャンパスの図書館では13.6%となっている。武蔵野新座図書館は、開設当初から地域公開を計画していたので、池袋キャンパス基準より多くの座席が配備されている。

卒業生の図書館利用登録がこの2年増加していること、近隣私立大学から単位互換のために本学を訪れる学生に図書館利用を許可していること、また、山手線沿線私立大学図書館コンソーシアムによる相互利用で他大学からの利用者に閲覧スペースを提供しているなど、ここ数年、外部からの利用が増加している。

本館は、中央図書館および学習図書館として大学図書館の中で最大の学生用閲覧座席を整備することが求められるが、全学生の収容定員に対して4.1%、池袋キャンパスの学部生（11,232人）に対しても4.8%と低い割合となっており、その抜本的改善は新中央図書館建設によって図ることになる。

3つの学系図書館が研究系図書館として整備される際に、全学に開かれた図書館とすること、学生の利用にも制限を設けないことを方針としたため、学生の閲覧座席も可能なかぎり整備できた。特に、人文科学系図書館の座席数を多く配置できたことは、現在の同図書館の活発な利用を促進するのに効果を上げている。一方、社会科学系図書館の座席数の比率は2.6%と低いので、新中央図書館建設によって本館の状況を改善する際にはこの点も考慮に入れることになろう。

#### (2) 開館時間

本学図書館の夜間開館は、数年前まで本館及び武蔵野新座図書館のみ21時まで行っていた。近年、3学系図書館を整備する際に、社会人を対象とする昼夜開講の独立大学院3研究科の開設を契機に全学の図書館の開館時間を見直した結果、特に、学系図書館の開館時間が大きく拡大することになった。また、メディアライブラリーと自然科学系図書館を除く全館で、新たに日曜・祝日開館がスタートすることになった（表4参照）。

現在の開館時間数及び開館日数は、国内の大学図書館でトップクラスに位置づけられるものとなっている。これは学内の利用者には大きな便益となっているほか、他大学等の利用者にとっても本学の図書館利用を促進するものとして評価できる。また、留学生からも好評である。

夜間開館・休日開館業務に業務委託を採用しているが、本学の専任職員との関係も円滑であり、現状では大きな課題はない。大学は開館時間・日数の拡大により多額の出費をすることになったが、図書館サービスの量的側面を支える最大のサービスとして今後も継続していく。



表4 開館時間・日数

	本館	メディア ライブラリー	人文科学系図書館 社会科学系図書館	自然科学系 図書館	武蔵野新座 図書館	新座保存書庫
月～金曜日	9:00 - 21:00	9:00 - 21:00	9:00 - 22:30	9:00 - 21:00	9:00 - 22:00	9:00 - 17:00
土曜日	9:00 - 20:00	9:00 - 17:00	9:00 - 20:00	9:00 - 17:00	9:00 - 20:00	9:00 - 12:30
日曜・祝日	13:00 - 19:00	閉館	13:00 - 19:00	閉館	13:00 - 19:00	閉館
開館日数 (2002年度)	311日	253日	311日	253日	311日	253日

注：大学が定めた休業期間中（夏季・冬季・春季）は、上記とは別に開館時間・開館日が設定される。

なお、月の最終日曜日はシステムメンテナンス等のため全館閉館となる。

#### 1. 4 図書館ネットワークの整備

本学のコンピュータ・ネットワークは基盤整備されており、図書館利用者は学内外から図書館のホームページを閲覧したり OPAC を検索するほか、国立情報学研究所の Webcat 等へのアクセスなど多様な使い方をしている。また、学内のみの利用となるが、CD/DVD-ROM サーバにより電子ジャーナル・データベースの利用も可能である。図書館が整備している OPAC 端末、情報検索用ネットワーク接続端末、図書館内貸出 PC は全館で 114 台あり（61 頁の表 3 参照）、定期試験の期間を除けば、台数はほぼ足りている。また、各図書館とも情報コンセントを整備し、利用者の便宜を図っている。

他機関との協力では、山手線沿線私立大学図書館コンソーシアムに加盟している 8 大学の図書館の OPAC を並列検索できるシステムを提供している。

電子ジャーナル、CD/DVD-ROM、データベースなど有料の情報サービスへの利用ニーズが高まっており、これらを学内ネットワークで提供するための環境整備と情報リテラシー獲得支援教育が課題である。また、全学の図書資料や情報の年間購入総額を印刷系と非印刷系とで再配分し、外部情報源へのネットワーク・アクセス基盤を強化する必要がある。文部科学省は、2003 年度より 1 組 100 万円以上の電子媒体購入経費に対して補助金交付をすることになったので、こうした補助金も活用することになっている。

#### 1. 5 利用者教育

本館及び武蔵野新座図書館では、新入生（院生含む）・新任教職員あるいは留学生向けのオリエンテーションを毎年実施している。また、年に数回、「立教大学図書館資料の検索講座（OPAC の使い方）」、「レポート・論文作成のための資料検索講座」も開催している。正課教育での利用者教育については、経済学部の 1 年生が全員出席する授業コマで、学部と協力して情報リテラシー獲得支援教育を 2000 年度から実施しており、この種のプログラムを 2003 年 11 月より、他の学部・研究科へと拡大しつつある。

図書館は独自に開催する各種のオリエンテーションや講習会を徐々に拡大してきた。他方、正課教育と連係した利用者教育ないしは情報リテラシー獲得支援教育は端緒にすぎたばかりである。大学の教養教育（全学共通カリキュラム）あるいは学部や研究科と連携して効果を上げるためには、学部等と連携を図ると同時に、個々の教員の理解も欠かせない。

また、情報リテラシー獲得支援教育を行うために、これを支える職員の養成・配置等、図書館組織のリエンジニアリングに取り組むことになる。

## 2 学術情報へのアクセス

### 2.1 学術情報の処理・提供システムの整備状況

学術情報の処理システム、提供システムともに立教大学学術情報システム（RISM）として基盤整備している。2003年秋には iLiswave（富士通）へのシステム更新を行い、現下のインターネット環境における学術情報システムとして最新のシステムとなっている。

<本学作成データベース>

#### a. 目録データベース（OPAC）

本学図書館の全蔵書約 154 万冊にアクセス可能である。国立情報学研究所の NACSIS-CAT を利用し登録する遡及入力 は 2001 年度に終了している。また、2002 年度からは 3 カ年計画で、NACSIS-CAT 仕様になっていない約 32 万冊分について NACSIS-CAT を利用した書誌データ整備事業を推進している。

#### b. 紀要目次データベース

国立情報学研究所の研究紀要公開支援事業に参加し、本学が発行している紀要の目次データを作成し提供している。

#### c. 雑誌目次データベース

国内稀少で全巻揃えて保存している図書館がほとんどない下記の雑誌 2 タイトルについて、科学研究費による研究成果として目次データベースを構築している。

- ・ The Spirit of missions / the Board of Missions of the Protestant Episcopal Church in the United States of America Vol. 1-104 (1836-1939)
- ・ 日曜叢誌 (1889-1910)

<電子ジャーナルの配信>

書店の K-Port Online Journal Web と契約し、フルテキストもしくは抄録データを配信している。

<配信型データベース>

学内ネットワークからオープン利用できるものと、CD/DVD-ROM サーバから利用できるものがある。

<ILL（図書館間相互貸借）>

学内図書資料のデリバリーの申込み・受付等は、学術情報システム（RISM）を利用して行っている。

本館所蔵の図書については、マニュアル（システム環境によらず）で他大学との相互貸借を開始している。

国内の大学・研究機関との ILL については、国立情報学研究所の NACSIS-ILL への参加を遅くとも 2004 年度には実現する運びなので、国内外の利用者から本学の蔵書へのアクセスが格段に改善されることになる。

<電子図書館システム>

本学学術情報システム RISM の基盤パッケージとして導入した iLiswave の電子図書館システム（iLisSurf）の 5 つの機能のうち、2003 年度中に③から⑤を提供する予定である。

- ①一次情報検索（論文・文献の全文検索）
- ②Web 情報検索（特定分野の情報収集）
- ③QA 管理（利用者からの質問への即時対応）
- ④横断検索（複数の図書館 OPAC の検索）
- ⑤統合情報検索環境（利用者ごとのポータルから図書館を利用）

本学が独自に生産もしくは所蔵する図書資料の電子化は、紀要の目次情報や雑誌の目次情報電子化の段階にとどまっている。例えば、キリスト教とりわけ聖公会関係資料、近世の地方文書、江戸川乱歩関連資料等は、本学を個性化している資料群であり、その電子化への取り組みが待たれる。また、こうした特色ある資料が、本学の教育研究の中で有効利用されるよう、ホームページ等での広報活動を含め種々の取り組みが必要となろう。

#### <図書館業務システム>

iLiswave が実現しているすべての図書館基幹業務システムの運用を予定している。図書館業務のうち、購入図書資料の支払等の会計処理については、図書館パッケージと切り離して大学の事務システムにおいて運用している。2003 年度に法人の財務システムの見直しが始まり、その検討結果しだいでは図書の会計処理及び予算管理が統合化される可能性もある。

2003 年度はシステム更新後の図書業務システムの安定運用を優先課題としているが、併せて NACSIS-ILL への早期参加と電子図書館機能の整備にも取り組んでいく。メタデータについては、国立情報学研究所のメタデータ・データベース共同構築事業の進展を見守りつつ、本学での事業展開を期す。

#### <全学の情報基盤の企画調整>

情報企画委員会が本学の学術情報システムの整備基本方針を検討し、その答申結果を大学の部長会で協議了承した上で、図書館が学術情報システムを統合的に運用するシステムになっている。他方、教育研究に係る情報システムの基盤整備は、メディアセンターが教育研究システム及びネットワーク管理を担っている。メディアセンターと図書館との間の機能分担については、特段の問題は発生していない。

データベースや電子ジャーナルのサービスが増加しつつあり、インターネットの急速な普及もあいまって、図書館利用者の情報リテラシーのレベルによってはその情報利用に格差が広がりつつある状況にある。

本学の学術情報システムの企画・運用にあたっては、学生や教職員の学習・教育研究の情報利用環境を常に最適化することが望まれる。そのためには、財源、要員の確保もさることながら、本学が取り組みを開始しているファカルティ・ディベロップメントにおいて、教員が授業運営上でどのような情報ニーズを図書館に対して要望するのかを的確に把握しつつ、情報リテラシー獲得支援に向けた諸活動に積極的に取り組んでいく。

## 2. 2 国内外の他大学との協力の状況

### (1) 国内

文献複写を中心に大学図書館間相互協力（ILL）を行っている。また、本学は 2002 年度末に国立情報学研究所の NACSIS-CAT を利用した遡及入力終了したのを受けて、2004 年度から NACSIS-ILL に参加し、本格的に ILL を乗り出す計画である。

都区部の8私立大学図書館によるコンソーシアム（山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム）を形成し、図書資料の貸出、逐次刊行物の分担収集・保存、職員研修、データベースのコンソーシアム契約等で相互協力が進展している。今後も、この種のコンソーシアムの強化・拡張を図っていく。

豊島区立図書館と豊島区内の4私立大学図書館との間で相互協力に関する覚書を締結し豊島区在住者の利用を受け入れている。

武蔵野新座図書館は、開設当初から、地域公開型図書館として運用されている。住民への貸出は行っていないが、多くの市民から利用されている。

## （2）国外

国外の大学図書館との協力については、文献複写を中心に相互協力を行っている。また、オクスフォード大学 Japan Library や韓国の聖公会大学図書館へ、本学で除籍・廃棄した資料を有効活用する一環として寄贈を行っている。今後、図書館ホームページを通じたの多言語による情報発信について改善していく。

## 6 社会貢献

(社会への貢献)

- B群 ・社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度(学部)  
・公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況(学部)

大学が所有する知的資源を、社会との文化交流、地域社会とのコラボレーション、生涯教育への貢献などに開放していく試みは、大学の社会貢献活動として、今後ますます重要な役割を果たしていくであろう。以下に本学が主催する各種公開講座等の実情に触れる。

大学主催の公開講座や公開講演会等の開設状況は、大学基礎データ表 10 の通りであるが、これらは大学レベルで行われるもの、学部・研究科レベルで行われるもの、研究所レベルで行われるもの、その他の諸機関によって行われるものに大別される。

大学レベルで行われるもので代表的なものは、池袋・武蔵野新座両キャンパスが位置する豊島区、新座市との共催で行われる公開講座が挙げられる。豊島区とは春秋年2回の公開講座が、新座市とは年1回「新座市民大学」のプログラムとして秋に行われる。それぞれの自治体との協力のもとに、時宜を得た内容の講演会や大学の体育施設を利用したスポーツ教室、市民コンサートなどの多彩なプログラムが展開され、地域の年間恒例行事として定着している。また、2002年度に豊島区制70周年を契機に始められた「大学サミット」は、豊島区内の四大学学長会議や学生による区政への提言イベントなど地域と大学の新しい連携行事を生み出している。その他、年度によっては内外の賓客を招いての講演会が大学レベルで実施されるが、これらは一般市民にも公開され、一部はインターネットで同時中継した実績(2000年度:マイクロソフト社会長ビル・ゲイツ氏講演会)もある。2003年度に始められた「メディア文化講座」は、社会で活躍する多彩な文化人の講演会を学外団体である文化パステルの協力によって毎月開催するもので、聴衆の半数以上は一般市民であり、著名な文化人の講演会ということで、毎回参加者には好評である。従来とは異なるパートナーとの共同事業であり、大学と社会の連携プログラムとして、今後の発展が期待される。

学部・研究科レベルのものは、主に公開講演会として毎年60回以上開催されている。内容は学術的なもの、教養的なものが多いが、学部のプログラムとしてユニークなものは、文学部が主催する「立教映画人シリーズ」が挙げられる。これは、本学卒業生の映画監督作品を題材に取り上げシリーズ化したものだが、実施場所も学内のみならず地元池袋の映画館を会場にするなど、地域との連携協力のもとに行われている。理学部では2003年度は公開講演会を6回実施した。特に立教大学理学部と日本野鳥の会の共催で実施した「第5回カラスシンポジウム」には、100人以上の市民の参加があった。他にも豊島区と協力して立教大学公開講座「最新の宇宙像～宇宙の誕生から惑星系ができるまで」を開催し、多くの区民が参加した。さらに理学部主催で「立教大学産学連携ワークショップ」を開催し、企業からの参加者が30名程度あった。また、コミュニティ福祉学部では、山形県高島町の協力のもとにフィールドワークを実施しているが、このプログラムは、10数年前に学生部によって開発され実施されてきた課外教育プログラムの実績を引き継ぐもので、地域の営みそのものから学習するという趣旨の明快さと、地域社会と大学の長期にわたる連携プログラムとして特筆されるものである。大学院レベルでは、各独立研究科の開催する公開講

演会は、研究科自体の性格からして社会人を対象とした実践的な内容となっており、本学の新しい社会貢献のあり方として期待される。

研究所レベルでは、各研究所の開催する公開講演会のほかに、観光研究所の「ホテル観光講座」「旅行業講座」、ラテンアメリカ研究所の「ラテンアメリカ講座」、社会福祉研究所の「社会福祉セミナー」などが開催され、それぞれ資格取得をはじめとした実践的な知識やスキルを獲得する講座として年間のカリキュラムを用意し、各方面の人材の育成に寄与している。

その他諸機関に関するものでは、本学の特色あるものとして、ジェンダーフリーの視点から「性差」の問題を研究しているジェンダーフォーラム主催の公開講演会やチャペルを中心に行われる諸活動が挙げられる。中でも、チャペルを中心とした諸活動は、キリスト教大学としての本学が、社会に向けて発信する一つのメッセージであり、代表的なものとして、オルガン演奏・聖歌隊などのコンサート、「立教RUM（立教ユニバーシティ・ミッション）講演会」、さらにはクリスマス行事などが挙げられる。両キャンパスで行われるクリスマス行事は、すでに街の風物詩にもなっており、最大イベントである「メサイア演奏会」は、ソリスト以外は演奏者を含め全て学生の手によって運営されるユニークなもので、40数年の伝統と歴史を誇っている。また、武蔵野新座図書館は、1998年の開設以来、市民に開放された図書館をコンセプトにしており、地域住民の図書館としての機能を果たしていることや、卒業生組織である校友会の地方支部が、本学教員を講師に招いて地域住民を対象とした公開講演会を実施したり、市民との共同クリスマスコンサートを開催するなど大学の社会貢献の一側面と言えよう。

以上、これまで行われてきた諸活動に加えて、今後本格的な活動が予定されているものに以下の3点を付け加えておく。

2003年度7月にはボランティアセンターが設置され、全学的な運動としてプログラムを展開することになった。ボランティア活動の教育的目標は「他者への働きかけを通して自己を見つめ、学生の自立と成長を促すこと」であり、活動を通して建学の精神の体得や人生観の確立を図ることが可能となる。もとよりキリスト教に基づく教育を建学の精神とする本学は、ボランティア活動に関しては、これまでもチャペルを中心とした奉仕活動や課外教育の分野での優れた実績を持つが、ボランティアセンターの設立によって、学内の諸機関との連携が強化され、活動はより一層活性化されることになる。現在、推進体制の整備中であるが、2004年度には活動が本格的に軌道に乗る予定である。

2002年度には、池袋キャンパスに隣接する旧江戸川乱歩邸を、所蔵する貴重な資料も含めて購入することになった。現在収蔵資料の整理を行っているが、立教学院創立130周年を迎える2004年度には広く社会に一般公開する予定である。

最後に、これまで大学、学部・研究科、研究所等が社会に公開しているプログラムや、社会との連携協力のもとに展開しているプログラムを中心に述べてきたが、大学の社会貢献の側面には、これらに加えて、学生団体の自主的な活動の内、とりわけ社会との接点を持つ各種地域活動や文化交流活動も視野に置くべきであることを付記しておく。

B群 ・教育研究上の成果の市民への還元状況（学部）

C群 ・地方自治体の政策形成への寄与の状況（大学院）

各学部・研究科の教員はそれぞれ専門分野におけるテキストの刊行、一般向け図書の出

版、専門書の出版、専門雑誌への論文投稿を通じて、研究成果の市民への還元を行っている。また、地方自治体の政策形成については、2003年度7月には大学として新宿区との間で「商工施策に関する協定」を締結した。従来、大学が位置する豊島区、新座市とは様々な協力関係を結んできたが、それ以外の自治体と相互協定を結ぶのは初めてであり、地域の振興と人材の育成に本学のリソースが活用されることになった。さらに、個人として、地方公共団体の各種諮問委員会委員として、地方公共団体の政策形成に寄与している教員も少なくない。

#### B群 ・ 研究成果の社会への還元状況（大学院）

立教大学「先端科学計測研究センター」では、文部科学省の「ハイテクリサーチセンター整備事業（2001-2005年度）」に選定された科学的計測法について最先端の学際的研究を行い、その成果を科学研究へ適用するとともに新しい産業基盤技術へ積極的に活用することを目指している。また、文部科学省の「学術フロンティア拠点推進事業（2001-2005年度）」に選定された「環境変動に対する生命の適応戦略」に関する研究プロジェクトでも、研究成果の社会への還元を目指している。このほかに、「葉緑体の増殖制御技術の開発と応用に関する先導的研究」（生物系特定産業技術研究推進機構「新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業」）、「リボヌクレオーム解析を基盤とした創薬基礎研究」（NEDO「産業技術研究助成事業」）、「高強度イオン源を用いた電子-イオン衝突励起過程研究の新しい展開」（松尾学術研究助成）、「イオンの4d光電離断面積の絶対値測定」（松尾学術研究助成）、「宇宙環境利用に関する地上研究」（財団法人 日本宇宙フォーラム）、宇宙科学研究所搭載機器基礎開発実験、等のプロジェクトでも社会への還元を目指している

#### （企業等との連携）

C群 ・ 企業と連携して社会人向けの教育プログラムを運用している大学・学部における

- ・ そうした教育プログラムの内容とその運用の適切性
- ・ 寄附講座の開設状況
- ・ 大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策
- ・ 企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況
- ・ 特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況
- ・ 産学連携に伴う倫理綱領の整備とその実践状況

#### <知的資源活用センター>

2003年4月に本学は、地域社会や産業界等との学外連携事業を推進するために知的資源活用センターを設置した。このセンターは本学における研究成果をはじめとした知的資源を広く社会に公開・還元し、その効果的な活用を図り、本学の研究・教育の活性化と社会への貢献に資することを目的とするものである。

知的資源活用センターは上記の目的を達成するために次の事業を行っている。

- (1) 地域社会や産業界等からの研究協力情報等の受発信に関する事業
- (2) 本学の学内シーズ、リソース等知的資源の情報公開に関する事業
- (3) 情報・知的資源の活用に関する事業

① 知的財産に関する公開講座、研修講座等の社会への文化教育活動の実践

②共同研究、受託研究、起業サポート、ワークショップ等の産学官・地域社会連携活動

③知的財産講座、卒業・修了研究課題公募等の新しい研究教育活動の展開

発足して1年足らずのため「成果」はこれからというところである。現在、知的資源活用センターでは、知財関連の規程整備に着手し、学内シーズ、リソース等知的資源の情報公開に関する事業、特にそのインフラ整備に力を入れるとともに、共同研究・受託研究等の窓口としての受け入れ態勢を整えつつある。2003年度は、官公庁主催による産業界との交流会に知的資源活用センターとして初めて参加し、また、立教大学産学連携ワークショップも実施するに至った。参加企業は20数社に及んだ。ちなみに共同研究、受託研究の2003年度実績は10月1日現在で、1件及び5件となっている。

また、知財関連の諸規程整備と併せ、特許取得の支援、移転についても取り組んでいる。ただし、立教大学は理学部を除き、工学部、医学部等のいわゆる理系学部を持たないので、狭義の「特許・技術移転」には馴染が薄い。理学部での近年の特許として、「形質転換能力をもつ納豆菌の開発」(河村他、特願平11-180804)、「ビスフェノールAの完全分解方法」(堀内他、特願2002-264604)、「リチウム二次電池用電極」(関根他、特願平11-322533)、「比抵抗の小さな珪素、その導電剤被覆物及びその製造方法並びに非水電解質二次電池用負極」(関根他)がある。また、「リチウム二次電池及びその製造方法」(関根他、特願2003-371402)が出願中である。特許料収入の研究費への還元、特許取得を「研究業績」として認定する学内的措置等については、知的資源活用センターがその任務にあっている。知的資源活用センターでは研究教育の成果、ノウハウ、経験などやビジネスノウハウ等をも含め知的資源を広く捉え、その社会還元について体制整備を行っている。目下、知的資源活用センターでの取り扱い特許申請は上記の理学部教員から1件申請中であり、また現在数件の特許申請案件が大学院ビジネスデザイン研究科院生によって準備中となっている。このように、理系学部に限らず学内での創造活動を活性化し、広く特許申請を受け入れて蓄積し、その移転を図っていくことを企図している。

#### <寄附講座>

本学での寄附講座は、本学法学部卒業生の寄附による講座を1980年代に開設したのを皮切りに、本学校友会の寄附による「赤レンガ講座」(本学卒業生を講師に迎えての学生対象の講座、例えばマスコミ講座)を開催するなど積極的な取り組みを行ってきた。

最近の主な寄附講座は以下のとおりである。なお、これらの講座は正課の単位として認定され、専任教員が責任をもって運営する。

- (1)経済学部では、新宿区からの資金提供による商業・商店会を対象とする講座を1997年度から1999年度まで開設した。また、豊島区から資金提供を受けて同種の講座を2000年度から2003年度まで開設した。この講座は商店経営者が受講者としても参加しつつ、大学教員と学外の専門家や商業経営者との連携によるプログラムをもって運営され、さらに受講学生が自ら商店街に出向いてアンケート調査やヒアリングを行って問題や課題を発見しつつ、同時にそれを解決するための具体的な提案を行うなど、高度に実践的な講座として展開してきている。
- (2)2002年度から野村証券(株)の寄附講座が経済学部が開講された。これは、主に証券業にかかわる経済・経営領域での講座であり、野村証券から講師を派遣していただいている。



るもので、毎年実施の予定である。社会学部でも金融資本市場の理解を深めるための講座を、2003年度からみずほ証券(株)・新光証券(株)の協力により開設した。なお、社会学部では朝日新聞寄附講座「今日のメディアとジャーナリズム」を2004年度に開講することになっている。

- (3) 本学学部学生(経済学部に限らず他学部からの履修可能)を対象とする、恐らく全国で初めての本格的な起業講座を「企画講座;会社をつくる」として1998年度から開講。現在も実施中である。この講座では初年度に日本開発銀行(当時)より寄附を受け、また1999年度以降は本学卒業生による組織である立教経済人クラブやその他の企業からの「指定寄附」を受けて講座運営を行っている。

この講座は通年科目として展開され、また学生には必ずしも身近とは言えないリアルビジネスを対象としているために、講師はもとより学外企業の力も借りたサポート体制やビジネスプランの構築、審査体制を取る上でのコスト負担が大きく、その部分を寄附によって賄っている。

また、同「会社をつくる」は毎年末のビジネスプラン発表・審査会に他大学教員・学生、企業関係者の参加があるなど、広く学外への広がりを持った講座として定着し、他大学でも同種講座を開設するなど、大きな影響力を持った講座としての評価を得ている。

- (4) 2004年度には、(株)セブンイレブン・ジャパンの創設者による全面的な協力(講師等コスト負担と講座プログラム作成など)を得て流通に関する寄附講座を、経済学部開設することになっている。この講座は5年間開講を予定している。
- (5) 大学院では、独立研究科であるビジネスデザイン研究科(社会人対象のMBA大学院)において、主に講師の無償提供を内容とする寄附講座が実施されている。現在行われている①日本ドレーク・ビーム・モリン(株)の研究者、コンサルタントによる「キャリアデザインⅠ、Ⅱ」、②新光証券、みずほ証券からの講師派遣による「コーポレート・ファイナンスⅠ、Ⅱ」(科目名称は2004年で「ファイナンスⅠ、Ⅱ」に変更)に加え、2004年度からは①(株)アズジェントからの講師派遣による「リスク・アセスメントⅠ、Ⅱ」、②(株)電通パブリック・リレーションズからの講師派遣による「ビジネスデザイン特講」を実施予定である。

#### <社会人教育プログラムの実施>

社会人教育プログラムの実施としては次のようなものが挙げられる。

- (1) ビジネスデザイン研究科では2002年度①(株)ネットチャイナとの連携による中国経済セミナー(学外者も参加)、②日本ドレーク・ビーム・モリン(株)との連携によるキャリアデザイン講座(内容は上記と同じ)を実施した。いずれも受講者には評価の高いものであったが、より多くの人に受講してもらうという点では、対外的な告知に力を入れる等の課題が残った。
- (2) 新宿区から立教大学経済研究所に資金提供を受け、経済学部教員と学外企業からの講師による夜間講義(「アウトリーチプログラム」=学外の問題に対して大学が解決するための手助け、資源提供を行うというプログラム)を実施した。この講座では、主に中小企業事業者向けにホームページを作成することを通じて事業内容を再構築するという優れて経営学的な視点からプログラムを構成したため、厳しい経営環境に直面している

受講者には評価の高いものであった。受講者のニーズに合致した実効性あるプログラム構成を実現できたということ、また大学が責任を持って講座をマネジメントし企業からの講師と密に連携して講義運営を行ったという点では大きな成果を上げたと考えている。この講座は2000年度から2002年度までの3年間にわたって行われた。

- (3)2004年には東京・田町にサテライトキャンパスを設けることが文部科学省によって認められている。このサテライトではビジネスデザイン研究科が同研究科のシードマネジメントコース科目を中心とするMOT関連の講座開設を行うことになっている。同時に、同サテライトを持つことになっている他大学の大学院との単位互換をはじめ、企業や各種団体と連携した女性起業講座などの社会人向け各種講座をも実施予定というように、本学の研究教育資源を積極的に社会に還元しようとするものである。さらに、ビジネスデザイン研究科は、創造的ビジネスの起業を目的の一つとしていることから、田町のキャンパスイノベーションセンターを基点として、中小企業から大企業まで、幅広く企業との連携を密にしたプログラムを展開する予定である。さらに、若手起業家の組織と大企業とのネットワークを築くことなどが、創造的ビジネスに欠くことのできない要素であると考え、その組織作りを始めている。
- (4)ビジネスデザイン研究科の学生の中には、NPOを立ち上げるなどの動きがあり、今後とも、企業とのコラボレーションを通じて積極的に大学の知を社会へ還元していくこととしたい。とりわけ、豊島区など、地元企業に対する経営コンサルティングや起業アドバイス、さらには共同事業計画などを実施する計画である。さらに、ビジネスデザイン研究科は、日本DBMと共同で文部科学省のオープンリサーチ整備事業である「ビジネスクリエータ創出センター」を立ち上げ、キャリアデザインに関する共同研究などを行っており、同センターは2003年より5年間の期間で社会に還元できる成果を出すことになる。

#### <産学連携に伴う倫理綱領の整備>

知的資源活用センターの2003年度重点課題である知財にかかわる諸規程整備の前提として、「産学連携に伴う倫理綱領」作成を行ってきた。それを、この度「立教学院学外交流倫理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）として取りまとめた。

ガイドラインの主な点を述べると、学外機関等との交流の決定及び運営における基準は(1)主体・自主(2)平和利用(3)情報公開の3つの原則に基づいたものとなっている。

(1)主体・自主については、①交流を担当する本学院教職員等の自由及び創意が尊重され、意思決定の自由が確保されていること、②交流が、人事の決定権等の本学院の自治を侵害しないものであること、③本学院教職員等の教育や研究などの職務に、支障が生じないものであることの3つを基準としている。

(2)平和利用については、①軍事利用及び人権抑圧などの、反人類的で平和に反する内容を目的とする交流は行わないこと、②交流による成果について①で述べた目的で利用しないことの2つを基準としている。

(3)情報公開については、①交流による成果は公開を原則とすること、②知的財産権等に関し公開を制約する場合は、学外機関等と協議し、公開の時期や方法について十分注意することの2つを基準としている。

## 7 学生生活への配慮

### 1 学部

(学生への経済的支援)

A群 ・奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

<奨学金>

奨学制度としては、日本学生支援機構のほかに本学独自の制度として「学部給与奨学金」「大柴利信記念奨学金」「立教カード奨学金」の3つの給与奨学金があり、経済的困窮度の高い学生に支給を行っている。採用枠は、現在のところ3つの奨学金合わせて約120名で、予算的制約から該当者全員に支給できるまでには至ってはいない。社会状況を勘案すれば、今後も奨学金への出願者数は増加するものと思われることから、採用枠(予算額)の拡大は必要であろう。また、多岐にわたる出願者の経済状況に可能な限り対応するために、奨学金額の設定(現在は学費等半額相当額を基本として一律に設定)や採用方式(現在は単年度採用のため毎年出願しなければならない、など)の見直しも行いたい。

育英的制度としては、本学独自の制度として「学業奨励奨学金」があり、学業優秀者に対して奨学金の支給を行っている。その他にも、課外活動支援や研究活動支援を目的とした12種類の冠奨学金があり、いずれもそれぞれの趣旨や目的にしたがって募集・選考を行っている。ただし、奨学金によっては趣旨や目的に合致した出願者が集まらないといった状況もあることから、募集方法や選考方法の見直しを行い、奨学金をより有効に活用できるように改善したい。

その他、本学では奨学金制度を補うために、金融機関との提携による「奨学ローン」を設けている。主として入学時の経済支援を目的としており、毎年50名程度の新生が利用している。在学学生でも、最短修業年限超過者や年度末学費未納による除籍対象者(応急採用)に限り利用可能で、毎年10名程度が利用している。

<アルバイト紹介>

経済援助の一環として、学生に相応しい良質なアルバイトを紹介することが肝要であると考えている。そのため本学では実績もあり、信頼できる㈱ナジック・アイ・サポートが運営する「学生アルバイト情報ネットワーク」によりインターネット及び携帯電話で情報を提供する方法により紹介を行っている。

<アパート紹介>

良質・低廉な物件を学生に提供するという観点から、経済援助業務として展開している。1997年にはその理念を保ちつつ、指定不動産会社に紹介業務を委託することとし、現在に至っている。指定不動産会社で紹介を受ける場合には、通常は家賃の1ヵ月分必要な仲介手数料が0.5ヵ月分で済み、また、家主とのトラブルなどについても専門的なアドバイスを受けることが可能となった。学生のニーズに合った物件を信頼できる専門業者が紹介することで、総合的なサービスの向上が図られたものと考えている。

(留学生への経済的支援)

A群 ・奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

本学では、正規課程に所属する私費留学生への経済的支援は、授業料減免と奨学金の二本立てで実施している。

#### <授業料減免>

在留資格「留学」の学生に対して、授業料を一律 35%減免して経済的支援を行っている。留学生は日本人学生とは異なる経済的環境に置かれているため（日本と自国との間の貨幣価値の差、自国からの貨幣の持ち出しが制限されている、貸与奨学金が期待できない、法律によってアルバイト時間が制限されている、など）、アジアからの留学生が大部分を占める大学として、留学生に対し一律にこのような支援制度を設けることは留学生の生活を安定させる上で必要不可欠である。

#### <奨学金>

さらに、留学生の学業奨励として、学内奨学金の給与と学外奨学金への推薦を行っている。選考は、学業成績・研究業績・面接審査などによって行い、上位者から順に、より条件のよい学内奨学金の給与、または外部奨学金への推薦を受けられるシステムになっている。この方法によって留学生の勉学・研究意欲は確実に高まっていると思われる。ただし、少額で枠数が比較的多い学内奨学金に関しては、学業奨励の効果がやや薄いとも考えられる。

今後は、主たる経済的支援は授業料減免によって行うものとし、少額の学内奨学金は整理して、枠数は少なくともより高額で学習・研究意欲を高める奨学金の設定にシフトしていくことも考えたい。留学生の学習・研究意欲の高まりは日本人学生にもよい影響を与えキャンパスの活性化につながると信じる。

また、外部の奨学金を獲得するために、従来より、奨学金財団に積極的にアプローチして、留学生の受入れ状況や生活状況に対する先方の理解を得ることにつとめてきたが、今後はさらに、学内各部局ともより緊密に連携を取りながら、外部奨学金の枠の拡大を図りたい。

### C 群 ・各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

春の定期募集（日本学生支援機構奨学金、学部給与奨学金等）については、「奨学金案内」を作成し、その上で説明会を開催している。その他の奨学金については、その都度募集要項を作成して希望者へ配布するとともに、奨学金によってはホームページから募集要項をダウンロードできるようにし、希望者への便宜を図っている。なお、こうした奨学金への応募に関連する日程については、学内掲示板への掲示に加え、ホームページでも確認できるようにしている。

#### （生活相談等）

A 群 ・学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

B 群 ・生活相談担当部署の活動上の有効性

C 群 ・生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況  
 ・学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係の状況  
 ・不登校の学生への対応状況

## ・学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

上記の項目群に関しては、保健室、診療所、学生相談所、学生部、武蔵野新座キャンパス事務部（以下、MNC事務部）が互いに密接な連携を図りながら、取り組んでいる。A群については学生相談所、診療所、保健室、学生部、MNC事務部が、B群およびC群については学生相談所、学生部、MNC事務部が中心的に担っている。各部局ごとの取り組み概要は以下のとおりである。

### 1. 保健室・診療所

#### （1）保健室

保健室は、学生及び勤務員に対する健康診断、保健指導、健康教育、相談などの保健管理業務を担っている。

例年、4月早々に在 student 及び新入生の定期健康診断を行っている。健康診断に先立って校医によるガイダンスを行い、その後、レントゲン検査、検尿検査等の臨床検査及び内科医による検診、保健面接を通して学生個人の健康をチェックしている。健康診断を行うことで学生自身の健康管理の意識を喚起し、また、必要な学生には校医による診察や保健師による保健指導を行っている。要精査、定期管理が必要なケースは、学内診療所や学外の病院・診療所への紹介により対処している。武蔵野新座キャンパスの学生に対しては校医が出張して、校医面接や診察を行っている。

保健室業務としては、健康診断の事後処理及び健康相談、怪我や病気の応急手当を行っている。また、救急箱貸出し、日常の救護や大学行事としての依頼による救護体制もとっている。救急疾患に伴う救護などは必要に応じて学内診療所へ紹介、また、重病者に対しては学外病院等への転送（必要に応じ保健師の付き添い）を行っている。同時に、保証人や関係者等の連絡も行っている。

健康教育としては結核予防キャンペーンとして新入生全員に冊子の配布、在 student にはリーフレットの配布を行っている。また、婦人科医師による講演会及び個人相談なども行っている。

希望する全 student に対して定期健康診断受診を前提に健康診断証明書を保健室にて作成発行している。学校・社会教育講座やコミュニティ福祉実習用等正課の実習のために健康診断証明書の発行、また、クラブ・サークルの学外活動に対する事故及び感染予防のための、健康チェックと必要時に健康診断証明書発行業務も行っている。

#### （2）診療所（診療所は池袋キャンパスに設置）

診療所は、学生及び勤務員の疾病に対する診療業務を担っている。

本学では診療所は保険医療機関として届出ている。放射線技師、臨床検査技師、薬剤師が常勤しており、レントゲン検査、臨床検査、投薬など診療行為を行っている。診療所が池袋キャンパス内にあるため、授業中の怪我、その他、急性疾患に対しても直ちに対処でき、慢性疾患の対応など多忙な学生や勤務員にとって来院に便利であり、気軽に受診でき、学生・勤務員にとって安心できる施設としての機能を果たしていると言える。

#### （3）健康センター構想

診療所（現在は池袋キャンパスのみ設置。）は1950年に開設された建物で、規模から言うと発足当時の学生・勤務員数の対象者は現在、数倍になったと言えよう。そのため診療所スペースの狭隘さと、現在の建物では体調不良の者に階段で2階へ上がってもらうなど機能としては使いにくく、構造上の問題も抱えている。また、学生・勤務員の健康管理を担っている診療所と保健室の連携が重要であるが、建物が別々にあるため利用者が行き来する不便さをかけている。

現在、健康センター構想が俎上に上がっている。健康センターが設立されれば、健康管理業務を担当している診療所、保健室および後述する学生厚生課健康管理担当が一緒になることで担当者の連携が密になる利点がある。個別部署では担いきれない「こころとからだ」の総合健康教育プログラム、成人病や飲酒などについての啓発的な講演会、「健康の自己管理」に関わる啓発、「健康増進」のためのプログラムの実施等が可能となる。

診療所の狭隘さを解消し、バリアフリーを導入した機能的な構造物への建て替え、健康管理業務担当部局が一つの建物内で一緒に業務を行い、充実した健康教育プログラムを実行するため、健康センター構想の実現に向けて現在計画中である。

## 2. 学生相談所

学生相談所は、学生からの相談、学生が成長するための機会の提供、学内外との連携及び情報発信などの業務を担っている。

### (1) 学生からの相談業務

来談する学生が当面する問題について相談にあたり、具体的・心理的両面から助言をし、問題に取り組むことを通しての学生自身の成長を援助することを目的としている。池袋キャンパスでは学生数約13,700人に対し、専任カウンセラー1名、専任職員2名、非常勤カウンセラー3名（週6日分）、嘱託精神科医2名（週1日分）及び、武蔵野新座キャンパスでは学生数約2,300人に対し専任カウンセラー1名、専任職員1名、非常勤カウンセラー1名（週1.5日分）が常駐している。

2002年度の利用者は池袋キャンパス365人、武蔵野新座キャンパス131人であった。登校が困難な学生に対しては、電話での相談を行ったり、保証人からの相談を受けている。

在籍学生比約2.9%の相談者数があり、学生相談学会（2001年）の調査によれば10,001人以上の大規模大学での比率が2.0%であるのに比べ、学内に定着していると言える。

利用学生を対象としたアンケートの結果では、「適切な助言が得られたか」という問いに「得られた」との回答が82.5%、「問題は解決しましたか」の問いに肯定的な回答は61.6%、「学生生活に役に立っていますか」の問いに「役に立っている」との回答が77.0%であり、利用学生の満足度は高いと言える。

人員配置は実質カウンセラー数 $\times$ 3.3人で、前述の調査によれば10,001人以上の大規模大学での実質カウンセラー数3.2人と比較では十分であると言えるであろう。しかし運営上は、相談の予約がすでに満杯状態にあり、相談以外の活動をも行うには十分な人員とは言えない。カウンセラー数は2003年度に週2日分増員の予定であるが、同時に運営上の工夫をする必要がある。

施設は、池袋キャンパスでは面談室6室のほか談話室、グループ室、事務室を備え、

武蔵野新座キャンパスでは面談室 2 室にラウンジ、グループ室、事務室を備えている。室数は人員数との関係で十分であるが、談話室、ラウンジなどは手狭である。

## (2) 学生が成長するための機会の提供業務

広く学生が心の健康を維持し、成長のきっかけを得る機会を提供することを目的とし、発達促進的プログラムやメンタルヘルス問診票による二次面接を行っている。

### ① 発達促進的プログラムの展開

池袋キャンパスでは、「ボディ・ワーク」「アサーション・トレーニング」「映画観賞会」など、武蔵野新座キャンパスでは、「箱庭体験」「料理教室」「太極拳」「ダイエット・トレーニング」など、それぞれで年間数種類の発達促進的プログラムを展開している。

学生に好評なプログラムとそうでないプログラムとがあり、学生のニーズに応えた適切なプログラムの展開が今後の課題である。学生のニーズを把握する調査や、視点を変えたプログラムの試行を行っている。

### ② メンタルヘルス問診票による二次面接

新入生健康診断の一環として、メンタルヘルスへの自己管理を促す目的で、全員にメンタルヘルス問診票の自己チェックを実施し、記入された問診票を元に保健師が面接を行い、必要に応じてカウンセラーが二次面接を行っている。2002 年度には第二次面接の対象となった新入生は 235 人で、そのうちすぐに何らかの援助が必要な学生は 35 人であったが、直ちに援助を必要としない学生に対しても、後に問題が生じた時に学生相談所を利用するきっかけとなっている。

## (3) 学内外との連携及び情報発信業務

来談学生の生活や修学を支援するために、必要に応じて学部及び関連部局、また外部機関との連携をとること、また、学生相談の現場から得られる学生の現状や学生の抱える課題、それらに対する大学としての教育支援のあり方等について、学内に情報を提供することを目的としている。

### ① 学内外医療機関との連携

学内診療所及び保健室と密接に連絡を取り合い、心身の両面からのケアが必要な学生に対応している。学生健康保険互助組合の制度により、指定医療機関と提携関係にあるため、学生が利用しやすく、連携も取りやすい。近年、学外の精神科に通院している学生が多くなり、必要に応じて各医療機関と連絡を取っている。

### ② 所員会

各学部及び関連部署から選出された学生相談所所員からなる所員会を、年 2 回開催し、学生相談所からの報告を中心に、相互の情報交換を行っている。また、必要に応じて、各所員と共同で学生の相談にあたっている。

### ③ 報告書の発行

年一回「学生相談所活動報告」を発行し、学生相談所の利用状況や学生の現状について報告している。

### ④ パンフレットの配布

学生相談についての理解を深めるパンフレットを作成し、全教職員に配付している。

⑤ その他

保証人会、各種委員会などの機会に、学生相談所から見る学生像やその支援のあり方等についての講演、報告を行っている。

最後に、不登校状態にある学生への対応について触れておきたい。

不登校状態の学生本人の希望や、周囲からの勧めにより、学生相談所が関わりを持つことができた学生に対しては、適当な援助を行っていると言える。しかし潜在的な不登校状態の学生がどの程度存在するかについては、把握できておらず、相談にきた時点ですでに不登校状態が1年以上続いていることも少なくない。不登校状態の学生については状況の把握と早期の援助の提供が課題である。2002年度より教務事務センターで行っている低単位取得者のリストアップが、学生の状況の把握の一端となる。現在は同センターが呼び出し面接を行っているが、今後学生相談所がそれにどのように関わるのかを関連部署とともに検討していく。また、不登校の状態を最も把握しうるのは授業であるので、教員との協働に向けてのシステム作りを提言していく。

<参考資料>

日本学生相談学会特別委員会「2000年度学生相談機関に関する調査報告」2001  
学生相談研究. 第22巻 第2号. Pp. 176-211

\*実質カウンセラー数：上記報告の計算方法による。専任カウンセラーは1人、勤務時間が40時間未満のカウンセラーは、勤務時間数÷40として算出。

### 3. 学生部

全ての学生が、心身ともに健康な生活を送れるよう支援することは、学生部として重要な業務である。具体的には、大学保健委員会や学生健康保険互助組合の事務局として学生の健康管理に携わることや、気軽に何でも相談できる窓口の新設及び学生相談所との連携を通じた精神面でもサポートがある。また調査等で学生状況を把握し、様々な状況にある学生たちにどのように支援していくか具体化への方策を検討している。

#### (1) 学生厚生課

本学には、学生の自治組織である学生健康保険互助組合があり、学生厚生課はその活動を側面から支援している。互助組合は、全学生の相互扶助の精神に基づき、在学中の疾病・傷害や健康管理に対して一定額の補助を行うことを目的として活動を行っている。組合の運営は、学生から選出された学生保険委員と理事会、学生厚生課によって行われている。学生は入学と同時に学生健康保険互助組合に加入するが、診療所はこの学生健康保険互助組合の契約医療機関にもなっており、保険診療における自己負担分は、学生健康保険互助組合から支払われ、保険診療に対しては負担がかからないメリットがある。

地域医療機関等との連携については、学生健康保険互助組合の制度により、学生はキャンパス周辺の医療機関を利用することが可能となっている。それに加えて池袋キャンパス



においては学内診療所と、武蔵野新座キャンパスにおいては最寄りの病院とそれぞれ契約を結び、学生への便宜を図っている。

## (2) 学生生活課

### ① 学生サポート窓口

学生部アンケートの結果によると、池袋キャンパスの学生支援部署は様々な専門部局が点在し、20%の学生が分かりにくいと回答している。この問題を解決するために、また個人の学生の要求を集約するため学生生活課に何でも相談できる窓口を設置した。新学期は新入生の利用が1ヵ月で約100件あった。簡単な部局の紹介で解決することが多いが、中には消費者被害の相談や大学への要求などもある。まだ認知されていないこともあり、上級生の利用はそれほど多くない。課題として広報活動に力を入れていくことと、相談への対応なども、各部局と連携を取りつつ充実していく必要がある。

### ② 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

<学生生活実態調査立教版>

日本私立大学連盟が4年ごとに実施する調査を同様な内容で約2,000名の学生を対象に実施している。結果は私大連平均と本学の比較により、本学の具体的な特徴や課題を得ている。

<大学環境調査(立教大学)>

本学独自の大学の満足度調査である。1962年からほぼ変わらない質問項目で実施しているので、4年ごとの調査であるが、経年変化から学生たちの状況や大学の施策についての反応が得られる。次回実施からは、大学院生も調査対象とする必要がある。

<学生部アンケート>

上記の二つの調査とは別に、2年ごとに学生部独自にその時々の課題を質問項目としている。

最近は窓口対応について、学生の意見を聞き、その結果から「窓口対応改善プロジェクトチーム」が発足し、窓口対応の問題点の改善に向けて検討を進めているところである。

これらの調査やアンケートの結果は、学生部内で読み込みをして解説編などの冊子としてまとめ部長会や各部局に配布をしているが、学内での政策に具体的に活かされるところまでにはっていない。しかし、今夏学生部アンケートから全学的なプロジェクトが立ち上がり、結果として窓口の改善具体策を提言できたことから、調査については全学的な位置づけで行うことが望ましいと考える。目標を定めての設問の設計、読み込み、結果の活用まで大学の政策の一環として行うことの検討が必要であろう。

### ③ 不登校の学生への対応状況

学生生活課では保証人から、不登校気味であることの相談を受けることがあるが、教務部や学生相談所とも連携を取りながら対応している。

## (3) 今後の課題

学生生活等の相談については、最近の学生状況から今後とも一層、重要な業務となることは間違いないだろう。学生部は学内他部局とも連携を取り、学生の視点に立った学生支援体制作りに努力してゆきたい。また様々な状況にある学生と対応できる職員の育成は、

ひとつの課題である。研修は有効な手段として認識しているので、現在の外部研修の機会により多くの学生部員に受講してもらうことを継続してゆきたい。

また全学的規模で学生状況の把握をし、心身ともに学生が健康で学生生活を送ることができるよう大学としての政策を決定し、それに基づいた取り組みもなされなければならない。

#### (課外活動)

A群 ・学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

C群 ・学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立

#### <活動確認>

立教大学の学生自治会にあたる「学生会」は、1970年代に学園紛争により執行部機能が停止し、それ以来再建されていない。そのため、現在、組織的活動を行っているのは体育会と学生キリスト教団体のみである。その他に大学が公認する約150の団体があるが、組織的活動は行われていない。それらの公認団体に対しては、毎年、学生部および武蔵野新座キャンパス事務部が書面と面談によって活動の確認を行っている。これにより各団体の活動状況は把握できており、必要な諸手続き、注意事項は伝達できる体制となっている。体育会と学生キリスト教団体は本部機能を有しており、本部が、所属する団体の活動確認を行っているので、大学はそれを追認する形をとっている。また、体育会部長会、チャブレン室が日常的に指導・助言体制を取っており、学生部、武蔵野新座キャンパス事務部でも担当を決め指導・助言体制を合わせて取っている。

また、すべての公認団体は役員交代、合宿・遠征、公演の際は学生部もしくは武蔵野新座キャンパス事務部に書面により届け出る制度となっており、提出の際窓口で内容確認と指導を行っている。山岳関係団体は、その活動の性格から独自の検診、「山行計画書」「山行報告書」の提出を義務付け、加えて、毎月、山岳団体リーダー連絡会を開催し、安全な山行が行われるよう指導・助言している。

#### <部長制度>

公認団体には、本学専任教員を部長に付けることを義務づけている。複数部門を有する学生団体には副部長が付いているところもある。日常活動への指導・助言は部長により行われている。部長合宿視察制度は原則として年1回であるが、学生部長が必要と判断した際は複数回の視察に行くことができ、多くの団体が実施している夏季合宿以外に、定期戦、地方演奏会等を行う団体もあり、学外での活動に対する部長による助言・指導体制を強化している。

部長制は学生の自主的な活動であるクラブ・サークル活動が、その目的を逸脱することなく、より高い教育的効果を上げられるよう、教育的見地から助言を行うシステムである。また、学外の諸機関やOB・OG組織等との関係において、大学を代表する役割を担うこともある。部長を付けることは義務付けているが、部長の役割や責任範囲は必ずしも明確でない。また、近年、学生団体の活動が多岐にわたるようになったこと、受験競争による学生の社会的未成熟化により、課外活動における事件・事故も増加傾向にある。そのため部長の教育的見地からの指導・助言を必要とする機会が増え、その負担は増加している。現行の部長制度に加え、部長をサポートする体制について、今後早急に整備していきたい。

### <経済的支援>

自治活動として行われている体育会のフレッシュマンキャンプ・リーダースキャンプ、学生キリスト教団体のリーダーストレーニングキャンプ、学生有志を中心に組織される学園祭、クリスマス行事、メサイア演奏会等、学生が組織的に行っている活動に対しては、大学から経済的支援が行われている。また、個々の学生団体には下表のような援助金制度がある。

名称	目的
立教大学課外活動奨励金	・学生の組織化を推進することを目的とし、3つ以上の公認団体が共同して企画・実施する活動に援助する。
立教大学学外施設利用団体援助金	・体育会に所属する団体で、学内に練習場がない団体に対して援助する。
立教カード奨励金	・地方での演奏会や遠征に対して、また優秀な成績を修めた個人、団体に対して援助を行う。
立教大学海外試合援助金	・全日本の代表として海外試合に参加する際に援助する。
立教大学国際交流プログラム補助	・学生団体が海外で見聞を広め地域との交流を図る際に援助する。

「学生会」が正常に機能していた当時は、大学が学生団体の主たる活動費であった学生会費の代理徴収を行っていたが、「学生会」の機能停止以降、代理徴収は停止され、学生団体の経済的負担は大きい。現状の援助制度だけでは、個々の学生団体への日常活動支援は十分とは言えない。大学として、学生の自主的な課外活動に対してどこまで経済的援助を行うのが妥当なのか、各学部からの委員で構成されている「学生生活支援協議会」を中心に検討を進めたい。「学生生活支援協議会」とは、立教大学の学生の自立的成長を援助するため、学生生活全般の充実と向上に関する事項につき、総長の諮問に応えるとともに各学部及び各部局の間の連絡調整を行い、もって適切な学生支援態勢の整備を行うための必要な方針を協議することを目的としている。構成員は、チャプレン、学生相談所所長、各学部教員、カウンセラー、図書館員、教務部員、キャリアセンター員、診療所員、武蔵野新座キャンパス事務部員、国際センター員、学生部員である。

具体的な協議事項は(1)オリエンテーションに関する事項 (2)経済援助に関する事項 (3)課外活動に関する事項 (4)課外教育プログラムに関する事項 (5)学生相談に関する事項 (6)その他 となっている。

### <施設の支援>

池袋キャンパスには学生関係施設があり、部室・会議室・音楽練習室・スタジオ等がある。また、体育施設では 室内施設としてトレーニングルーム・フロアー、屋外施設としてグラウンドがある。立教池袋小学校および立教中・高等学校の体育施設も大学の課外活動で借用している。武蔵野新座キャンパスでは、体育施設として3つのフロアーと道場、トレーニング場等を有する体育館、2つの屋外グラウンド、テニスコート、弓道場、野球

場、屋外プールがある。部室・音楽練習室等を有する学生関係施設については2005年に竣工予定である。両キャンパスとも正課で使用していない時間帯は教室を課外活動で使っている。その他、埼玉県富士見市にアメリカンフットボール、ホッケーなど11の競技に使用している総合グラウンドが、また、ボート部艇庫、ヨット部艇庫も学外にある。

体育施設には老朽化しているものが多く、富士見総合グラウンド管理棟、体育会の各合宿所の老朽化に対しては早急な改善が望まれるが、財政面での課題が大きく課外活動課を中心に検討を開始している。

#### <講習会>

課外活動中の事故への対応として、救命講習会を年2回実施している。夏季合宿を控えた前期に東京消防庁主催「普通救命講習会」を、学生団体の執行部が交代する後期に大学主催「救急救命講習会」を実施している。

#### <学生団体の代表との話し合い>

立教大学の学生自治会である「学生会」は、クラス委員会（クラスの代表によって構成されていた）、体育会、文化団体連合によって構成されていた。しかし、1969年にクラス委員会が、1975年には文化団体連合が機能停止し、今日に至っている。従って「学生会」で唯一機能しているのは体育会であり、大学としては、体育会の要望があれば、学生部長や総長との会見の機会を保障している。

なお、このように学生団体の代表から意見を聞く機会が乏しいことから、学生の意見を聞く機会として、2003年度から、個々の学生が大学に対して意見や要望が言えるように、学生部学生生活課に学生サポート窓口を設置した。また、学生部モニター制度を設け、大学生活等について意見を聞く体制を整えた。学生部モニターには喫煙問題、オリエンテーション問題、食堂問題等についてアンケート及びヒヤリングで意見を集約している。予想を上回る学生たちの貴重な生の声を聞くことができた。例をあげれば入学式後のオリエンテーションでは、ガイダンス内容が学生たちには分かりにくく大学の意図とかなり距離があることが判明した。過密だと予想したガイダンス期間は学生にとってはそれほどではなく、むしろサークル勧誘時期をずらした方がよいなどの問題点を指摘されたりした。初年度であり20名の規模にしたが、今後、大学の政策等に学生の視点を取り入れられるよい機会となるので増員する。

#### <今後について>

1998年に観光学部、コミュニティ福祉学部を開設した武蔵野新座キャンパスに新たな組織として「武蔵野新座キャンパス登録団体」が発足するなど、課外活動を取り巻く状況も変化してきている。今後は、課外活動の現状を踏まえて、課外活動をよりいっそう活性化するための諸施策の検討が必要となっており、「学生生活支援協議会」で協議を開始している。

#### 4. 武蔵野新座キャンパス事務部（学生係）

教学支援の項でも触れたとおり、立教大学には池袋と武蔵野新座の二つのキャンパスがあり、武蔵野新座キャンパス事務部では教学支援とともに武蔵野新座キャンパスでの学生

支援業務を担当している。事務部内は部課体制ではなく業務別の係体制を敷いていて、学生支援業務は学生係が担当している。学生係では、池袋キャンパスの学生部関係業務（奨学金、健康管理、課外活動、下宿・アルバイト紹介、拾得物、学生の諸問題等）、国際センター関係業務を、池袋キャンパスと連携を取りながらひとりの人間が複数の役割をこなす体制で行っている。学生数が約2,500名と池袋キャンパスの約5分の1であることから、顔の見える学生支援が実施できる特長を有している。具体的には学生の経済活動支援、生活相談、課外活動支援、外国人留学生窓口支援、派遣留学生窓口支援等を1カ所のオープンカウンターで行っており、同時に学部教務係とも隣接したカウンターに配置されているため、ひとりの学生を様々な角度から捉え、学生の全体像を見定めた支援が可能となっている。また小さなキャンパスの利点を活かし、同一キャンパス内にある保健室、相談所、キャリアセンター、図書館等やさらには学部とも連携し、不適應学生など問題を抱えた学生を早期に発見できる良さを持っている。

武蔵野新座キャンパス固有の学生支援活動としては、外国人留学生と日本人学生との交流プログラムや、学生団体リーダーへの課外活動リーダートレーニングプログラム、IVY Festa（学園祭）支援業務等がある。

今後の課題は、2006年度の新学部開設で学生数が約2倍になるため、これまでの風通しのよいきめ細かな学生支援業務を継続していく方策として、今まで以上に各係、各分室と連携を取っていく必要がある。また、留学生（外国人留学生、派遣留学生）へのフロント業務を越えた相談・諸手続きの専門的担当者も必要である。

### C群 ・資格取得を目的とする課外活動の開設状況とその有効性

2002年度から公認会計士等の資格取得講座を開設した。キャリアアップセミナーと呼んでいるが、開設科目と受講状況は表の通りである。

この講座は本学でも学生の資格取得への要望が強いことを受けて始まった。学内施設を利用できることが大きな利点として挙げられるが、価格設定もかなり低く設定し学生の利便に供している。

受講生からのアンケートも取っているが、現在のところ満足度は高い。課題は、利用できる教室に限りがあり、受講科目を思うようには拡大できない点である。教室問題が進展すれば学生の要望の多い、質の高い受講科目をさらに設けることが可能となる。

No.	講 座 名	期 間		受 講 生	
		2002	2003	2002	2003
1	TOEIC@試験対策講座	2002/5/2～2002/10/3	2003/5/8～2003/10/9	434	279
		2002/10/10～2003/3/6	2003/10/16～2004/3/18		
2	公務員試験対策講座 (地方上級・国家Ⅱ種コース)	2002/5/21～2003/5/20	2003/5/9～2004/3/17	103	85
3	公認会計士入門講座	2002/5/22～2002/12/18	2003/5/21～2003/11/26	89	78
4	社会保険労務士試験対策講座	2002/5/27～2002/12/23	2003/5/12～2003/12/22	30	7
5	初級システムアドミニストレーター試験対策講座	-	2003/5/27～2003/10/10	0	44

6	Foundations of English for Job-Hunting (ELS 中級英語)講座	-	2003/6/2～2003/7/16	0	13
		-	2003/10/1～2003/11/26		
7	English for Job-Hunting(ELS 上級英語)講座	-	2003/6/2～2003/7/16	0	5
		-	2003/10/1～2003/11/26		
8	税理士試験対策講座(簿記論)	2002/6/4～2003/3/18	2003/6/3～2004/4/23	24	20
9	税理士試験対策講座(財務諸表論)	2002/9/9～2003/3/20	2003/9/8～2004/4/22	16	11
10	社会福祉士試験対策講座	2002/9/14～2002/12/21	2003/6/21～2003/12/20	58	66
11	精神保健福祉士試験対策講座	2002/9/14～2002/11/16	2003/6/21～2003/10/25	5	15
12	FP技能士 3 級(ファイナンシャルプランナー 3 級)試験対策講座	-	2003/9/13～2004/1/17	0	23
13	立教マスコミ塾	-	2003/9/25～2003/10/3	0	199
				759	845

## (就職指導)

- A群 ・学生の進路選択に関わる指導の適切性
- B群 ・就職担当部署の活動の有効性
- C群 ・就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況
- C群 ・学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性
- C群 ・就職活動の早期化に対する対応

学生の進路・就職支援は、キャリアセンターが中心に行っている。キャリアセンターは「学生が自信を持って社会に出てゆく」ための支援を行っており、入学時から3年次前期までを進路支援、3年次後期からを就職支援と区別しそれぞれに適切な支援を目指している。進路支援では、自分自身や生き方・将来について考え行動できるようになることを目指し、就職支援では進路・将来に向かって具体的に準備し行動できるようになることを目指している。

## &lt;就職部からキャリアセンターへ&gt;

近年の就職活動の問題点は、二極化が顕在化してきたことである。それは、「少数精鋭の厳選採用」に適用される採用基準の高度化を前にして、その基準を満たす少数の学生と、満たせずにどのように対処して良いか分からない多くの学生に分離が進んできたことである。さらに、就職協定廃止後の早期化により、大学生として勉学にクラブ活動にじっくり取り組み、自分の将来について落ち着いて考える時間的なゆとりを持つことも無く、3年生後期には就職活動に直面せざるをえない。この現実を前にした時、多くの学生にとって、3年生の後期から始まる従来型就職支援では十分対応できなくなってきた。したがって、これまで就職部が取り組んできた低学年からの支援をさらに充実させ、入学時から「自分の一生、特にキャリア」と「大学で学ぶこと」を結びつける気づきのきっかけを提供しつつ、大学生活で自己のキャリアを自立してデザインできるような系統的なプログラムを展開することが必須になってきた。(ここでキャリアとは、「経済的自立、社会貢献、自己実現をもたらすものとしての職業人生を目指す絶えざる試み」を意味する。)

以上のことから 2002 年 4 月に就職部は「キャリアセンター」と名称を変更し、入学時からの進路支援に積極的に取り組んできた。入学時に新入生を対象として「キャリアガイダンス」を実施することで、1 年次生の進路・将来についての個別相談が増えた。また以前より作成していた新入生向けのリーフレットを充実させた冊子「進路ガイドブック」は、学生が自分の進路を考えるきっかけを与えるものとして役立っている。

#### <進路支援>

キャリアを自己決定できる学生の育成を目標とする。

充実した学生生活の先にある納得した進路選択のための支援を行っている。自立した人生を歩むためには、将来の選択肢の一つである「就職」が、キャリアにおいては大きな要素であることに気付かせ、学生生活と将来を関連付けられるような支援を行うことが必要である。具体的な進路支援プログラムには以下のようなものがある。

#### 進路プログラム

ガイダンス	新入生対象 キャリアガイダンス	入学時から自分の将来・進路について考えることの必要性を知る。キャリアセンターについて知る。
	1 年生対象 キャリアセンターガイダンス	高校生活から大学生活へと繋げる中で、将来の進路を考え今後の課題を見つける。
	2 年生対象 キャリアセンターガイダンス	これまでの学生生活を振り返り、将来の進路を考え今後の課題を見つける。
	1・2 年次対象 夏休み前ミニガイダンス	進路という視点から夏休みをどう過ごしたらいいかを考える。
授業（キャリア関連科目）	全学共通カリキュラム「仕事と人生」（2 単位）の提案部局となり、コーディネーターの教員とともに授業概要策定、講師選定などにおいて協働している。現在の雇用をめぐる状況や多様化する働き方などについて学び、職業観を育成する。	
講演会	学生部と共催。「夢への挑戦」というテーマで、実社会で活躍している人の話を聞く。	
進路支援相談ウィーク	進路の相談は常に受け付けているが、ウィークと銘打ってキャリアセンターの存在を PR し利用者を増やす。	
アセスメント	検査用紙をツールとしてこれまでの学生生活を振り返り、自分の成長を確認する。	
なるにはシリーズ	入門編（基礎講座）：仕事の内容や「働く」ことについて広く知る。 仕事編（現場を知る）：現場で実際に働いている人の生の声を聞く。	
企業・工業見学会	働く現場を自分の目で見ることにより、将来を考えるきっかけとする。	
インターンシップ （非単位認定型）	就業体験を通じて仕事や働き方に対する意識を養い、勉学へのモチベーションを高める。	

非単位認定型のインターンシップは、就業体験のない学生が 2 週間程度の体験を通して、自己と社会の理解を深める極めて有効なプログラムであるので、今後さらに質・量ともに充実してゆく。今年度は、44 社 4 自治体 7 非営利団体で実施した。参加学生数 144 名と、2002 年度（11 社 1 自治体、23 名）よりも大幅に規模を拡大した。「働く」という体験を通して学生が自ら考えて行動する力を身に付け、将来へのビジョンを築き、働くことの意味をじっくり考えることによって、自分自身の成長へと繋がることをねらいとするものである。

企業・工場見学会は「就業体験」ではなくたった半日に過ぎない「見学」ではあるが、現場の臨場感を味わうことで少しでも学生が将来の自分の進路を模索していくためのきっかけになればという期待を込めている。11 社（190 名）で行った。上記のプログラム以外

に、個々の学生に対して個別の相談を重視して行っている。

### <就職支援>

低学年からの進路支援を受けて3年次後期からスタートする就職支援では、さらに具体的な進路を、学生が主体的に選択できるような支援を行っていく。また就職支援の伝統的な手法を見直す時期にもなっているので、学生と社会の変化に対応した新規企画に積極的に取り組む必要がある。つまり、1990年代中頃から大学生の質の変化が目立ち始め、従来の学生に対して行ってきた、「ガイダンス」「業界研究セミナー」「企業研究セミナー」といったマスを対象とする伝統的な手法のみでは、近年の未成熟な学生は就職活動に臨めなくなってきた。そのために、マスを対象としたプログラムに加え、個に目を向けた、少人数を対象とした双方向の、体験型のプログラムを開発した。「グループワーク」「グループディスカッション体験」は学生に効果があるという実績を積んだ。2003年度より実施するものとしては、「企業研究ミニセミナー」「プレゼンテーション講座」がある。今後さらに有効性が高くより効果のある就職プログラムの構築を目指す。

2003年度実施している具体的な就職プログラムには以下のものがある。

#### 就職プログラム

ガイダンス	3年次7月、10月、1月の3回実施。就職希望者の7割強が出席。段階を追って、学生が自立した就職活動を行えるための情報提供、支援をする。
就職講演会	企業を総合的、財務的に見るための目を養う。
女子就職セミナー	約半数を占める女子学生のために、女子学生に特化した情報を提供し、男女の差別はまだ根深くあるという現実を踏まえ支援する。
マスコミ業界プログラム	超少数厳選採用の実態を知り、仕事の理解をさせる。
内定者体験談	業界ごとに内定者を囲み体験談やアドバイスを聞く。
筆記試験対策	筆記試験を模擬体験し、弱点を知る。
業界研究セミナー	各業界の動向や具体的な仕事を理解する。
企業研究セミナー	ミニセミナーでは、現場で活躍するOB・OGを企業ごとに招き、少人数でディスカッション・質疑応答をする中で双方向に交流する。 セミナーは企業の人事採用担当者によるマスを対象とする学内企業研究。
グループワーク	少人数でグループワークを行い自己分析や履歴書の書き方を他者を通して学ぶ。
公務員ガイダンス	公務員試験や仕事の内容、官庁訪問について知る。
福祉職セミナー	社会福祉に携わる仕事のガイダンス。
卒業生との懇談会	現場で活躍している卒業生と交流し、仕事の実際を理解する。
プレゼンテーション講座	自分の考えを論理立て相手にプレゼンテーションする手法を学ぶ。少人数で行う。
グループディスカッション体験	グループディスカッションを実際に体験し、その対策を考える。少人数で行う。
ゼミ出張	学生の要望に応じてゼミ単位で実施する少人数プログラム。キャリアセンター職員がゼミを訪問し就職活動についての話をしたり、質問に答える。

上記のプログラムと並行して、個々の学生の問題や悩みを一对一で相談する個別相談にも力を入れている。立教大学の教育が伝統的に重視してきた、個々の学生を大切に作る姿勢を具現化して、2002年度は4,400件の個別相談を行ったが、ここ数年毎年大幅に増加している。履歴書やエントリーシートに関する相談では、キャリアセンター部員のほかに、就職活動を体験したばかりの4年次内定者にも相談する機会を設け、大変好評であった。

近年は、自分の進路が見つけられない学生、少数厳選採用が定着化する中、就職活動が



長期化し不安感・焦燥感を持った学生に対し悩みを聴くという状況も増えてきた。キャリアセンターに携わる者にカウンセリング能力が求められる時代となった。

#### <イントラネットによる就職支援>

デジタルデータによる採用業務の効率化、情報のオープン性の確保、最新情報への更新性など、インターネットによる採用活動はここ数年で完全に定着した。学生にとって、溢れる情報の中から、いかに自分にとって有効な情報を収集するかが鍵であると言っても過言ではない。キャリアセンターでは、就職情報サイトを代表とするインターネットに対し、立教大学独自の情報（データベース化された各種企業の求人・説明会情報、学生による活動体験談、卒業生からのメッセージ・アドバイス等）を学内イントラネット上で公開し、学生が学内の PC のみならず自宅からこれらの就職活動に有益な情報を利用することにより、学習時間の確保と即時性のある就職支援教育を実現した。特に 2003 年 3 月中旬に「立教大学就職活動ナビゲーション」としてリニューアルオープンしたことにより、学生のアクセス数が格段に伸びた。

また、4 年次の 5 月以降は就職情報サイトでの求人情報が激減する。立教大学には、インターネットでの採用が主流になったにもかかわらず、年間 4,500 件もの求人が寄せられており、この情報をイントラネットで公開することにより、学生の就職活動への継続的な支援が図れるようになった。今後はさらに告知を徹底するため、一斉メール送信機能を付加することを予定している。

#### <就職活動の早期化に対する対応>

1997 年に就職協定が廃止され、就職活動の早期化がさらに顕著となった。早期化によって、大学の 4 年間で学びに集中できる環境として確保できなくなっており、大学としても憂慮しているが、1 大学で取り組める課題ではない。大学が結束して、企業等に協力を求め現状の「早期化を是正」することが第一の目標となる。具体的には、私立大学連盟就職委員会で前年度に引き続き日本経団連等との懇談を通じて、社会に働きかける努力を続けている。

「早期化是正」は短期間には実現しない。したがって、「現状の早期化した採用スケジュールに合わせた就職支援・指導」を実施することが、当面の対応策となる。3 年生後期から始まる現状の就職活動によって、落ち着いて学べる期間が 2 年半しか無く、4 年制大学は実質的に短期大学化している。その時点で自分の能力をアピールできるいわば「早熟な」学生が採用されていると言える。対応策としては、入学時から社会の実情に関心を持ち、卒業後の「なりたい自分」と「なれる自分」を理解させる支援を行う。

#### <キャリアアドバイザー>

一般的に言うキャリア相談とは既に仕事を持ち転職する者を対象とする相談を言うが、社会に出ていない学生のキャリア相談はいわば学生のキャリア発達の視点を持つ援助と言える。言い換えれば、インターネットのヴァーチャルな情報洪水の中で、今まで成長に不可欠な自己葛藤もままならず受験戦争に走り続けた学生が、採用基準の「自立した大人」を突然要求される。戸惑い、最悪の場合、就職回避（フリーター化）に陥るケースもある。

また、対人コミュニケーションが苦手な学生も多くなった。そういった意味で、単なる就職相談者からキャリアカウンセラーへの配置が必至になった。目標としてはスタッフ全員がキャリアカウンセリングの素養（マインド）を身に付けることと、実際に専門の訓練を受け資格を取得する者を配置することである。昨年度から、1名の職員を長期研修（「GCDF-Japan キャリア・カウンセラー・トレーニング・プログラム(リクルート)」:CCE, Inc. 認定 GCDF-Japan キャリア・カウンセラーの資格を取得済)、4名を短期研修（「キャリアカウンセリング能力向上セミナーオープンコース（日本マンパワー）」）に参加させ、キャリアカウンセラーとしての質の向上に取り組んでいる。今後とも年次継続的に外部研修を続け全員取得が目標である。また非専任キャリアアドバイザーの任用も考慮していく。

#### <今後について>

進路・就職支援の充実を図るべく、キーワードの一つとなっている「連携」をさらに効果的に進めていかなければならない。現在、実施している連携には以下のものがある。

学生との連携	内定者協力による就職プログラムの企画・立案・実施。今後、進路支援にも取り入れたい。
卒業生との連携	2001年度よりキャリアセンター独自で卒業生に対してアンケート調査を実施している。後輩に対して勤務先企業の情報を伝えるほか、就職活動へのアドバイスなども寄せてくれる。また、協力者を募り、卒業生DBを構築している。
学部との連携	学部独自の進路・就職プログラムを企画・立案・実施している。進路把握における協力。
企業との連携	正課外インターンシップ、企業・工場見学会などにおける協力。

今年度11月より産学連携の一環としての課題達成型インターンシップを企業と本学ビジネスデザイン研究科との連携で実施することとなった。今後、上記のような取り組みをさらに増やしていくほか、キャリアセンターを介在した、学生・卒業生・学部・企業の連携の場を創設していきたい。また、自立した学生を社会に送り出す支援はキャリアセンターのみで行えることではない。キャリアセンターが学部や他部局へ「出口の視点と情報」を常に発信し、自分の頭で考え、自分で決断し、他者と協働して成果を上げられる自立型人材を立教大学が育成していくために動いていく。

## 2 大学院

(学生への経済的支援)

A群 ・奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

<奨学金>

日本学生支援機構奨学金のほかに本学独自の制度として「大学院給与奨学金」を設けている。「大学院給与奨学金」については、現在、在籍者数の約 13%の採用を可能とする予算を確保しており、日本学生支援機構奨学金と併せれば、奨学金希望者の約 70%が何らかの奨学金を受けることが可能となっている。

その他、課外活動支援や研究活動支援を目的とした冠奨学金や、主として入学時の経済援助を目的とした金融機関との提携による「奨学ローン」を設けている。

<その他の経済援助制度>

経済援助の一環として、アルバイト紹介ならびにアパート紹介を行っている（状況については、74 頁「学部の学生への経済的支援」を参照）。

C群 ・各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途の適切性

春の定期募集（日本学生支援機構奨学金、大学院給与奨学金等）については、「奨学金案内」を作成し、その上で説明会を開催している。その他の奨学金（冠奨学金）については、その都度募集要項を作成して希望者へ配布するとともに、奨学金によってはホームページから募集要項をダウンロードできるようにし、希望者への便宜を図っている。なお、こうした奨学金への応募に関連する日程については、学内掲示板への掲示に加え、ホームページでも確認できるようにしている。

(学生の研究活動への支援)

C群 ・学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための措置の適切性

・学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

2003 年度に、競争的研究助成制度である「立教大学学術推進特別重点資金制度」(SFR)を創設した。この制度は、本学における共同研究の活性化を主たる目的とするものであり、博士課程後期課程の大学院生が参加するプロジェクトにとどまらず、大学院生だけによるプロジェクトについても同制度への応募を認めている。このように大学院生が参加するプロジェクトについても競争的研究助成を行っている大学は稀であり、大学院生に研究者としての自覚を与え、研究者として自立させる上で大きな効果を有すると言える。

大学院生が各種論文集等に執筆できる機会を得るためには、まず、学会発表において注目を浴びる必要がある。そこで、大学院生に国内外の学会における発表を奨励するために、1979 年度に「大学院学会発表奨励金」制度を設けた。また、理学部は、2001 年度に「理学部創立 50 周年記念大学院学生海外学会発表助成金」制度を設け、海外で学会発表する学生に対して、一律 15 万円を支給している。

## (生活相談等)

## A群 ・学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

入学時健康診断においてメンタルヘルスについて自己チェックと面接を行っている。これにより、学生自身のメンタルヘルスへの意識を喚起し、援助が必要な学生に対し早期に対応することが可能となっている。

新入生健康診断の一環として、メンタルヘルスへの自己管理意識を促す目的で、全員にメンタルヘルス問診票を実施している。記入された問診票を元に保健師が面接を行い、必要に応じてカウンセラーによる二次面接を行っている。この面接は、精神的健康面で援助を必要とする学生を早期に発見し、カウンセリングや精神科診察による精神的ケア、情報提供などの学生生活におけるサポートを提供するのに役立っている。

学部学生より高い利用率（在学学生比約 3.5%）で学生相談所が利用されている。大学院生はより自律的にリソースを活用しているとの見方も出来るが、進路や生活において学部学生とは異なる問題を多く抱えているとも言える。2002年度に社会人を対象とした夜間独立研究科が開設されたことにより、今後は大学院生の抱える問題はより多岐にわたるであろうことが予想されるため、重点的に対応を検討していく必要がある。

## (就職指導等)

## A群 ・学生の進路選択に関わる指導の適切性

## &lt;大学院生への就職支援の必要性の高まり&gt;

昨今の就職環境の変化に合わせてように大学生の進路の多様化が進む中で、大学院への進学も年々増加の一途をたどっている。従来のような研究職を目指しての進学だけではなく、修了後に企業等への就職を考えている院生も急速に増えており、キャリアセンターとしても情報提供を始めとした支援の必要性を痛感してきている。また、立教大学では従来の学部基礎を置く研究科に加え、2002年4月に4つの独立研究科が開設し、2004年度より専門職養成のための大学院（法務研究科）を開設予定である。社会人学生も増え、新卒採用情報だけではなく、経験者採用情報の提供や転職の相談の必要性も高まってくる。それらを踏まえた上での個々の進路・就職支援を実施することは容易ではない。従って、大学院修了予定者への進路・就職支援については、まずは過去の実績など、その実態を把握することから始め、手始めとして学部基礎を置く研究科向けガイダンス等を実施したいと考えている。2003年度実施予定のプログラムとしては以下のものがある。

**大学院生向け進路・就職プログラム**

大学院ガイダンス	大学院生の就職と就職活動について文系、理系に分けてガイダンスする。
理系大学院生対象 研究所見学会	研究職については、企業の研究所を見学し、人事担当者から求める人材についての話を聞いたり、研究職に携わるOBから話を聞くなどのプログラムを予定している。

## &lt;大学院生の進路把握&gt;

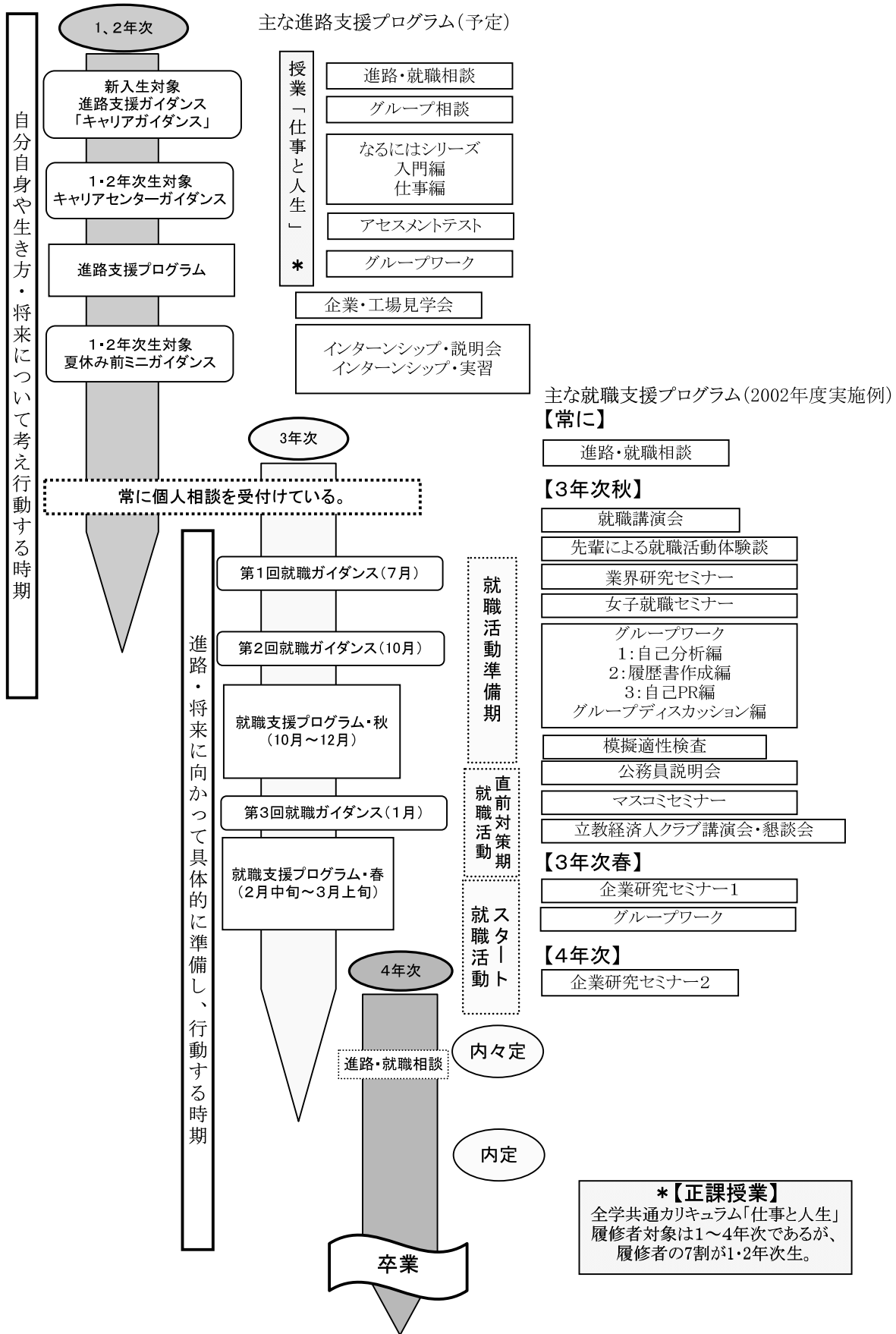
過去の修了生がその後どんな進路を選んだのかを把握するために、各研究科に対し、進路の把握状況を調査した。その結果、大学院生の進路の把握は各研究科においても正確にはなされていないことが判明した。キャリアセンターもこれまで郵便や電話等で大学院生

の進路把握に努めてきたが、困難な状況である。今後は各研究科と協力し、大学院生の進路の全数把握に努めなければならない。具体的には、大学院学位授与式での進路決定届の回収や、修了せず退学する大学院生の進路を学籍担当部署である教務部と連携して把握するなどが考えられる。ただし、大学院生は修了時に進路が決定していない場合も多く、追跡調査も必要となってくる。

#### <キャリアアドバイザー>

前述のように個人相談の内容が多様化してきたことから、学部生で述べたと同様、キャリアアドバイザーの配置が必要となってきた。キャリアアドバイザーについては学部と同じ。また、大学院生では、特に教員の協力は欠かせない。

## 進路支援から就職支援への流れ（イメージ）



## 8 管理運営

(教授会)

- A群 ・教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性
- B群 ・学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性
  - ・学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

立教大学学則 77 条の定めに従い、各学部には、学部の意思決定機関である教授会が置かれる。教授会が、教育課程、教員人事をはじめとする学部教育に関わる行政上の責任と権限を有している（学則 77 条 3 項参照）。教授会は、専任教員（教授、助教授、講師）によって構成されている。教授会においては、発言はすべての構成員に対して公平に開かれており、自由闊達な雰囲気の中で、学部教育に関する諸事項が慎重審議の上、決定されている。また、各学部とも、通常、教授会を隔週ごとに年間 20 数回、開催している。以上により、教授会が、適切に活動していることは明らかといえよう（Ⅲ. 全学的な教育研究への取組み 1 (4) 教育研究のための人的体制—教員任用・昇格手続の項参照）。

教授会の議長は学部長である。学部長は、学部を代表し、学部を統括する任務を負っている。

各学部とも、教務関係、学生生活関係、入試関係等、学部運営の基本的課題別に委員会を設置しており、各委員会が、教授会において審議、決定すべき事項の立案、決定事項の実行にあたっている。これらの各種委員会を活用することにより、学部教授会と学部長との機能分担が適切に図られており、相互の連携協力関係が促進される。このように、各学部長は、独断専行に陥ることなく、教授会構成員の意向を踏まえて学部運営にあたっている点において、権限行使の適切性を確保している。

全学的審議機関である部長会には、本学を構成する 7 学部の学部長全員が出席する。学部長は、次項で見るように、学部教授会によって選出されるので、教授会は部長会にその意向を直接反映させることができ、また逆に、部長会でなされた全学的決定は教授会に遅滞なく伝達されて、それに従った施策が実行される体制が整えられている。また、全学教務委員会のような一部の全学委員会が、部長会・教授会の一部権限を委任される形で、全学的審議機関として機能しているが、こうした全学委員会には教授会で選出された学部の委員が出席し、学部教授会と全学的審議機関とを繋ぐ役割を果たしている。個別の教員人事、カリキュラム等の教学上の問題については、各学部教授会が第一義的な責任を負っているが、最終的には最高意思決定機関である部長会が決定する。

教授会の権限のうち、上述のように教員の採用人事や昇格については教授会の決定が尊重されるが、解雇や減給といった人事上の処分については、学院理事会の権限と責任で行われ、理事会のもとに置かれた人事委員会がその任にあたる。教授会は、いわゆる行政措置として教員の担当授業の一部または全部を一時停止する等の教学上の措置を行うことができるにとどまっている。

## (学長、学部長の権限と選任手続)

- A群 ・学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性
- B群 ・学長権限の内容とその行使の適切性
  - ・学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性
  - ・学部長権限の内容とその行使の適切性
- C群 ・学長補佐体制の構成と活動の適切性
  - ・個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備状況

本学の総長の選任は、大学教職員の選挙の結果に基づいて、学校法人の理事会により行われる。選挙には大学の専任教職員全員（有期契約者を除く）が参加する。選挙については、立教大学総長候補者選挙規程並びに立教大学総長候補者選挙施行細則が大学の規程として設けられ、この規程に沿って、総長選挙が、総長任期に合わせて原則として4年に一度、厳正に行われている。選挙規程については、総長候補者選挙規程改正委員会（最近のものは第8次）が設けられ、適宜改訂が重ねられている。ちなみに2003年にも総長選挙の時期等に関する改正が行われた。

学部長の選任は、立教大学教授会規程の規定に従い、学部教授会が行う。細目については学部ごとの規程・内規によるが、いずれも教授会構成員の意向を直接に反映する選挙方式となっている。学部長の選任については、各学部とも、内規あるいは申し合わせにしたがって、学部教授会構成員による一人一票の完全平等な選挙によって行われているので、選任手続は、適切、妥当であると評価できる。なお、学部長の任期は2年であり、再任は妨げない。

このように、総長および学部長が民主的手続きによって選出され、それぞれが大学部長会及び学部教授会の議長となることで、前項に述べた全学的審議機関と学部教授会の役割分担が健全に機能しうると考えられる。

さらに、近年、校務全般の統括者としての総長の役割は、質量ともに増大する傾向にある。これに対応して、職位職制規程に明記された役職ではないが、総長補佐が随時任命されるようになってきた。その機能については、次の意思決定の項で記す。総長補佐については、その重要性に鑑み、規程上に位置付けるべきであるとの声もあるが、補佐に期待される臨機応変の役割から、明確な定義づけが困難であるという面もあり、現在、検討中である。また、時代は、総長の個性的なリーダーシップを求めていると考えられる。本学の総長選挙においては、学外者も学内者と区別なく候補者たりうるので、個性ある総長の選任を可能ならしめる基礎的な条件は整っていると考えられる。現に、最新の2002年の総長選挙では、5名の候補者のうち1名は学外者であった。なお、かつて学校法人の寄附行為に、大学総長を聖公会の聖職または信徒に限定する旨の条項があったが、現在ではキリスト教に基づく教育という本学の目的を支持する者であれば、総長となることが可能となっている。



## （意思決定と全学的審議機関）

### B群 ・大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

#### <大学部長会>

大学の教学及び経営の意思決定は本学全学的審議機関である部長会で最終的な決定をみる。部長会は本学の最高責任者である総長をはじめ、チャプレン長、各学部長と事務局の責任者である事務部長から構成される。部長会メンバーは現在 18 名である。また、部長会は週 1 回定期的に開催されている。

全学的な教学問題が進捗するためには、各教員が高い意識を持ちながら、教授会での十分な議論を踏まえ部長会でスピーディーに決定されることが従来にも増して重要になってきた。実際、従来に比べ教学上の重要案件は飛躍的に増大してきており高い解決能力が問われている。経営問題も従来にない高度な解決能力が求められている。総長のみならず各学部長、事務部長の機敏で適切なリーダーシップが望まれる所以である。

#### <意思決定プロセス>

全学審議機関に決定を委ねる重要な教学問題は、各教授会での審議を経て部長会に諮られる場合と、総長が企画したものを部長会に諮る場合がある。また、教務部などの事務局提案の審議事項も存在する。経営に関する重要問題は総長及び財務部などの事務局から後述する事務部長会での議を経て部長会に諮ることになっている。

#### <事務部長会>

重要な経営問題についての決定は部長会で行われるが、職員組織、職員人事についての意思決定は事務部長会が責任をもって行う。また、管理運営、教学支援、学生支援に関する全学的な課題についての意思決定は事務部長会を中心に進められる。事務部長会は総長と各事務局の責任者である事務部長で構成されている。メンバーは 12 名である。事務部長会も週 1 回定期的に開催されている。

#### <総長のリーダーシップと総長室>

部長会、事務部長会を統括するのは総長である。教学、経営の重要事項は前述のように教授会、事務局、あるいは総長サイドの検討を経て部長会で決定をみることになるが、総長のリーダーシップは非常に重要である。

大学の企画立案能力を高め、総長のリーダーシップを支えるために本学には総長室が置かれている。総長室は総長室長、総長室事務部長、企画課を中心に構成されるとともに総長補佐 5 名が任命されている。総長補佐はいずれも本学の教員である。

これらのスタッフと総長による会議、打合せは定期的なものと同時行われるものがあるが、ほぼ毎日なんらかの検討会が行われているのが実状である。本学では、教学、経営の重要事項を適切に解決するために総長と総長スタッフの一体となった推進体制ができていく。

### <課題>

まず、全学的審議機関である部長会、事務部長会に関する規程が存在しないことが課題として挙げられる。部長会は全学的審議機関であるとともに大学の最高意思決定機関でもあるが、そのことは規程として明記されていない。従来からの慣行により機能を果たしてきたことはそれなりに評価されるべきことだと思われるが、部長会、事務部長会の位置付け、権限等についての規程の整備を急ぐ必要がある。

また、大学は、大学をめぐる環境の厳しさのため、重要な教学、経営の課題を迅速に解決するよう要請されている。部長会の役割はますます重要になり、その結果、部長会の審議にも大きな負担がかかることになる。部長会議は常に5、6時間にも及ぶ。また総長室と各学部との調整作業も精力的に行われているが、それに費やす時間も相当なものである。これらの現状を早急に改善することが必要であり、そのために審議事項を精査し、権限の委譲を図ることが検討されている。

事務部長会の課題は、その位置付けをどうするかにある。事務部長は教員が任命される部局もあり職員が任命される場合もある。2003年度より教員事務部長が任命されている部局に職員事務部長を配属することを可能とした。これは基本的に総長任期と連動して交替する教員事務部長制を補完し、業務の継続性と職員の人事管理、人材育成の継承性を制度的に保証する試みである。

### (教学組織と学校法人理事会との関係)

A群：教学組織と学校法人理事会との連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

### <構成>

学校法人格は、立教学院にある。

法人内に、立教大学、立教新座中学校、同高等学校、立教池袋中学校、同高等学校および立教小学校の各学校が並列的に設置されている。

理事会は理事定数17名、そのうち学院各学校の専任者が7名、学外者10名によって構成されている。

### <現状>

立教学院（法人）と立教大学の間では、大学の自立的な意思決定を学院は可能な限り尊重するという機能分担が伝統的に存在しており、とりわけ教学問題及び大学内の管理・運営問題についてはこの関係が現在も強く支持されている。

研究・教育内容の自立的な決定はもとより、教学問題の根幹の一つとも言うべき大学教員の採用、大学運営にかかわる事務系職員人事の権限も、大学の意思決定機構（教授会、部長会、事務部長会など）により責任的に行使されている。

経営的課題は、最終的には理事会の権限と責任のもとにあることは言うまでもないが、教学と関連性の強い経営事項はやはり大学の自主性を重んじようとする伝統が息づいており、例えば大学の経常的予算編成や教職員組合との団体交渉にかかわる権限も大学総長（当然職としての常務理事）に大幅に委ねられていて、通常の場合、理事会はこれらの交渉結果を待つ承認を与えるという慣行が定着している。

## <課題>

以上のような学校法人と大学との間にある伝統的關係は、近年、我が国における大学改革のうねりの中で大きく問われている課題でもある。

学校法人制度の改善については、すでに国のレベルで議論され実施に移されようとしている。とりわけ理事、監事及び評議員それぞれの機能や事務機能の強化をはじめとする経営管理体制の確立や財務情報の公開によるアカウンタビリティーの自覚、外部資金の導入など大学の研究・教育の社会的活用など、高等教育制度の抜本的な改革が緊急課題として議論されてきている。

立教学院・立教大学にとっても、これらの課題は緊急かつ重いものである。2004年2月、大学では「組織改革推進室」を設置し、大学の組織や意思決定のあり方、大学と法人の關係の見直しなどの検討を行うことになった。これと呼応して理事会も「学院理事会体制検討委員会」を設置して理事会のあり方の点検を開始した。

創立130年の歴史の中で培ってきた人間教育（リベラル・アーツ）の必要性は現代日本社会においてさらに高まっており、こうした教育目標を着実に高いレベルで維持していくために、学校法人と大学が単に信頼關係で結びつくことに満足することなく、絶えざる改革を通していっそう高い研究・教育の質を確保していく必要がある。経営と研究・教育の推進に責任の持てる機構・機能をいかに作り上げていくか、全学院を挙げて追求していかなければならないと考えている。

### （大学院の管理運営体制）

A群 ・大学院研究科の教学上の管理運営組織の内容とその活動上の適切性

B群 ・大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互關係の適切性

・大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

大学院研究科の教学上の管理運営は、大学院学則第18条にしたがい研究科開設科目を担当する専任教員が対等なメンバーとして参加する研究科委員会が行っている。研究科委員会は、学生の学籍、教育課程、教員人事をはじめとする大学院研究科の教学上の重要事項を決定する。また、研究科委員会のもとには、研究科を構成する各専攻の会議が置かれ、専攻単位で日常的な運営にあたり、研究科委員会に出される案件の事前の整理を行っている。研究科は専任教員が数十名以上の規模に達することがあり、案件も多様であるので、このような組織形態を取ることによって、問題の処理を適切に行うことが可能となっている。

大学院の審議機関である研究科委員会の具体的態様は、特定学部を基礎とする研究科（以下、本項では既存研究科と呼ぶ）と、特定の学部と結びついていない独立研究科の場合ではやや異なり、学部教授会との關係もそれによって変わってくる。既存研究科では、研究科委員会メンバーは、基礎となる学部の教授会メンバーとほぼ重なるので、多くの場合、開催日程を学部教授会と重ねることで、参加教員の負担を軽減する等の措置が取られ、また、可能などころでは、学部教授会に設けられている教務委員会等の専門的な委員会が研究科委員会の所管事項についても事前検討をあわせて行うといった工夫もしている。これにより、専任教員は大学院の教学上の問題について、過度の負担なく年間20回以上の

協議・決定の機会を持つことができおり、また、研究科委員会と学部教授会との連携・協力も容易である。

独立研究科は全学の協力によって支えられ、複数の学部にも所属するメンバーから構成されているため、学部教授会とは別個に、ほぼ毎週の頻度で研究科委員会の会議を開いている。独立研究科の専任教員は所属学部の教授会でも一定の役割を果たすのが一般的であり、そのことを通じて、独立研究科の研究科委員会と学部教授会の連携・協力の基礎的な条件が整えられている。

以上により、既存研究科、独立研究科のいずれにおいても、研究科委員会と学部教授会の相互関係は適切に維持されていると考えられる。ただし、独立研究科の専任教員の負担が相対的に重くなりがちであるという問題点が指摘されており、現在全学的に行われている学内組織・意思決定のあり方の再検討作業において、独立研究科の専任教員の負担軽減に努めることが課題として確認されている。

大学院研究科委員会の長は研究科委員長である。既存研究科においては、研究科委員長は、研究科の基礎となる学部の学部長が兼ねることになっている。既存研究科では、上述のように、研究科委員会のメンバーと基礎となる学部の教授会メンバーとはほぼ重なっており、研究科委員会と学部教授会の連携・協力関係を確実なものとするに資するという観点からも、学部長と研究科委員長の兼任は適切と考えられる。

また、独立研究科においては、委員長は研究科委員会メンバーの互選で決定されている。独立研究科の場合、研究科委員会は学部教授会とは別個の存在であり、研究科委員会の場で、委員長がメンバーの互選により独自に決定されるのは適切なことと考えられる。

なお、独立研究科については、3 研究科間の連絡調整のための独立研究科運営部会が現在設けられており、これを司る独立研究科運営部長は、3 独立研究科の委員長のうち 1 名を互選により決定している。

## 9 財政

### 目次

1.	はじめに	(A群)
2.	教育研究と財政	(B群)
3.	外部資金の獲得	(B群)
4.	予算制度	(B群)
5.	財政公開	(A群)
6.	財務監査	(B群)
別表	①消費収支状況の推移	
	②資金収支状況の推移	
	③資産状況の推移	
	④中長期財政計画・消費収支見通し	

### 1. はじめに

#### 1-1. 現状

近年、大学は文字通り競争的環境下に置かれたといえる。それはすべての大学を巻き込むものであって、個別大学の存続自体が保証されないという未曾有のものといえる。立教大学もそうした環境のもと、いかに特色ある教育と高度先端的な研究を充実させていくのか、また社会との連携を深めその成果の還元により広く社会の評価と信頼を得ていくのか、という極めて緊急度の高い課題に直面している。

この課題には立教大学の持てる力の全てを投入しなければ対応できるものではない。財政的側面から見れば、あらゆる施策を通じて可能な限り多くの財源を確保・配分し、真に効果的かつ特色ある教育研究活動を展開することに尽きるといえよう。それと同時に資金の財源をどこに求めるかが財政上の最大の課題である。学費は最大の財源であるが、学費改定を重ねるようなことは許されない環境となった。したがって大学内部の収支構造の大幅な改革努力がどうしても必要となる。

本学では近い将来に向けて多くの施策を計画している。法務研究科の開設と関連施設の建設、池袋キャンパスおよび武蔵野新座キャンパスにおける新学部の開設と諸施設の建設などがある。

これらの事業計画を踏まえて作成された「立教大学の中長期財政見通し（2003年4月）」では、2011年度までの財政状況を予測しているが、そのなかで2006年度は、帰属収支差額が約2億900万円（修正帰属収支差額比率0.7%）まで落ち込むと見ている。すなわち、財政体力の限界近くまで資金の投下を行うということである。このような見通しにより、教育研究内容向上のための諸施策を財政状況とのバランスを取りつつ進めていくことが、極めて重要であるといえる。

#### 1-2. 財政面での過去5年間の取り組み

1998年度以降、過去5年間程度を振り返ったとき、社会状況の変化（不況の長期化、大学への要求の多様化など）に対応するために、新学部・大学院独立研究科の開設や大規模

な諸施設の建設、事務組織の改編等を同時に着手するという、いわば「疾風怒涛の期間」だったといえる。

#### (1) 財政面での取り組み

様々な施策を実現し、あるいは社会状況の変動に対応するために財政面で本学が取り組んだ主なポイントは以下の3点となる。

##### ■学生数の増加

1998年度に武蔵野新座キャンパスにおいて開設した観光学部、コミュニティ福祉学部（完成年度で約2,200名在籍）や、2002年度に開設した大学院独立研究科（完成年度で約400名在籍）の学生数増加が、財政面に多大なる貢献をしていると言える。

##### ■学費の抑制

本学の学費（授業料、施設費）は1983年度からスライド制を採用して改定してきているが、不況の長期化といった社会状況を鑑みて、スライド率を抑制する方向をとっている。

##### 【学費スライド率の状況】

1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
2.8%	3.2%	2.0%	2.0%	1.5%	1.5%	0%

（スライド率は物価上昇分と教育研究条件向上分の合計）

##### ■財政構造改革・経費節減

学費の抑制は学生と保証人（保護者）の経済的負担を軽減する意味があるが、一方で学費が本学の財政を支える最大の財源であることは変わりがない。教育研究に係る数多くの新規事業に着手していくなかで、学費を抑制しつつ、他方で増加する教育研究経費や管理経費を賄う財源をどこに求めるのかが、喫緊の課題である。

財政構造改革では、大学財政全体の改善目標として、学部ごとの人件費依存率を設定した。これは1998年度に提案、2001年度に全学の合意がなされたものであるが、各学部の教職員数の見直しによる人件費の削減策として以降10年間で所定の目標を達成しようとするものである。

次に年金制度改革であるが、過去勤務債務を抱えながらいかに制度を維持するかを重要な課題に『積立に応じた支給』を原則として改革に取り組んできた。その結果、組合との合意に基づき1997年度から支給額15%削減、さらに2000年度からは支給額15%削減および勤務員抛出自ら負担16%増加、法人特別抛出の実施により、長期間をかけて過去勤務債務の削減に向けた年金財政の改善が進行中である。

また、事務部局の経常経費を中心として、2002年度は5%、2003年度は3%と具体的な目標を設定して節減に取り組んできた。さらに光熱水費の節減運動の実施、会合費の見直し、時間外勤務の削減といった具体的なテーマに沿った節減にも取り組んでいる。このような全学的な節減に対する意識の高まりが、項目によっては年間数百万円の大規模削減というかたちで次第にその効果が現れ始めてきており、新たな教育研究のための財源へと効果的な資金の再配分を可能なものとしている。

これらの財政構造改革、経費節減のための取り組みは、教育研究に可能な限りの財政支援を行い、本学の実質を高めていくための努力であると言える。

### 1-3. 消費収支計算書および貸借対照表関係の推移 (P. 115~117①~③参照)

#### <消費収支計算書関係比率>

##### (1) 学生生徒等納付金比率・補助金比率

学生生徒等納付金比率は過去5年間75%前後と比較的高い水準で推移し、2002年度においても12私大(※)の平均72.6%を上回る77.1%となっている。これは本学の収入が学生生徒等納付金に大きく依存しているということがいえる。また、5年間で30億円増加しているが、1998年度に武蔵野新座キャンパスに2学部を開設したこと、2002年度には新学科や独立研究科を開設したことにより学生数が増加したこと、及びスライド方式による学費改定が主な要因として挙げられる。

補助金比率は過去5年間においては10%に満たない低い数値で推移しており、2002年度においても12私大平均11.2%を下回る8.9%となっているが、2001・2002年度においては金額にして例年比約6億円増加している。これは、2001年度が大型プロジェクトの採択による私立大学等教育研究装置施設整備補助金、2002年度はオープンリサーチ・センター整備事業、学術研究振興資金の採択があったためである。

(※)12私大とは、早稲田大学、慶應義塾大学、上智大学、明治大学、中央大学、法政大学、青山学院大学、学習院大学、同志社大学、関西大学、関西学院大学、立命館大学である。

##### (2) 教育研究経費比率

過去5年間においては若干の改善が見られ、2001・2002年度については2000年度までの20%程度と比べると25~26%と大幅な増加を示している(金額で11~15億円増)。これは新学科・独立研究科の開設や12号館・13号館の建設、図書館の分離・整備、情報マルチメディア機器拡充等に伴いソフト・ハード両面にわたる大規模な教育研究環境の充実策が実施されたためである。しかし、2002年度決算を12私大平均30.7%と比較すると、依然26.5%と低い状況であるといわざるを得ない。今後については12私大平均並みの30%台に向上させることが本学の課題である。

##### (3) 人件費比率・人件費依存率

人件費比率は過去5年間において60.9%から57.0%、人件費依存率は81.9%から74.0%と若干ながら改善してきている。両比率の改善は、この期間人件費自体は12億円増加している一方で、特に学生生徒等納付金が順調に増加してきたことが大きな要因といえることができる。しかしながら、2002年度の12私大平均人件費比率48.0%、人件費依存率67.3%と比較しても、本学は人件費比率で9.0%、人件費依存率で6.7%と大きく乖離しており、今後抜本的な人件費の見直しが必要と考えている。

##### (4) 帰属収支差額比率

帰属収支差額比率は10%以上を維持しており比較的安定していると評価できる。過去5年間、ソフト・ハード両面にわたり様々な支出が増大してきたにもかかわらず、それを上回る収入の伸びで吸収してきたため、一定の帰属収支差額を確保できたといえる。しかし2002年度12私大平均12.8%と比較すると、本学は10.2%と平均を下回っており、

将来的には教育研究の維持・発展のために15%程度を目標としていきたい。

#### ＜貸借対照表関係比率＞

過去5年の推移において各比率とも改善されてきているが、ほとんどの比率で12私大平均より劣る数値を示しており、今後、財務基盤の一層の健全化・安定化が求められる。健全性を表す自己資金構成比率は、1998年度73.2%から2002年度74.7%と若干の向上を示しているが、12私大平均79.9%と比べると以前低い水準である。また、退職給与引当預金率については36.1%と12私大平均70.7%に対し大幅に下回り、引き続き退職給与引当金への十分な積み増しを実施していく必要がある。

## 2. 教育研究と財政

### 2-1. 教育研究実現のための財政基盤の充実度

過去5～6年の教育研究の展開として、1997年度に新たな教養教育の大改革となる全学共通カリキュラムの導入、1998年度は武蔵野新座キャンパスにホスピタリティ・コミュニティをコンセプトに観光学部・コミュニティ福祉学部を開設した。さらに2002年度には大学院・学部教育充実のため、大学院独立研究科（ビジネスデザイン研究科、21世紀社会デザイン研究科、異文化コミュニケーション研究科）、大学院新研究科（経済学研究科経済学専攻国際企業環境コース、コミュニティ福祉学研究科）、学部新学科（経済学部会計ファイナンス学科、理学部生命理学科、社会学部現代文化学科）の開設を行った。

また、上記を含め新たな教育研究環境の向上充実化を実現する施設設備面では、2000年度に8号館教室棟（20億円）、12号館研究棟・図書館（39億円）、2002年度に13号館理学部棟（34億円）が竣工し著しい改善がなされた。

このように1998年からの5年間は立教129年の歴史の中でも、ソフト・ハード両面からダイナミックかつ着実な教育研究の進展がなされた大きな変革の時期であったといえる。

これらの様々な計画を短期間に同時並行して実現するためには、財政面で大きな負担となったことは事実であるが、前述の学費収入の増加や強力な財政構造改革の取り組みにより新規の借入金を極力抑え、可能な限り自己資金での対応を行うことで財政の健全性を維持しつつ諸施策を着実に実施することができた。

下記に示す1998～2002年度5年間の諸計数では、教育研究経費は5年前と比較し19億8,100万円の増加（教育研究経費比率6.0%増）、施設設備支出は5年間総額で150億8,300万円と多額なものになったが、一方で将来の教育・研究の拡充に備え建設資金引当特定資産や研究関連引当特定資産、第3号基本金等への積み増しを継続的に実施し、財務基盤の強化・安定化に努めている。

《1998～2002年実績》

（単位：百万円）

項目／年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度
教育研究経費	3,676	3,966	4,186	5,325	5,657
教育研究経費比率	20.5%	21.2%	20.6%	25.7%	26.5%
施設関係支出	1,344	2,391	1,576	5,554	864
設備関係支出	354	654	399	1,462	485



建設資金引当特定資産	2,560	2,990	4,515	1,211	2,311
減価償却引当特定資産	450	580	713	853	993
研究関係引当特定資産	130	160	190	220	250
第3号基本金	1,455	1,525	1,595	1,665	1,735

なお、上記と相俟って教員の研究費の充実も、下記の通り着実に改善されている。

《研究費》

(単位：千円)

項目／年度		1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度
学部管轄予算	総額	397,353	397,597	398,711	370,470	401,267
	教員1人あたり	1,158	1,139	1,165	1,093	1,212
個人研究費	教員1人あたり	220	220	220	230	240
研究奨励助成金	総額	20,000	20,000	28,000	30,000	31,000
	教員1人あたり	58	57	82	89	94
総合研究センター	総額					10,723
	教員1人あたり					32
合計	教員1人あたり	1,436	1,416	1,467	1,412	1,578
(教員数)		(343)	(349)	(342)	(339)	(331)

## 2-2. その他教育研究面への財政措置

### (1) 研究費

ここでは学術推進特別重点資金について述べる。

#### 【学術推進特別重点資金の設置】

学術推進特別重点資金は2003年度から、5,160万円の予算額をもって新たな研究費制度として設置された。これは高度にして独創的な研究を助成することを目的としており、専任教員だけでなく、大学院生研究も助成の対象としている。助成する研究の審査に際しては外部の専門家もまじえることになっており、客観性の高い審査を目指している。

学術推進特別重点資金は、すべての大学が競争的環境下で研究教育内容の向上を求められる流れに呼応して創設された研究費制度であり、一律配分の研究費から競争的研究費へのシフトを体現したものともいえる。

財源としては、総額2億5,000万円の特定資産をすでに有しており、資産の枯渇を防ぐため継続して積み立てを実施していく予定である(2003年度は4,000万円の積み立てを予算化)。

### (2) 教育改革支援

これからの大学にとって、研究水準の向上と等しく大切なのは、従来のやり方にとらわれない斬新な教育内容と方法を模索し確立することである。そのために教員個々の教育手法をハードウェアとソフトウェアの両面にわたって改善するための枠組みが必要となる。そのための財源として、2003年度から「教育方法改革支援引当特定資産」の積み立てを開始した(2003年度積み立て額2,000万円)。今後、教員個々の意欲的な教育方法改善の取り組みを取り上げて、実現させていく予定である。

### 2-3. 中長期財政計画と将来計画との関連性・適切性

教育研究面の将来計画では、2003年度に研究のさらなる活性化のため立教大学学術推進特別重点資金制度(予算額5,160万円)を発足し、2004年度には大学院法務研究科、コミュニティ福祉学研究科後期課程、異文化コミュニケーション研究科後期課程を開設する。また、2006年度には武蔵野新座キャンパスに表現・心理学部(仮称)、池袋キャンパスに国際経営学部(仮称)を開設予定であり、一層の教育研究の充実を図る計画となっている。

また、施設設備計画では、教育研究用の施設として2004年度池袋に14号館竣工(教室、法務研究科・独立研究科用、21億円)、2005～2006年度に武蔵野新座キャンパス諸施設竣工(事務棟、学生関係施設、研究室、図書館、教室、63億円)の予定であり、施設設備面についてもより一層の充実化に向けた計画が策定されている。

これらソフト・ハード両面における将来計画や教職員人員計画等を前提条件として、下記の通り立教大学中長期財政計画が策定されている。同財政計画では、中長期的な財政面の健全性を維持しつつ、既述の各種計画の実現に向けて綿密なシミュレーションがなされている。なお、将来の学内外の環境変化・諸要因の変動を受けて定期的に見直すことで、財政計画とソフト・ハード面の将来計画との関連性・適切性を最適化していく予定である。

〈中長期財政計画概要〉(P.118④参照)

2003年4月30日作成の中長期財政計画は、次のような基本的考え方に基づいている。

#### (1) 基本的な考え方

- ① 長引く不況、ここ数年来続く消費者物価の下落に象徴されるデフレ経済の浸透等の厳しい社会状況に鑑み、それらを考慮した前提条件を設定し、財政見直しを作成した。
- ② このような厳しい環境下、大学は規制緩和、産学官連携等社会との関わりの増大、第三者評価の実施を控えそれら様々な外的要因に対処し競争に勝ち抜くためには、従来にも増して教育・研究の充実を図らなければならない。そのためにはさらに強固な財政基盤を構築する必要がある。
- ③ 今後予定されている諸事業計画の遂行にあたっては、新たな財源の捻出による財政構造の改善を同時にすすめていく必要があり、計画実施の進捗状況を踏まえ財政計画の見直しを行っていかなければならない。

#### (2) 財源の確保策の実行と財務目標値

このような考え方を基礎として、2003年度以降の教育研究計画をスタートした。これらの諸計画を推進するとともに、今後決定される2007年度以降の諸施策を実現ならしめるために、次のような財源確保策の実行と財政目標値を設定した。

##### 【財源確保策】

- ① 学生数の確保。
- ② 学部人件費依存率の改善による捻出財源は折り込み済みであり、実行管理を確実に行う。
- ③ 金融収支の改善については既に着手済みであり、今後の増収分は折り込んでいな

いが着実に実行する。

- ④ 経費の節減運動を開始し、2003年度は2年目となるが、継続的に実施する。
- ⑤ 職員数のピークは319名（嘱託含む）と想定しているが、今後の新規業務への対応、業務の効率化・委託化を検討し、財政的観点も勘案の上で各部局の人員の適正化を図る。
- ⑥ 教学内容の充実と適確な広報を行い、志願者数の増加を図る。
- ⑦ 戦略的な補助金・事業収入の獲得を図る。
- ⑧ 多様な寄付金獲得の展開を図る。
- ⑨ 保証人会の設立を検討する。

#### 【財務目標値および見通し】

今後、教育・研究の充実化を図るためには、その諸施策の実現を裏打ちする財務体力の確保、つまり財務の健全性・安定性を維持しながら一段の発展を図ることが必要不可欠であるため、下記の通り一定の財務比率を当面の目標値として設定し、数年間かけて目標達成を目指していく予定である。

なお、中長期財政計画上では、2003年度よりソフト・ハード両面において様々な施策の実施や施設の建設等が予定されていることから、下記表でも示す通り2006年度までは財務運営の厳しさが増し、修正帰属収支差額比率で0.7%と最低水準に落ち込む見通しであるが、新学部開設による学生数増加ならびに前述の財源確保策を進めることにより、2007年度からは回復に向かい2008年度に修正帰属収支差額比率が5.0%に、2009年度には修正人件費比率も57.4%と所定の目標値を達成し財務基盤は改善していく見込みである。そして、引き続きさらなる財政構造改革を積極的に推進し、他大学並みの適正水準を目指してその実現策を検討実施していく予定である。

#### 《目標値》

- |             |        |
|-------------|--------|
| ①修正帰属収支差額比率 | 当面 5%  |
| ②修正人件費比率    | 当面 58% |

#### 《2003～2009年度見通し：中長期計画抜粋》

(単位：百万円、%)

項目／年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
学生生徒等納付金	16,650	17,038	17,359	18,149	18,602	19,083	19,477
人件費	11,913	12,591	12,669	13,780	13,722	13,231	13,353
教育研究経費	6,193	5,990	6,517	6,378	6,477	6,787	6,646
施設設備関係支出	918	2,796	5,640	833	1,499	3,679	317
建設資金引当特定資産積増	2,852	3,952	1,052	1,652	1,652	152	1,852
減価償却引当特定資産積増	1,153	1,213	1,273	1,333	1,393	1,453	1,613
教育研究経費比率	30.5%	29.0%	30.9%	29.1%	28.9%	29.8%	28.5%
修正人件費比率	59.0%	61.2%	60.2%	63.1%	61.4%	58.2%	57.4%
修正帰属収支差額比率	2.3%	2.3%	0.9%	0.7%	2.8%	5.0%	7.2%

※ 修正人件費比率＝人件費/（帰属収入－寄付金）

修正帰属収支差額比率＝（帰属収入－消費支出）－寄付金/（帰属収入－寄付金）

### 3. 外部資金の獲得について

#### 3-1. 概要

今後、大学間競争の激化が予想されるなか、健全な財務体質を維持した上で、教育や研究の一層の向上と施設設備の充実化が必要であり、自助努力である経費の節減等のもとより、学生生徒等納付金収入のウエイトを低めた柔軟性のある収支構造の確立が重要となってくる。学費収入は今後伸びに限りがあるため、これに頼らない財務体質の構築、つまり収入源を他の項目に求める収入の多様化こそ、健全かつ安定した財務運営を可能とする有効な方策といえる。学生生徒等納付金以外の収入源というと、補助金や寄付金、事業収入などを挙げることができるが、今後、積極的に外部資金を獲得する仕組みや体制作りが最重要の課題となっている。

本学では、2002 年度決算において学生生徒等納付金比率が 77.1%と他私大に比べ依然高い状況にある。換言すれば、補助金収入や寄付金収入、また受託研究等の事業収入の収入比率は相対的に低く、今後の改善余地を多く残しているといえる。

#### 3-2. 補助金

##### (1) 実績

補助金は 1998 年度より 2000 年度まで 14 億円前後で推移してきたが、2001 年度ならびに 2002 年度については、特別補助の獲得や財務比率の改善に伴い、19 億円を上回る補助金を受け入れることができ、帰属収入に対する割合も 9%前後と良化している。なお、経常費補助金は、文部科学省の政策に符合するかたちで本学の獲得実績も一般補助から特別補助へと比重が移行してきている。

2001 年度はハイテクリサーチセンター整備事業や学術フロンティア推進事業等の大型プロジェクトが採択となり、私立大学等教育研究装置施設整備補助金で 5 億 7,000 万円獲得し、総額で 19 億 3,000 万円と大幅な補助金収入となった。

2002 年度はコミュニティ福祉学部が完成年度を迎えたことと、教育研究経費比率が改善したことにより、一般補助が例年に比べ 5 億 2,000 万円増加したため、前年同水準の 19 億円の補助金収入を得ることができた。

##### (2) 今後の課題

今後は更なる補助金獲得に向けて、財務・補助金課を中心に学内各部局との連携を密にし、予算との連動を十分に意識しながら、新規企画や組織横断的な研究、企画等を統合して従来からの一般補助・特別補助金の申請を行うほか、平成 16 年度文部科学省予算にある特色ある大学教育改革支援をはじめとする『国公立私立大学を通じた大学教育改革の支援』補助金に学内の総力をあげて取り組んでいく。

【補助金の推移】

(単位：百万円、%)

	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度
補助金	1,429	1,398	1,344	1,927	1,902
国庫補助金	1,399	1,356	1,301	1,894	1,898
經常費補助金	1,181	1,211	1,240	1,162	1,785
一般補助	738	722	668	617	1,138
特別補助	442	489	572	545	647
補助金比率	8.0	7.5	6.6	9.3	8.9

※補助金比率＝補助金／帰属収入

3-3. 文部科学省科学研究費補助金

(1) 実績

科学研究費補助金は、新規および継続分合計で年間60件を上回る採択となっており、安定的に新規採択の件数が確保されているといえる。金額的には、一件当たりの獲得金額が増加傾向にあり、2003年度の獲得金額は1億5,800万円と、1999年度以降、約2,000万円程度増加している。

新規採択率で見ると、1999年度は20.5%であったが、その後は順調に上昇し、2003年度には29.4%と、本学は全国のトップ30位以内にランクされている。研究種目別では、若手研究(B)の新規採択率が45.0%と全国平均を15ポイント上回った。

また、間接経費については、2001年度1,173万円、2002年度909万円、2003年度735万円を受け入れており、大学と研究者の協力により本学の研究環境の改善に資するよう、取り扱い要領を定めた上、同経費の有効活用を進めている。

(2) 今後の課題

科学研究費補助金が優れた独創的・先駆的な研究の発展に資する研究助成金としての性格を有していることから、研究助成課を中心とした全学的組織のもと、研究者あるいは研究グループの研究活動に対する支援を一層強化し、各分野における申請・採択件数が増加するよう取り組んでいく方針である。そして特定領域研究や基盤研究、萌芽研究等の裾野を拡大することで、将来的に競争的資金の獲得や特定分野における世界的研究拠点形成へのステップとなるよう重点的に推進していきたい。

【科学研究費補助金獲得推移】

(単位：件、百万円、%)

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
採択件数	75	64	64	63	61
金額	139	120	148	166	158
うち新規					
申請件数	132	110	101	86	102
採択件数	27	25	25	24	30
金額	59	45	77	54	62
採択率	20.5	22.7	24.8	27.9	29.4

## 3-4. 寄付金

## (1) 実績

1998年11月から開始された『立教学院創立125周年記念事業募金』により、2002年6月の終了までの3年8ヵ月の間に、目標36億2,000万円に対し学院各学校合計で43億円を超える寄付金を受け入れることができた。2001年度以降については、厳しい経済環境と相俟って、多額の寄付金を受け入れる状況にはなく、帰属収入に対して2%前後と低い比率が続いている。

## (2) 今後の課題

今後、様々なキャンパス整備計画が予定されていることから、募金・渉外課を中心に卒業生・校友・保証人をはじめ広く社会の理解を得ながら計画的に募金活動を推進し、恒常的かつ安定した収入源としての位置付けを確保したいと考えている。2004年1月からは『新 赤レンガ募金』として新たな募金活動がスタートし、キャンパス施設の整備充実と奨学基金制度の充実を目的として5年間で合計6億5,000万円の募金活動を進めていく予定である。

## 【寄付金推移】

(単位：百万円、%)

	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度
寄付金	642	1,158	1,598	574	360
寄付金比率	3.6	6.2	7.8	2.8	1.7

※寄付金比率=寄付金/帰属収入

## 3-5. 受託研究

## (1) 実績

受託研究は、2002年度まで年間5件程度と目立った受け入れ件数はなく低調であったが、2003年度に入り大型の研究を2件受託している他、知的資源活用センターを中心に積極的な活動を推進しており、今後増加することが予想される。

## (2) 今後の支援体制

2003年4月1日より、知的資源活用センターを開設し、全学組織の運営委員会を設け、関連諸規程の整備を行うとともに、産業界、地方自治体、財団法人等、本学と『産・官・地域社会』との積極的な連携を進めている。また、同センターは技術移転や知的財産権に関する業務の基盤として、立教大学を取り巻く学内外の学術研究情報の分かりやすい効果的な情報発信を重要課題として取り組んでおり、社会と本学を結ぶ窓口としての役割を果たすこととなる。

## 【受託研究推移】

(単位：件、千円)

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
受託件数	5	5	5	4	6
受託金額	14,250	9,332	7,536	6,571	110,718

#### 4. 予算制度について

予算制度の要諦は、編成と執行の両面において、内容と金額の客観的な妥当性を確保し、そのことが常に構成員に明らかにされている、ということである。立教大学の予算制度はそうした条件をおさえて制度が作られている。

##### 4-1. 予算編成

###### (1) 予算編成の手順

予算の編成は以下のような過程を経て行われる。

###### ①総長が次年度予算編成方針を提示

財政見通し、教育研究に係る重点施策、経費節減方法と目標などを明示して、次年度予算の編成に着手する。

###### ②各部局が予算編成方針を踏まえて予算申請を行う

予算編成方針を受けて、学部・事務部局など学内部局がそれぞれの必要予算をまとめ上げ、財務部に申請する。

###### ③財務部が学部、事務部局ごとにヒアリングと予算折衝を実施

ヒアリングは各部局の担当者レベルから実施し、その内容は財務部で整理する。その後、部長レベルで折衝を行い、予算会議案件を確定する。

###### ④財務部から総長へヒアリングと折衝について報告、協議、意見交換

財務部が各部局と実施したヒアリングと折衝について、総長に報告し、協議を行う。特に予算会議で審議する重要案件の取り扱いについて、細部の把握と調整を実施する。

###### ⑤学部長、事務部長を構成員とする予算会議を開催

予算申請内容全体について財務部が概略を説明する。重要案件は申請部局が内容説明の上、個別審議して可否を決定する。また政策的判断に基づく予算を総長が提案する。最終的には予算全体について基本的合意を確認する。

###### ⑥財務部が予算案を作成し、部長会に提出、承認を得る

予算会議の合意結果をもとに、財務部が予算案を作成する。

###### ⑦予算案を評議員会、理事会に提案、承認を得る

###### ⑧予算書の公開

決定した予算はホームページ等を通じて、大学内部および外部に公表される。その際、簡潔な解説を付してより多くの人々の理解を得られるよう努めている。

予算編成はこのように、総長（大学執行部）、財務部、学内各部局、部長会・事務部長会の四者が相互に予算内容について意思交流をはかりつつ行われていく。その過程で多くの予算項目が再検討の対象となり、より適切な内容に作り変えられていく。予算内容と金額は編成過程でオープンにされており、全学的な協議のもと合意形成がなされている。

###### (2) 年度途中における予算の取り扱い

年度が進行する中で、状況の変化などにより当初予算では予算額が不足する、あるいは予算科目の変更が必要となる場合がある。そのときは下記のように対応している。

## ①予備費支出

当初予算化していない内容で、原則 50 万円以上の追加予算が必要になったときは、予算申請部局は財務部に事由を明記した予備費支出申請書を提出する。申請内容は部長会で審議され予算化と予算執行の可否が決定される。

## ②予算外支出

予備費支出と同様に追加予算が必要になり、その金額が原則 50 万円未満の場合は、財務部は予算申請部局から予算外支出申請書の提出を受け、関係部局の稟議決裁を経てから予算化を行っている。

## ③費目変更

状況変化により、当初予算の予算科目では対応できない場合は、財務部は予算部局から事由を明記した費目変更申請書の提出を受け、稟議決裁を経てから予算科目の変更を行っている。

## ④補正予算

金額が非常に大きいため上記予備費予算での対応が難しい場合には、補正予算を立て、部長会で審議の上、評議委員会および理事会の承認を得ている。

このように年度途中でも、必要な金額の予算化は随時行われるが、どの処理においても事由をよく確認し、部長会での審議もしくは関係部局の稟議決裁を経てから予算化をするというように、常に予算編成の透明性と妥当性を確保するよう注意し、財源の有効利用を図ることとしている。

## 4-2. 予算執行

本学では予算執行に際しては、「主管制度」と呼ばれる制度のもとで処理がなされる。主管制度は、勘定科目ごとに設定された主管課（例えば、委託費は用度課、施設修繕費は施設課、奨学金は学生厚生課というように）が、担当する勘定科目の予算執行を管理する制度である。学内の各部局が予算執行する場合、主管課が執行申請内容をチェックし、支払伝票を起票する。予算内容や規程等に照らして適切でない申請であれば、主管課は申請部局に差し戻して、訂正を求める。

予算執行の具体的手順は次のとおりである。

- ①予算執行部局は、請求書等の書類を伝票起票依頼書に添付して、該当する勘定科目の主管課に提出する。
- ②主管課は予算執行部局から提出された伝票起票依頼書と請求書などの証憑の内容を点検し、予算の有無、証憑書類の要件確認、学内規程・申し合わせとの整合性確認などを行ってから、支出伝票を起票する。
- ③主管課は起票した支出伝票を財務部に提出する。財務部は伝票と証憑を点検し、誤りがあれば主管課に訂正を求める。正しい伝票については支払を実行する。

本学の予算執行において特徴として挙げられる主管制度だが、これにより予算執行部局、主管課、財務部の三者が相互牽制の関係に置かれることになり、その中で予算執行の内容



は常に明らかにされる。また経験とノウハウを蓄積している主管課が存在することで、過去の事例との整合性確保、誤りの訂正、疑問点の確認などが効率的に行われることになる。

## 5. 財政公開について

### 5-1. 概要

2001年4月の情報公開法施行に伴い、私立大学においても法令（私立学校法等）に基づく従来からの開示（届出）に加え、主体的かつ積極的に広く社会へ向けて財務情報の開示と説明責任（アカウンタビリティ）の必要性が強く求められている。

私立大学という公共的・社会的性格を鑑み、本学では学内外の利害関係者ならびに一般社会に対して、教育や研究内容の公開と同様に、財務内容に関してもこれまで以上に必要十分な情報の開示と明確な説明責任を果たすことによって、社会の支援と理解を得ることが重要であると考えている。

これまでも学生や保証人に対しては、既出の『立教広報』、雑誌『立教』にて予算、決算の概要について説明を行ってきたが、広く一般社会を対象とした情報公開、明確な説明責任の遂行という観点からは必ずしも十分とは言えなかった。そこで、2002年度よりホームページの活用に重点を置き、社会へ広く情報公開を行い十分な理解が得られるよう一層の内容充実に向けた取り組みを図りつつある。今後についても、時流に即したきめ細かな対応を行い、積極的な姿勢で情報公開を進める予定である。

### 5-2. 公開内容と管理・運営方法

公開内容については、使用媒体および利用対象者に応じて一定の開示基準を設け、同利用者の目的やニーズをカバーする必要十分な説明と財務資料の掲載を行っている。学生や保証人を含め一般社会人にとって理解し易く、納得感の得られるような説明を主眼とし、視覚的な図やグラフ等をできるだけ取り入れることや、専門用語の解説ならびにQ&A等の工夫を施すことで分かり易さを高めていく方針で進めている。特に、財務部ホームページの管理・運営では、公開・発信内容を財務部内の情報公開担当者によって十分な検討・チェックが行える体制を整えている。

#### 【財務公開の利用媒体・内容】

方法・媒体名	内 容
財務部 ホームページ	(学外) 広く一般向けに、予算・決算を大項目レベルでグラフ等を用い視覚的に説明、また学費に関して金額設定の根拠やQ&Aにより説明。 (学内) 教職員向けに、予算・決算の説明、財務関連の学内ルールの案内・情報発信を行い、情報の共有化を目指す。
学内広報誌 『立教広報』	学内教職員向けに、予算・決算を小項目レベルで説明。
雑誌『立教』	保証人向けに、予算・決算の概要を大項目レベルで説明。
『立教手帳』	学内教職員向けに、予算・決算の概要をグラフ・表にて掲載。

### 5-3. 課題および今後の展開

現在、一般公開向けには、大項目レベルの計算書と概要説明をもって予算ならびに決算を年度別に掲載しているが、中長期計画や事業計画をも含めた大学財政の公開という点では説明が不十分であると言わざるを得ない。

学生・保証人からの学生生徒等納付金をはじめ、補助金あるいは寄付金を受け入れていることから、説明責任の一層の充実化を目指し、その資金が教育研究の向上のためいかに効果的に投下され、どのような成果が出ているのかについて、今後は具体的かつ適切な説明を行うことが必要となるだろう。大学が選ばれる時代を迎え、広く社会からの理解と評価が得られるよう、中長期的な財政展望のもと多様な教学的施策の実施状況について、財務の立場からも積極的な情報公開に努め大学経営の透明性の確保を図りたい。

また、2002年度2月以降、学校法人において財務格付けを取得する動きが出始めてきている。この財務格付けは基本的に財務の健全性を示すものであるが、大学の経営方針や志願者動向などを総合的に捉えて評価がなされるため、その評価基準の充足こそが結果として中長期的な教育研究の発展向上に繋がり、大学評価のひとつの要素として大きな影響を与えることと認識している。今後、この評価基準を維持達成するためには全学的な取り組みが求められるが、財務部としては財務内容や指標等が改善向上するよう、一段の財務体質強化と構造改革に取り組んでいく方針である。

さらに、第三者評価機関による大学評価の動きも今後予定されており、教学内容や経営面の多岐にわたる項目において、その水準が適切か否か、あるいは目標の達成度等を計り、既述の財務格付けに留まらない、教学を含めた大学経営全般についての評価が社会一般に公開されることとなる。外部機関の評価を待つのではなく、本学においても現段階より財務を含めた経営全般にわたる改革を推し進め、自らその内容について時宜に応じて適切かつ積極的に情報公開し、広く社会の理解を得ていくことが必要不可欠であると考えている。

## 6. 財務監査について

### 6-1. 財務内容のアカウントビリティ履行状況の検証

財務内容を適切な時期に適切な方法で公開することは極めて重要である。本学ではこれまで雑誌『立教』（保証人向け大学広報誌）、『立教広報』（本学勤務員向け広報誌）などの紙媒体で予算および決算に関する情報公開を行ってきた。この流れを発展させたものが2002年度より一般公開した既述の財務部ホームページであり、その公開の方法や内容については部長会および事務部長会に報告し検証を受けた上でスタートしたものである。今後、この財務内容のアカウントビリティ履行状況については、財政公開の重要性の高まりを鑑み、内部監査における監査項目のひとつとして内部チェック・検証機能をさらに働かせていく予定である。

### 6-2. 財務監査とその運用

本学の財務監査を区分すると次のとおりである。

#### (1) 公認会計士監査

年3回の監査を受けている。その際、財務部担当者だけでなく、勘定科目ごとに決められている主管課も、会計士の指導を受け、あるいは問題点の相談などを行っている。

## (2) 内部監査

小学校から大学までの各校の業務活動が健全かつ効率的に実施されているかを検証するため、立教学院に内部監査室が設置されている。財務・経理を対象とする内部監査では、会計処理が規程に則り適切に処理されているかについて年1回の監査が実施されている。監査は、内部監査室の専任者と毎年各校から選出される担当者が共同で行うことになっており、監査の継続性を保ちつつも、より客観的かつ異なる視点からの監査が可能となるよう配慮している。内部監査でも公認会計士監査と同様、財務部と主管課が監査を受けることになっている。

なお、今後の内部監査においては、前述の財政公開によるアカウントビリティの履行状況について、それが適切なかたちで実施されているかを定期的に検証していく予定である。

## (3) 法人監事監査

理事会に属する法人監事による監査は年1回実施される。ここでも財務部に加えて、主管課や学内関連部局が監査を受けており、会計処理のみならず、その背景にある業務運営の現状と問題点、そして改善のための方策について適切な指摘や指導がなされている。

このように本学の財務監査は、財務部だけでなく主管課も一緒に受けることが特徴である。主管課は財務部と協力しながら、学内の会計処理を分担しており（担当する勘定科目について、予算執行の妥当性を確認の上、伝票を起票し、執行後の管理を行う）、監査での指摘事項を日常業務に反映させていく。それは一般部局（予算執行部局）、主管課、財務部の三者間における相互牽制の意味でも有効に機能しているといえることができる。

## ① 消費収支状況の推移

(単位 百万円)

[収入の部]					
科 目	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度
学生生徒等納付金	13,347	14,077	15,095	15,783	16,452
手数料	1,357	1,290	1,423	1,484	1,590
寄付金	642	1,158	1,598	574	360
補助金	1,429	1,398	1,344	1,927	1,902
資産運用収入	86	70	67	68	97
資産売却差額	0	0	198	0	0
事業収入	89	75	79	92	83
雑収入	966	655	532	526	817
他会計からの繰入収入	31	27	35	234	42
帰属収入合計	17,946	18,751	20,371	20,689	21,343
基本金組入額合計	△1,687	△1,391	△1,860	△5,602	△1,423
消費収入の部合計	16,259	17,360	18,510	15,087	19,920

[支出の部]					
科 目	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度
人件費	10,925	11,304	11,245	11,469	12,171
教育研究経費	3,676	3,966	4,186	5,325	5,657
管理経費	1,064	1,042	1,100	1,324	1,153
他会計への繰入支出	44	59	0	0	1
借入金等利息	56	50	76	69	85
資産処分差額	35	78	57	77	81
徴収不能額	12	13	14	17	16
消費支出の部合計	15,813	16,512	16,680	18,280	19,164
当年度消費収入超過額	446	847	1,831	-	756
当年度消費支出超過額	-	-	-	3,193	-
前年度繰越消費支出超過額	6,202	5,727	4,959	3,126	6,285
前年度繰越消費支出超過額の修正	29	79	2	34	1
翌年度繰越消費支出超過額	5,727	4,959	3,126	6,285	5,528

## 消費収支計算書関係比率 (表 1)

比 率	算式 (*100)	評価	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	12私大平均
学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金	～	74.4%	75.1%	74.1%	76.3%	77.1%	72.6%
	帰属収入							
補助金比率	補助金	△	8.0%	7.5%	6.6%	9.3%	8.9%	11.2%
	帰属収入							
教育研究経費比率	教育研究経費	△	20.5%	21.2%	20.6%	25.7%	26.5%	30.7%
	帰属収入							
管理経費比率	管理経費	▼	5.9%	5.6%	5.4%	6.4%	5.4%	3.4%
	帰属収入							
人件費比率	人件費	▼	60.9%	60.3%	55.2%	55.4%	57.0%	48.0%
	帰属収入							
人件費依存率	人件費	▼	81.9%	80.3%	74.5%	72.7%	74.0%	67.3%
	学生生徒等納付金							
帰属収支差額比率	(帰属収入-消費支出)	△	11.9%	11.9%	18.1%	11.6%	10.2%	12.8%
	帰属収入							

[注1]表中の評価については、△=高い値が良い、▼=低い値が良い、～=どちらともいえない

[注2]12私大平均とは、早稲田、慶応義塾、上智、明治、中央、法政、青山学院、学習院、同志社、関西、関西学院、立命館各大学の2002年度決算データを平均したもの。

② 資金収支状況の推移

(単位 百万円)

〔収入の部〕					
科 目	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
学生生徒等納付金収入	13,347	14,077	15,095	15,783	16,452
手数料収入	1,357	1,290	1,423	1,484	1,590
寄付金収入	606	1,140	1,581	564	350
補助金収入	1,429	1,398	1,344	1,927	1,902
資産運用収入	86	70	67	68	97
資産売却収入	0	0	201	0	0
事業収入	89	75	79	92	83
雑収入	466	548	532	526	817
他会計からの繰入収入	31	27	35	234	42
借入金等収入	0	1,500	0	1,395	310
前受金収入	4,022	4,187	4,239	4,715	4,558
その他の収入	939	725	762	4,852	12,766
資金収入調整勘定	△4,541	△4,649	△4,616	△5,331	△5,383
前年度繰越支払資金	5,407	6,099	6,961	7,763	8,342
収入の部合計	23,237	26,486	27,502	34,072	41,925

〔支出の部〕					
科 目	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
人件費支出	10,863	11,216	11,211	11,613	12,227
教育研究経費支出	2,731	2,962	3,072	4,113	3,973
管理経費支出	1,005	977	1,032	1,261	1,075
他会計への繰入支出	44	59	0	0	1
借入金等利息支出	56	50	76	69	85
借入金等返済支出	107	107	107	89	605
施設関係支出	1,344	2,391	1,576	5,554	864
設備関係支出	354	654	399	1,462	485
資産運用支出	130	560	1,670	1,145	0
その他の支出	589	631	876	543	17,498
資金支出調整勘定	△86	△81	△78	△118	△146
次年度繰越支払資金	6,099	6,961	7,763	8,342	5,258
支出の部合計	23,237	26,486	27,704	34,072	41,925

## ③ 資産状況の推移

(単位 百万円)

[資産の部]	科 目	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
固定資産		34,314	37,403	40,472	43,123	48,348
有形固定資産		26,992	29,141	29,878	35,471	34,975
その他の固定資産		7,322	8,261	10,594	7,651	13,373
流動資産		6,684	7,611	8,221	9,458	5,952
資産の部合計		40,998	45,014	48,692	52,581	54,301
[負債の部]						
固定負債		6,637	8,011	7,957	8,902	8,494
流動負債		4,338	4,510	4,564	5,295	5,257
負債の部合計		10,976	12,521	12,521	14,197	13,752
[基本金の部]						
第1号基本金		33,253	34,807	36,547	41,817	43,027
第3号基本金		1,455	1,525	1,595	1,665	1,735
第4号基本金		1,042	1,120	1,155	1,186	1,315
基本金の部合計		35,749	37,451	39,297	44,667	46,077
[消費収支差額の部]						
消費収支差額の部合計		△5,727	△4,959	△3,125	△6,284	△5,528
負債・基本金・消費収支差額の部合計		40,998	45,014	48,692	52,581	54,301

## 貸借対照表関係比率 (表2)

比 率	算式 (*100)	評価	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	12大平均	備 考
自己資金構成比率	自己資金 総 資 金	△	73.2%	72.2%	74.3%	73.0%	74.7%	79.9%	
固 定 比 率	固定資産 自己資金	▼	114.3%	115.1%	111.9%	112.3%	119.2%	106.2%	108.8% (2002年度実質値)
固定資産構成比率	固定資産 総 資 産	▼	83.7%	83.1%	83.1%	82.0%	89.0%	84.4%	81.2% (2002年度実質値)
流動資産構成比率	流動資産 総 資 産	△	16.3%	16.9%	16.9%	18.0%	11.0%	15.6%	18.8% (2002年度実質値)
流 動 比 率	流動資産 流動負債	△	154.1%	168.7%	180.1%	178.6%	113.2%	224.3%	193.8% (2002年度実質値)
前受金保有率	現金預金 前 受 金	△	151.7%	166.3%	183.1%	176.9%	115.4%	264.8%	208.3% (2002年度実質値)
退職給与引当預金率	退職給与引当特定預金(資産) 退職給与引当金	△	18.5%	22.4%	26.5%	31.4%	36.1%	70.7%	
固定負債構成比率	固定負債 総 資 金	▼	16.2%	17.8%	16.3%	16.9%	15.6%	11.6%	
流動負債構成比率	流動負債 総 資 金	▼	10.6%	10.0%	9.4%	10.1%	9.7%	8.5%	
総負債比率	総 負 債 総 資 産	▼	26.8%	27.8%	25.7%	27.0%	25.3%	20.1%	
負 債 比 率	総 負 債 自己資金	▼	36.6%	38.5%	34.6%	37.0%	33.9%	25.7%	

[注1]総資金は負債+基本金+消費収支差額、自己資金は基本金+消費収支差額をあらわす。

[注2]表中の評価については、△=高い値が良い、▼=低い値が良い、～=どちらともいえない

[注3]12私大平均とは、早稲田、慶応義塾、上智、明治、中央、法政、青山学院、学習院、同志社、関西、関西学院、立命館各大学の2002年度決算データを平均したもの。

## 【備考欄について】

2002年度から現金預金の一部を固定資産「運営資金引当特定資産」として設定している。  
この資産の目的は支払資金(短期的なものを含む)にあてることであり、実質的には「現金預金」と同一である。  
よって、比較指標の継続性および実質性の観点から、この資産を「現金預金」とみなして算出した比率を「2002年実質値」として備考欄に記載した。

④ 中長期財政計画 消費収支見通し

(単位 百万円、%)

科 目	2002年度決算	2003年度予算	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
消費収入の部	学生生徒等納付金	16,452	16,650	17,038	17,359	18,149	19,083	19,477	19,517	19,528
	手数料	1,590	1,462	1,489	1,488	1,489	1,489	1,489	1,489	1,489
	寄付金(A)	360	139	53	53	53	53	53	53	53
	補助金	1,902	1,352	1,395	1,395	1,394	1,393	1,392	1,429	1,420
	資産運用収入	97	81	81	78	74	79	77	80	95
	事業収入	83	155	115	109	109	109	109	109	109
	雑収入	817	458	427	591	582	646	537	639	419
	他会計からの繰入収入	42	42	42	42	42	32	32	32	32
	他会計からの繰入収入	21,343	20,338	20,640	21,115	21,891	22,402	22,771	23,308	23,134
	基本金組入額合計	▲ 1,423	▲ 1,074	▲ 2,975	▲ 4,043	▲ 995	▲ 1,558	▲ 3,502	▲ 623	▲ 945
消費収入の部合計	19,920	19,263	17,665	17,071	20,896	20,845	19,269	22,685	22,190	
消費支出の部	人件費(C)	12,171	11,913	12,591	12,669	13,780	13,231	13,353	12,945	13,516
	教員人件費	7,009	7,275	7,682	7,551	8,614	8,250	8,234	8,196	8,191
	職員人件費	4,226	4,265	4,354	4,383	4,480	4,533	4,513	4,476	4,540
	退職給与引当金繰入	936	373	555	735	686	939	484	650	785
	教育研究経費	5,657	6,193	5,990	6,517	6,378	6,477	6,787	6,646	6,525
	減価償却額	1,683	1,613	1,592	1,539	1,668	1,621	1,591	1,727	1,637
	管理経費	1,153	1,280	1,275	1,440	1,294	1,320	1,350	1,375	1,363
	減価償却額	78	78	73	60	45	42	41	40	39
	他会計への繰入支出	1	13	10	10	10	10	10	10	10
	借入金等利息	85	66	59	52	58	52	46	41	36
資産処分差額	81	97	64	63	49	39	34	31	31	
徴収不能額	16	14	14	14	14	14	14	14	14	
予備費		160	100	100	100	100	100	100	100	
消費支出の部合計(D)	19,164	19,736	20,104	20,864	21,682	21,734	21,572	21,570	21,070	
当年度消費収入超過額	756							1,115	1,120	
当年度消費支出超過額		472	2,440	3,792	785	889	2,304			
前年度繰越消費支出超過額	6,284	5,528	6,000	8,302	11,957	12,767	13,680	16,165	15,190	
翌年度繰越消費支出超過額	5,528	6,000	8,440	12,095	12,743	13,656	15,984	15,050	13,068	
帰属収支差額(E)=(B)-(D)	2,179	602	536	251	209	668	1,199	1,738	2,065	
帰属収支差額比率(E)/(B)	10.2%	3.0%	2.6%	1.2%	1.0%	3.0%	5.3%	7.5%	8.9%	
修正帰属収支差額比率(E-A)/(B-A)	8.7%	2.3%	2.3%	0.9%	0.7%	2.8%	5.0%	7.2%	8.7%	
人件費比率(C)/(B)	57.0%	58.6%	61.0%	60.0%	62.9%	61.3%	58.1%	57.3%	56.0%	
修正人件費比率(C)/(B-A)	58.0%	59.0%	61.2%	60.2%	63.1%	61.4%	58.2%	57.4%	56.1%	

## 10 事務組織

(事務組織と教学組織との関係)

A群 ・事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

B群 ・大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性

<大学の意思決定における事務組織と教学組織の関係>

「7 管理運営」で述べたとおり、本学においては全学的審議機関である部長会が、大学の意思決定機関とされており、毎週1回開催される部長会で大学の教学、経営に関する重要事項が審議決定される。部長会は、総長、チャプレン長と各学部の責任者である学部長(学部長以外では全学共通カリキュラム運営センター部長、独立研究科運営部会長が所属組織を代表して出席)および各事務組織の責任者である事務部長で構成されていることから、所属学部の教授会等の意見・意思はそれを代表する学部長によって、また事務組織の意見・意思は事務部長によって反映される仕組みとなっており、部長会が事務組織と教学組織の連携協力関係を確保する大切な役割を果たしている。

事務組織固有の問題は、総長と総長によって任命された事務部長で構成される事務部長会において審議決定する。また事務部長会は、部長会に上申し教学組織を加えた全学的意思決定が必要な案件についての事前協議を行う場としても機能しており、本学における意思決定の過程での事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性は、部長会と事務部長会がそれぞれの役割と権限を分担することによって確保される仕組みになっている。

あらかじめ部長会において基本方針や権限の委譲が確認されている業務については、部長会との密接な連携のもとに全学的な委員会が組織され、それぞれに担当事務局が決められて業務が遂行されている。主な委員会組織と担当事務局は以下のとおりである。

- ① 教務行政全般の諸問題を扱う「全学教務委員会」(事務局：教務部)
- ② 入学試験に関する諸問題を扱う「入試委員会」「入試連絡協議会」(事務局：入学センター)
- ③ 留学・国際交流に関する諸問題を扱う「国際センター委員会」(事務局：国際センター)
- ④ 情報環境に関する諸問題を扱う「情報企画委員会」「情報監査委員会」(事務局：メディアセンター)
- ⑤ 図書館の運営に関する諸問題を扱う「図書館運営委員会」(事務局：図書館)
- ⑥ 就職に関する諸問題を扱う「キャリアセンター委員会」(事務局：キャリアセンター)
- ⑦ 学生生活に関する諸問題を扱う「学生生活支援協議会」(事務局：学生部)

部長会から一定の権限を委譲された全学委員会の設置は、部長会での案件処理の軽減化が図られるとともに、意思決定から実施までの迅速な業務遂行に貢献しているが、対象となる問題への教員の関心の度合いによっては、時として事務組織主導型の運営となることがあり、教学組織との適度の緊張関係に支えられた連携協力関係を形成することは継続的な課題である。



上記常設委員会に加えて、その時々には解決すべき課題のうち、教学組織との連携協力が必要な場合は、学部の協力を得てアドホックな委員会やプロジェクトチームが組織される。大学を取り巻く環境の変化が著しい昨今は、むしろこの種の手法によって問題解決を図る案件が増しており、教職員の加重負担をどのように解消するのかは新たな問題となっている。既に学内の自己点検・評価委員会からは、「委員会業務のあり方を見直すべき」との指摘を受けており、2004年度には大学の意思決定のシステムと委員会業務についての検討に着手する予定である。

#### <キャンパス体制における事務組織と教学組織の関係>

本学では、池袋キャンパス、武蔵野新座キャンパスの2キャンパス体制となっているが、武蔵野新座キャンパスの事務組織は、教務部や学生部などの事務組織が部局割りではなく、単一事務局制をとっていることから、学部との連携協力関係の考え方や仕組みが池袋キャンパスとは異なる部分がある。これは、1990年開設当初は教員数・学生数が比較的小規模であったこと、キャンパス分離に伴う二重投資を避け、両キャンパス間の事務組織の一体性の確保を前提に事務組織のスリム化を図ったこと、縦割り組織の弊害を解消する新たな事務部局体制への試みなどの理由によるものであったが、現在では2学部、2000名を超える学生数を擁しており、池袋キャンパスとの業務上の連携協力体制、教員および学生へのサービスの均等化という面で改善すべき点が多く見受けられるようになった。情報関連設備の整備による両キャンパス間の情報提供の均一化、問題解決の迅速性を図るためのテレビ会議システムの導入などの様々な工夫に加えて、武蔵野新座キャンパスで十分な対応ができない問題については、池袋キャンパスの事務部局の者が定期的に赴き連絡体制を強化するなどして改善に努めているが、これらの抜本的改善については、2006年度の新学部開設に合わせて、具体的な形態をつくりあげていくことになっている。

#### (事務組織の役割)

- B群 ・教学（学部・大学院の充実）と将来発展に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性
- ・学内及び大学院に関わる予算（案）編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性
  - ・学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその適切性
  - ・国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況
  - ・大学及び大学院運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況

#### <大学運営における政策形成と総長室>

総長室は、大学の教学、経営に関する政策形成を中心的に支える事務組織として重要な役割を担っている。総長室は、事務部長である総長室長（総長室事務部長）のもと、企画課と秘書課の2課で構成され、教学にかかわる企画・立案、予算編成・財政計画の立案など大学の政策形成に関する総合調整機能と、部長会、事務部長会で審議される教学・経営に関する広範な案件処理の連絡調整機能を果たしている。現在本学では、総長が提示した

将来計画に基づくアカデミックプラン実現のための諸施策を推進中であり、これらについては、複数の総長補佐や調査役が任命され、総長から託された諸課題に応じた推進体制を形成し、総長室との緊密な連携のもとに課題を達成している。

このように総長室は大学運営における教学、経営全般にわたる諸課題の総合調整機能を持つがゆえに、業務が過度に集中する傾向がある。2004年度からは、現在進行中の将来計画推進室に加えて、組織改革、財政改革の二つの推進組織も発足することから、総長室所管事項の整理と他部署への業務移管、権限の委譲、人材の確保などが必要になってくる。

#### <教学に関わる企画・立案・補佐機能と教務部・武蔵野新座キャンパス事務部>

教育研究支援を強化するためには柔軟で機動的な支援体制を作ることが必要であるとの認識により、多様な教育研究支援活動が展開できるよう2001年4月に池袋キャンパスの教務部は大規模な組織改編を行った。これらの組織改編の基本方針は以下の3点に集約することができる。

- ① 教学改革を推進するための全学的視点に基づいた教育行政の確立、および教務事務の統合化・効率化に伴う教学支援体制の拡充
- ② 学部・研究科の多様な教育研究活動を支援する学部・研究科関係事務体制の整備
- ③ 業務の持続的改革と、それを行うための職場環境の整備

組織改編後の組織体制と所管事項は以下のとおりである。

- ① 学系等事務室（人文・社会・自然科学の3学系事務室、学校・社会教育講座事務室、全学共通カリキュラム事務室、独立研究科事務室）：各学部等に対する教育研究支援、学部等の運営支援。
- ② 教務部教務事務センター：履修・試験成績・学籍・授業運営などの教務事務。全学的視点から共通化して総合的に担当。
- ③ 全学教務委員会：教務行政のあり方、方向性を全学的に実質的、集中的に審議する。委員会の構成は、教務部長を委員長とし各学部等の教員および教務部副部長で構成される。

これにより、従来学部別になっていた5学部教務課の業務は大きく二つのグループに分かれ、教務事務については、学部横断的な業務別横割りの組織として教務事務センターに、教育研究支援業務については、三つの学系事務室（人文科学系、社会科学系、自然科学系）に整理統合され学部運営を支援する体制となった。また教職等資格取得講座関係業務の組織も教務事務と実習支援・研究支援業務を一体化した組織に統合され、より機能的で効率のよい組織を目指すこととなった。

改編に伴う業務の統合、整備は概ね順調に成果を挙げてきているが、教学改善支援への機動力を発揮するための十分な組織環境を整えるまでには至っていない。ここ数年、大学に対する社会のニーズはますます多様化してきており、そのためには教学に関わる支援事務体制を、この改編が目指した業務の統合化、共通化、効率化を通して体力のある、より柔軟な組織体制とすることが必要である。特に、2006年度に予定されている新学部の設置や学部改編等、現在進行中の教育システムや授業方法等の教育改革に向けて、さらなる支援体勢の強化を図る必要がある。教務部各部局の点検評価及び課題については、以下のとおりである。

### 学系等事務室

学部・研究科に関わる学部関連事務は、従来各学部・研究科の性格と歴史の中で、学部長付、学部出向職員、実験職員、嘱託職員、学部教務課などによって、それぞれ異なった形で担われてきた。これを各学部・研究科の独自性を考慮しながら統合・再編し、研究棟単位に三つの学系事務室にまとめることによって、各学部の教育研究支援関係業務を統一的な視点で遂行できるようになった。また、学系等事務室連絡会を開催し、全学的共通業務の標準化や業務の整理、効率化、調整等を行えるようになった。

今後は、調査・分析・資料作成等の機能を充実させ、カリキュラム開発支援等教学改善に関わる支援業務を強化すること、また、学系等事務室連絡会をさらに機能させ、学部単位の共通業務についてはマニュアルを整備して共通業務の効率化を目指し、学系等事務室間の連携業務の効率化を図ることが課題である。

### 教務事務センター

学部別縦割りの業務区分から学部横断的な業務区分への改編により、従来あった学部間の「壁」を相当程度低くすることが実現し、学生サービスを含めた学部間差異の解消ができてきた。

学部教授会に対応するために学系等事務室と連携を図る必要性が認識され、定期的に担当教員を含めた連絡会議を開催してきた。これにより情報の共有と学部教授会の方向性についての理解が深まってきた。

武蔵野新座キャンパス事務部など業務上関連の深い部局と定例の打合せ会を設ける必要性が認識された。

### 全学教務委員会

2001年度の教務部の組織改編に伴って改組された委員会であるが、従来の教務連絡委員会と大きく異なる点は、教務連絡委員会の機能が連絡・調整に限定されていたのに比べ、全学教務委員会は、本学の教務行政を推進する権限を有する自立的な組織に改組されたことである。これにより、新たな教育制度導入に伴う課題や、従来から積み残されていた諸課題を迅速に解決する体制が整備され、3年間の実績は所期の目的以上の成果を上げ、教務事項に関する全学的意思決定機関の実質を備えつつある。

全学教務委員会は、教務事務センターを業務別組織としたことによって明確になった各学部等の教育制度の相違について、その個性を活かしながら調整を施し、学生から見ても公平でかつ業務遂行の視点からも合理的な制度の構築を目指している。今後はさらに、学部等のカリキュラム体系について、全学的な理解の共有と調整を図る機関への発展を目指している。

### 武蔵野新座キャンパス事務部

本学は池袋と武蔵野新座のふたつのキャンパスにおいて教育・研究を展開している。武蔵野新座キャンパスには、観光学部とコミュニティ福祉学部が設置され、武蔵野新座キャン

ンパス事務部が教学に関わる企画・立案・補佐機能を担っている。

武蔵野新座キャンパス事務部においては部課体制をしかずに業務別の体制をしいている。教育研究及び学部運営の支援については学部教務係が所管し、池袋キャンパスにおける教務部の機能を担っている。開設当初の理念である「スリムな体制」で、より効率的で有機的な教務事務、学部事務を目指し、一人の人間が複数の役割をこなす体制で今日まできている。しかしながら、この間、学年進行による学生数の増加や大学院の設置により、同事務部の業務は質量ともに増大してきている。より充実した研究・教育活動を支えるためには事務部の体制を再構築する時期にさしかかっていることが認識されている。事務部の学部教務係は池袋キャンパスにある教務部に相当し、教学に関わる企画・立案・補佐機能を担っているが、池袋に比べて配置人員や全学共通カリキュラム事務室機能において充分とは言い難い。また、学部事務については、事務部と学部長室で役割を分担して行っているが、人員配置の関係上、学部長付は非専任職員であるため限定的な業務の配分となり、学部への支援機能が手薄であることは否めない。

2002年3月に両学部が完成年度を迎えるにあたり、武蔵野新座キャンパス事務部内に事務体制検討プロジェクトを設置して検討が重ねられ、2002年7月に報告書にまとめられた。その後、2006年に新学部を武蔵野新座キャンパスに設置・開設することが計画される状況となり、上述の報告を踏まえて、学部運営関係業務・組織のあり方についてもさらに検討が加えられている。

### 独立研究科事務室

本学は2002年度に、高度職業人養成を目的とした3つの昼夜間開講の大学院、すなわちビジネスデザイン研究科、異文化コミュニケーション研究科、21世紀社会デザイン研究科を開設した。それに合わせ、上記3研究科の教育研究を支援する事務組織として独立研究科事務室を開設した。同事務室は、教務事務関係業務、学系事務関係業務（研究科の運営に関わる業務）、入試業務、広報業務などを所管している。独立研究科の特徴として、(1)社会人を対象としている、(2)主として夜間に授業を行っている、(3)学部基礎を置いていない、(4)他大学との競争が激しい、などがあり、これまでの本学の大学院とは大きく性格が異なっている。したがって、その支援業務も従来の大学院にはなかった新たな業務も求められている。例えば、広報活動の一環としての年間20回を超える講演会や進学相談会の開催、年間200回を超える授業での学外ゲスト・スピーカーへの対応などにも事務局をあげて取り組んできた。今後、限られた人員で、いかに社会のニーズに即応した業務を展開していけるかが課題である。

### <予算（案）編成・折衝過程と財務部>

予算編成は以下のような手順で行われるが、それぞれの手順の中で財務部が果たす役割は以下のとおりである。

#### ①総長が次年度予算編成方針を提示

財政見通し、教育研究に係る重点施策、経費節減方法と目標などを明示して、次年度予算の編成に着手する。

#### 【財務部の役割】

予算編成方針の原案を財務部が作成する。関連する財政データ、学内情報は基本的に財務部に集積されており、それを基礎にするのが望ましいからである。財務部が作成した原案は、総長および総長室スタッフとの協議・調整の中で内容の修正が加えられる。

②各部局が予算編成方針を踏まえて予算申請を行う

予算編成方針を受けて、学部・事務部局など学内部局がそれぞれの必要予算をまとめ上げ、財務部に申請する。

【財務部の役割】

予算申請はコンピュータを使用して行われるが、ソフトウェアや申請データの管理などの実務面を財務部が担当している。

③財務部が学部、事務部局ごとにヒアリングと予算折衝を実施

ヒアリングは各部局の担当者レベルから実施し、その内容は財務部で整理する。その後、部長レベルで折衝を行い、予算会議案件を確定する。

【財務部の役割】

財務部によるヒアリングと折衝は、事務組織だけでなく、学部・大学院などの教学組織に対しても実施している。ヒアリングと折衝を通じて、大学全体の予算申請状況（その年度の特徴、新規事項、重要案件の所在等）を、最初に把握するのが財務部ということができる。

④財務部から総長へヒアリングと折衝について報告、協議、意見交換

財務部が各部局と実施したヒアリングと折衝結果について、総長に報告し、協議を行う。特に予算会議で審議する重要案件の取り扱いについて、細部の把握と調整を実施する。

【財務部の役割】

把握した予算申請状況を総長および総長室スタッフに報告するが、その際財務部としての判断や見解も合わせて表明しており、大学全体の予算編成の方向性決定の一翼を担っている。

⑤学部長、事務部長を構成員とする予算会議を開催

予算申請内容全体について財務部が概略を説明する。重要案件は申請部局が内容説明の上、個別審議して可否を決定する。また政策的判断に基づく予算を総長が提案する。最終的には予算全体について基本的合意を確認する。

【財務部の役割】

予算会議の日程作成、資料の準備といった事務的作業と、総長が提案する政策判断に基づく予算の原案作成、個別審議案件に関する意見具申などの関わり方もしている。

⑥予算会議の合意結果をもとに、財務部が予算案を作成し、部長会、事務部長会に提出、承認を得る。その後、理事会、評議員会の承認を得る。

財務部は予算編成の総合調整役として、原案作成、各部局との折衝、予算案決定の全過程に深く関与している。これは、財務部が持つ以下のような特性に由来するものであり、財務部が関与することによって過去および将来との連続性のある、全学的視点に立った統一性のある予算を編成することができる。

- ・中長期財政計画を定期的に作成していて、一定の財政見通しを持っていること。
- ・学内の予算執行に関わる問題の所在を日常的に把握していること。教学組織、事務組織を問わず、それらの情報が集中されてくること。
- ・過去の予算編成内容との連動、整合性をとるための全学的情報を持っている唯一の事務部局であること。

本学の予算編成に関しての今後の課題は、財務部以外の事務組織に予算に関する権限委譲をどのように行うかである。これからは限られた財源を、優先順位を見極めて効率的に投下し、教育研究の実質を高めていかなければならない。そのためには、予算編成過程で細部についての過剰な査定をやめ、緩やかな予算編成の枠組みを提示し、個々の事務組織が提示された枠組みを尊重しながら、確かな業務分析と自己責任に基づいた予算編成を行える仕組みに変えていく必要がある。予算会議の役割は、個々の案件についての詳細な議論を避け、予算編成方針に基づいた優先順位の策定と、予算投下額の大枠の決定を行う機能へ移行し、権限の大幅な委譲によって大学全体の様々な活動の活性化が図られることになる。

#### <学内の意思決定・伝達システムと広報渉外部>

学内の意思決定内容および学内外での大学に関する出来事は、以下の方法により大学構成員および関係者に対し伝えられている。

対教職員：大学の最終意思決定は部長会（毎週1回開催）において行われ、事務組織に関係する事項については事務部長会（毎週1回開催）で行われる。部長会での報告・決定事項は、その都度職制を通して報告される仕組みになっており、教員組織の場合は教授会や学科長会を通じて、事務組織の場合は事務部長会での報告・決定事項も含めて、部会や部課長会などを通じて伝達される。また、理事会等法人本部における意思決定事項については、大学の部長会において総長から「総長報告」（秘書課作成）として紙面で報告される。

パソコンの普及に伴い（事務部局は一人1台）、これらの伝達は職制を通じての口頭や資料の配付といった従来の方法に加えて、各学部長・事務部長から記録メモが添付された電子情報として、それぞれの構成員に個別送信されることも多くなり、意思決定に関する情報伝達の迅速性と浸透性は格段に向上している。

教職員を対象とした学年暦に関する公示、人事関連情報、各種補助金・助成金の募集情報などのいわゆる官報的情報の伝達は、電子情報化された『立教広報』（広報課制作）が年9回定期的に発行されている。また、総長から勤務員に対し直接意思を伝達する手段として、全勤務員に総長文書を配布することや、不定期ではあるが、総長が全勤務員に呼びかける総長との懇談会が開催されることもある。

対学生：学生個人に直接伝達する手段としては、学生向け広報紙『ニューズ立教』（年6回発行、広報課制作）が全学生の自宅へ郵送される。また、広報紙『SQUARE』が年6回程度発行され、大学の方針や学内での出来事などを広報する機能を果

たしている。その他、公示（庶務課所管）や関係部局によるお知らせは学内掲示板で、学生からの直接の質問については学生部および武蔵野新座キャンパス事務部の窓口で対応している。

対保証人：全国各地で開催する「保証人会」や雑誌『立教』（季刊誌で保証人宛に送付、広報課制作）で学内状況を説明している。「保証人会」（募金・渉外課所管）には、総長、学部長をはじめ、事務部局からも出席し、大学の方針、将来計画、履修成績関係、学生生活、就職状況等についての報告を行っている。

対卒業生：校友会（卒業生の同窓会組織）が発行するニュース『セントポール』（年4回発行）の送付、校友会総会（年1回開催）、各地域・職域での校友の集いへの総長または校友課職員の出席、卒業後10年ごとに催す「校友の集い」（校友会主催）等の機会を得て大学の状況を説明している。

対社会：大学公式ホームページが広報課によって制作され、学部、事務部局等がこれにリンクする形で情報を発信・受信している。この他大学情報の学内外への発信・受信は広報課が担当し、主として入学試験に関する広報は入学センターが担当している。

職制を通じての情報伝達方法以外は、主に広報渉外部（広報課、募金・渉外課、校友課）が学内外への広報活動の主管部局としてその役割を担っている。以下に、広報渉外部関連の業務について述べておく。

教職員向けの学内広報紙『立教広報』（広報課制作）は年間9回定期発行される。大学の意思決定を教職員に周知する手段としては有効であるが、2002年度から伝達方法が紙媒体から電子媒体に変更となり、プライバシー情報保護のためのパスワード等が必要となったことから、アクセスに多少手間がかかり、閲覧者が減少傾向にある。教職員住所録の廃止など個人情報保護の環境も変化していることから、掲載事項の精査、点検を行い、アクセスが容易になるよう工夫する必要がある。また、電子情報化の利点を活かすには従来の編集方針にこだわらずに、情報の記録性（ストック）と速報性（フロー）の双方の要求を満たす情報発信の仕組みを考え直すことも必要である。

学生向けの『ニュース立教』（広報課制作）は、2000年から記事をはがき5ページ分に圧縮して自宅へ郵送する方法に変更した。全学生に直接情報が届くことによって、特に教務部、学生部、キャリアセンターなどが実施するガイダンスや諸届け提出のスケジュールが周知徹底され、以前の掲示のみによる時代より、この種のトラブルが減少するという効果をもたらしている。一方、紙面の制約上、情報の伝達量に制限がかかり、大学改革の動向などを学生に知らせるには十分でないとの反省から、2003年度後期より学生および教職員を対象とした紙媒体による新たな学内広報紙『SQUARE』（広報課制作）を発行することになった。発行は当面年6回程度とし、大学の将来計画や学内外のいろいろな出来事等について積極的に広報し、大学の重要な方針への理解と構成員相互のコミュニケーションを促進するツールとして機能することが期待されている。

保証人向けの情報の伝達は、年4回発行の雑誌『立教』（広報課制作）と首都圏保証人を対象とした池袋キャンパスでの「首都圏保証人会」および全国20ヵ所で開催される保証人会（募金・渉外課担当）で行われる。保証人にとって関心の高いことがらは学生の履修

状況、学生生活、就職状況なので、保証人会へは教務部、学生部、キャリアセンターから必ず出席し話をする機会が設定されている。しかしながら、保証人会への出席人数には限りがある。

卒業生に対しては校友会発行のニュース『セントポール』（年4回発行）が、大学からの情報伝達の役割を果たしている。『セントポール』は校友会の編集発行となっているが、校友会事務局は大学の事務組織である校友課事務室の一角にあり、記事の作成、取材、編集作業は校友課が全面的に協力している。発行部数は96,000部、卒業生の約3分の2（住所判明者）に送付している。

大学の意思決定内容を、その都度正確に大学構成員や保証人、校友といった大学を支援する関係者に積極的に伝え理解を得ることが重要になってきている。学内教職員に対しては職制を通しての伝達が現行システムでは一番機能しているが、伝達内容については部局による濃淡がある。また、各種広報紙は、情報伝達の対象者を想定した上での編集という特色がある一方、発行回数や発行部数、配布方法によってそれぞれ制約があり、必ずしも時宜を得た情報が対象者全員に届かない。いずれにしても伝達方法にはそれぞれ特徴があり、ひとつで全てを網羅することを期待することは不可能であり、相互に補完する手段が必要であろう。その相互補完を有効にする手段として、今後はインターネットのホームページの充実に取り組む必要がある。インターネットは情報の速報性にすぐれ、双方向コミュニケーションを可能にする特性を有しており、教職員、学生、保証人、校友といった大学関係者が情報を共有する環境を即時に可能にらしめ、かつ情報の世界への発信をも可能とする。広報課ではWebによる広報を重点施策として取り上げ、ホームページデザインのリニューアル、コンテンツの充実、学外のインターネット関連メディアへの広告掲出などを通じて、大学ホームページへのアクセス件数を増加させる活動を行う。

## B群：国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況

### <国際交流と国際センター>

学生および教員（研究者）の国際交流を所管する部署として、国際センター長（教員）、副センター長（教員）と職員6名で構成される国際センターが設置されている。国際センターの諸活動の方針は、各学部・研究科から選出された教員で構成される「国際センター委員会」において決定される。この国際センター委員会は、各学部等から選出された委員で構成されているため全学の意見を取り入れることができ、調整にも適した体制となっている。

国際センターは国際センター委員会に対して企画・立案・原案の提示を行うと同時に、執行部門の役割を果たしている。

国際センターの所管事項は以下のとおりである。

- ① 外国人学生の受け入れ及び本学学生の派遣
- ② 外国人研究者の受け入れ及び本学教員の派遣
- ③ 受け入れ外国人学生の学業、生活等についての指導、支援
- ④ 受け入れ外国人研究者の研究、生活等についての助言、支援
- ⑤ 国際センター主催各種（講演会）プログラムの企画、立案、実施



- ⑥ 国際交流計画及びそれに伴う調査、資料収集
- ⑦ 国際交流校との協定（学生交流及び学術交流）（協定校27校）
- ⑧ 国際センター委員会の運営
- ⑨ 国際交流についての広報及び渉外（英文の大学案内の作成）

国際センター職員は国際交流業務担当者として海外の協定校を計画的に訪問し、情報交換をはじめ現地状況の把握等、常に基本的な情報の収集に努めている。また、専門業務に対応できるよう、OJTや各種研修会等を通して専門知識の修得に努め、人材の育成を図っている。

なお、国際センターは全学的な国際交流プログラムを所管する組織として設置されている。学部や研究科の独自の国際交流については原則として当該部署が独自に対応することになっているが、その運営について、国際センターの持つ豊富な経験や専門性は有効であり、多くの場合、国際センターが協力することになる。また、学生や研究者の受け入れに関しては国際センターが業務の一部を所管している。そのため、各学部・研究科の活動が国際的になるに伴い国際センターの業務量が増加することになり、対応能力が限界となりつつある。各学部・研究科が国際交流に関する事項を自立して所管できるよう協力体制を築くことが今後の課題である。

#### <入学試験と入学センター>

入学センターは、事務部局であった教務部入学課を改組し、これにセンター長（教員）・副センター長を含む各学部の教員を加えた全学組織として2000年5月に発足した。その設置の目的は以下のとおりである。

- ① 入試の中長期的方針を大学が作成し、各学部の合意を得ながら推進する。
- ② 入試に関する課題を集約化し、解決するスタッフ的位置づけの部署を作る。
- ③ 単年度入試体制のスリム化を推進する。
- ④ 入試に関する事務の合理化ならびに省力化を推進する。
- ⑤ 出題採点体制を整備し、試験問題の安定性と安全性を確保する。

上記の目的を達成するために、入学センター規程、入試連絡協議会規程、入試委員会規程の関連規程が整備され、大学が学部1年次入試の方針を決定する際の三者（入学センター、入試連絡協議会、入試委員会）の機能・役割が明確になった。

また、2001年12月に、上記の目的に加えて広報課が所管していた入試広報関連業務を入学センターに統合し、入試の企画実施と広報を有機的に関連させる組織改革を行った。これにより、入試広報窓口のワンストップ化が実現しサービスの向上が図られた。

入学センターの発足により、入試関連事項（入試制度、入試の実施、入試広報）を全学的視点で統括する組織が整備され、学部との連携協力が強化されたことにより、旧入学課時代からの懸案事項の解決や、入試制度あるいは入試関連諸事項の改善が急速に図られた。主なものとして、一般入試情報の開示（入試成績の開示）、入学辞退者への入学金を除く学費その他の納入金の返還、センター試験利用入試への参加と実施、自由選抜入試の拡大整備などが挙げられるが、その他にも多くの課題に取り組み、各種入試制度の精度を上げることができた。入学センター発足時に掲げられた所期の目的は、それぞれ何らかの改善が

図られてきたとあってよい。また、毎年の学部入学試験の実施にあたっては、入試連絡協議会および入試委員会で議論され、決定事項は実行に移されるが、入学センターでの事前の検討で問題点が整理されていることから、問題解決に要する時間が相当程度短縮されるという効果を生み出している。

入試業務については教職員間で役割分担を行っているが、特に入学センターの職員は、全学的入試実行組織の入試事前事務、出題採点委員会事務、統計委員会事務、入試事後事務のそれぞれ責任者・副責任者となり、入学試験実施における重要な役割を担っている。

18歳人口の減少傾向の中で、安定的に受験生を確保していくためには、入試の多様化は避けられない。入試制度の中長期的検討、入試実務の業務改善は継続的な検討事項であるが、業務が複雑化し、より専門化していく中で、入学センターにかかる負担は今後も増加していくことが予想される。人材の登用と育成は今後の重要な課題である。なお、入試広報業務の入学センターへの統合は、実施後3年程度で見直すことになっており、大学全体の広報活動との関連を再度検証することになっている。

#### <就職業務とキャリアセンター>

2002年4月に「就職部」から「キャリアセンター」へと名称を変更し、「就職対象学年への就職支援」から「入学から卒業までの4年間にわたる一貫した進路・就職支援（キャリア支援）」へと、所管機能を大きく向上させた。入学時から、「自分の一生、特にキャリア」と「大学で学ぶこと」を結びつける気づきのきっかけを提供しつつ、大学生活で自己のキャリアを自立してデザインできるような系統的なプログラムを展開している。学部学生への直接的な進路・就職支援がキャリアセンターの中核的な業務であるが、その過程で得られる学生に関する情報と企業情報を学部および関連部局に発信している。それらを通じて、学部と連携してキャリア教育の充実を図り、教学改善に貢献することも重要な使命として取り組んでいる。具体的な協働の内容を以下にまとめる。

なお進路・就職支援の詳細については、「6 学生生活への配慮（就職指導）」で述べているので参照いただきたい。

#### （キャリア支援に関する教職協働）

- ① キャリア関連科目の展開：2000年度から進路支援の一環として全学共通カリキュラム総合B群「仕事と人生ーキャリアの展望を切り開くために」というキャリア教育科目を他大学に先駆けて開講した。この科目は、キャリアセンターが企画の段階から参画し、コーディネーターの教員とともに授業概要策定、講師選定などにおいて協働している。同センター職員が一部講師も担当している。現在の雇用をめぐる状況や多様化する働き方などについて学び、職業観を育成する目的で始められたが、履修者の7割を1・2年次生が占め、自分の人生や働き方について考え大学で学ぶ意欲を高めるきっかけを提供している。
- ② 学部訪問：各学部において、学部長、学科長、学部のキャリアセンター委員とキャリアセンター部長、学部担当の職員が一堂に会し、卒業生の進路についてのデータ提供や出口部門として得る企業情報などを伝達している。教学からみた学生の状況を聞くなど問題点を共有し、連携を図り、キャリアセンターの進路・就職支援の高度化のみ

ならず学部におけるキャリア教育の改善をも目指している。

- ③ 学部との連携による進路・就職プログラムの開催：前項の学部訪問の成果として、学部  
部に特有な進路・就職プログラムを教員と協力しながら企画し実施している。
- ④ キャリセンター委員会の開催：各学部のキャリアセンター委員（2名）と年2回会合を  
もち、情報の共有、学生の進路・就職支援の協力を得ている。
- ⑤ ゼミ訪問：進路・就職支援において、学生個々の関心に応じた支援を行っている。そ  
のひとつとして担当教員の協力を得てゼミ訪問を実施し、学生・教員・キャリアセン  
ターの協力関係を構築し、学生主導のプログラムを展開しつつある。

2002年4月に、他大学に先駆けてキャリアセンター化を果たしたことは、学生・教職員の意識改革を促し、大学教育におけるキャリア形成の重要性を浸透させつつある。懸案であったキャリア支援、キャリア教育に関する教職協働も進みつつあり、本学における進路・就職支援活動は他大学と比較して相対的に進んでいると評価している。しかし、現状の企業の厳選採用に伴う「高い採用条件」と「学生の現状」の乖離は大きく、今後も強化すべき課題である。そのためには、キャリアセンター職員の資質の向上のみならず、全学的に組織化された進路・就職支援をさらに強化することが必須である。

#### <コンピュータおよびマルチメディア機器を利用する教育研究支援とメディアセンター> 現状

コンピュータ及びマルチメディア機器を利用する教育・研究の支援と、その環境の整備を担当する部署として、メディアセンターが設けられている。メディアセンター長(教員)、副センター長(教員)、職員4名、嘱託1名、委託10名、派遣1名、アルバイト7名、学生アルバイト3名が、池袋キャンパスに於いて以下の業務を遂行している。

- (1) マルチメディア施設設備運用管理
  - (ア)LL 教室運用管理
  - (イ)一般教室・会議室マルチメディア設備運用管理
- (2) V-Campus 運用管理
  - (ア)ネットワーク運用管理
  - (イ)メール・Web システム運用管理
  - (ウ)Rikkyo Cyber Learning (旧 1000 コマプロジェクト) 運用管理
  - (エ)コンピュータ教室運用管理
- (3) マルチメディア・IT 活用支援
  - (ア)ヘルプデスクサービス
  - (イ)メディア変換・コピーサービス
  - (ウ)教材作成支援

武蔵野新座キャンパスには、武蔵野新座キャンパス事務部内にメディア事務室があり、池袋キャンパスにあるメディアセンターとの強力な連携のもと、メディアセンター機能を担っている。

メディアセンターの運営機関としては、総長諮問に対する答申や有識者による提言などを行う総長指名の委員会である情報企画委員会がその機能を果たしている。情報企画委員

会は課題に応じて小委員会を設け、メディアセンター、武蔵野新座キャンパス事務部メディア事務室とともに、企画の実現と実現した企画の運用管理を行っている。

## 評価

「教室AV設備の更新」によるマルチメディア施設設備の充実、「立教 V-Campus」による情報基盤の充実、「講師控室におけるヘルプデスクサービス」によるコンピュータ及びマルチメディア機器の利用における教育・研究支援体制の充実が、現行の事務組織体制のもとで実現しつつある。来年度には「池袋キャンパスの小教室AV装置更新」、「立教 V-Campus 3rd Stage」、「教材 e-Learning 作成支援」などが予定されているが、企画の提案、具現化には事務組織の担う役割は大きい。

これら設備を活用した教育・研究の成果をまとめ、公表していく業務については、これまで不十分であった。教育・研究成果は支援業務の成果でもあり、事務組織として早急に関与すべき業務と反省している。今後、支援した教育・研究の成果に関心を払い、成果をまとめ、公表していく。

この分野は技術進歩が早く、教育・研究に活用される割合も急激に増加する中で、より大きな教育効果や研究成果を求められる教員を支援するため、事務組織の要員の事務処理能力と専門性を高める必要がある。

また、メディアセンター業務は、授業支援の関連では教務部、教室設備運用管理の関連では管財部、補助金の関連では財務部、武蔵野新座キャンパスでの業務展開の関連では武蔵野新座キャンパス事務部と密接に連携する必要があり、大学運営の視点を持った行政管理職員としての意識を高めていく必要がある。

## <大学及び大学院運営を経営面から支える事務局機能>

大学運営を経営面から支える事務局としては、総長室、財務部、総務部、管財部があり、以下のような構成となっている。各学校の独立採算を基本としている学校法人立教学院の現状では、大学の教学と経営の実質的責任と権限は大学総長に集約されており、経営管理部門としてのこれらの事務局の責任は大変重いといえる。

総長室：企画課、秘書課、調査役

財務部：財務・補助金課、資金課

総務部：人事課、庶務課、事務システムセンター、研究助成課

管財部：施設課、整備課、用度課、管財課

1990年代の初頭から始まった本学の「総合発展計画」は、全学共通カリキュラムの実施、観光学部・コミュニティ福祉学部の設置、社会人対応の独立研究科の設置などをはじめとした様々な教学改革を実現し、それに伴うキャンパスの施設の整備充実を図ってきた。これらの計画には総額約200億円が投資され、計画を実現していく過程で、これまでの短期的な大学経営の手法では対応しきれない課題にも直面し、管理部門の各事務局も大きな影響を受けてきたといえる。

大学の教学・経営全般にわたる政策形成とそれに関する総合調整機能を果たすことを期待される総長室は、かつてとは比較にならないほど高度な企画・立案能力と、部長会・事

務部長会の意思決定に向けた連絡調整機能が求められてきた。財務部はこの間、中長期の財政計画（「財政5ヵ年、10ヵ年計画」）を策定するとともに、本学の財政構造の特徴と財政基盤の脆弱性を明らかにし、財政基盤の強化のためには財政構造改革に着手すべきであるとの方向性を打ち出した。総務部は、1990年代後半から始まった組織改革と平行して人事諸制度の整備に着手し、とりわけ専任職員の人材育成に向けての制度整備を進めている。管財部は、「総合発展計画」の進行により施設の段階的な整備充実が図られ、総合的なキャンパス整備計画の実現を確実なものとしてきた。

現在本学では、2006年度に向けて、二つの新学部設置と各学部・学科の再編成という教学改革計画とそれに伴うキャンパスの整備計画を検討中であるが、これらの実現のためには、今まで以上に教学、経営の総合的視点に立った将来構想の立案が求められている。改革のスピードは速く、機動的な運営が求められることから、教学改革については、総長のもとに将来計画推進室を設け、総長室との連携を緊密に取りながら計画を推進する体制を整備している。また、計画の実現には池袋・武蔵野新座両キャンパスの施設の整備充実を平行して行うことになり、管財部が将来計画推進室との連携のもとに建設計画を担当している。

2004年2月には、新たに大学の意思決定のあり方を再検討する組織改革推進室と財政構造の改善を目的とする財政改革推進室が設置されることになった。これにより、将来計画推進室を加えた3つの推進体制が組織され、本学の教学と経営双方に関わる将来計画の総合的推進体制が整備されることになった。総長室は、これらの推進室体制を支える事務局として中心的役割を果たすことになるが、後者の二つの推進室は、特に既存の経営管理部門との連携協力なくしては成り立たない。組織改革推進室は、大学の意思決定の仕組みにとどまらず、理事会との関連も視野に入れた議論が想定されることから学院本部（法人）も推進室に加わることになった。財政改革推進室は、中長期の財政計画を策定している財務部と、組織・人事の担当部局である総務部が推進室との連携をとりながら問題解決にあたることになる。

2006年度に向けてのさまざまな改革プランの実現は、本学の将来を規定付けるものであり、大学経営の側面からも重要な意味を持っている。3つの推進室を中心に既存の経営管理部門が連携協力して、本学の経営課題の明確化と課題解決の具体的方途が提示されることが期待される。

#### （事務組織の機能強化のための取り組み）

- C群 ・事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性
- ・教学上のアドミニストレータ養成への配慮状況

本学の事務組織は、1990年代後半から開始された「立教学院総合発展計画」の推進と並行していくつかの組織改革を行ってきた。2000年代に入り、大学では引き続き将来発展計画の名のもとに教学改革の動きを促進しており、事務組織の改組、新設が続いている。1999年度以降改組、新設されたものは次のとおりである。

1999 年度	新設	人権センター
2000 年度	改組	メディアセンター、総務部事務システムセンター（以上、旧コンピュータセンターより分離） 入学センター（旧教務部入学課）
2001 年度	新設	総長室設置計画課、学院史資料センター
	改組	教務部教務事務センター、同人文科学系事務室、同社会科学系事務室、同自然科学系事務室、同学校・社会教育事務室（以上、旧教務部各学部教務課、講座課、学務課を再編） 図書館人文科学系図書館、同社会科学系図書館、同自然科学系図書館（以上、旧図書館各学部図書室を再編） 学生部課外活動課（旧学生生活課）、同学生生活課（旧学生調査課）
	移管	管財部体育施設管理室（旧教務部）
2002 年度	新設	総合研究センター、教務部独立研究科事務室、総務部サービスセンター
	改組	財務部財務・補助金課（旧財務課）
	名称変更	キャリアセンター（旧就職部）
2003 年度	新設	ボランティアセンター 知的資源活用センター 法務研究科開設準備室 武蔵野新座キャンパス将来計画推進室

事務組織の強化の取り組みは、大学改革の進捗状況と連動しながら組織の改組や新設、業務移管などによって行われている。これらは大学事務組織の業務範囲である教育研究支援、学生生活支援、経営管理の全体にわたって行われており、新しい課題への対応と業務の専門化、効率化に対応した組織改革ということが言える。

2001 年 4 月からスタートした教務部の組織改革は、各学部の教育研究活動の支援強化、教務事務サービスの向上、教務事務の省力化・合理化を目的として 3 年余の検討と準備期間を経て実施に移された。また、図書館については、池袋キャンパスの整備計画と関連しながら、学習図書館機能を持つ本館と、研究図書館機能を持つ 3 つの学系図書館に再編成され、大学図書館としての総合的サービスの向上を図る組織改革を行った。12 号館（社会科学系の研究棟）の完成によって設置された社会科学系図書館には、情報管理課の機能が付加され、図書館の新しい拠点としての機能を有することになった。その他、法科大学院、知的資源活用、外部資金獲得など大学が取り組んできた新しい課題へは、既存の事務組織では対応不可能な場合が多く、組織の新設や再編成によって対応してきたが、こうした傾向は今後も続くであろう。

2002 年には図書館の開館時間の大幅な延長（最長 23 時まで）と変更が行われた。これは主として社会人対応の昼夜開講大学院独立研究科の開設を契機に、学生の学習環境の整備を進めることを目的に行われたものだが、夜間・休日開館については図書館業務の一部

(カウンター業務)を外部業者に業務委託することになった。この他、従来庶務課の所管業務であった郵便業務や用度課の所管業務であった用品備品の調達・提供サービスは、総務部サービスセンターとして再編成され、業務そのものを学校法人立教学院の100%出資会社(株)立教企画に業務委託している。業務の効率化とサービスの向上を図るには、これまでも非専任職員の導入や業務の外部委託化が進められてきたが、今後はさらに高度化し専門化する大学業務に対応するために、専門的な知識やスキルを身につけた人材の登用が必要となることから、こうした観点からも業務の非専任化が進んでいくことが予想される。

大学業務の専門化、効率化に対応するには、組織改革や業務の非専任化と並行して、専任職員の業務遂行能力の向上を図らねばならない。2000年度以降職員の人事諸制度の改革に着手し、採用の多様化、研修体系の整備と研修制度の充実、人事異動原則の見直し、人事異動時期の変更、業務の目標管理と面談制度の導入、勤務体制の変更などを実施してきた。この内、職員の研修制度は、階層別、目的別、自己啓発別に体系化し、階層別研修では初任者研修、中堅職員研修、管理職研修に重点を置いた体系に整備し、目的別研修では新たに海外語学研修制度の導入とコンピュータ研修の義務化を行い、自己啓発研修では自主研修会補助制度を新設した。さらに、各事務組織の専門的な能力を高める方策として、各部署の研修計画に基づいた人材育成計画を支援するための予算措置を講じた。

専任職員の人材育成は、採用、配置、異動、昇格・昇進、研修といった職員のキャリア形成の全過程で行われるが、中でもOJTによる業務の習熟に支えられた個々人の成長がその原動力であり、業務の目標管理と人材の育成を任務とする管理職の役割は重要である。管理職のマネジメント能力の向上を目指した管理職研修は、2003年度には「人材育成と評価」をテーマに実施され、今後は職務能力の評価の制度化に向けて作業が進むことが確認されている。

2003年度から事務部長制度の改革により、教員事務部長の配置された事務部局に職員事務部長を配置することが可能となり、特に職員人事は職員事務部長の専権事項と位置づけられた。2003年4月からは、総長室事務部長、教務部事務部長が新たに任命され、職員事務部長は6名となった。大学事務組織の業務が高度化、専門化し、これまで以上に政策の連続性が求められることから、総長の任期と連動して交代する教員事務部長制を補完する仕組みとして取り入れられた制度であるが、これにより業務の継続性の確保と職員による職員人事の実質化が進むことになった。また、職員事務部長が多くなることは、本学におけるアドミニストレーターの養成を大きく前進させることになろう。事務部長は総長のスタッフとして本学のトップマネジメントに参画する重要な役割を担っており、各職場の業務および人事管理の責任者として、より高度な業務の遂行と職員の人材育成を推進する役割を担っている。大学を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増し、大学行政を専門的に担うアドミニストレーターの養成は喫緊の課題となっているが、事務部長に職員登用の機会を増やすことは、こうした課題の解決に有効であり、事務組織の機能強化にとどまらず、事務組織全体の活力の向上、職員集団の自立性の向上、職員一人の勤労意欲の向上に大きく寄与することになろう。

## 11 自己点検・評価

(自己点検・評価)

A群 ・自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

C群 ・自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況

(自己点検・評価と改善・改革システムの連結)

A群 ・自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度

・システムの内容とその活動上の有効性

(自己点検・評価に対する学外者による検証)

B群 ・自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

C群 ・外部評価を行う際の、外部評価者の選任手続の適切性

・外部評価者による外部評価の適切性

・外部評価と自己点検・評価との関係

(自己点検・評価活動)

### <自己点検・評価活動実施体制>

1991年に大学設置基準の大綱化と同時に大学の自己点検・評価の実施が努力義務となった。本学では、これを受けて自己点検・評価の実施体制についての検討をはじめ、1993年には「立教大学自己点検・評価規程」・「同細則」を制定施行し、自己点検を行う組織として、立教大学自己点検・評価運営委員会を設置した。以来、着実な自己点検・評価活動を行い、大学基準協会の第二年度実施(1997年)の相互評価に参加し、「適合」の認証を得た。

<参照>

(目的)

**第1条** 立教大学(以下「本学」という。)は、本学における教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における諸活動について自ら点検及び評価を行う。

(立教大学点検・評価運営委員会)

**第2条** 本学に立教大学点検・評価運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、自己点検・評価の実施にかかわる基本的枠組みを決定し、全体を運営・調整する。

(運営委員会の組織)



### 第 3 条 運営委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 総長が指名する委員 若干名
- (2) 第 7 条に規定する各「点検・評価委員会」の委員長
- (3) 第 7 条に規定する事務系点検・評価委員会委員として総長が任命する委員
- 2 運営委員会に「教学関係部会」及び「事務関係部会」を置き、相互に連絡・調整を行うことができるものとする。
- 3 各点検・評価委員会の活動を調整・統合するものとして、「全体会議」を置く。
- 4 運営委員会に事務局を置く。(以上、立教大学自己点検・評価規程から抜粋)

#### <自己点検・評価運営委員会>

立教大学自己点検・評価運営委員会は、各学部、全学共通カリキュラム運営センター、学校・社会教育講座課程と理念・キリスト教活動、意思決定・管理運営の各点検・評価委員会委員長ならびに事務系点検・評価委員と、総長任命の委員によって構成されている。

活動の内容としては、

- (1) 毎年度、点検・評価の（中間）報告書を作成する。
- (2) 運営委員会は 5 年ごとに自己点検・評価結果を「立教大学白書」として作成する。
- (3) 作成した報告書、白書は総長に提出する。

ということが定められており、提出をうけた総長はそれを本学勤務員・学生、および必要と認められる学外の諸機関等へ公表するだけでなく、その中で指摘された改善すべき事項について適切な措置を講じることとなっている。

運営委員長、副委員長の任命は総長が行ってはいるが、総長、部長会をも点検評価の対象とすることによって、その独立性を堅持しており、委員会活動は立教大学の教育研究活動の向上を目的として、恒常的かつ、自主自律的に行っている。

毎年の自己点検・評価の結果は総長に渡され、総長は改善すべき事項について適切な措置を講じることとされている。そこで報告された改善点の指摘については、総長から大学の最高意思決定機関である部長会に報告をしている。部長会で報告された改善点は全学に公表され、関係部署と連携をとるなどして改善策を事務部長会、部長会に提案している。

各部署が責任を持って課題解決に取り組むことになっているが、必ずしも十分に機能していないので、新たなシステムの構築を検討していかなければならない。

#### <事務関係の点検・評価活動と「各部署の課題と前年度総括」>

本学で、より効率的、実効性のある自己点検を実施するために点検・評価組織の改組を行った。2000 年に事務系管理部門だけで 11 あった委員会を「事務系点検・評価委員会」に集約した。この組織改組は、各事務部局で毎年「各部署の課題と前年度総括」を部課単位で実施することを前提としており、2001 年度からは毎年 5 月までに取りまとめ、事務部長会で報告を行っている。

この作成にあたっては、現場の担当者から、課、そして部という、それぞれのレベ

ル順に点検評価を行う方法をとっており、担当者および主管部署にとっては、1年間の業務の目標の達成状況と、今後の業務遂行の課題を確認する機会となっており、この制度システムは有効である。

ただし、今後の課題として、「事務系点検・評価委員会」がひとつで事務組織と運営すべての項目を網羅して点検評価できているのかという検証、また、これまで3回実施してきた「各部局の課題と前年度総括」の共有の2点が挙げられる。

今後、組織の拡大に伴い、新たな点検評価活動組織を検討する必要がある。

### <本学の点検・評価活動の展望>

学外者による検証としては、大学基準協会の相互評価に参加し、評価結果に基づいて、指摘事項の改善の取り組みを行っている。

現在、学生の意見を反映させる仕組みとしては大学環境調査をはじめとする各種アンケートの実施が挙げられる。最近では窓口対応の問題についての指摘がなされたため、窓口対応プロジェクトを立ち上げ、その方策についての答申を得ている。また、今年度から、「学生部モニター制度」が設けられ、20名の学生にマナーなどの懸案事項について意見を聴取するなどしている。

2004年度からの学生による授業評価の本格実施に先駆けて、2003年度は試験的な実施を行った。結果の公表、扱いについては、さらに学生たちによる点検も加えていく必要がある。

卒業生の意見を反映させる仕組みとしては、現在も校友の集い、校友会幹部と大学幹部との懇談会等で意見を聴取する仕組みを持っているが、より広く意見を聴取できるようなアンケートの実施も検討課題となる。

今後の課題としては、設置が検討されている「大学教育・研究支援センター」、2003年度から設置された各学部のFD委員、部長会権限の一部委譲を受けた「全学教務委員会」等との連携の中で実のある点検評価を行い、教学改善への取り組みを行うことが必要となる。

2004年度予算編成において、各学部・事務部局の特色を活かした外部評価のための態勢作りについて、特別な予算枠を設けることが承認されており、総長が提案している学外の有識者もまじえて構成される制度「立教アカデミックブレン」の創設とともに、外部評価に積極的に取り組むことについて学内の合意を得ている。

#### (評価結果の公表)

A群 ・自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

B群 ・外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

本学は評価結果について、その結果が否定的であっても、自己の点検評価を明らかにし、独善を廃し、独立した大学としての自律作用を確かならしめるため学内にとどまらず、日本私立大学連盟加盟大学、文部科学省及び関係団体、聖公会関係学校、関連学校に送付している。2002年度は立教大学白書を刊行、学内外に広く配付を行った。ただし、Webでの公開についての手続きが遅れたため、イントラネットでの公開にとどまったが、相互評価の結果についてはインターネットでの公開を視野に入れて実施している。

### <大学基準協会からの勧告事項への対応>

そこで指摘を受けた幾つかの問題点と勧告については改善に向けての努力がなされ、2001年に大学基準協会に改善報告書を提出した。そこでさらに指摘を受けた個人研究費の問題については最高意思決定機関である部長会で報告し、指摘事項についての改善をはかることが大学の教育研究環境を向上させることになるとの合意のもと、毎年増額し、今年度には一人25万円/年となった。また、個人研究費の充実策と並行して、学内の研究費制度の見直しを行った。この結果、2003年度から、研究教育の充実を目的として従来の「立教大学研究奨励助成金」に加え、5,100万円の予算額をもって、「立教大学学術推進特別重点資金（立教SFR）」助成制度を創設した。立教SFRの詳細は財務での記述に譲るが、この制度は大学院生研究も助成の対象とし、採択にあたっては外部の専門家も審査委員として、外部評価の視点を加えながら客観性の高い審査を行っている。

また、研究と等しく大切な教育改革支援を行うために、2003年度から「教育方法改革支援引当特定資産」の積み立てを開始した。今後、教育方法改善の取り組みを取り上げて、実現していくことになる。

以上により、教育研究経費比率は毎年改善し、最近5年間で6%増加し、2002年度実績で26.5%となったが、今年度予測では、目標としてきた30%を超えることになっている。

このように、点検・評価活動を経常的に実施し、その結果によってつまびらかにされた課題については新たな政策形成の場面で考慮され、施設設備計画や研究教育制度の改善に反映されるなど、システムは有効に機能しているといえる。

### <相互評価実施体制>

2004年度に、大学として大学基準協会の相互評価を申請することになり、点検・評価活動を行っているが、相互評価を実施するために総長のもとに「相互評価申請プロジェクト」を設置し、自己点検・評価運営委員会の協力を得ながら進めることになった。同プロジェクトは座長が総長、副座長は総長補佐、メンバーには総長室の他、自己点検・評価運営委員会から副委員長、教学（FD）の推進役でもある教務部長、教務部副部長、総務部長と事務局（総長室、教務部、総務部）で構成している。

### 大学基礎データ

大学基礎データの作成にあたっては、事務部長会にデータ担当部局の確認を行い、当該部局から担当者を招集して説明会を開催した。説明会では、相互評価と実施の意義について説明を行うとともに、必要データの作成分担協力をお願いした。

大学基礎データ作成についての質問は随時受け付け、相互評価申請プロジェクト事務局で大学基準協会にヒヤリング調査の上、回答した。

### 調書

大学の最高意思決定機関である部長会と、自己点検・評価委員会に相互評価申請プロジェクトの副座長が陪席して、相互評価実施の協力依頼を行った。

その後、同プロジェクトが自己点検・評価運営委員会の学部委員と、関係事務部に点検・評価の実施を依頼、その結果について、相互評価申請プロジェクトが客観性・妥当性につ

いてチェックを行い、点検評価項目にもれや不明な点があれば当該部署に確認を行い、内容の精査にあたった。

また、進捗状況の報告など必要に応じて、部長会に陪席して自己点検評価及び、相互評価の重要性を訴え協力を求める一方、自己点検・評価担当者、学科長、研究科委員長、学部長と個別の面談を頻繁に行い、点検・評価の内容を深めていった。この面談は回数を重ねるごとに学部・研究科による点検・評価の認識と内容が深まった。個別の面談は時間と手間はかかるが、自己点検評価の理解を深めるには非常に有効であった。

## 12 個人情報保護

(個人情報保護)

- ・個人情報の保護の適切性

<現状>

個人情報の漏洩が紙上をにぎわすことが時折あるが、個人情報の取り扱いについて十分な配慮がなされなければならないことは当然のことである。本学では、本学が保有する個人情報の取り扱いについて規程を設けるなどして、個人の権益を守るとともにプライバシーの保護に努めている。

規程として「立教大学個人情報保護規程」(以下、「個人情報保護規程」)を設けている。この規程は、本学が保有する個人情報の適正な収集、利用、管理および保存を図り、個人の権益およびプライバシーの保護を目的につくられたものである。

また、個人情報保護規程の適正な運用を図り、個人情報保護規程に違反した個人情報の扱いに関し不服がある場合に申し立てをすることができる機関として「情報監査委員会」がある。

これまで個人情報の取り扱いについて個人から申し立てがなされたことはない。そういう意味では適切な運用がなされているということができよう。

<課題>

個人情報の保護は個人の権利と大きくかかわっている。そのため個人情報に携わる勤務員の倫理性が問われることになる。勤務員の意識を高めるためには研修等を継続して行うなどのさまざまな工夫が必要となる。現在は個人情報の保護の重要性に関する特別な研修等の試みはなされていない。今後の課題である。

本学には「人権センター」が設置されており、そこでは春季、秋季に研修を実施するなどして人権意識を高めていくための啓発活動に努めている。

「情報監査委員会」と「人権センター」が協力して個人情報の保護の重要性を喚起するようなプログラムを提示していくことを考えていきたい。

<関係規程の抜粋>

### 立教大学個人情報保護規程

**第1条** この規程は、立教大学(以下「本学」という。)が保有する個人情報の取り扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な収集、利用、管理および保存を図り、もって本学における個人の権益およびプライバシーの保護に資することを目的とする。

**第2条** この規程において「個人情報」とは、本学に在籍・在職したかまたは在籍・在職している、学生・大学院生およびその保証人、ならびに勤務員(非常勤教員、名誉教授、非専任職員等を含む。以下同様。)、本学受験生等に関する情報であって、本学が業務上取得し、または作成したもののうち、当該情報に関わる個人(以下「情報主体」という。)が識別され、または識別されうるものをいう。

- 第3条** 本学の勤務員は、情報主体のプライバシーの保護に努めなければならない。
- 2 本学の勤務員であった者は、在職中に知り得た個人情報を漏えいし、または不当な目的に使用してはならない。
- 第4条** 個人情報の収集は、本学の教育、研究および諸業務(以下本学の業務という。)に必要不可欠な範囲内に限定するものとする。
- 第5条** 個人情報の利用は、本学の業務に必要不可欠な範囲内に限定するものとする。
- 第11条** 情報主体は、個人情報の取り扱いに関し、情報監査委員会に不服申し立てをすることができる。

### 立教大学情報監査委員会規程

- 第1条** 立教大学(以下「本学」という。)は、次の各号を目的として情報監査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- (1) 本学の情報・通信システムおよびその運用について、総合的に調査および点検を行い、その信頼性および安全性を高めること。
- (2) 個人情報保護規程の適正な運用をはかること、および個人情報保護規程に違反した個人情報の扱い・情報倫理規定違反を理由に課された措置について、その不服に理由があるか否かを審査すること。
- 第6条** 委員会は、全学の情報・通信システムにかかわる次の各号に掲げる事項の監査を行う。
- (1) 適正運用に関する事項
- (2) 機密の保持に関する事項
- (3) プライバシーの保護に関する事項
- (4) 総長の諮問する事項
- (5) その他委員会が必要と認めた事項
- 第7条** 委員会は、前条の監査の対象となる事項の関係者に対し、監査の実施に必要な資料の提出を命じ、意見の聴取を行うことができる。
- 2 委員会は、委員を派遣して、実地の調査を行うことができる。

### Ⅲ 全学的な教育研究への取り組み

#### 1 大学・学部等

##### (1) 教育研究組織

(教育研究組織)

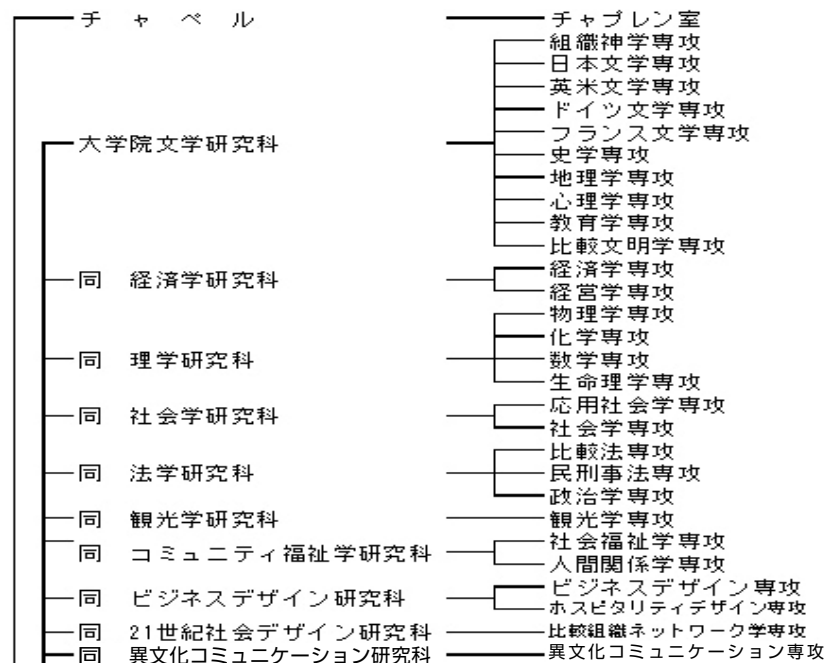
A群 ・当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

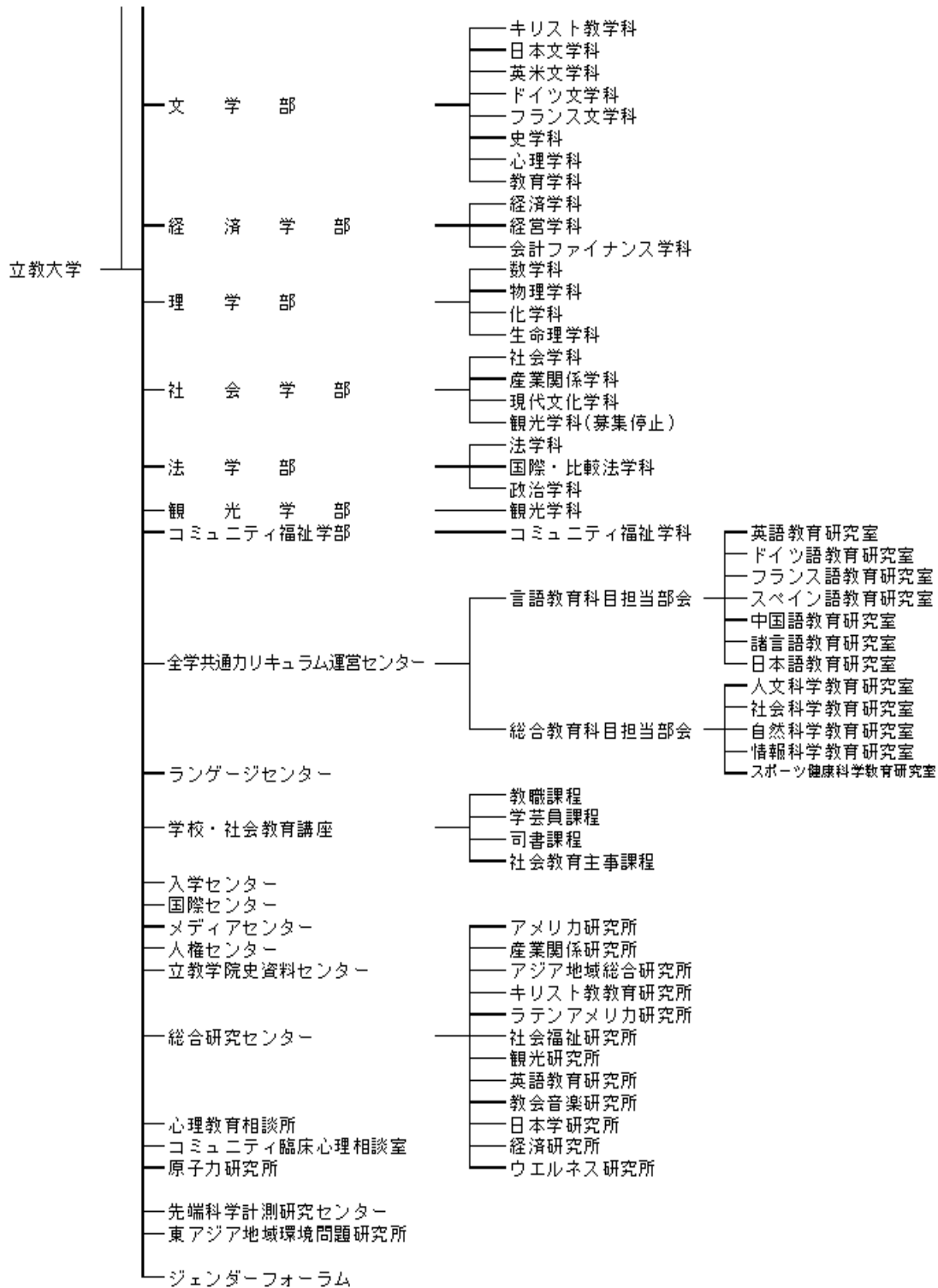
(教育研究組織の検証)

C群 ・当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

現在、基礎データの表1～3および下記の別表第1(1)に示すように、7学部23学科および10研究科28専攻の専門教育研究部門（学科・専攻以下の組織編成については各学部等の記述を参照のこと）に加え、教養教育を主に担当する全学共通カリキュラム運営センター、教職課程などを担当する学校・社会教育講座が正課教育を実施し、これを教務部や入学センターなどが教務事務などの面で支援している。さらに、図書館・メディアセンター（教育研究用マルチメディアシステムの利用支援・管理部門）・国際センター（教育研究上の海外の大学等との交流支援部門）が、正課教育内外にわたって、それぞれの所管に即して教員と学生の研究教育を支援している。研究系組織としては専門学部・研究科のほか、総合研究センター傘下の12の研究所と、独立の3研究所および2つの心理系の相談所ないし相談室、ジェンダーフォーラム、学院史資料センターがある。ジェンダーフォーラムや学院史資料センター、総合研究センター傘下の研究所の一部は、全学共通カリキュラムの一部科目の担当や、講座開設などを通して、学生や社会人の教育に携わっている。また、チャプレン室・学生部・キャリアセンター・人権センターなどが、正課外教育にも携わっている。なお、別表第1(1)のランゲージセンターは言語教育担当嘱託講師の所属部署である。

別表第1 (1) 学校法人立教学院 立教大学教育研究部門組織





正課教育と研究については、自然科学系が理学部のみであるものの、自然・社会・人文の3分野を揃えた総合大学の形を整えており、しかも、特に全学教務委員会と全学共通カリキュラムの運営を通して、少なくとも教育上の全学的な交流と協力を促進する仕組みがつけられ、総合大学としての実質も備えている。全学共通カリキュラムでは、特に総合B群で、学際分野の科目が展開され、全学教務委員会では、各学部等の履修制度上の統一性を追求するとともに、各学部等の個性に応じた特殊処理の相互承認などを通じた教育上の創意工夫の情報交換も行われている。教育研究面の支援制度やそれに関わる事務部門が学



部別組織ではないことも、こうした交流と協力を促進する要素となっている。

学部別教員数および学部基礎をおく研究科別教員数では、基礎データの表 19～21 に示すように、設置基準は十二分にクリアしているものの、文学部の専任 74・兼任 250 を筆頭に、観光学部の専任 27・兼任 60 まで、かなりの格差をもって分布しており、学部規模に不均等がある。これに学生定員を重ねると、教員 1 人当たりの学生数でも格差が大きい。ことに講師以上の専任教員数で人文系と自然系とが 40%も占めるために財政上の問題にもなるので、2001 年度に、文部科学省の設置基準をクリアし学部の特性にも配慮しつつ、教員学生比率や開講コマ数、専任教員担当コマ数などをある程度平準化するため「教学条件」を設定した。現在、2006 年度をめどにその実現を図りつつある。

2002 年に、社会人教育の充実を目指して昼夜開講の 3 独立研究科を設置した。創立以来昼間部のみで進めてきた本学も、これに合わせてようやく夜間サービス体制も整えた。また、2004 年には、司法制度改革に伴って法務研究科を設置するほか、2 つの研究科で博士課程後期課程を設ける。さらに、2006 年度には文学部での表現系分野と心理系分野の発展を受け、かつ、武蔵野新座キャンパスのいっそうの活性化も図るため、武蔵野新座キャンパスにコミュニティ福祉学部の臨床心理分野も合わせた表現・心理系学部を新設するとともに、池袋キャンパスにも経済学部と社会学部が協力して経営系学部も設置し、さらにその他の既存学部・研究科でも学科増設などの再編成を実施する予定である。ほぼ全面的なこの教育研究体制の再編の中で、この評価項目も参考にしながら抜本的な教育力の強化・向上も図る予定である。そのため、FD 推進組織やインターンシップオフィスなども、喫緊の課題として 2004 年度設置を目指して検討を行っている。

教育研究体制の総合的な評価システムとして、自己点検・評価委員会を持っているが、評価の全学的な基準のひとつとして総長が前述の教学条件を設定した。このように、自己点検・評価委員会だけでなく、部長会や全学教務委員会など、教授会に直結する意思決定機関の内部にも点検体制を組み込み、実効ある総合的な教育研究体制の点検と改革の制度を構築している。

## (2) 教育研究の内容・方法と条件整備

### (1) 教育研究の内容等

(学部・学科等の教育課程)

**B 群** ・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

本学では、1997 年度入学者より一般教育課程を廃止し、新たに教養的科目として全学共通カリキュラムを導入した。これに合わせて、全学で、卒業に必要な総単位数を大学設置基準が定めている最低単位数の 124 単位に可能な限り引き下げることにした。専門科目の単位数は従来の単位数で妥当であると判断し、全学共通カリキュラムを 34～36 単位にすることにより、引き下げを図った。外国語科目は、基本的なレベルを学士課程として全学で共通に習得することを目標としているので、全学部を通じて、一般教育課程と同様に 2 言語で 14 単位を必修とした結果、旧三分野・保健体育科目に相当する総合教育科目の単位数

を引き下げた。すなわち、総合教育科目については、卒業要件単位は各学部共通で 20 単位としているが、各学部で総合教育科目や自学部の他学科、他学部・学科、他大学等の科目を履修し修得した単位を、一定の範囲で専門科目の卒業に必要な単位として認める制度を導入し、学生の自主的な判断により、総合教育科目を 20 単位以上卒業単位とすることができる機会を保障している。

実施後 7 年目を迎えているが、専門教育的授業科目、一般教養的授業科目、外国語科目等の量的配分は適切であると判断している。

各学部の単位数は、以下の表のとおりである。

<文学部>

学 科	専門	全カ・総合	全カ・言語	合計
キリスト教	8 8	2 0	1 6	1 2 4
日本文	9 0	2 0	1 6	1 2 6
英米文	8 8	2 0	1 6	1 2 4
ドイツ文	8 8	2 0	1 6	1 2 4
フランス文	9 0	2 0	1 6	1 2 6
史	8 8	2 0	1 6	1 2 4
心理	8 8	2 0	1 6	1 2 4
教育（教育）	8 8	2 0	1 6	1 2 4
教育（初等）	9 8	2 0	1 6	1 3 8

<経済学部>

学 科	専門	全カ・総合	全カ・言語	合計
経済	9 2	2 0	1 4	1 2 6
経営	9 2	2 0	1 4	1 2 6
会計ファイナンス	9 2	2 0	1 4	1 2 6

<理学部>

学 科	専門	全カ・総合	全カ・言語	合計
数	9 4	2 0	1 4	1 2 8
物理	9 0	2 0	1 4	1 2 4
化	9 0	2 0	1 4	1 2 4
生命理	9 0	2 0	1 4	1 2 4

<社会学部>

学 科	専門	全カ・総合	全カ・言語	合計
社会	9 4	2 0	1 4	1 2 8
産業関係	9 0	2 0	1 4	1 2 4
現代文化	9 0	2 0	1 4	1 2 4

<法学部>

学 科	専門	全カ・総合	全カ・言語	合計
法	9 6	2 0	1 4	1 3 0
国際・比較法	9 6	2 0	1 4	1 3 0
政治	9 6	2 0	1 4	1 3 0

<観光学部>

学 科	専門	全カ・総合	全カ・言語	合計
観光	9 0	2 0	1 4	1 2 4

<コミュニティ福祉学部>

学 科	専門	全カ・総合	全カ・言語	合計
コミュニティ福祉	9 6	2 0	1 4	1 3 0

(授業形態と単位の関係)

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法は大学設置基準第1条に則り、以下のように定めているので妥当であると考え。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって1 単位とする。
- (2) 輪講、実験、実習及び実技については、30 時間から 40 時間の授業をもって1 単位とする。ただし、全カリ総合教育科目のうち、スポーツ・スタディは、スポーツの実践に加え、全体の3分の1程度の時間を教室での講義にあてているため、2 単位として換算している。
- (3) 前項の規定にも関わらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位互換、単位認定等)

<5 大学間単位互換制度>

2001 年度より、学習院大学、学習院女子大学、日本女子大学、早稲田大学、立教大学の5 大学間で単位互換を実施している。各大学は自大学の教養科目、専門科目の中から他大生を受け入れる科目を提供し合い、5 大学合計で 1000 科目を超える科目を提供している。また、延べ履修者数も 3000 名を超えている。それぞれの大学が特色ある科目(教養科目、専門科目)を提供しており、学生にとっては魅力ある制度である。

<大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位の単位認定方法>

本学は、学則において、①他大学または短期大学における学修、②短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修、③本学に入学する前に大学または短期大学における学修、において修得した単位を、教授会の定めるところにより、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる、と定め

ている。このことは学生の幅広い学修に応え、促進する上で適切な制度であると判断している。

### （生涯学習への対応）

本学は、生涯にわたる学習の関心に応えるため、また促進するために、科目等履修生制度を設けている。（科目等履修生の内容については「（3）学生の受け入れ（科目等履修生・聴講生等）」を参照。）また、大学基礎データ表 10 にあるように、公開講演会が盛んに開かれており、学外からの参加者も非常に多い。

しかしながら、近年、「生涯教育センター」を設立し、ITなどを駆使しより積極的に生涯学習に取り組み始めている大学も見受けられるが、本学が今後とも既存の組織・制度の中で展開していくのか、新たな展開を図っていくのか、早急に大学としての方針を確定する必要があると認識している。

## （2）教育方法とその改善

### （厳格な成績評価の仕組み）

本学では、授業科目の成績は 100 点を満点とし、60 点以上を合格、59 点以下を不合格としている。成績通知表への評価は以下のとおりである。

100 点	～90 点	S
89 点	～80 点	A
79 点	～70 点	B
69 点	～60 点	C
59 点	～0 点	D
試験欠席		欠

なお、外部に出す成績証明書へは「S」は「A」と標記（2003 年度入学者からは「S」標記を行う）、「D」および「欠」は記載しない。

### （教育改善への組織的な取り組み）

#### ＜FD 活動への取り組み＞

本学の FD 活動は、従来、各学部等に任せられ、全学的な取り組みはなされていなかった。そこで、2002 年度に総長の諮問機関として全学 FD 検討委員会を発足し、今後の本学の FD 活動のあり方について検討がなされた。その結果、以下の 3 つを本学の FD 活動の柱に据えることになった。

- 1) 教員における授業力の向上
- 2) カリキュラム編成の合理化
- 3) 成績評価の厳正化

そして、それらの柱を実現する具体策として以下のような提言がなされた。

#### 1) について

- ① 授業に対する教員の相互点検、相互評価の制度的実施。
- ② 学生による授業評価の制度的実施。
- ③ シラバスの一層の充実、達成目標、評価基準などの記述の徹底。

- ④ 学部、学科ごとの共同教科書の製作。
  - ⑤ 教材・教具の活用のための教員研修。
- 2) について
- ① 学部・学科等の教育の目標を明確にし、その中で各科目の教育目標を位置づける。
  - ② 学部・学科等の基本的な履修順序を明示する。
  - ③ 基本的履修順序に加えて、補修授業やチュートリアル授業、体験授業などをその中に位置づけて展開する。
  - ④ 積極的に評価を受けていく。
- 3) について
- ① 教員間での成績情報の共有。
  - ② 評価基準の明確化とシラバスへの記載。
  - ③ 適正な履修登録上限の設定。
  - ④ きめ細やかな履修指導体制の確立。

こうした具体策を実現するために、各学部でのFD委員会の設置と「(仮称)FD支援センター」の設置が提言された。

上記答申を受けて、後述するように2004年度から学生による授業評価アンケートを実施することが決まっている。また、各学部等にFD委員会が設置された。しかし、本学のFD活動への組織的取り組みは始まったばかりである。早ければ2004年度に「(仮称)FD支援センター」を設置し、自己点検・評価委員会や各学部等のFD委員会と連携を取りながら、本学のFD活動を推進・支援していく予定である。

#### <シラバスの充実への取り組み>

シラバスの充実に関しては、全学FD検討委員会の検討に先立ち、数年前から改善に取り組んできた。毎年度初めに、学部、全学共通カリキュラム、学校・社会教育講座ごとに開講科目のシラバスを冊子(「講義内容」として学生に配付し、同時にWebでも公開している。

シラバスの項目は、学部により若干異なるが基本的には、「ねらい」「授業方法」「授業内容」「成績評価方法」「教科書」「参考書」から構成されている。学生が当該年度に履修する科目を選ぶ際の重要な材料となっている。ただし、量的な制限から十分に書ききれない場合があるので、教員の中には別途授業の際により詳しいシラバスを配付しているケースがある。また、全カリの外国語科目のうち英語については、統一カリキュラムに基づいた統一シラバスが実施されている。ただし、統一カリキュラム内での担当教員の自由裁量は認められているので、各教員は、いわゆる「親」シラバスに則り、各授業のシラバスを作成している。また、総合教育科目では、約300コマにおよぶ授業を展開していることから、個々の授業内容のみでは科目展開の全体像を学生が把握するのが困難である。そこで、「科目内容」と呼ぶ包括的な概念により、多種多様な授業をいくつかのグループにまとめ、学生が履修計画を立てる際の便宜を図っている。

### ＜学生による授業評価への取り組み＞

また、学生による授業評価アンケートについては、従来は、各学部・学科等の判断により、4つの学部・学科等で実施していたが、全学FD検討委員会の答申を受けて、2004年度から全学的に実施することが決定している。2003年度は予備調査を実施し、現在、各学部のFD委員がその結果を分析し、本格調査の実施案を策定中である。授業評価の調査結果は各教員の授業力の向上と学部・学科等、および大学全体の教育改善に利用する予定である。

### （授業形態と授業方法の関係）

#### B群：マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

##### ＜現状＞

本学では、授業におけるマルチメディアの活用は、基本的には各教員の取り組みに任されている。大学は各教員のマルチメディア関連の施設・設備や機器の要望を主に全学委員会である情報企画委員会にて取りまとめ、その導入を図っている。また、導入された施設・設備や機器の運用は、利用支援とともにメディアセンターと武蔵野新座キャンパス事務部（メディア事務室）が行っている。

情報企画委員会では、要望を取りまとめるだけでなく、マルチメディアを活用した教育を推進するため、2001年度よりV-Campus上において、「1000コマプロジェクト」（授業内容や資料を予習や復習用にWebで受講生に提供するシステム）を発足させ、2003年度には授業用ホームページ作成・運用管理システム、e-Learningシステムなどの機能を強化した「Rikkyo Cyber Learning」に進化させ、メディアセンターおよび武蔵野新座キャンパス事務部（メディア事務室）を通して、各教員の教育改善活動への支援体制の強化を図っている。

組織的な取り組みとしては、全学共通カリキュラムにおいて、本学オリジナルの英語の統一教材としてビデオ教材が作成され、デジタル化されたバージョンにてWebベースのトレーニング教材などが試行されている。また、コミュニティ福祉学部では、必修科目である基礎演習にて、マルチメディアを活用したプレゼンテーションを学生全員に課した教育を行っている。

立教大学の「マルチメディアを活用した教育」の現状としては、各教員の取り組みが活発化し、組織的な取り組みも一部行われている状況といえるであろう。

##### ＜点検・評価＞

2003年度は、毎年行っている要望調査に加え、「マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性」の調査を行った。有効回答数は少なかったものの、全件教育効果ありとの評価であった。

現在、授業利用するパソコンは各教員の持ち込みを原則としているが、共用の貸し出し用パソコンも用意されている。全キャンパスで5ヵ所ある貸し出し窓口の内、池袋キャンパスメディアセンターでの場合は、3年前は2台で運用できていたが、現在は5台で不足している状況である。パソコン常設教室も増えている中での貸し出し件数の増加は、授業

での活用の増加を象徴するものであろう。

「Rikkyo Cyber Learning」については、学生の評判がよく（大学教育と情報 2003 Vol. 12 No. 1(通巻 102 号)：教育支援環境と IT「立教大学の情報化と教育支援環境」）、一層の充実が望まれる。

施設・設備や機器については、DVDなどの新しいメディアへの対応も含め概ね各教員の要望に応じている。また、教育成果への効果も認識され活用する教員層も厚くなってきている。しかし、コンテンツについては質・量ともに向上させる必要があると認識している。

### <改善・改革>

2004 年度にスタートする「立教 V-Campus 3<sup>rd</sup> Stage」(最新のインターネット技術を使った研究・教育用情報基盤システム) では、PC 教室の更新も含めて、情報環境が一新する。その中には、「マルチメディアを活用した教育」を一挙に推進する企画として、「CHORUS: Class Homepages Organized for Rikkyo University Students」という授業支援システム(授業概要提示、授業内容提示、ディスカッション、レポート提出、小テストなどが Web ベースで利用できる)や e-Learning システムと LMS (Learning Management System) が含まれており、現在、50 名弱の教員によって提供されている「Rikkyo Cyber Learning」のコンテンツと参加教員数を大幅に拡大する予定である。併せて、「マルチメディアを活用した教育」を推進するには避けて通れない、教材作成支援体制の整備と、著作権の権利処理体制を整備していく予定である。

また、これまでは、各教員の教育行動に着目した上で、IT 機器担当の部局であるメディアセンターと、大学全体の IT を企画立案する全学委員会「情報企画委員会」が連携して教育研究活動を改善するのに必要な施設・設備や機器の導入・運用を行っている。今後は、カリキュラムとの関連性をより密にすることで、利活用する教員の底上げと内容の質を向上させることを検討し、各学部との関係を強化していく。

## (3) 学生の受け入れ

(学生募集方法、入学者選抜方法)

A群 ・大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

(入学者受け入れ方針等)

A群 ・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

B群 ・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

C群 ・学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係

(入学者選抜の仕組み)

B群 ・入学者選抜試験実施体制の適切性

B群 ・入学者選抜基準の透明性

C群 ・入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

(入学者選抜方法の検証)

- B群 ・各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況
- C群 ・入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況
- (入学者選抜における高・大の連携)
- C群 ・推薦入学における、高等学校との関係の適切性
- C群 ・入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ
- C群 ・高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報提供の適切性

本学は、創立以来リベラルアーツの重視を教育の理念に掲げ、全人格的な教育を重視してきた。教育体系としては、個別の学問分野を深く追求する専門教育カリキュラムと並行して、専門分野の枠を超えた幅広い知識と教養、総合的な判断力と優れた人間性を養うことを目的とする全学共通カリキュラムを展開し、専門性に立つ教養人の育成を目指している。本学が実施している多様な募集制度は、高等学校における教科学習の達成を十分評価するとともに、受験勉強以外の基礎学力、学業以外の分野における秀でた個性、異文化体験、社会人としての経験等をも重視することを目的とするもので、本学の教育理念、教育体系と密接な関連を有する。

本学では、その理念に基づいて広く大学教育の門戸を開き多様な学生を受け入れることを目指し、1年次生の募集方法として、一般入試（全学部）、大学入試センター試験利用入試（文・経・社・観・コミの各学部）、自由選抜入試（全学部）、帰国生入試（全学部）、社会人入試（法・観・コミの各学部）、外国人留学生入試（全学部）、指定校方式による推薦入学（全学部）、同一学校法人内の「一貫連携教育」の理念に基づく推薦入学（全学部）、日本聖公会関係高等学校を対象とする推薦入学（全学部）を実施するほか、全ての学部で3年次編入学試験を実施している。

それぞれの募集方法の目的、位置づけ等は、以下の通りである。

- ・一般入試：高等学校の教科学習の達成度を評価し、合否判定を行う入試制度である。多様な入試制度の中で中心的な位置を占めている。
- ・大学入試センター試験利用入試：出題採点負担などのさまざまな要因により一般入試では課することのできない科目を試験科目として設定することによって、一般入試とは異なる受験者層を受け入れることと、地方の受験生に受験機会を提供することを主たる目的として実施している。
- ・自由選抜入試：それぞれの学部に関連した高い学力をもつ者、あるいは学業以外の諸活動の分野で秀でた個性をもつ者で、各学部の教育目標を理解し、そこで学びたいという熱意のある学生を受け入れることを目的として、実施している。
- ・帰国生入試：外国において外国の教育制度のもとで学び、異文化体験を通して身につけたさまざまな能力や個性を大学生活の中でさらに豊かに開花させたいと考える帰国生を受け入れることを目的としている。
- ・社会人入試：大学で学ぶ意欲をもつ社会人を、一般入試とは異なる入学試験によって受け入れ、社会人に大学教育の門戸を開くことを目的としている。



- ・外国人留学生入試：外国人留学生に門戸を開くことを目的として実施している。書類による選考方式（全学部）と、筆記試験・面接による選考方式（観・コミの両学部）がある。
- ・指定校方式による推薦入学：受験勉強にとらわれることなく自由に学習し、基礎的学習能力を備え、個々の学部への進学を強く希望する者を受け入れることを目的としている。
- ・一貫連携教育の理念に基づく推薦入学（全学部）：大学側との協議により定めた基準により、立教新座高等学校・立教池袋高等学校の両高校長が責任をもって推薦する者を受け入れる制度である。立教学院の建学の精神に照らして最もふさわしい人材を一貫連携教育によって育成することを目的としている。
- ・日本聖公会関係高等学校を対象とする推薦入学（全学部）：日本聖公会に関係する高等学校の卒業生を一定枠内で受け入れる募集制度である。

各学部・学科の教育目標・教育内容と募集制度との関連は、一般入試・大学入試センター試験利用入試においては、試験科目・配点の設定を学部・学科の特性にあわせることによって維持され、自由選抜入試においては、受験資格・選抜方法に学部の独自色を反映させることで保たれている。それ以外の募集方法においては、志望動機を重視することにより、それぞれの学部・学科の教育目標に適合した学生を受け入れられるようにしている。

各年度の入学者選抜の方針・選抜方法・実施方法などについての審議決定は、総長ならびに各学部長を主たる構成員とする入試委員会が行う。入試委員会委員長は、学部長が輪番制により就任し、その事務局は入学センターが担当している。入試制度の改革・改善については、入学センターの下に各学部代表委員からなる入試連絡協議会が置かれ、各学部側とセンター側の双方向の発議・審議を通じて得られた成案を、入試委員会で決定する。

入学者選抜の実施にあたっては、入試当日の情報の集中化をはかり、不測の事態への迅速にして適切な対応を目的として、入試本部を設置し、全学体制の入試組織を整備している。

入学者選抜基準の透明性を保つために、一般入試においては、①総点（各科目の得点の合計）によって合否を判定している、②高等学校の調査書は、合否の判定に使用していない、③選択科目については、偏差値式を用いて得点を算出している、の3点を公表している。自由選抜入試・帰国生入試・社会人入試については、それぞれの入試の主旨を明示するとともに、外国語試験を実施する目的（大学における学習に必要な基礎的能力があるかどうか判断すること）と、小論文のテーマや評価基準とを公表している。

入学者選抜の公正性・妥当性を確保するため、すべての入試の合否判定は、各学部の教授会査定会と、全学の入試委員会査定会の二度の手続きを経て、厳密に行われている。一般入試の各科目の試験問題の作成にあたっては、作成能力を有する教員を全学から集め、綿密な相互検証のもとに作業を行うとともに、問題作成者とは別に点検者のグループを設け、三度にわたる内容・形式の点検を行って、試験実施に臨んでいる。採点は、少なくとも二人以上の教員が同一の答案を採点する二重チェック体制により行い、遺漏のないシステムを構築している。

一般入試の入試問題については、前述のごとく、実施前に三度にわたる点検を行っているほか、実施後合否判定以前に外部の有識者に点検を依頼し、出題の適否について意見聴取を行っている。一般入試以外の入学者選抜方法の適切性について、学外関係者から意見聴取を行う仕組みの導入は、今後の検討課題である。

また、入試成績結果の受験生本人への開示制度も設けている。5 月中に開示希望を受付け、受験科目の素点と、とくに不合格者に対しては不合格者を人数で 5 等分した所属グループとその人数とを、それぞれ 6 月末日までに通知している。2003 年度入試では、志願者総数 36,521 人に対して 752 人（合格者 105 人、不合格者 647 人）から請求があった。

指定校方式の推薦入学については、年に一度本学において開催する高校教員対象大学説明会において、学内情報の提供や高校からの要望を受け付ける機会を設けている。また、被推薦者の入学前教育として、課題作文等を課している。一貫連携・関係高校の推薦入学については、高校生対象の説明会を行うほか、大学教員を高校に派遣するなどの交流を図っている。

高等学校の「調査表」については、出願資格や推薦要件の確認という目的に限って使用している。

高校生に対しての情報提供は、まず 16 万部の大学案内の無料配付があり、また、本学において行うオープンキャンパスには 16,200 人（2003 年度）が参加し、その中で説明会・模擬授業・職員・学生による多面的な紹介や相談受付を行うほか、外部で行われる進学説明会への積極的な参加や、高校等に教員を派遣して模擬授業を行うなどの試みにより、充実を図っている。

#### （科目等履修生・聴講生等）

##### <受け入れ方針>

正規学生の受講において人数制限を行う科目以外の全科目（学部・大学院科目）で、基本的に科目等履修生を受け入れている。

##### <要件の適切性と明確性>

###### ① 学部科目

科目等履修生募集要項において、受講資格は「当該科目を受講する能力があると認められた者」となっており、原則として、最終出身学校の成績証明書と受講志望理由書により、書類選考している。書類選考だけでは判断できない場合は、面接を実施し、受講能力を確認している。

###### ② 大学院科目

科目等履修生募集要項において、受講資格は「学士の学位を有する者またはこれと同等の能力があると認められた者」となっており、最終出身学校の成績証明書と受講志望理由書により、書類選考している。書類選考だけでは判断できない場合は、面接を実施し、受講能力を確認している。

#### （定員管理）

- A群 ・ 学生収容定員と在籍学生数の比率の適切性
- A群 ・ 定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況
- B群 ・ 定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況
- C群 ・ 恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における対処方法の適切性

#### <定員管理の考え方>

平成 15 年 3 月 31 日の大学設置基準改正で、収容定員について、「大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする」（第 18 条第 3 項）ことが明記された。学生収容定員と在籍学生数の比率は、同数であることが理想だが、現実には入学選抜における合格者の歩留まりや学生の異動（休学、復学、編入学、留年、退学、除籍等）により、これを若干上下する場合がある。一方、収容定員は、教育環境の理想追求と財政の健全性とのバランスを厳格に検討した上で設定した数値である。後者の立場に立てば、在籍者数が収容定員を下回ることはあってはならない。

こうしたことから、学生収容定員と在籍学生数の比率は 1.00 を理想としつつ、教育的観点から許容される最小限の範囲内でこれを上回ることができるものと理解している。

2003 年度現在、本学では、入学者の目標数をほとんどの学科で入学定員の 1.20 倍としている。「資料 14」をみると、「在籍学生総数（B）／収容定員（A）」の値はほとんどの学科で 1.20 を上回っている。この原因は、上記のとおり、入学選抜における合格者の歩留まりや学生の異動によるものである。

とくに合格者の歩留まりについては、ここ数年、受験校数の絞り込みにより定着率が高くなる傾向にあること、入試制度を大幅に変更した学部があること、増設した新学科で定着率の想定が難しかったことなどが挙げられる。また、収容定員が小規模な学科の場合、実際の人数がわずかに上下しても、それを倍率で表すと大きな違いとなってしまうという側面もある。

本学では現在、平成 18（2006）年度実施を予定した「立教大学アカデミックプラン」を策定中である。新学部・新学科増設を契機に、全学の教学条件の改善・平準化を企図し、既存の全学部・学科の収容定員を調整する。これに伴い、各学科の入学者の目標数を入学定員の 1.05～1.10 倍とする予定である。

#### <不測の事態への対応>

本学（立教大学）は学校法人立教学院が経営するいくつかの学校のうちのひとつである。現在、各学校は独立採算制を採っている。したがって、本学としてはそれ単体として収支を成り立たせることが大前提となっている。

昨今、一部の大学・短期大学では、学生収容定員に対し在籍学生が「定員割れ」する事態となっている。幸いなことに現在のところ、本学では入学定員の数倍に上る志願者を確保している。しかし、少子高齢化、産業構造や雇用形態の激変などによる不測の事態には厳格に備える必要があるものとする。

本学では、教学・経営上の意思決定機関として「部長会」を置いている。大学総長、チャプレン、各学部長、事務部長によってこの会議体は構成されており、毎週 1 回開催されている。現在策定中の「アカデミックプラン」についても、この会議体において審議され

ている。近い将来、定員確保がさらに厳しい状況となった場合、定員充足率の確認の上で立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みとして、この会議体が充分機能するものと考えている。

### （編入学者、退学者）

#### ＜退学者の状況＞

退学を希望する者は以下の手順により許可される。

- ① 希望する学生が窓口を訪れた場合、教務の担当者が事情を確認する。事情によっては必要と思われる部署を紹介する。
- ② 事情を確認し、やむを得ないと判断できる場合には、「退学願」を渡す。
- ③ 学生が「退学願」を提出。教務の担当者は保証人に連絡し、了解されているか確認する。
- ④ 確認がとれたケースについては、「退学願」を関係部署に回覧する。
- ⑤ 回覧後、当該教授会に提出し、教授会の審議にかける。
- ⑥ 教授会で許可された後、当該学生および保証人に許可通知を送付する。

退学理由と退学者数は以下の表のとおりであるが、ここ数年「経済的理由」や「一身上の都合」で退学する学生が徐々にではあるが増加している。この背景には、経済的な不況が長引き、保証人がリストラされ学業が継続できなくなったケースが多くある。

＜退学者数と理由一覧＞

(単位：人)

	1998	1999	2000	2001	2002	合計
病気	1	3	6	4	7	21
経済的理由	12	15	14	15	21	77
在学期間満了	9	14	16	14	13	66
結婚	2	1	1	1	0	6
出産	1	0	1	0	0	2
育児	0	0	0	0	1	1
勉学意欲喪失	31	25	22	31	29	138
他大学受験	6	8	6	3	7	30
他大学入学	28	34	28	34	22	146
各種学校入学	8	3	6	3	1	21
個人的研究	1	1	2	0	2	6
遊学・旅行	0	1	0	0	0	1
一身上の都合	32	35	40	51	52	210
家事都合	3	5	3	0	1	12
就職	23	26	29	37	38	153
必要単位修得	2	0	0	2	0	4
修論未修	1	0	0	0	0	1

私費留学	3	0	0	1	2	6
その他	1	0	3	2	0	6
合計	164	171	178	198	196	907

<編入学生及び転科・転部学生の状況>

編入学は3年次に、転部・転科についても3年次に（法学部では2年次にも実施）実施している。実施状況については以下の表のとおりであるが、短期大学への進学者が減少してきたこと、学部・学科の志望動機が不明確なまま入学してきた学生が入学後に進路変更を希望すること、就職活動が3年次後期から開始し編入や転部・転科後に勉学のために十分な時間が確保できないことなどを勘案すると、現行の3年次での編入学や転部・転科は再考の余地があると考えられる。

<転部、転科、編入者数>

(単位：人)

	1998	1999	2000	2001	2002	合計
編入	94	90	110	119	95	508
転部	21	4	7	6	12	50
転科	2	5	7	2	3	19

(4) 教育研究のための人的体制

(教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続)

A群 ・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

B群 ・教員選考基準と手続の明確化

教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

(教育研究活動の評価)

B群 ・教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

立教大学は、以下に述べるように手続の細部には違いがあるが、全学部（全カリを含む）とも、教員の任用、昇格は、全学規定である「教授・助教授・講師任用規定」にしたがうとともに、全学部（全カリは除く）とも、「立教大学教授会規定」第4条および第6条2にしたがい、構成員の三分の二以上の出席をもって成立する教授会の出席者数の三分の二以上の多数決をもって決している。細部の違いは、各学部の特殊性に基づく、任用、昇格候補者の教授会への提案の手続にある。したがって、採用・昇格人事の手続に際しては、厳格かつ透明な手続が整備されており、かつ、各学部（全カリを含む）とも、当該手続を遵守して採用・昇格人事を進めており、運用は適切であると評価できる。なお、免職処分は、立教大学ではなく、立教学院が、就業規則にしたがって行う。

また、教員選考にあたっては、言わずもがなではあるが、研究実績が非常に重要であるため、これまでは、一般に、研究実績を最重要として、評価を行ってきた。しかし、特に、近年、大学などの研究機関以外からの教員採用の可能性も拡大していることから、研究・

教育能力など多角的な評価基準を設けて採用するよう心がけている。

**文学部**では、学科会の議を承けた教授会による発議に基づき設置される新任人事検討委員会が、「文学部人事検討委員会内規」にしたがって審議した新任候補予定者を教授会に提案する。当委員会は、当該学科2名、関連学科1名、非関連学科2名（このうち1名が委員長）で構成される。関連・非関連の区別は、本学部の8学科と学校・社会教育講座とを2群に分けて決められる。あえて、関連学科の教員が委員長にならないことが、公平性を保つだけではなく、文学部教育に貢献できる教員を任用しようとする意志を反映している。選考は発議の要件に照らしてきわめて厳正に行われ、募集方法についても委員会の判断に委ねられている。すなわち、本学部で長年行われてきた、最適任者を意欲的に求める周知の方法である「推薦による教員募集」と、近年その数が増加してきた、広く開かれた「公募による教員募集」とが併用されている。

昇格については、文学部人事委員会が、同委員会内に昇格人事検討委員会を設け、「文学部人事委員会内規」および「文学部昇格人事検討委員会内規」にしたがい、特に、研究業績を中心に検討・審議の上、教授会に昇格予定者を提案している。

**経済学部**では、1990年5月に「公募による教員任用に関する経済学部内規」および「公募委員会申し合せ」を設定し、1991年度以降、公募による教員募集と推薦による教員募集を併用している。公募による場合、できるだけ多くの人に周知するため、経済・経営・商学に関する学部、大学院を有する全国約300の大学研究機関に公募用紙を送付するとともに、国立情報学研究所により、学術情報センターのホームページに掲載している。現在までのところ、1991年度以降新規に採用された教員の内、約半数は公募により任用されている。

さて、上記の規程によると、公募による場合、5名からなる公募委員会を組織し、募集要件に基づき書類審査し、候補者を教授会に推薦する。なお、候補者が2名以上の場合は、教授会の審議により相対多数の候補者1名を決定し、その候補者について出席者の3分の2以上の多数決により決定する。また、推薦による場合には、教授会構成員から候補者を募り、3名より成る推薦委員会を組織し、候補者を審査する。教授会は推薦委員会により推薦された候補者について、公募と同様に出席者の3分の2以上の多数決により決定する。

任用後の昇格については、「教授・助教授・講師任用規定」に規定されている年数の基準（教授昇格の場合は助教授7年以上、助教授昇格の場合は講師2年以上）を満たした者について本人の自己申告による業績等について厳格な昇格審査を行い、教授会出席者の3分の2以上の多数決により決定する。

**理学部**では、教授会への新任候補予定者の提案は、原則として、提案学科が学科内に設置した人事選考委員会が行う。募集は公募あるいは推薦によって行う。特に若手教員を新任する場合は公募を行っている。研究実績は、主として査読つき欧文学術雑誌に公刊した論文に基づいて評価を行っている。（自然科学においてはこの評価方法は広く受け入れられている。）教員の昇格も、学科から教授会に提案される。なお、理学部においては、教授昇格人事は、教授だけからなる教授会において行われるが、その手順は同様である。

**社会学部**では 教員の任用に対する手続は、所属が予定される学科において学科長提案により任用人事が発議される。これを受けて、当該学科では公募あるいは推薦等の候補者選定方法について決定した後、候補者の選定作業を開始する。候補者が選定された後、当

該学科では最終候補者を審議決定し、教授会に提案する。教授会においては、提案された最終候補者について人事委員会（候補者が所属する学科の学科長1名に加えて3学科から1名ずつの計4名で構成し、委員長は当該学科以外の学科に所属する委員2名から互選する）を設置し、人事委員会の審議結果に基づき教授会で任用の審議を行った上で、任用の可否を教授会の決定に委ねる。教員選考手続における公募制は、方法の一つとしてすでに導入されている。過去の実施経験では、若手教員の任用に際しては、公募制は優れた実績をあげる場合が多いと考えられるが、中堅教員の任用では応募者が約100名いたにもかかわらず最終候補者を決定することができなかつた事例が複数あつた。これにより、公募制については、教員任用の状況に応じて適宜採用することになっている。

昇格については、「教授・助教授・講師任用規定」に基づき昇格の資格がある者について、本人が所属する学科において学科長提案により審議がなされた後、教授会に昇格候補者として提案される。これを受けて、教授会においては人事委員会（候補者が所属する学科の学科長1名に加えて3学科から1名ずつの計4名で構成し、委員長は当該学科以外の学科に所属する委員2名から互選する）を設置し、人事委員会が昇格の審議を行った上で、昇格の可否を教授会の決定に委ねる。

**法学部**では、採用・昇格人事にあたっては、ともに、法学部教授会における投票により学部長を含む5名の審査委員を選出し、人事委員会を組織する。審査委員会は、候補対象者の業績について審査・評価の上、教授会の場において、最終候補者1名の業績内容の紹介と評価および採用・昇格の可否について報告する。その後、審査対象者の業績を一定期間、教授会メンバーの閲覧に供した上で、再び、教授会において昇格可否を問う投票が行われる。

なお、法学部では、専任教員（教授、助教授、講師）の新規採用については、公募制はほとんど用いてこなかつた。各専門分野における活動の評価を考えた場合、必ずしも一般公募制が適切でないケースが多いと判断したためである。しかし、現実には、新規採用の候補者選定に当たって、関連分野の学会関係者、大学教育機関の関連研究者などに広く呼びかけて候補者情報を得ており、審査については、上記のとおり、きわめて慎重に、能力・適正・業績を総合的に検討する制度をとっている。新規採用について、これまで問題はみられず、必要とされる分野で能力が高く評価される人材を採用してきた。

**観光学部**では 教員の任用に際しては、学部長提案により、教授会に対して、任用人事が発議され、教授会は、これを受けて、6名から構成される人事委員会を設置する。人事委員会は、公募あるいは推薦等の候補者選定方法について決定した後、候補者の選定作業を開始し、選定した候補者を教授会に提案する。また、昇格については、「教授・助教授・講師任用規定」に基づき昇格の資格がある者について、学部長の発議により、教授会において設置される5名から構成される人事委員会が、教授会に昇格を提案する。

**コミュニティ福祉学部**では 専任教員の任用にあたっては、学部長が教授会において「専任教員任用人事検討委員会」の設置を発議する。この検討委員会は5名の委員をもって構成するが、学部長が人事委員長に諮り、これを決定する。候補者の募集は公募とするが、具体的な方式については検討委員会が決定し、これを教授会に報告し、候補者の選定作業を行う。検討委員会は候補予定者を決定した後、委員長が教授会に対して審議経過および結果を報告する。また、昇格については、「立教大学諸規程集」の「教授・助教授・講

師任用規程」に基づき、学科長が昇格に該当する候補者をまとめて学部長に報告し、学部長は人事委員会（常設）に「昇格人事検討委員会」の設置の可否を諮問する。人事委員会の答申により候補者がある場合には、学部長は教授会に昇格人事検討委員会の設置を發議し、教授会がこれを承認する。昇格人事検討委員会の委員の定数は原則4名とする。学部所属の全学共通カリキュラム言語担当教員が候補者である場合には、全学共通カリキュラム運営委員会から推薦される委員1名を含む。学部の必要に応じてその委員が1名以上になることがある。昇格人事検討委員会の学部内委員は学部長が選任し、教授会がこれを承認する。また、**コミュニティ福祉学部**では、臨床、実務、実技面の教育担当者の場合、任用に際して、教育能力の把握の一環として、候補者に模擬授業を実施してもらう場合がある。

**全カリ**は、上記に述べた各学部とは異なり、独自の組織をもたないことから、任用・昇格人事は、以下の手順を踏んで行われる。「全カリ」は、全学部の教員によって担われるのが原則であるが、言語科目および総合科目の一部の科目（スポーツ、音楽など）担当の専任教員については、専門性が高く、学部の専任人事としては扱いが困難なため、全カリ運営センターによって、その募集・選考が行われる。しかし、当該専任教員も学部にも所属することになるため、部長会での枠発議の際に所属予定学部を決定し、その人事は、以下のよう、全カリ運営センターのみでなく所属予定学部もまじえたかたちで進められる。

全カリ運営センターの専任教員の募集・選考は、「全カリ運営センター専任教員人事細則」に則り、運営委員（学部の代表）が委員長となり、複数の教育研究室からの室員、および所属予定学部の代表によって「専任人事検討委員会」が設置される。公募または人事委員会委員からの候補者の推薦により、全カリの理念にふさわしい人材を選考し、運営委員会に提案を行う。また、全カリで採用を行った言語科目ならびにスポーツ、音楽などの総合科目の専任教員の昇格に関する事項は、それぞれの所属学部の所轄となるが、昇格人事の審議に全カリでの活動や貢献を反映させるため、全カリ運営センターより審査委員を選出することになっている。

全カリ運営センターでは、カリキュラムの目的を達成するため、研究業績偏重の人事を廃し、「教育実績と教育能力」を重視している。この点を反映して、専任教員の選考においては、単なる業績の審査のみならず、教歴の評価や、面接での模擬授業や授業見学を実施している。この新たな採用基準により、これまでに、言語科目で21名、総合科目で3名の新任教員が着任している。また、後述する嘱託講師の教育実績については、在職した教育機関の種別により点数化を行い、一定以上であることが採用の要件となっている。現在、5言語（英、独、仏、スペイン、中）で、ネイティブおよび日本人の嘱託講師が、計41名在籍している。

#### （教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続）

#### C群：任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

教育研究環境の変化が急速な今日、教育研究の充実には教員の適切な流動性を確保することが不可欠であり、立教大学では、定年制による専任教員の他、任期1年で4回まで更新可能な任期制の専任教員を1997年度から採用し、その数を徐々に増やしてきている。本学の任期制の専任教員は2つのカテゴリーに大別され、最初に導入された、主として外国



語教育にあたる任期制専任教員を嘱託講師、その後 2002 年度から任用されるようになった、大学院・学部において教育研究にたずさわる任期制専任教員は特別任用教員(一般的には、特任教授、特任助教授、特任講師)と呼んでいる。

特別任用教員の任用の手続は、既に述べた任期制でない専任教員と同じである。

嘱託講師の募集・任用手続は、「全カリ運営センター嘱託講師人事細則」に則り、運営委員、当該言語の教育研究室の主任、他の言語教育研究室の主任、および言語部会長によって「嘱託講師人事検討委員会」が設置され、当該言語教育研究室主任またはその他の人事委員の候補者の推薦により、全カリの理念にふさわしい人材を選考し、運営委員会に提案を行う。

### (教育研究活動の評価)

#### B群：教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

教員の教育研究活動については、学部によって、その専門領域の違いから、細部には違いがあるが、概ね以下のような方式で検証・評価が行われている。

##### (1) 教授会

教授会が所属教員の教育研究活動の成果を検証する制度のうち、もっとも基本的なものが昇格人事における業績審査である(採用人事の際の業績審査については前項を参照)。

専任講師から助教授、助教授から教授へという昇格人事手続において、教育研究成果の実証的な検証にもとづいた厳正な審査が実施される。昇格人事の基準・手続は教授会の内規に定められ、それにしたがって公正かつ合理的な審査が実施されている。昇格人事にあたっては、教授会で複数名からなる審査委員会が選任される。審査委員会は、対象者の業績について審査・評価の上、教授会において業績内容の紹介と評価および昇格の可否について報告する。これにもとづいて教授会は昇格の可否を投票で決定する。

##### (2) 学部単位の研究会

教員の研究成果の相互評価として中心をなすものが、法学部の「法政文化研究会」をはじめとする各学部単位の研究会である。

研究会では、各教員が自己の最新の研究内容を報告すると同時に、通常の学会報告などと異なり、報告者の日常的な研究活動をよく知る同僚教員の評価を受けることができる。また、学部の同僚教員には、所属学科や課程を異にする隣接領域の専門家も含まれ、そうした異なる領域の教員との議論を含む点でも、この種の研究会は、研究活動の成果の相互検証の場として、有効に機能していると思われる。

##### (3) 共同研究の組織化

教員が相互にその教育研究活動を日常的に検証するためには、複数の教員が共同研究のプロジェクトに参加するよう求めることも有効である。共同研究を企画・立案し、これを組織化して成果をまとめるためには、各教員が互いの成果について批判・検討し、その改善に努める必要がある。特に、全学的な立教大学 SFR、さらに学外の科研費をはじめとする競争的要素をもった資金獲得の試みに加わり、申請に対する採否の判断を受けることは、教員の教育研究活動に一定の評価を与えられることを意味する。

#### (4) 教育研究活動の公表

本学の全専任教員の教育研究活動の状況は、『研究教育要覧』(1996年以降、隔年で発行)において公表されている。また、これとほぼ同一の情報は、学術情報研究センターにおいても提供されており、社会一般の自由な閲覧に付されている。

以上のような複数の場が用意されていることにより、全教員がその教育研究活動に対して適切な評価を受けることが可能である。なお、冒頭にも記したように、上記の方式は、学部、学科あるいは教員の専門領域による偏差をとまなう。例えば、文学部・文学研究科では、学部規模の統一的な学会誌は存在せず、各学科・専攻に基礎をおく学会誌が存在する。また、主として全学共通カリキュラムの言語科目を担当する教員については、所属学部の同僚教員が、その教育上あるいは研究上の成果を内容に即して検討することが実質的に不可能である場合が多く、全学共通カリキュラムで言語教育にあたる教員集団で、相互検証・評価に取り組むのが一般的である。

なお、従来、教員の教育研究活動についての検証・評価は、全学共通カリキュラムの教育改善に向けての組織的な取り組みとの関連で試みられる場合など、一部を除いて教育の部分が研究の部分と比して立ち遅れていたが、近年、教育改革への関心が高まる中で、状況の改善のきざしが認められる。

## 2 大学院

### (1) 学生の受け入れ

#### (学生募集方法、入学者選抜方法)

##### A群 ・大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

本学大学院研究科では、学部入学試験とは別に、各研究科が入学センターと連携しながら学生募集、入学者の選抜を行っている。入学者選抜方法は、各研究科、専攻に委ねられているが、全体として、秋季入試と春季入試の2度の入試を実施しており、学部の出身大学にとらわれず、広く有為な人材を選抜すべく、「一般入試」、「社会人入試」、「外国人入試」を行っている。入試科目については、各研究科の特色に合わせて、筆記試験、語学試験、論文試験、口頭試問、面接などを実施している。

#### (学内推薦制度)

##### B群・成績優秀者に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

本学では大学院研究科における他大学出身者の割合が非常に高い。しかし、学部教育と大学院教育の一貫性を持つことで本学の特色を維持し、なおかつ、大学院進学を希望する学生が、受験勉強に時間をとられずに研究に十分な時間を当てることができるようにすることで、効率よく受けやすくすることを目的としている。この制度は経済学研究科、理学研究科、社会学研究科、観光学研究科で採用している。各研究科の詳細については、それぞれ後述する。

#### (門戸開放)

##### A群 ・他大学・他大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

入学者選抜において広く募集をしているため、本学の大学院研究科における他大学・他大学院学生の割合は非常に高く、門戸開放は十分に行われている。

#### (飛び入学)

##### B群 ・「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

本学においては「飛び入学」制度は採用していない。

#### (社会人の受け入れ)

##### B群 ・社会人学生の受け入れ状況

各研究科の選抜試験において幅広く社会人入試を実施している。例えば、文学研究科では、10 専攻中 7 専攻（組織神学専攻、日本文学専攻、史学専攻、地理学専攻、心理学専攻、教育学専攻、比較文明学専攻）において社会人入試を実施している。

「社会人」の条件としては、(1) 教育、福祉、宗教、国際協力、ボランティア、芸術文化、その他何らかの社会的実践活動を、出願時までに 2 年間以上経験しており、次年度 4 月 1 日に満 24 歳以上であること、(2) 学校、官公庁、団体、企業などで、出願時までに 2 年以上の就業経験があり、次年度 4 月 1 日に満 24 歳以上であること、のいずれかに該当することが求められる。入試においては特別措置を講じ、社会人の入学に配慮している。

一方、独立研究科は、社会人入試以外は行っていない。2 年間の実務経験を有するものが応募条件となっており、学生全員が社会人学生となっている。実務経験を有する学生間の意見交換は、それ自身が授業の質を向上させる役割を担っている。学部卒業の学生とは関心の対象が異なり、学卒直後の進学者と社会人とが混在する環境では授業を維持することができないと判断し、全員を社会人とした。平均年齢は、初年度 34 歳、2 年目 33.3 歳というように社会人として将来を期待される人材が集う研究科になっている。

#### (科目等履修生、研究生等)

##### C群 ・科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

方針は、各研究科にゆだねているが、大学としては教育ニーズの多様化に対応して広く受け入れ、教育・研究を教授することで社会貢献を行うことを目標としている。経済学研究科でいえば、社会人の受け入れは現在のところ、夜間開講の「国際企業環境コース」がもっぱら担う形になっている。このコースは最低 1 年間の社会人経験を入学資格の一つにしているため、学部在学者は受験できない仕組みになっている。この他の大学院でも、科目等履修生・研究生・聴講生を毎年複数受け入れることで、教育ニーズの多様化に対応している。

ただし、独立研究科では科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れはしていない。しかし、現在 2 年次になった初年度入学者より、卒業後も科目等履修生などの形で大学院での講義履修を希望する声が多く、現在検討中である。

(外国人留学生の受け入れ)

C群 ・外国人留学生の受け入れ状況

・留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

外国人留学生は、国際センターと連携しながら積極的に受け入れている。また、学業面でのサポートは国際センターの学生チューター制度が有効に活動している。

独立研究科においては外国人入試はホスピタリティデザイン専攻のみで行っている。ホスピタリティビジネスに関しては、アジアを中心に留学生に高い人気があるため、この受け入れには特別なカリキュラムを組むなどの努力をした。夜間カリキュラムではビザが発給されないため、留学生用の特別カリキュラムを昼間に設置するなどの工夫をしている。留学生用の必修科目は6単位[日本語コミュニケーション1、日本語コミュニケーション2、プレゼンテーションテクニック(日本語)]、選択必修科目は14単位を設けている。このため、少人数の外国人留学生のための少人数クラスを設定するというコストを負担している。留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定については、受験に先立つ面談なども行い、十分な調査をした上で受験資格の認定をしている。しかし、こうした努力を含めて、現状では採算性からも教員の負担という視点からもこのままの状況を維持するのは難しい。

(定員管理)

A群 ・恒常的に著しい欠員が生じている大学院研究科・専攻における対処方策の適切性  
**文学研究科** 前期課程における定員充足と広く多様な能力を持つ学生を得るために、入試機会の増大と入試方式の多様化を図るべく、秋季と春季の2度入試を実施し、秋季入試においては社会人入試と外国人入試を行い、また春季入試においては筆記試験を課さずに論文と口頭試問による独自の選抜方法を行っている。

しかし、応募者が少なく定員割れをしている専攻もある。文学研究科全体でも2002年度前期課程1年次生の定員110名に対して在籍者は102名(定員の93%)、同2年次在籍者は104名(定員の95%)に留まっており、著しい欠員状況ではないが全体としては定員を満たしてはいない。各専攻の定員充足率にはバラつきがあり、充足率の低い専攻についてはその原因の究明と対策とが課題とされている。

なお、大学院入試については、合格者に対して、受験者の側からの入試制度の問題点だけでなく、志望理由、将来の進路などについて、入学時点でアンケート調査を実施し、多様な受験動向の把握に努める必要がある。

**ビジネスデザイン研究科** 各専攻1学年の収容定員45名、両専攻併せて1学年90名の定員で開設した。初年度の研究科全体の志願者数は213名で、ビジネスデザイン専攻167名、ホスピタリティデザイン専攻44名という志願状況であった。入試選抜の結果、合格者107名を出したが、専攻別にはビジネスデザイン専攻85名、ホスピタリティデザイン専攻22名となった。

ホスピタリティデザイン専攻の初年度の実験者は44名にもかかわらず、22名の合格者しか出せなかった。定員確保の観点からは応募者全員を合格にすることで定員問題は発生

しないのだが、本研究科のカリキュラムは共通部分が多く、両専攻の学生間にレベルの差があることは問題と考えた。その結果、ビジネスデザイン専攻の学生数が多くなり、定員間にアンバランスが生じている。開設2年目も、下記の表にあるように、この傾向は変化がないため、専攻の定員やカリキュラムを含めて開設3年目より大幅な見直しをすることとなった。

過去2年間の志願者および合格者は以下ようになる。

	02年度 志願者	02年度 合格者	03年度 志願者	03年度 合格者
ビジネスデザイン専攻	167	85	123	90
ホスピタリティデザイン専攻	44	22	26	18

専攻別に見ると、ビジネスデザイン専攻の志願者が多く、2年間とも大幅な定員超過となる一方、ホスピタリティデザイン専攻は予想を下回る志願者であった。この問題に対する分析は、以下のようにまとめられる。ホスピタリティデザイン専攻としながらも、観光事業関連の科目が中心となり、志願者の職種や研究対象を狭くしてしまった。そのため、人間系のサービス全般を対象とするより広範なホスピタリティ・ビジネスを学修・研究しようとする社会人のニーズに適う事ができなかった。加えて、米国のテロや日本経済の停滞による観光関連事業自体の状況もあり、企業として大学院教育に積極的に関われる企業が少なかった。しかも、観光関連事業に従事する社会人は、夜間や土曜日の授業開講があっても、その業務の性格上、通学の条件を充たすことが困難であることが判明した。こうしたホテル・旅行などの観光分野における状況は中・長期的に変化することはなく、この分野からの志願者が多くならないものと分析している。

入学者の志願状況の分析より、ホスピタリティデザイン専攻の科目内容を再検討し、本来のホスピタリティビジネスの原点に回帰して、社会的なニーズに適うカリキュラムを補完するとともに、定員を削減し、ビジネスデザイン専攻に定員を移動させることとした。これは教員負担の実質的平準化を形式上も整えることになる。

他方、定員の増加を行うビジネスデザイン専攻は、今年度技術分野での起業・新規事業開発を志望する大学院生を対象とした授業プログラムの開発に着手し、2004年度よりMOT (Management of Technology) 科目群を構成するコース (科目履修のガイドライン) の設置を決め、ホスピタリティデザイン専攻の定員移動を受け入れるカリキュラム体制を整えることとした。

新コースの名称は、シードマネジメント・コース (Seed Management Course) とし、その特徴は、理工系大学院のMOTとは異なる先端技術を活かすことのできる社会科学系大学院による経営者育成コースという位置づけである。ビジネスデザイン専攻は、その設置の当初より技術と経営の融合を重視しており、テクノトレンドやテクノロジー&ストラテジーといった科目を設け、技術環境を認識し、これをビジネスに融合させることのできる視野の広い人材育成を目指してきた。シードマネジメント・コースは、これを意図的に再編成するものであるが、技術そのものの理解ではなく、技術をシーズとして企業経営に取り込むことのできる人材育成のためのカリキュラムであり、社会科学系大学院では唯一の

試みであると思われる。

こうした新たなカリキュラムコンセプトに基づき、ビジネスデザイン研究科は以下のよう  
に二つの専攻間で定員を移動することとした。

ビジネスデザイン専攻 (45名) → (65名)

ホスピタリティデザイン専攻 (45名) → (25名)

また、社会人の場合には、4月に異動などの問題が発生する。そのため、既存の研究科  
とは異なる定員管理が必要になっている。

## (2) 教育・研究のための人的体制

(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)

A群：大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の  
適切性

学部に基礎をおく研究科については、学部において専門教育を担当する教員が大学院を  
担当するので、学部の項を参照されたい。

**独立研究科**については、任期制教員については、学部で述べた手続に準じて、独立研究  
科における発議で人事を行うことができる。しかし、任期制でない専任教員については学  
部所属を原則とするため、独立研究科であっても、学部所属を決め、学部人事との調整が  
必要になる。現状では、任免・昇格に関する基準・手続とも任期制以外の専任教員につ  
いては学部での発議による。立教大学の専任教員はすべて、原則として、いずれかの学部に  
所属することになっているためである。しかし、独立研究科における教育研究の維持発展  
を保証しうる任用・昇格人事決定のための制度を構築する予定である。

大学院担当の専任教員の募集は、任期制教員については今後、法科大学院が設置される  
と、大学院教員を制度的に設ける必要がある。

(教育・研究活動の評価)

B群 ・教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

教員の教育活動及び研究活動の評価を直接は実施していない。しかし、研究科独自の学  
生による授業評価は、アンケートなどで実施しており、教員の教育活動の評価に資する。  
研究活動に関しては、大学全体で研究内容の情報開示を行なっている。

C群 ・教員の研究活動の活性化を評価する方法の確立状況

・教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況

有期教員については、1年の任期制であるため、継続的に研究を評価し、これを活性化  
できる条件にない。研究を中心にした任期制教員を招聘するのであれば、最長5年の期間  
を鑑み、その就任当初より共同研究を行う研究者を招聘しなければならない。しかし、独  
立研究科では実務上の経験を有する教員を主として教育を目的として招聘している。教育  
活動で十分な評価を得られない場合、たとえ研究業績に評価できるものがあったとしても、本来  
の目的と異なるため、継続して委嘱することは困難である。

任期制でない専任教員も、無期限に独立研究科での教育を担うとは限らない。独立研究  
科での教育は、学部教育や教員の研究に刺激を与える部分が多いが、現状の独立研究科の

運営に関わり続ける限り、その負担の大きさからして、研究成果をまとめることや学部教育への十分な還元はできない。

その上、独立研究科の専任教員は学部所属を原則とするため、研究科独自で研究活動を活性化できる状況にない。COEなどにおける拠点研究は、独立した組織が必要とされるが、大学の現在の方針では、独立研究科が拠点を形成できる状況にはない。

現在は、このような制度上、所属学部で評価することになっている。独立研究科のように教員負担の大きい研究科は、評価方法を確立できるような条件を整えるべきである。

これらの課題を解決するために、現在、「独立研究科将来構想検討グループ」が発足し、検討を進めている。

#### (大学院と他の教育研究組織・機関等との関係)

B群・学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

学内の大学院と学部、中でも特に経済研究所、産業関係研究所および観光研究所の間には、独立研究科専任および兼担スタッフとしての人的交流により、緊密な関係を構築できる。その人的交流は独立研究科の専任および兼担スタッフとしてかかわりを有している。

学外は、文部科学省のオープンリサーチ整備事業「ビジネスクリエーター創出センター」を介して多様な人的交流を持つ。日本DBMとはキャリア形成に関する研究を行っている。また京都のNPOと立教中高はじめ豊島区の高等学校などと起業家教育プログラムの開発を行っている。豊島区とは一般の起業家教育プログラムを開発し、実施する計画である。

### 3 総合研究センター

#### 1. はじめに：その設立過程

立教大学はキリスト教教育を基本的な理念として設立された大学である。研究者個人々の自由な研究・教育活動を保証し、大学が培ってきた知の営みを社会に積極的に分かち合おうとする立教大学に広く見られる傾向は、その理念が具体的に現れた結果と言えよう。立教大学は、実際、その長い歴史の中で、研究者の自主性を尊重し、また、様々な知の営みを社会に還元できるような教育環境を整えてきた。こうした研究環境の中で、立教大学における研究所は、研究者の自主的なプロジェクト教育・研究から立ち現れてきた組織として理解できる。ある視座からすれば、研究所は、ある特定の研究目的を実現するための研究機関として理解することが出来る。しかし、立教大学では、まず、研究者側の自主的な研究活動が始まり、それらの知の営みが社会に還元されていく過程で、制度的な営みが生まれ、それらを大学が研究所として認可するという歴史的流れを経てきた。アメリカ研究所、産業関係研究所、キリスト教教育研究所、ラテンアメリカ研究所、社会福祉研究所、観光研究所といった伝統のある研究所は、そうした研究者の自主的な教育・研究活動から立ち現れた研究所であり、かなり早い時期からそれぞれの研究所は大学の知の営みを社会に還元してきたと言える。

このように、様々な研究所は、それぞれで研究されてきた知の営みを社会に出来るだけ還元し、大学と社会との有機的な関係を維持するという機能を発揮し、様々な社会貢献を行ってきた。しかし、こうした自由な研究活動は、同時に、いくつかの問題を抱えていたことも事実である。大学はその状況、状況で、各研究所の設立に関わってきたため、大学のそれぞれの研究所に対する援助がまちまちであるなど、研究所間の矛盾を抱えていた。例えば、研究所に対する事務組織のサポートが研究所によって異なっていたし、研究活動に対する資金援助についても、研究所によって異なっていた。そのため、大学として各研究所に共通の組織的サポートをする必要が迫られていた。大橋英五前総長はこうした各研究所の現状に対する危機感と、それに対する改革の必要性を感じて、以下のような言葉を語った。

大学院改革とともに、研究所の整備・発展も、今後の本学の大学改革の中で重要な課題となる。本学の研究所がそれぞれに特徴ある研究を推進し、社会に貢献していくことは、本学の将来にとって、決定的に重要と思われる。

(1999年9月21日研究所連絡会の開催についての提案)

以上の提案を受けて、1999年10月8日、理系の原子力研究所など一部を除き、アメリカ研究所、産業関係研究所、キリスト教教育研究所、ラテンアメリカ研究所、社会福祉研究所、教会音楽研究所、英語教育研究所、アジア地域研究所、ジェンダーフォーラム、観光研究所、心理教育相談所、経済研究所、日本学研究所の13団体が集まり、多様な組織体を横断的に、さらに組織化できるかどうかを吟味するための研究所連絡会議が開かれた。

この会議では、それぞれの研究所が抱えている事務職員や資金援助に関する問題点を紹介することから始まった。しかし、すでに、嘱託職員、アルバイト費用や紀要、図書に関



する研究費の補助などを受けていたアメリカ研究所、キリスト教教育研究所、ラテンアメリカ研究所、社会福祉研究所、観光研究所など既存の団体は、現状では、それほどの問題は感じられないとの態度表明があったが、それ以外の研究所では様々な問題を抱えていることが示された。会議では、そこで指摘された問題を看過できないとの結論にいたり、研究所群を有機的に関連づける組織体の設置に努力することが確認された。

なお、連絡会議の過程で、ジェンダーフォーラム、心理教育相談所はその組織の性格からして研究所連絡会議のメンバーにはなじまないとして、オブザーバーとしてその会議に参加することとなった。また、ウエルネス研究所の立ち上げを認め、新組織のメンバーに加わることを了解した。したがって、連絡会議の正式メンバーは12の団体で発足することとなった。

## 2. 研究所連絡会議における検討課題：立教大学総合研究センターの設立

1999年10月に第1回の研究所連絡会議が開催され、その後、2001年7月19日の連絡会議まで、その回数は13回を数えた。様々な問題点を議論してきたが、特に、以下の内容に焦点を絞り、検討してきた。

- ・各研究所の歴史的歩みの尊重
- ・各研究所のミッチェル館移転に伴い、事務業務と図書保管や運用方法の一元化の促進
- ・各研究所の大学への連絡や依頼、調整を総合研究センターが行っていくことの検討
- ・研究所の研究活動を研究センターとしてサポートし、各研究所間の横の連携の活性化を促すための検討

研究所連絡会は、以上の内容を検討し、それらを各研究所の共通の理念、検討課題として確認した。連絡会議は、さらに各研究所を統括する新たな組織の立ち上げの必要性を確認し、その組織を立教大学総合研究センターとし、そこに以下の研究所と、センター事務室を設置することとした。

1. アメリカ研究所
2. 産業関係研究所
3. キリスト教教育研究所
4. ラテンアメリカ研究所
5. 社会福祉研究所
6. 観光研究所
7. アジア研究所
8. 英語教育研究所
9. 教会音楽研究所
10. 経済研究所
11. 日本学研究所
12. ウエルネス研究所

その組織の立ち上げに際して、総長室長、総長補佐、図書館、財務部、研究助成課と研

研究所連絡会のメンバーによって構成された総合研究センター設立準備ワーキンググループが設置され、総合研究センターの研究所とセンター事務室との関係や、センター事務室と他の事務組織との有機的関係を吟味した。ワーキンググループはまた、以下の点に焦点を絞りながら、吟味した。

- ・総合研究センター（ミッチェル館）改修計画
- ・総合研究センター事務室業務分掌
- ・総合研究センターおよび、各研究所会計処理に関する内規作成
- ・総合研究センター図書運用に関する内規
- ・総合研究センター書庫配架計画
- ・各研究所移転計画

既に存在する組織を新たな組織に改変することは、極めて困難な作業であった。しかし、研究所連絡会を何度も開き、そこで様々な問題を議論しながら互いにその問題を共有したことや研究所連絡会と事務サイドとの緊密な連携が2002年度4月の総合研究センターの設立へと導いたと考える。

### 3. 総合研究センターの目的と作業内容

総合研究センターの基本的な目的は、第一に、各研究所のそれぞれの研究活動を支え、それぞれの研究所の活動が十分に社会に還元できるように援助することである。その目的の第二は、それぞれの研究所の相異なる専門分野と独自性を尊重しつつ、それらの分野間の共同研究・共同調査を推進し、新たな文化の創造と学術の進歩に貢献することに努力することである。これらの目的に添って、総合研究センターは以下のような具体的な事業を行うこととした。

1. 共同研究プロジェクト
2. 研究センターおよび各研究所の紀要、その他の研究資料の編集・刊行
3. 研究センターおよび各研究所の研究会、講演会及び公開講座等の開催
4. 国内外の大学及び研究機関の交流
5. その他研究センターの目的を達成するための必要な事業

以上の活動を具体的に実行していくため、総合研究センターにセンター事務室（以下事務室とする）を置き、以下の作業に従事することとした。

- 1) 研究所の調査研究（文部科学省、私大連、基準協会、科学研究技術研究費）に対する援助
- 2) 各研究所に関する学内刊行物原稿の事務作業（要覧、ハンドブック、名簿）の援助
- 3) 受託研究に関する事務作業（契約、報告書、文書業務、研究助成に関する業務、経理、伝票処理）の援助
- 4) 指定寄付に関する事務作業

- 5) 対文部科学省に関する補助金、申請、報告書、決算に関する援助
- 6) 研究所事務出勤管理
- 7) プロジェクト研究に関する事務業務（応募書類、受付業務、審査委員会・採択業務、経理）
- 8) 紀要関係の事務（論文の収集、紀要の配付事務）援助
- 9) 大学の補助金に関わる事務作業（予算、決算に関わる事務、物品購入に関する事務）
- 10) 図書業務（購入）

#### 4. 総合研究センターの過去2年間の活動

総合研究センターの活動は大きく分けて三つの活動領域が考えられる。

その第一は各研究所が企画する様々な教育・研究活動を日常的にサポートすることである。ラテンアメリカ研究所は、単位付与を伴う語学研修を開講し、観光研究所は、観光に関する講座を社会に向けて開いている。キリスト教教育研究所や社会福祉研究所は人間関係に関する講座やカウンセリングのプログラムを開講してきた。これらの講座はある時期定期的を開講されるため、そのための事務的サポートを必要とするが、研究センターがそのサポートを提供してきた。

活動の第二は、各研究所がその時々で、企画する様々な公開講座やシンポジウムに対する事務的援助である。その企画は以下に示すようにかなりの数に上るが、このことは総合研究センターを通して各研究所がその研究内容を活発に社会に還元していることを示している。総合研究センターの設立に合わせて、研究者間の有機的な関連づけ、学際的な研究を促進するためのプロジェクト研究という新たな研究企画が生まれたが、第三の活動はそれらのプロジェクト研究を事務的にサポートすることである。さらに、多くの研究所は紀要を発行しているが、そのための事務的援助も総合研究センターの活動の一部になる。以下に示される内容は総合研究センターを通して各研究所が過去2年間に行ってきた主な活動内容である。

#### 2002年度－2003年度 総合研究センター活動実績

##### 総合研究センター

###### 2002年度

設立記念シンポジウム「21世紀への提言－文明の抗争から共生へ」

##### アメリカ研究所

###### 2002年度

公開シンポジウム「マイノリティ&文化創造」

###### 2003年度

公開シンポジウム「アメリカの報道写真－キャパ・ヴェトナム・9.11」

##### 産業関係研究所

###### 2002年度

主催セミナー「小売業のカスタマー・エクイティ・マネジメント」

**2003 年度**

公開講演会「人的資源管理研究の最近の動向」

**アジア地域研究所**

**2002 年度**

公開公演・講演会「韓国音楽の夕べ—An Evening of Korean music」

国際シンポジウム「グローバル化する東南アジアの農業 社会変容と地域分化」

公開公演・講演会「視覚で語る・化粧—歌舞伎舞踊・中国京劇—」

**2003 年度**

公開公演・講演会「イデオロギーと創作舞踊伝統—北朝鮮の舞踊家・崔承喜をめぐって—」

公開公演・講演会「黄土の民はいま」

**キリスト教教育研究所**

**2002 年度**

カウンセリング講座

公開講座「いま、葬儀を問う」

**2003 年度**

公開講座「いま、葬儀を問う パート2」

カウンセリング講座

公開シンポジウム「弱さを絆に—べてるの家の25年の歩みから」

**ラテンアメリカ研究所**

**2002 年度**

受講生セミナー「『国際協力』における大切なこと—ワークショップで体感しよう—」  
「ギターと歌と私—スペイン・ブラジル・日本を弾き歌う—」

ケーナによるレクチャーコンサート

公開講演会「コスタリカを通して『ふつうの国』を考えてみよう」

第5回ブラジル・ドキュメンタリービデオ上映会

第33回公開講演会「現代のラテンアメリカ」

①小松亮太氏バンドネオン演奏

②三浦雅士氏講演

**2003 年度**

公開講演会「ポルトガル語文学—来日作家がその魅力を語る」

公開講演会「メキシコ音楽 ボレロー唄・記憶・アイデンティティ」

公開講演会「マヤ文明と現代世界」

受講生セミナー「ドミニカ共和国の音楽、バチャータ—民衆音楽の復権—」

「みんなおなじ みんなちがう みんなおなじ—村落開発普及員として  
みたニカラグア—」

公開講演会「マヤ文明と現代世界」(後編)  
第6回ブラジル・ドキュメンタリービデオ上映会  
リュート・レクチャーコンサート  
第34回公開講演会「現代のラテンアメリカ」  
①今福龍太氏講演  
②関野吉晴氏講演

## 社会福祉研究所

### 2002年度

第8回対人援助技術セミナー「カウンセリングマインドの体験レッスン IV」  
公開講座質的研究法第1回「グラウンデッド・セオリー・アプローチの分析技法」

### 2003年度

第9回対人援助技術セミナー「カウンセリングマインドの体験レッスン V」  
第11回家族援助技術セミナー「グリーフ・カウンセリングー喪失・哀悼・回復」

## 観光研究所

### 2002年度

旅行業講座  
ホスピタリティ・マネジメント講座  
公開講演会「わが国における旅行業の課題と展望」  
公開講演会「コロニアルホテルの現在」  
日韓合同ワークショップ

### 2003年度

旅行業講座  
ホスピタリティ・マネジメント講座  
日韓合同ワークショップ

## 英語教育研究所

### 2002年度

公開講演会  
「English In Hospitality Industry-Working As A Cabin Attendant Across Cultures」  
公開講演会「不確実な時代における日米関係」

### 2003年度

公開講演会「ヨーロッパ人はグローバリゼーションにいかに対処したか」  
公開講演会「国際ビジネスマンにとってコミュニケーション能力とは何か」

## 教会音楽研究所

### 2002年度

春 オルガングループレッスン  
ワークショップ「聖歌隊のためのワークショップ」

- 秋 オルガン講座（初級者、中級者コース）  
 秋 オルガンマスタークラス  
 リレー式公開講座「信仰と表現」  
 秋 ワークショップ「きらきら星オルガンを作ろう！」  
 レクチャーコンサート「300年にわたるイギリスのオルガン音楽－講演と演奏－」

**2003年度**

- 春 オルガン講座（中級者、上級者コース）  
 公開講演会「宗教改革と教派争いの時代（16,17世紀）における音楽と死をめぐって」  
 公開講演会「ヨーロッパの食文化と音楽」  
 オルガングループレッスン「フランスの即興形式について」  
 英国大使館クワイヤコンサート  
 夏 オルガングループレッスン  
 ワークショップ「聖歌隊のためのワークショップ」  
 公開講演会「ブラームスの宗教音楽－生誕170年を記念して」  
 秋 ワークショップ「きらきら星オルガンを作ろう！」  
 秋 オルガン講座（初心者・初級者コース、中級者コース）  
 秋 オルガンマスタークラス  
 秋 「聖歌隊のためのレクチャー」  
 連続公開講座「カテドラル」

**日本学研究所****2002年度**

- 公開シンポジウム「遊女の声聞く－中世から近代へ」

**2003年度**

- 公開シンポジウム「戦時下／日本の＜文化・文芸・国文学＞」

**経済研究所****2002年度**

- アウトリーチプログラム  
 製鉄所見学会および商社マンによる出張講座  
 公開講演会「次世代の金融サービスとビジネス・パーソン」  
 公開講演会「NAFTAとメキシコ経済－日本とメキシコの経済協力に向けて」

**ウエルネス研究所****2002年度**

- 公開講座「スポーツマーケティング講座」  
 「育ち盛りの栄養学・食事学講座」  
 「勝つためのスポーツ栄養学講座」  
 「フィジカルトレーニング実践講座」

## 2003 年度

公開講演会「海外におけるサッカー選手のマネジメント」

## 2002 年度立教大学総合研究センター プロジェクト研究費採択

(金額単位 : 千円)

種別	研究所名	研 究 代表者	研究 者数	研 究 課 題	申請額	採択案
研究 所内	キリスト教 教育研究所	市川 誠	3	キリスト教教育における 平和教育の研究	1,000.5	850.0
研究 所内	アジア地域 研究所	大橋 健一	7	アジアにおけるNGO活 動：その特色と課題	995.0	700.0
研究 所内	経済研究所	内野 一樹	7	簿記会計教育の現代化－ 北関東地域の高校をモデル・ ケースとして	700.0	700.0
研究 所内	ウエルネス 研究所	沼澤 秀雄	6	一貫連携教育における児 童・生徒・学生の身体活動 と発育発達に関する縦断 的研究	984.0	750.0
合 計					3,679.5	3,000.0

## 2003 年度立教大学総合研究センター プロジェクト研究費採択

(金額単位 : 千円)

種別	研究所名	研 究 代表者	研究 者数	研 究 課 題	申請額	採択案
研究 所内	キリスト教 教育研究所	市川 誠	3	キリスト教学校における 平和教育の実証的研究	915.0	915.0
研究 所内	社会福祉 研究所	木下 康仁	4	高齢夫婦世帯における夫 の家事・介護参加プロセス に関する研究	1,000.0	1,000.0
研究 所内	アジア地域 研究所	細井 尚子	5	記録用文字をもたぬ中国 少数民族の世界観を芸能 のシンボリズムから読み 解く方法の構築	1,000.0	1,000.0

## 5. 総合研究センターの活動の総括と反省

センターの活動目的は各研究所の様々な活動を事務的にサポートし、同時に各研究所間の学際的な関連づけを促進することにある。各研究所の社会に向けた様々な公開講座に対する援助はそれなりに達成することが出来たと考える。ただ、それぞれの研究所が自らの研究課題を内的に研究し、互いにその研究について研究員の間で議論するという研究活動の姿は十分に見えてこなかった。また、研究者間の研究を学際的に関連づけることを目的に設置されたプロジェクト研究は、研究所内部の研究者間の有機的研究をサポートすることは出来たが、研究所間の学際的研究を生み出すまでには至っていない。これらの問題は大学からの財政的援助がどれだけ得られるか、あるいは、研究所に関わる研究者に授業の免除などの配慮を大学として行えるかどうか、今後の活動の活性化を促す重要な要因のように思う。立教大学は研究所に関わる研究者への時間的配慮はいっさい行っていない。研究者はそれぞれが関わる学部と大学院において通常の授業に責任を持つという状況の中での研究所への関与である。こうした状況では、研究者間の専門を越えて、学際的な問題を研究するにはかなり難しい環境ではないかと考える。